

法政大学社会学部

優秀卒業論文集

2023

目 次

2023年度優秀卒業論文集に寄せて	社会学部長 宇野 齊	3
政治がクラシック音楽にもたらす危機について — アレントの議論に基づくナチ・ドイツとソ連における「音楽の政治的危機」の研究	出川 透真	5
関西人と関東人では意思決定方法が異なるのか？ ～プロスペクト理論による検証～	北川 博子	27
コミットメントデバイスとしてのリビング学習 ～「ソフト」か「ハード」か～	渕野 沙和	59
学業成績が大学生の幸福度に与える影響 ～GPAと経済状況、幸福度の関係～	高安 美月	77
20年代のショッピングモール表象に見る 「16号線的郊外」の「多面性」	西村 竜彦	101
国立市谷保からの示唆 —国立像を描き直す試み—	橋立 大駿	133
日本社会における児童虐待 —「子どもの権利条約」と日本の児童保護をめぐって—	甲賀 桃子	177
現代社会における「凡庸な悪」と自己と他者	中山 京佳	235

外国にルーツを持つ子どもの教育と学習支援 福田 巳夕 257

まちに活気を取り戻すための
中心市街地商店街の活性化 里見 和樹 283

フェイクニュースを身近に感じる
ワークショップの提案 内田 響 315

2023年度優秀卒業論文集に寄せて

法政大学社会学部2023年度卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。

2020年以降のコロナ禍で、思い描いていた大学生活とは異なるさまざまな体験を入学から重ねてきたことでしょう。演習Ⅰの説明会、募集、応募、選考、受講許可もほぼ遠隔で行われたと記憶しています。応募した当時の新2年生も慣れないことで大変だったと思います。

その後も演習を含む講義が、すべて遠隔から徐々に緩和されて来ました。その中で大学・学生生活や「ゼミの先生、ゼミの仲間」という感覚がこれでいいのかどうかをそれぞれが深く考えながら活動してきた事でしょう。そんな中でも先生方の工夫と、ゼミメンバーの学ぶ態度と意欲の表れがゼミでの切磋琢磨をいや増していたでしょう。

2023年度には、コロナ禍による規制はほぼ外され行動の自由を回復していました。皆さんは4年生として、就活などと並行しつつも、卒業論文執筆、そのための準備や調査での活動範囲は広まったものと思います。また、教員からの指導も対面で実施されてきたことでしょう。

優秀卒業論文に選ばれた学生に対する学部同窓会からの表彰は、今回からコロナ禍以前の形に、すなわち学位記交付後の学部祝賀会での戻りました。その席では数百人の同期卒業生から盛大な拍手・祝福を受けて表彰されました。

今年度の優秀卒業論文は厳正な審査を経て11篇が受賞しています。受賞された皆さんとお目にかかって、そのたたずまいはとてもしっかりしていると感じました。この数は優秀卒論表彰開始以降最大数です。コロナ禍といえども着実に研究を進め、すばらしい成果をあげたと認められる卒業論文が多数執筆されたことは大変喜ばしく嬉しいです。

優秀卒業論文を執筆された皆さん、受賞おめでとうございます！

皆さんはコロナ禍を含む様々な制約下でも倦まず撓まず書き上げたのです。そして優秀卒業論文と認められました。

卒業後、社会に出てから、これほどの調査・研究に基づくまとまった内容を論文にまとめる機会はどうそうないでしょう。しかし、授業、演習、研究と論文執筆を通じて得られた物事の見方、考え方、情報の収集と分析、記述、表現の仕方と工夫、論文としてのまとめのそれぞれは、社会生活の場面ごとに実用できます。そうとは見えずそうとは思いもしないでしょうが、裏打ちとして必ず役立ちます。

これから臆することなく、その実力をどうぞ発揮してください。

社会学部長 宇野 斉

政治がクラシック音楽にもたらす危機について

——アレントの議論に基づく

ナチ・ドイツとソ連における「音楽の政治的危機」の研究

出川 透真

【目 次】

1	ナチ・ドイツとソ連のクラシック音楽史をアレントの議論に基づいて問い直すことの意義 …	9
1.1	本稿の問題意識と問題設定 ……………	9
1.2	アレントの議論を軸とする理由 ……………	10
1.3	ナチ・ドイツとソ連を研究対象とする理由 ……………	10
1.4	本稿の構成 ……………	11
2	アレントの芸術と政治の関係性に関する議論の整理 ……………	11
2.1	アレントの芸術観 ……………	11
2.2	アレントの考える芸術と政治の関係性 ……………	12
2.3	本稿における議論の軸の整理 ……………	12
3	ナチ・ドイツにおける音楽と政治の関係 ……………	13
3.1	ナチスによるクラシック音楽への干渉 ……………	13
3.2	バイロイト音楽祭 ……………	14
3.3	ザルツブルク音楽祭 ……………	15
3.4	ヴィルヘルム・フルトヴェングラー ……………	16
3.5	ヘルベルト・フォン・カラヤン ……………	17
4	ソ連における音楽と政治の関係 ……………	18
4.1	ソ連政権によるクラシック音楽への干渉 ……………	18
4.2	ドミトリー・ショスタコーヴィチ ……………	18
4.3	エフゲニー・ムラヴィンスキー ……………	19
4.4	『交響曲第13番 変ロ短調 作品113 「バービイ・ヤール」』 ……………	20
5	ナチ・ドイツとソ連にもたらされていた2つの「音楽の政治的危機」 ……………	21
5.1	ナチ・ドイツとソ連における芸術の使用について ……………	21
5.2	ナチ・ドイツとソ連における芸術家と政治家の抗争関係について ……………	21
5.3	ナチ・ドイツとソ連における「音楽の政治的危機」とそこから考えられること ……………	22
	[文献] ……………	24

1 ナチ・ドイツとソ連のクラシック音楽史を アレントの議論に基づいて問い直すことの意義

1.1 本稿の問題意識と問題設定

2022年3月に発生したロシアによるウクライナ侵攻は、世界の至る所に様々な影響を及ぼしている。軍事的、政治的な影響は言わずもがな、エネルギーの不安定な供給や食糧価格の高騰など、私たちに身近な部分においても暗い影を落としていることは指摘するまでもない。

そして、その影響は、文化の側面にも及んできている。中でもクラシック音楽界においては、ウクライナ侵攻を受けたいくつかの動きがあった。たとえば、ロシアのウラディミール・プーチン（Владимир Путин）大統領と親しいとされるロシア人指揮者のワレリー・ゲルギエフ（Валерий Гергиев）は、ドイツのミュンヘン・フィルハーモニー管弦楽団（Münchener Philharmoniker）の首席指揮者を解任された（日本経済新聞 2022a）。一方で、同じくロシア人の指揮者であるトゥガン・ソヒエフ（Туган Сόхиев）は、ウクライナ侵攻についてフランスのトゥールーズ市から立場を表明するよう促されたため、ロシアのボリショイ劇場（Большой театр）とトゥールーズ・キャピトル国立管弦楽団（l'Orchestre National du Capitole de Toulouse）の音楽監督を共に辞任した（日本経済新聞 2022b）^{【1】}。

上記のように、ロシアのウクライナ侵攻という政治的な要因によるクラシック音楽界への影響には非常に大きなものがあるが、クラシック音楽の歴史を振り返ってみれば、その時代時代の政治情勢に振り回されてきたのは何も現代だけではない。たとえば、ナポレオン・ボナパルト（Napoléon Bonaparte）が皇帝に即位したことによって、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン（Ludwig van Beethoven）が『交響曲第3番 変ホ長調 作品55「英雄」』の表題を『ボナパルト』から『エロイカ（英雄）』に変えてしまったのはあまりにも有名である（平野 1985: 76）。また、ピアノの詩人ともいわれるフレデリック・ショパン（Fryderyk Chopin）が祖国ポーランドを追われ、彼の音楽がその心の痛みから生まれたものなのか、あるいはポーランドへの郷愁が込められているのか、といった議論は頻繁になされてきたところである^{【2】}。

これら音楽家と政治の関係は、上記以外にも様々な時代・国・音楽家を題材として、既に多くの研究がなされてきたところである。しかしこれらの研究の多くはただ史実をなぞって音楽と政治の「関係」に言及するにとどまっており、何かしらの分析項目を設定して研究しているものはほとんど見られない^{【3】}。

そこで本稿では、芸術が芸術たる条件から考えられる、政治がもたらす音楽の危機という観点から、音楽と政治の「関係性」の分析を試みたい。具体的には、ハンナ・アレント（Hanna Arendt）が著書の中で主張する、芸術、そして芸術と政治のあるべき姿、すなわちある種の芸術に関する条件への言及を2つ取り上

【1】 なお、現在ゲルギエフは、プーチンの政治姿勢への賛同を隠さず、マリインスキー劇場（Мариинский театр）の芸術総監督とボリショイ劇場の総裁を兼務している（読売新聞 2023）。一方ソヒエフは、2023年にウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の来日公演において急遽フランツ・ウェルザー＝メスト（Franz Welser-Möst）の代役を務め、2024年1月には日本のNHK交響楽団との共演も予定されている（サントリーホール 2023; NHK交響楽団 2023）。これらのことから、同じロシア人指揮者という立場であっても、ロシアによるウクライナ侵攻後の活動の場には非常に大きな差があることが分かる。

【2】 これらの議論については、Barilier (2018=2018)、猪木 (2021) などを参照されたい。

【3】 たとえばKanzog (2014=2015) やVolkov (2004=2018) などはそれぞれフルトヴェングラーとショスタコーヴィチの政治との関係を明らかにしたという点で注目に値するし、Maes (2002=2006) などはソ連時代の政治的関係を含めたロシアの音楽史を詳細に明らかにしているが、それ以上の分析は試みられていない。なお、前出のBarilier (2018=2018)は国際的な音楽祭であるラ・フォル・ジュルネ音楽祭のオフィシャル・ブックとして刊行されたもので、そのテーマに合わせて「亡命」が議論の中心として据えられているのは興味深い。また、邦文文献としては猪木 (2021) や沼野 (2021) などもクラシック音楽と政治の「関係性」について多くの示唆を与えてくれるが、どちらも基本的には「音楽史」を述べたものである。

げ、音楽と政治の関係がこれらの姿にそぐわない状況になることを本稿では「音楽の政治的危機」であると定義づけ、これを議論の軸とする。その上でナチ・ドイツとソ連の音楽史を振り返り、これらの国では2つの意味において「音楽の政治的危機」に瀕していたことを論じ、音楽と政治の本来あるべき「関係性」を模索する。アレントの議論を中心に据えてクラシック音楽史を研究したものは、筆者が検索した限り日本語文献ではこれまでに無く、政治学的知見から音楽史へのアプローチを試みるという点で本稿は画期的なものであるといえる。また、こうしたアプローチは過去の音楽と政治の関係を改めて考える上で新たな視点を提示することになるし、ひいては現在の音楽と政治の関係についても何かしらの示唆を与え得るものである。

1.2 アレントの議論を軸とする理由

さて、本稿においてアレントの議論を軸とするのには、主に2つの理由がある。

第1に、アレントの『過去と未来の間——政治思想への8試論』の中の論考、「文化の危機——その社会的・政治的意義」（以後「文化の危機」）における「芸術と政治は、互いの抗争と緊張にもかかわらず内的に関連し、さらには相互に依存する」（Arendt 1968=1994: 295）といった言及に見られるように、アレントが、芸術と政治には分かちがたい関係性が存在すると考えていたことが挙げられる。このような彼女の芸術と政治に関する態度は、主著の1つである『人間の条件』や、前述の「文化の危機」といった論考の中で幾度かにわたって言及されており、現代まで息づく政治思想を展開したアレントのこうした議論を拾いながら、それらを議論の軸とすることには十分な意義があると考えられる。

第2に、本稿において検討する対象がナチ・ドイツとソ連であるということである。いうまでもなく、アレントは全体主義に関する研究の第一人者であり、その関心の中心はナチ・ドイツとソ連にあった。このことは、検討する対象がナチ・ドイツとソ連である本稿においてアレントの議論を軸とすることの正当性を担保することに繋がる。

1.3 ナチ・ドイツとソ連を研究対象とする理由

では、なぜ本稿においてナチ・ドイツとソ連を取り上げるのかというと、それは以下のような理由からである。

まず、これら2つの国家は周知のように、非常に強い統制が敷かれ、その政治的な影響が音楽界にも色濃く表れていると考えられることにある。ナチ・ドイツとソ連の政治の影響を踏まえた音楽史については国内外に多くの先行研究が残されているところであり、芸術と政治を分析していくにあたり、その関係性がはっきり表れるであろうという点から、これら2つの国家は最適であると考えられる。

加えて、クラシック音楽史の側面からも次のような理由がある。それはつまり、ナチスが支配していた頃のドイツでは、21世紀の今日においても評価の高い大指揮者ヴィルヘルム・フルトヴェングラー（Wilhelm Furtwängler）が活躍し、「帝王」という異名を持つヘルベルト・フォン・カラヤン（Herbert von Karajan）など偉大な指揮者が生まれたという点において、一方ソ連は、ロシアの大作曲家ドミトリー・ショスタコーヴィチ（Дмитрий Шостакович）が生きた時代であり、そのショスタコーヴィチと深い親交を持ち、レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団（Ленинградским филармоническим оркестром）との録音には定評のあるエフゲニー・ムラヴィンスキー（Евгений Мравинский）などの巨匠が活躍していたという点において、それぞれクラシック音楽史の中で非常に重要な位置を占めているからということである。

1.4 本稿の構成

以上のような理由から本稿では、アレントの議論を軸としながらナチ・ドイツとソ連の音楽史を分析し、政治がもたらす音楽への影響について検討する。構成は以下の通りである。

まず2において、アレントの芸術と政治に関する議論を、『人間の条件』と「文化の危機」の各論考から整理し、本稿における議論の軸となる「音楽の政治的危機」の概念を提示する。

3と4はそれぞれ、ナチ・ドイツとソ連の音楽と政治の関係を整理する。

3では、ナチ・ドイツにおける音楽と政治の関係として、3.1.において、虐げられた音楽と利用された音楽の2つに大別して概要を整理し、3.2と3.3では政治的な意味で大きく利用されることとなったバイロイト音楽祭とザルツブルク音楽祭をそれぞれ取り上げる。3.4では大指揮者でアドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler) との関係について評価の分かれるフルトヴェングラーを取り上げ、3.5ではナチ党に入党した過去を持ちながらも、戦後「楽壇の帝王」として活躍したカラヤンを取り上げる。

つづいて4では、ソ連における音楽と政治の関係として、4.1でソ連政権によるクラシック音楽への干渉についてその概要を確認し、4.2では作曲家のショスタコーヴィチを、4.3では指揮者のムラヴィンスキーをそれぞれ取り上げる。最後に4.4では、この2人の大音楽家の関係にも影響を及ぼしたとされるショスタコーヴィチの大曲、『交響曲第13番 変ロ短調 作品113 「バービイ・ヤール」』について検討する。

5では本稿の結論として、2から4を踏まえ、ナチ・ドイツとソ連にもたらされていた2つの「音楽の政治的危機」に関する考察を行い、この先を見据えた筆者の主張を提示する。

2 アレントの芸術と政治の関係性に関する議論の整理

2.1 アレントの芸術観

アレントの芸術と政治の関係性に関する議論を考える上で、ここではまず、アレントの考える芸術観を整理したい。

アレントは『人間の条件』において、人間の基本的活動を「活動的生活 (vita activa)」という言葉で、「労働 (labor)」、「仕事 (work)」、「行為 (action)」という3つに分類しており、それぞれ、「労働」は「人間の生物学的過程に対応する活動」、「仕事」は「人間の非自然的な側面に対応する活動」、「行為」は「人間と人間の間で事物を通さずに直接行われる、ただ一つの活動」であるとしている (Arendt 1958=2023: 24-5)。そしてアレントによれば、これらの分類において芸術は「仕事」に分類されるものであり、芸術家というのは「労働社会に残された唯一の『仕事人』」 (Arendt 1958=2023: 202) であり、「仕事人というのは、取るに足らない職人から偉大な芸術家に至るまで、人間の作り出したものにさらに何かの事物、できれば持続するような事物を付け加える仕事に携わる者」 (Arendt 1958=2023: 162) であるという。

そして、以上のように芸術を「仕事」であるとした上で、アレントは芸術に関して以下のように主張する。

芸術作品が「使用」にふさわしくないことは明らかである。むしろ、芸術作品は通常の事物の使用の場面から注意深く切り離して、世界の中にしかるべき場所を与えなければならない。同様にまた、日常生活の切迫した必要や要求からも切り離しておかなければならない。それらは芸術作品と縁遠いものだ

からである。(Arendt 1958=2023: 288)

加えてアレントは、「文化の危機」においても以下のように指摘する。

さらに芸術作品は、社会の生命過程のなかでいかなる機能も果たさない唯一の事物である。厳密に言えば、芸術作品は人間のためにではなく、死すべきものの寿命や世代の流転を超えて存続すべき世界のために制作される。それは消費財のように消費されたり、使用対象のように使い果たされたりしないだけでなく、消費や使用の過程から意図的に遠ざけられ、人間の生命という必然性の領域から切り離されている。この分離の仕方は多岐多様であろうが、この分離が為されるところにのみ、文化はその固有の意味で現実存在するのである。(Arendt 1968=1994: 282)

つまり、芸術は消費や使用といったものから常に遠ざけられている必要があるとアレントは考えていたのであり、これは芸術が芸術たる1つの条件だといえる。

2.2 アレントの考える芸術と政治の関係性

前述したようにアレントは、「芸術と政治は、互いの抗争と緊張にもかかわらず内的に関連し、さらには相互に依存する」(Arendt 1968=1994: 295)と考えていた。この視点についてより具体的に言及している箇所を「文化の危機」から引用する。

制作人は、既存の世界に絶えず新しい事物を付け加えていこうとするのであれば、かれ自身公衆の眼を逃れなければならない、公衆から守られ、公衆の眼を逃れなければならない。だが他方で、行為および言論という真に政治的な活動様式は、他者の現前、公衆、多くの人びとによって構成される空間なしにはまったく遂行されえない。したがって、芸術家や職人の活動様式は、政治的な活動様式をめぐる条件とはきわめて異なった条件に服するのであり、芸術家が政治的な問題について自らの考えを語り始めるや、ポリスチレンが制作の心性や条件に抱く同じ不信の念を、とりわけ政治的な領域とその公開性に抱かざるをえないのも十分に納得のゆくことである。これが、芸術家が社会にではなく政治に抱く真の嫌悪であり、政治的な活動様式に対する芸術家の躊躇と不信は、行為する人びとが制作人の心性に抱く不信と同じくらい正当なものである。芸術と政治の抗争はここから生ずるのであり、この抗争は解決されないし、また解決されるべきではない。(Arendt 1968=1994: 294)

つまり、制作者なる芸術家は、世界に対して新しい事物を付け加えていく以上、公衆の眼から逃れられる必要がある一方で、政治というものは公衆の前で構成される空間が無ければなしえないゆえに、芸術と政治は抗争関係にあり、この問題が解決されることはないし、解決されるべきでもないというのである。つまりアレントは、芸術家と政治家は抗争関係にあるべきであると考えていたのである。

2.3 本稿における議論の軸の整理

以上、2.1、2.2でそれぞれ見てきたことを踏まえ、ここで本稿における議論の軸を以下の通り2つ設定することにする。

①芸術が使用から遠ざけられているかどうか。

②芸術家と政治家が抗争関係になっているかどうか。

まず①について、2.1で確認したように、芸術は使用から遠ざけられている必要があるとアレントは考えている。そこで、ナチ・ドイツとソ連のそれぞれにおいて、クラシック音楽が政治的に利用されることはなかったのかについて検証する。

次に②について、ナチ・ドイツとソ連において音楽家と政治家が抗争関係にあったのかどうかについて検証する。

そして本稿では、①と②それぞれについて、「芸術が使用されていれば」、「芸術家と政治家が抗争関係になっていなければ」、アレントの考える芸術の条件に当てはまらないという意味において、音楽が政治によって脅かされている、つまり「音楽の政治的危機」であると定義づけることとする。

3 ナチ・ドイツにおける音楽と政治の関係

3.1 ナチスによるクラシック音楽への干渉

ナチスによるクラシック音楽への干渉は、非常に多くあった。ここでは虐げられた音楽と利用された音楽の2つに分けて、その概要を確認する。

まず、虐げられた音楽としては、ユダヤ人音楽家の音楽が挙げられる。ナチスがユダヤ人を迫害していたことはもはやいうまでもないが、その迫害は当然音楽家にも及んだ。迫害された音楽家として、たとえばアルノルト・シェーンベルク (Arnold Schönberg) が挙げられる。彼は1人のユダヤ人音楽家として虐げられたのみならず、彼の創始した十二音技法という作曲技法すらも、シェーンベルクがユダヤ人であることなどを理由にナチスによって排斥された (和田 2023)。加えて、その「潔め」はその時代を生きる音楽家に限らず、故人にも及ぶこととなった。たとえば、19世紀前半に活躍した、ドイツ・ロマン派を代表する作曲家フェリックス・メンデルスゾーン (Felix Mendelssohn) は、ユダヤ人であったというだけのために、その音楽は「退廃的」であるとして演奏を禁じられることとなった (Gallup 1987=1993: 113)。加えて、こうした政策は併合後のオーストリアでも行われ、たとえばオーストリア併合後数日以内に、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団 (Wiener Philharmoniker) のユダヤ人の演奏家は全員解雇された (Gallup 1987=1993: 185)。

また、ナチスはこうしたユダヤ人に対する政策に反対する者にも容赦無く対応した。たとえば、ナチスのユダヤ人の扱いを抗議する電報にサインしたアルトゥーロ・トスカニーニ (Arturo Toscanini) や、セルゲイ・クーセヴィツキー (Serge Koussevitzky) といった指揮者たちのレコードは全て、ドイツで発禁にされた (Gallup 1987=1993: 134)。

一方、ナチスによって積極的に利用された音楽もある。このことで最も有名なのは、リヒャルト・ヴァーグナー (Richard Wagner)^[4] の音楽であろう。ヴァーグナーの音楽の利用は、バイロイト音楽祭で顕著に

【4】以降、ただ「ヴァーグナー」と記載する際には作曲家リヒャルト・ヴァーグナーのことを指すこととする。同じヴァーグナー姓で、バイロイト音楽祭総監督であったヴィニフレート・ヴァーグナー (Winifred Wagner) について言及する際には逐一「ヴィニフレート・」を付して「ヴィニフレート・ヴァーグナー」と記載することとする。なお、Wagnerの日本語表記については文献タイトルと直接引用の箇所を除き、参照部分を含めて本文中全てを「ヴァーグナー」で統一した。

見られるものであり、3.2で後述する。他にも、たとえばロベルト・シューマン (Robert Schumann) の『ヴァイオリン協奏曲 ニ短調』は国威発揚に利用された。本田裕暉によれば、この曲はロベルト・シューマンが晩年に作曲したが、作品の質に疑問を抱いた妻のクララ・シューマン (Clara Schumann) がロベルト・シューマンの作品全集に収録しなかったことから、長きにわたって日の目を見ることがなかった。その後、ベルリン州立図書館に収蔵されていたこの曲の楽譜が、完成から84年経過した1937年に見つかった。時のナチス政権は、ユダヤ系でないドイツ人作曲家の優れた作品が再発見されたとして国威発揚に利用し、ヨーゼフ・ゲッベルス (Joseph Goebbels) 率いる国民啓蒙・宣伝省の下、ゲオルク・クーレンカンフ (Georg Kulenkampff) の独奏、カール・ベーム (Karl Böhm) の指揮、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団 (Berliner Philharmoniker) による管弦楽で初演された (本田 2023: 23)。

3.2 バイロイト音楽祭

ナチ・ドイツの時代の音楽と政治を語る上で、最も重要なことの1つとして、音楽祭がある。そこで3.2と3.3では、バイロイト音楽祭とザルツブルク音楽祭をそれぞれ取り上げる。

まず、バイロイト音楽祭である。バイロイト音楽祭とは、ヴァーグナーのオペラのみが演奏される音楽祭であり、1876年にヴァーグナー自らが『ニーベルングの指環』を上演するために創設した (Hamann 2002=2010a: 12)。現在でも非常に人気の高い音楽祭の1つであるが、実はヴァーグナーは反ユダヤ主義者であったことが知られており、このことを彼の作品と結びつけるべきかというのは難しい問題である。しかし、たとえば鈴木淳子が「すべての作品がとはいわないまでも、いくつかの作品中には、他の無数の諸要素と一緒に、反ユダヤ主義的要素が混在していると思われるものがある (鈴木 2015: 7)」と指摘するように、ヴァーグナーの作品は反ユダヤ主義的な色彩を帯びたものであると考えるのが一般的である^[5]。そして、こうしたヴァーグナーの作品を溺愛していたのがヒトラーであり、ヒトラーはバイロイト音楽祭を利用することとなった。

ヒトラーがヴァーグナーを溺愛していたことは、ブリギッテ・ハーマン (Brigitte Hamann) によれば、1935年に彼がヴァーグナーとルートヴィヒ二世が交わした手紙の全てを閲覧し、吟味したことによく示されている。ヴァーグナーはルートヴィヒ二世 (Ludwig II) に宛てて、「ユダヤ人種が人類と、人間のうち高貴な者全てに対する生れながらの敵だと考えています。特に、我々ドイツ人がユダヤ人のために将来破滅に至るであろうことは確実であり、もしかすると、私はあらゆるものに支配の手を伸ばしつつあるユダヤ主義に対し芸術に携わる人間として自らの主張を保持することを心得ている最後のドイツ人であるかもしれません」と綴っており、これを読んでヒトラーが自身の政策を正当化したともいわれている (Hamann 2002=2010b: 15)。

こうしてヒトラーの庇護を受けることとなったバイロイト音楽祭は、様々に利用されることとなる。ベルリン・オリンピックが開催された1936年には、オリンピック開催前の7月19日から7月30日の間に第1サイクル、オリンピック開催後の8月18日から8月31日の間に第2サイクルをもつてくることによって、オリンピックに訪れる多くの外国人客をバイロイトに誘致しようとした (鈴木 2015: 60)。また、ハーマ

[5] ヴァーグナーの音楽それ自体に見られる反ユダヤ主義的色彩以外にも、ナチスの強制収容所では、ユダヤ人がガス室に送られる際にはヴァーグナーの音楽が流されていたといったこともあり、ユダヤ人のヴァーグナーの音楽に対する拒否反応は大きいものがある (REUTERS 2010)。現代においても、2001年にユダヤ人であるダニエル・バレンボイムがベルリン国立歌劇場管弦楽団 (通称: シュターツカペレ・ベルリン) (Staatskapelle Berlin) を指揮した際にアンコールでヴァーグナーの『トリスタンとイゾルデ』を演奏した際や、2010年に、バイロイト音楽祭でイスラエル室内管弦楽団 (Israel Chamber Orchestra) がヴァーグナーを演奏するとなった時には大きな話題となっており、後世にまでその遺恨を残している (鈴木 2015: 5)。

ンによれば、1939年の音楽祭ではミラノ・スカラ座 (Teatro alla Scala) の主席指揮者に就任したイタリア人のヴィクトル・デ・サバタ (Victor De Sabata) が目玉に据えられたが、これはドイツとイタリアの友好関係を誇示するためにヒトラーが提言したのではないともいわれている。同様に、協定を結んでいた日本に対しても婦人運動指導者の吉岡弥生を招き、バイロイトの各新聞は日本を称賛する論説を掲載した。一方で、英独間に合意を成立させようとしたイギリスの外交官ネヴィル・ヘンダーソン (Nevile Henderson) がバイロイト音楽祭の期間中にヒトラーを訪れた際には、幾度にも及ぶ依頼をヒトラーが無愛想に断ったという (Hamann 2002=2010b: 43-8)。

また、ハーマンによれば、その後第二次世界大戦が勃発すると、バイロイト音楽祭の総監督であったヴィニフレート・ヴァーグナーは戦争が終わるまではバイロイト音楽祭を開幕しないつもりでいたが、1940年4月7日、ヒトラーは突然音楽祭を開催すべきだと決心した。その根拠としてヒトラーは前回の戦時中に音楽祭が中断してしまったことを挙げ、経済支援と完全な芸術的自由を保証したが、誰にも出演依頼をしておらず、準備期間が無いこともあって大きな混乱を招いた。集客にも問題があるかに思われたが、ヒトラーは傷病兵や看護師、軍事産業で働く人を観客として連れてきてその手配をしようと考え、このことは総統と祖国全体からの感謝の気持ちを表す報賞であるとされた (Hamann 2002=2010b: 68-70)。

1942年の音楽祭では、バイロイト音楽祭は「戦時であっても変わることのない、ドイツ国民の文化的生命への意志」を体现するものであり、「ワーグナーは常に『大ドイツ』を夢み、新生ドイツへの信仰を繰り返し彼の作品の中に表現している」と主張され、ナチ・ドイツにとって戦況が好ましくない状況になっていた1944年すらも、『ニュルンベルクのマイスタージンガー』のみを12回演奏するという形ではあったが、ヒトラーの命令によってバイロイト音楽祭は開催された (Hamann 2002=2010b: 111, 146-7)。

こうして戦時中も開催されたバイロイト音楽祭の総監督であったヴィニフレート・ヴァーグナーは、ヒトラーをして「何といってもワーグナー夫人〔筆者注：ヴィニフレート・ヴァーグナー〕はバイロイトを国家社会主義と結びつけた。これは彼女の偉大な歴史的功績だ」と言わしめた (Hamann 2002=2010b: 95) ^[6]。

3.3 ザルツブルク音楽祭

次に、ザルツブルク音楽祭である。ザルツブルク音楽祭とは、1920年に創設された、7月から8月頃にかけてオーストリアのザルツブルクで行われる最も権威ある音楽祭の1つである (Gallup 1987=1993: xiii)。しかし、スティーヴン・ギャラップ (Stephen Gallup) によると、1930年代にドイツでナチスが台頭してきたことでザルツブルクにも変化が生まれることになった。まずドイツがナチスの支配下に置かれると、いうまでもなく、ユダヤ人の芸術家たちは追い出されるか、あるいは自ら逃げ出すことになった。そして芸術家の多くが、ドイツ語圏における最後の自由の砦であるザルツブルクへと引き寄せられてきた (Gallup 1987=1993: 99)。そしてこのことの政治的な意味合いをギャラップは以下のように指摘する。

オーストリアの権威筋は、ザルツブルクにおける芸術の自由は、この国の政治的独立のダイナミックなシンボルだと、徐々に気がつき始めていた。このフェスティバルを支持することは、外部の世界に対しては、国家の独立のささやかな保証を意味した。同じようにナチス (ナチ党) も、ザルツブルク・フ

【6】 ヴィニフレート・ヴァーグナーについては、1933年以来ヒトラーと懇意にしていたことは間違いない一方で、脅かされていたユダヤ人を支援していたということにも触れておく必要があるだろう。1940年以降、ヴィニフレート・ヴァーグナーとヒトラーは直接会う機会が無くなり2人の関係は冷えていく一方だったが、この最も大きな原因はヴィニフレート・ヴァーグナーがユダヤ人に対して行った支援であるという (Hamann 2002=2010b: 125-6)。

エスティヴァルをナチスに対する公然たる挑戦と見なし、潰しにかかった。ザルツブルクはこのように、七月と八月の数週間、ナチスとその敵との闘争の場となった (Gallup 1987=1993: 100)。

その後ドイツによってオーストリアが占領されると、ザルツブルクの大管区長官となったフリードリヒ・ライナー (Friedrich Rainer) はまずザルツブルク音楽祭の計画内容を、ユダヤ系でない出演者への変更、去った指揮者の穴埋め、ドイツ的な音楽祭への変更等、厳しく監視することから始めた (Gallup 1987=1993: 181-2)。結果的に、ザルツブルク音楽祭自体はナチ体制の宣伝の道具として機能し、町にはカギ十字が溢れ、ザルツブルクに送り込まれた何千人ものドイツ人は、ザルツブルク音楽祭のゲルマン民族に対する貢献を誇示する宣伝省の道具となった (Gallup 1987=1993: 191)。また、1940年の音楽祭は戦争が始まったことによって中止になったが、1941年には「できるだけたくさんの文化的な行事を催すことによってドイツ民族の士気を高揚させるために」ゲッベルスが音楽祭を再開させた (Gallup 1987=1993: 198)。

また、ギャラップによれば、ドイツによるオーストリア併合の直後、ベルンハルト・パウムガルトナー (Bernhard Paumgartner) はモーツアルテウムの院長の座を奪われることとなった。彼はユダヤ人ではなかったが、ナチの支持者による憎悪を集めていたために、「パウムガルトナーがユダヤ人である」という悪意に満ちた噂を流すことによって彼はその座から貶められたのである。パウムガルトナーはザルツブルク音楽祭の関係者の中で迫害を受けた唯一の人物であった (Gallup 1987=1993: 183)。

3.4 ヴィルヘルム・フルトヴェングラー

沼野雄司によれば、1933年、ナチ・ドイツは文化・芸術の統制を行う帝国文化院を設立し、その中の1つである帝国音楽院の副総裁にフルトヴェングラーを任命した。当時ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団の常任指揮者であったフルトヴェングラーは当初、ナチスの政策に少なからぬ期待を持って就任したが、結果的にフルトヴェングラーとナチスの軋轢^[7]は深まり、結局フルトヴェングラーはこの職を辞することになった (沼野 2021: 89-93)。加えて、芝崎裕典によれば、これと同時にベルリン・フィルハーモニー管弦楽団の主席指揮者、ベルリン国立歌劇場 (Staatsoper Unter den Linden) の芸術監督の2つのポストも辞した。ただし、このフルトヴェングラーとヒトラーの敵対的な関係は長く続いたわけではなく、フルトヴェングラーは1935年に政府に対して謝罪の書簡を送り、3月には政府と和解している。和解後に辞したポストに戻ることはなかったが、復帰後の2回目のコンサートではヒトラーがフルトヴェングラーに花束を贈った。 (芝崎 2019: 176)。また、先述したパイロイト音楽祭でも戦時下の1943年と1944年に『ニュルンベルクのマイスタージンガー』の指揮を振るなどナチスとは比較的友好な関係を保っていた (Hamann 2002=2010b: 135-147)。

しかし最終的に、フルトヴェングラーは一時的にドイツから逃れることになる。クラウス・カンツォーク (Klaus Kanzog) によれば、フルトヴェングラーは1945年1月28日にウィーン楽友協会で指揮をした後、スイスへ演奏旅行に出かけその後ドイツには戻らなかった。しかし、スイスへ行ってもそこが安全だったわけではなく、1945年2月20日と25日に行われる予定だったコンサートは中止に追い込まれ、23日にはアン

【7】 この軋轢の要因としてよく指摘されるのは「ヒンデミット事件」である。「ヒンデミット事件」とは、作曲家パウル・ヒンデミット (Paul Hindemith) の代表作『交響曲「画家マティス」』が、フルトヴェングラーの指揮によってベルリンで大成功を収めたのにも関わらず、ヒンデミットがヒトラーに好ましくないとされていたがために『交響曲「画家マティス」』の関連作品である『オペラ「画家マティス」』の初演が中止に追い込まれ、フルトヴェングラーが『ドイツ一般新聞』に作品を擁護する抗議文を寄稿した事件である (Barilier 2018=2018: 243-4)。

トン・ブルックナー (Anton Bruckner) の『交響曲第8番 ハ短調』を演奏できたものの、市役所の外では市警察と州警察の介入が必要なほどの暴動が起きていたという。これはフルトヴェングラーがナチ・ドイツの人間であるというスイスの人びとの認識によるものであった (Kanzog 2014=2015: 14-6)。

戦後、フルトヴェングラーは非ナチ化審問にかけられることになる。フルトヴェングラーのコンサート活動再開は、アメリカ軍当局が禁止令を出して差し止めていたが、オーストリアでは、専門調査委員会が以下に抜粋するような判決主文を下し、フルトヴェングラーの復権への道が少しずつ切り開かれた (Kanzog 2014=2015: 16-7)。

- 一、フルトヴェングラーは未だかつて国民社会主義ドイツ労働者党およびその統制下に帰属したことはなく、彼個人と芸術家活動にとり不利な結果を招来することをも顧慮せず、国民社会主義の世界観と芸術政策とに対して断乎たる反対を示した
- 二、委員会はフルトヴェングラーのような世界的に有名な指揮者がふたたび芸術活動を開始することが、オーストリア音楽界再建のために極めて意義深いものであることを、ここに宣言する^[8]

結果的に、1946年12月11日と17日にベルリンで審理が行われ、1947年4月29日にアメリカ占領軍政府はフルトヴェングラーを「同調者」に分類し、彼の復帰が承認されることになった (芝崎 2019: 178)。

3.5 ヘルベルト・フォン・カラヤン

フルトヴェングラーのように、非ナチ化の審理が行われた音楽家は他にもいた。たとえば、オイゲン・ヨッフム (Eugen Jochum)、ハンス・クナッパースブッシュ (Hans Knappertsbusch)、エリザベート・シュヴァルツコプフ (Elisabeth Schwarzkopf)、カラヤンなどが注目を集めたが、中でもしばしば言及されるのがカラヤンであるという (芝崎 2019: 178-9)。

カラヤンは、1933年4月8日にザルツブルクで国家社会主義ドイツ労働者党 (ナチス) への入党申請書にサインし、申請料5シリングを払った (Endler, 1992=1994: 65)。一方で、ヒトラーはカラヤンのことを嫌っており、ヒトラーは、暗譜で指揮をするカラヤンの習慣を「傲慢」だといってフルトヴェングラーならそういうことは決してしないと思ったという (Ross 2007=2010b: 332)。

ただ、カラヤンはプロパガンダ目的の外国客演に出演している。ハーマンによれば、1941年4月9日から10日にかけての夜、ウンター・デン・リンデンの歌劇場が焼夷弾によって焼け落ちた。これを受けてヒトラーは再建を命令し、その期間中ゲッベルスがローマやパリ、ブダペストなどに歌劇場を送り込んだ。その時の指揮者がカラヤンだった。各国のプログラムには、少なくとも1回はヴァーグナーのオペラが上演されることになり、『ニュルンベルクのマイスタージンガー』や『トリスタンとイゾルデ』などが上演された (Hamann 2002=2010b: 82-3)。

芝崎によれば、これらのことから、カラヤンも非ナチ化の審理を受けることとなり、1947年10月に、承認を受けた。ただ、この非ナチ化の審理の過程は今なお明らかでないことが多いとされているが、少なくとも情報統制局が「フルトヴェングラーとカラヤンの両者を、アメリカ占領地区に取り込みたいという強い意志を持っていた」ことがうかがえるという (芝崎 2019: 179)。いずれにせよ、戦後「帝王」として楽壇に

[8] この判決主文は、Riess, Curt, 1953, *Furtwängler: Musik und Politik*, Zürich: Alfred Scherz Verlag. (八木浩・芦津丈夫訳, 1966, 『フルトヴェングラー——音楽と政治』みすず書房.) にある原典の邦訳を参照したものである (Riess 1953=1966: 247-8)。

君臨したのは周知の事実である。

4 ソ連における音楽と政治の関係

4.1 ソ連政権によるクラシック音楽への干渉

ソ連ではヨシフ・スターリン（Иосиф Сталин）の権力基盤が確立された1929年に、党中央委員会が音楽家に対してイデオロギー面での監視を行う決議を採択し、その役割をラプム（RAPM=ロシア・プロレタリア音楽家同盟）に担わせていた（亀山 2018: 83）。

また、梅津紀雄によれば、ソ連では独ソ戦の時には文化政策が緩められたものの、戦後は民族音楽の尊重と、古典的音楽を規範とすることが要求され、歌詞のある音楽にも明確な優位が与えられた。よって、大規模な声楽曲であるカンタータやオラトリオが量産され、交響曲の作曲数は減少したという。1953年にスターリンが死亡すると、アラム・ハチャトゥリアン（Արամ Խաչատրյան）が『ソヴィエト音楽』誌に論文「創作上の大胆さと靈感について」を發表し、音楽作品に対する音楽機関の干渉をやめるべきであるなどと主張した。（梅津 2014: 112-3）。

しかし、ソ連政権からの音楽界への干渉はとどまることを知らなかった。たとえば、グレゴール・タシー（Gregor Tassie）によると、イゴリ・ブラジュコフ（Игор Иванович Блажков）が1964年にウィリアム・シューマン（William Schuman）の『交響曲第3番』、サミュエル・バーバー（Samuel Barber）の『ピアノ協奏曲 作品38』、そしてジョージ・ガーシュウィン（George Gershwin）の『ボーギーとベス』という、現代的なオール・アメリカン・プログラムを携えてレニングラード・フィルハーモニー管弦楽団を指揮したが、こうした現代音楽の推進はソ連当局を動揺させ、「伝統的なソヴィエト芸術と相容れないと見なされている理解しがたい音楽にのぼせあがっている」として文化省委員会での評判を落とすことになった。結果的に、1968年6月21日に「レニングラード・フィルのレパートリーの欠点」という議題で行われた文化省の会議で「形式主義、退廃的」作品を演奏するブラジュコフに「有罪」を宣告し、レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団から解雇されることとなった（Tassie 2005=2009: 269-70）。

4.2 ドミトリー・ショスタコーヴィチ

ショスタコーヴィチは、最も直接的にソ連政権からの圧力を受けた音楽家であるといっても過言ではない。猪木武徳は、ショスタコーヴィチとスターリンの関係は、国家権力が芸術の内容に立ち入り、権力への協力者、宣伝者としての役割を芸術家に強いるケースとして、政治体制と芸術家の問題を考える上で重要な事例であり、「こころ」を支配されなかった芸術家の抵抗の精神を考える上で貴重であるとしている（猪木 2021: 223-4）。

アレックス・ロス（Alex Ross）によれば、『交響曲第1番 ヘ短調 作品10』が熱狂的な拍手を浴びることとなったショスタコーヴィチは、国立音楽出版所の世論喚起プロパガンダ局から、十月革命の10周年を祝う大合唱管弦楽曲の作曲という高額の委嘱を受け、『十月へ』を作曲し、これは後に『交響曲第2番 ロ長調 「十月革命に捧げる」 作品14』になった。しかしその後ショスタコーヴィチは『オペラ「鼻」』の上演に際して、初めて「形式主義者」であるとラプムから非難されることになる。これを受けたショスタコー

ヴィチは、「作曲家の義務に関する宣言」という声明を発表し、ソヴィエト音楽と演劇に美しいメロディを要求することは作曲家をダメにすると述べた。後にラプムは解体されることになるが、その代わりにソヴィエト作曲家同盟が発足する。そして、スターリンが述べた「生活はよくなりつつある」というメッセージを広めるように芸術家たちは命じられ、そのためにソヴィエト作曲家同盟は作曲家たちに健康保険制度、サナトリウム、共同住宅用のビルを提供した (Ross 2007=2010a: 234-7)。

しかしその後ショスタコーヴィチは幾度かにわたって政権から圧力を受けることになる。ロスによれば、1936年1月にスターリンが『オペラ「ムツェンスク郡のマクベス夫人」』を観劇した際に、スターリンの考えるソヴィエト・オペラのあるべき姿を満たすものではなかったために、最後の幕の前、あるいは途中でホールを出ていった。その2日後には共産党機関紙『プラウダ』に「音楽の代わりの支離滅裂」と題された酷評が掲載され「ショスタコーヴィチは『プラウダ』が投げかけたこの六〇〇語の恐怖の影を、まったく払いのけることができなかった (Ross 2007=2010a: 228)」。

沼野によれば、これを受けてショスタコーヴィチは急遽、初演間近だった『交響曲第4番 ハ短調 作品43』を撤回し、『交響曲第5番 ニ短調 作品47 (通称「革命」)』を作曲し、その「分かりやすさ」もあってかショスタコーヴィチの名誉は無事に回復されることとなった。その後ショスタコーヴィチは、第2次世界大戦中に『人民委員への誓い』や『交響曲第7番 ハ長調 作品60 (通称「レニングラード」)』を作曲するなどして体制から評価されてきたが、再びアンドレイ・ジダーノフ (Андрей Жданов) による批判にさらされ、先鋭的な『ヴァイオリン協奏曲第1番 イ短調 作品77』を取りやめ、スターリンの植林政策を称える『オラトリオ「森の歌」』を作曲している (沼野 2021: 79-82)。

4.3 エフゲニー・ムラヴィンスキー

ムラヴィンスキーは、ソ連政権との関係という意味において非常に興味深い音楽家である。

タシーによれば、ムラヴィンスキーはスターリンの死が発表された時、ソヴィエト国立交響楽団 (Государственный академический симфонический оркестр) を指揮した。後にムラヴィンスキーは「ソ連邦人民芸術家」の称号を授与され、このことは彼とその敵の間にあった壁の緩衝となった。加えて、1961年4月、ムラヴィンスキーはレーニン賞を受賞して、名実共にソヴィエト芸術の傑出したエリートのひとりとなった。彼はソヴィエト権力の創立者を憎悪していたのにも関わらず、このメダルを欲しがり、コンサートでもよく身に着けていた。ちなみに彼は、後にソヴィエト政府から社会主義労働勲章と2回目のレーニン勲章を貰っている (Tassie 2005=2009: 196, 209, 241, 299)。これらのことからムラヴィンスキーはソ連政権と近い関係にあったように思われるが実は必ずしもそうとはいえない。

1953年、レニングラード管区共産党は、レニングラード放送交響楽団を解散しようと計画していたが、これにムラヴィンスキーが反対して、レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団の傘下に入る形で存続することとなった (Tassie 2005=2009: 209-10)。更にムラヴィンスキーは、1968年に共産党の反対者に対する非難に署名を求められた際にはこれを拒絶したが、拒絶したのは芸術界において唯一の前例の無いことであった (Tassie 2005=2009: 275)。また、レニングラード・フィルハーモニー管弦楽団のチェロ奏者が同性愛行為の現行犯で逮捕された際、このチェロ奏者を職務怠慢で解雇して逮捕しても良いという書類に署名するようにKGBレニングラード支部の者に求められたムラヴィンスキーは「彼は一流のチェリストなのでこれには同意できない」と答えこれを拒否した (Tassie 2005=2009: 283)。こうしたことがあっても彼がその絶対的な地位にとどまることが出来たのは、彼が共産党から神聖視されていたからであるという。彼はソヴィエト文化にとってあまりにも価値のある存在で、外貨を稼ぐ絶好の機会をもたらす者であり、共産

党側からすれば、ムラヴィンスキーのいないレニングラード・フィルハーモニー管弦楽団など考えることが出来なかったのである (Tassie 2005=2009: 275).

タシーは、ムラヴィンスキーが「彼自身と楽員たちの経歴に間違いなく深刻な結果を及ぼすと思われた時にも、何度も禁止されたことでもそれをものともせずに行ってきたし、これまでショスタコーヴィチの音楽を擁護してきた」と指摘している (Tassie 2005=2009: 257).

4.4 『交響曲第13番 変ロ短調 作品113 「バービー・ヤール」』

さて、ショスタコーヴィチとムラヴィンスキーというソ連を代表する2人の音楽家と、政治に関する問題をめぐって触れなければならないのが、ショスタコーヴィチの『交響曲第13番 変ロ短調 作品113 「バービー・ヤール」』であろう。この曲は、エフゲニー・エフトウシェンコ (Евгений Евтушенко) が、「文学新聞」に発表した、反ユダヤ主義を告発する内容の詩に曲を付けたもので、ショスタコーヴィチは当初、合唱付きの交響詩のようなものを構想していたが、結果的には現在の『交響曲第13番 変ロ短調 作品113 「バービー・ヤール」』の第1楽章が「バービー・ヤール」になっている (工藤 2006: 72-3)。エフトウシェンコの詩「バービー・ヤール」は、「ユダヤ排斥者どもが、これ見よがしに／「ロシア人民の盟友」を自称したとは！」(Yevtushenko 1961=1962: 172 ^[9]) といったロシアの反ユダヤ主義に反対する思想がはっきりと表れる一方で、「「インタナショナル」よ／轟くがいい」(Yevtushenko 1961=1962: 175) といった共産主義的な思想も感じ取られ、必ずしも完全に反体制的な詩であるともいい切れない。しかし、雪解けの時代にあっても、こうした反体制的であると捉えられかねないような詩に曲を付けたことは、当時の状況からいって驚くべきことである。

ソロモン・ヴォルコフ (Solomon Volkov) によれば、この時ショスタコーヴィチと最も近い立場にあったムラヴィンスキーは、この曲の初演を行わなかった。『交響曲第5番』の初演の際に、危険に満ちた状況であったのにも関わらずそれを引き受け、その後も良好な関係を築いてきた2人にとって、ムラヴィンスキーが『交響曲第13番』の初演を尻込みしたのは1つの衝撃であったが、それ自体がこの曲に関する状況が如何に不安定であったかを物語っている。結果的に初演を引き受けたキリル・コンドラシン (Кирилл Кондрашин) は最後までソ連当局からの圧力を受けることになった (Volkov 2004=2018: 464)。

なお、この交響曲はバスのソロがあるが、そのソリストも圧力を受けていた。工藤庸介によれば、ショスタコーヴィチは、ウクライナ人のボリス・グムイリャー (Борис Гморя) にその初演を任せたいと考えていたが、ウクライナ共和国の指導部からの助言を受けて断られ、その後アレクサンドル・ヴェデルニコフ (Александр Ведерников) は一旦引き受けたものの当局の圧力によってすぐに辞退した。これを受けて、指揮のコンドラシンの推薦によって別のバスに決定しかけるも、初演当日のゲネプロに現れず、最終的にはヴィタリー・グロマツキー (Виталий Громáдский) が初演のソリストを務めた (工藤 2006: 74-5)。

[9] エフトウシェンコの詩は、草鹿外吉訳、1962、『エフトウシェンコ詩集』飯塚書店、に掲載されている「バービー・ヤール」の邦訳からの引用であり、ページ数は同書のページ数である。以下同様。なお、原典の出版社等については邦訳書に記載が無く、発表年のみの記載だったため、文献リストでは発表年を出版年として掲載した上で、出版社情報は省略した。また、著者名とタイトルもロシア語表記ではなく、アルファベット表記とした。

5 ナチ・ドイツとソ連にもたらされていた2つの「音楽の政治的危機」

5.1 ナチ・ドイツとソ連における芸術の使用について

ここからはまとめとして、まず、2で設定した議論の軸の1つ目、「芸術が使用から遠ざけられているかどうか」が、ナチ・ドイツとソ連のそれぞれにおいてどうであったかについて、3, 4を踏まえながら整理する。アレントは、端的に言えば、芸術が使用から遠ざけられているべきであると考えていたわけだが、本稿で検討してきた中では、ナチ・ドイツとソ連において芸術は間違いなく使用されており、「音楽の政治的危機」であったということが出来るだろう。

ナチ・ドイツにおいては、国民啓蒙・宣伝省がロベルト・シューマンの『ヴァイオリン協奏曲 ニ短調』を国威発揚に利用したし、ヒトラーは自身の反ユダヤ政策を、ヴァーグナーの反ユダヤ思想によって正当化し、彼の音楽をバイロイト音楽祭等を通じて大々的に奨励した。ヴィニフレート・ヴァーグナーを「バイロイトを国家社会主義と結びつけた」と評したことはまさに、ヒトラーがバイロイト音楽祭を利用しようとしていたことを表しているだろう。加えて、占領地であったオーストリアにおいても、ザルツブルク音楽祭等が支配力を強めるために利用されていたことは3.3で確認した。また、当時最も権威を持っていた指揮者のフルトヴェングラーに近づいたり、プロパガンダを目的として海外で演奏会を開催したりしてもいた。一方ソ連においても、ショスタコーヴィチが国立音楽出版所の世論喚起プロパガンダ局から十月革命10周年を祝う大合唱管弦楽曲の作曲という高額の委嘱を受け『十月へ』を作曲したことは、政権からすれば、『交響曲第1番 ヘ短調 作品10』によって名声を博したショスタコーヴィチを利用したということにほかならない。また、「生活はよくなりつつある」というメッセージを広めるように芸術家に求めるといったことは、十分な芸術の利用であるといえよう。

よって、この芸術の使用という点において、ナチ・ドイツとソ連では芸術が使用から遠ざけられていたとはいいがたく、「音楽の政治的危機」であったということが出来るだろう。

5.2 ナチ・ドイツとソ連における芸術家と政治家の抗争関係について

つづいて、2で設定した議論の枠組みの2つ目、「芸術家と政治家が抗争関係になっているかどうか」について、ナチ・ドイツとソ連ではどうであったのかについて検討する。アレントは、芸術家と政治家は抗争関係になるものであるとしたが、これらについて本稿で検討してきたことからいえるのは、ナチ・ドイツとソ連において芸術家と政治家が抗争関係であったことは事実である一方で、同時に、抗争関係であることを政治家側が許さないという状況であったこともまた事実であるということであろう。

ナチ・ドイツにおいては、ヒンデミット事件に象徴されるように、芸術家に対して政治家が激しく干渉し、フルトヴェングラーなどの周りも巻き込んで抗争関係が生み出されていた。一方で、抗争関係であることすら許されないという状況がナチ・ドイツにおいては非常に多かったといえるだろう。ユダヤ人は問答無用でドイツから追い出される（あるいはホロコーストの対象となる）ほかなかったし、反ユダヤ主義に反対したトスカニーニやクーセヴィツキーが発禁処分になったことや、ナチスの支持者に目を付けられていたパウムガルトナーの処分はまさに、政治家側からの、抗争関係にある音楽家の拒否にほかならない。また、フルトヴェングラーがヒンデミット事件後に最終的には政府に謝罪することになったのも、ナチ・ドイツにおいてはナチスと抗争関係でいることが出来なかった状況を表していると考えられるのではないだろうか。ソ連においては、ハチャトゥリアンが「ソヴィエト音楽」誌で、音楽作品に対する音楽機関の干渉をやめる

べきであるなどと主張したことや、ショスタコーヴィチが作曲した『交響曲第13番 変ロ短調 作品113「バービー・ヤール」』などは、音楽家と政治家の抗争関係を如実に表している。逆に、政権の意図にそぐわない音楽を推進したイゴリ・ブラジュコフを解雇させたことや、ショスタコーヴィチが『交響曲第4番 変ロ短調 作品43』や『ヴァイオリン協奏曲第1番 イ短調 作品77』等の作品を世に出すことを控えたこと、『交響曲第13番 変ロ短調 作品113「バービー・ヤール」』の出演を検討する歌手や指揮者に対する政権からの強烈的な圧力などは、抗争関係でいようとする者を認めない政権の意志を感じるものである。一方で、ソ連政権と近い関係なようで、はっきりと対抗することが出来ていたムラヴィンスキーの存在を無視することは出来ない。ただし彼の場合は、音楽界において圧倒的な地位にあり、それを当局が認めざるを得なかったし、利用したかったがために対抗することが出来たわけで、これはある意味では①の論点と繋がってくる部分でもある。

以上のことから、ナチ・ドイツとソ連においては、音楽家と政治家が抗争関係にあるのは事実であった一方で、政権側は時に、抗争関係でいようとする者を認めなかった、つまり音楽家に対して公衆の眼から逃れられる自由を与えさせないようにもしていた、といえるだろう。

5.3 ナチ・ドイツとソ連における「音楽の政治的危機」とそこから考えられること

ロスが「作曲家たちと全体主義との関係を解き明かす作業は注意を要する」(Ross 2007=2010a: 229)と指摘するように、安易に音楽家と全体主義的な政治家の関係性について断じることは避けなければならない。しかし、アレントが主張した政治家による芸術の使用と、芸術家と政治家の間の抗争関係という観点からこの問題を考えることによって、ナチ・ドイツとソ連においては少なくとも政治が音楽に対して以下の2つの意味で「音楽の政治的危機」をもたらしていたということが本稿では明らかになっただろう。

それはすなわち、政治家が音楽を政治的目的のために使用することによってもたらされる危機と、政治家が抗争関係でいようとする音楽家に圧力をかけることによってもたらされる危機である。これらの使用と圧力がどちらか片方でも存在する時、音楽は危機に晒される。

では、音楽と政治は一切無関係であるべきかというそうではない。むしろ、アレントが「芸術と政治は、互いの抗争と緊張にもかかわらず内的に関連し、さらには相互に依存する」(Arendt 1968=1994: 295)と指摘していたように、それらはある程度結び付けて考えなければならないものであり、じっさい今日の世界において、音楽を政治から完全に切り離すことはおそらくほとんど不可能である。そこには、使用も圧力も存在しない形である種の緊張関係が存在してしかるべきであり、互いに影響があつてしかるべきなのである。こうした考えに立つ時、たとえばレナード・バーンスタイン (Leonard Bernstein) がベルリンの壁の崩壊に合わせてベートーヴェンの『交響曲第9番 ニ短調 作品125 (「合唱付き」)』を、旧西ドイツのバイエルン放送交響楽団 (Symphonieorchester des Bayerischen Rundfunks)、旧東ドイツのシュターツカペレ・ドレスデン (Sächsische Staatskapelle Dresden)、当時ソ連のキーロフ歌劇場管弦楽団 (Симфонический оркестр Киров театра、現マリインスキー劇場管弦楽団)、アメリカのニューヨーク・フィルハーモニック (New York Philharmonic)、フランスのパリ管弦楽団 (Orchestre de Paris) といったオーケストラの奏者からなる特別オーケストラと演奏したことなどは、音楽と政治の関係性のあるべき姿をまさに体现していることのように思える^{【10】}。同じベルリンの壁崩壊に関していえば、ベルリンの壁崩壊の直前、当時ライブ

【10】 このバーンスタインと特別オーケストラによる『交響曲第9番 ニ短調 作品125 (「合唱付き」)』の演奏については、バーンスタインの想いなども含めてBernstein and Castiglione (1989=1999)に詳しい。

ツイヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団 (Gewandhausorchester Leipzig) の指揮者であったクルト・マズア (Kurt Masur) が、「月曜デモ」に対して非暴力を訴え、結果的にそれが「平和革命」になったことなども思い出される (板橋 2022: 70-1)。また、ユダヤ人のピアニスト・指揮者であるダニエル・バレンボイム (Daniel Barenboim) も、ユダヤ人やパレスチナの問題に多くの言葉を残している^{【11】}。

このように、音楽家にとって、アレントのいうところの「仕事」の側面においても「行為」の側面においても自由が保障されていることこそが本来あるべき姿である。公衆から守られ、自由が保障された「仕事」によって生み出された音楽が、公衆の前で構成される空間に立ち現れる時、真に音楽が人々を動かすことになるだろう。ショスタコーヴィチの作品の中で『交響曲第5番 ニ短調 作品47 (通称「革命」)』が一際有名であるように、皮肉にも音楽が危機に瀕している状況の中で生まれた作品が人々を大きく駆り立てることがあるのも事実だが、それ以上に、メンデルスゾーンやヒンデミットの作品など、その危機によって虐げられ、日の目を見ることのなかった作品が多くあるものである。今後、こうした「音楽の政治的危機」を繰り返すことなく音楽を守っていくためには、政治家による政治的目的のための音楽の使用や、政治家による抗争関係にある音楽家への圧力といった、「音楽の政治的危機」をもたらす要因に対して我々がより敏感になっていく必要があるといえるだろう。

以上本稿では、アレントの視点からナチ・ドイツとソ連の音楽史を分析し、音楽と政治の関係性について考察してきた。本稿は、ナチ・ドイツとソ連では、政治家が音楽を政治的目的のために使用することによってもたらされる危機と、政治家が抗争関係でいようとする音楽家に圧力をかけることによってもたらされる危機という2つの「音楽の政治的危機」が存在したことを明らかにし、その反省から音楽と政治の本来あるべき姿について新たな視点をもたらした点において意義があると考えられる。

【11】 バレンボイムのパレスチナ問題に関する言及については、Barenboim et al. (2002=2004)等を参照されたい。

文献

- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, Chicago: The University of Chicago Press. (牧野雅彦訳, 2023, 『人間の条件』講談社.)
- , 1968, *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, New York: Viking Press. (引田隆也, 齋藤純一訳, 1994, 『過去と未来の間——政治思想への8試論』みすず書房.)
- Barenboim, Daniel, Said, Edward Wadie, and Guzelimian, Ara, 2002, *Parallels and paradoxes : explorations in music and society*, New York: Vintage. (中野真紀子訳, 2004, 『音楽と社会』みすず書房.)
- Barilier, Étienne, 2018, *Exil et musique*, Paris: Librairie Arthème Fayard. (西久美子訳, 2018, 『「亡命」の音楽文化誌』アルテスパブリッシング.)
- Bernstein, Leonard, Castiglione, Enrico, 1989, *UNA VITA PER LA MUSICA*, Editoriale Pantheon Srl: Rome (西本晃二監訳, 笠羽映子訳, 1999, 『バーンスタイン音楽を生きる』青土社.)
- Endler, Franz, 1992, *Karajan eine Biographie*, Hamburg: Hoffmann und Campe Verlag. (高辻知義訳, 1994, 『カラヤンの生涯』福武書店.)
- Gallup, Stephen, 1987, *A History of Salzburg Festival*, London: George Weidenfeld and Nicolson Ltd. (城戸朋子, 小木曾俊夫訳, 1993, 『音楽祭の社会史——ザルツブルク・フェスティバル』法政大学出版局.)
- Hamann, Brigitte, 2002, *Winifred Wagner oder Hitlers Bayreuth*, München: Piper Verlag GmbH (鶴見真理訳・吉田真監訳, 2010a, 『ヒトラーとバイロイト音楽祭——ヴィニフレート・ワーグナーの生涯 上 戦前編 1897-1938』アルファベータ.)
- , 2002, *Winifred Wagner oder Hitlers Bayreuth*, München: Piper Verlag GmbH (鶴見真理訳・吉田真監訳, 2010b, 『ヒトラーとバイロイト音楽祭——ヴィニフレート・ワーグナーの生涯 下 戦中・戦後編 1938-1980』アルファベータ.)
- 平野昭, 1985, 『ベートーヴェン』新潮社.
- 本田裕暉, 2023, 「シューマン：ヴァイオリン協奏曲 ニ短調」『月刊都響』396: 22-24
- 猪木武徳, 2021, 『社会思想としてのクラシック音楽』新潮社.
- 板橋拓己, 2022, 『分断の克服1989-1990——統一をめぐる西ドイツ外交の挑戦』中央公論新社.
- 亀山郁夫, 2018, 『ショスタコーヴィチ——引き裂かれた栄光』岩波書店.
- Kanzog, Klaus, 2014, *Offene Wunden: Wilhelm Furtwängler und Thomas Mann*, Würzburg: Königshausen & Neumann (三浦淳訳, 2015, 『フルトヴェングラーとトーマス・マン——ナチズムと芸術家』アルテスパブリッシング.)
- 工藤庸介, 2006, 『ショスタコーヴィチ全作品解説』東洋書店.
- Maes, Francis, 2002, *A HISTORY OF RUSSIAN MUSIC: From Kamarinskaya to Babi Yar*, Carifornia: The University of Carifornia Press. (森田稔ほか訳, 2006, 『ロシア音楽史——《カマーリンスカヤ》から《バービー・ヤール》まで』春秋社.)
- NHK交響楽団, 2023, 「2024年1月定期公演プログラムについて」, NHK交響楽団ホームページ, (2024年1月4日取得, <https://www.nhkso.or.jp/news/programnoteJan2024.html>)
- 日本経済新聞, 2022a, 「制圧都市に怒りの国旗——反戦デモ, ロシアでは拘束者」, 日経電子版, (2023年5月8日取得, <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM063CV0W2A300C2000000/>)
- , 2022b, 「『反ロシア』巡る態度表明——芸術家につぎつけられた難題」, 日経電子版, (2023年5月8日取得, <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD14AI80U2A310C2000000/>)
- 沼野雄司, 2021, 『現代音楽史——闘争しつづける芸術のゆくえ』中央公論新社.
- REUTERS, 2010, 「イスラエルの管弦楽団, 独バイロイト音楽祭で初演奏へ」, REUTERS, (2023年11月2日取得, <https://jp.reuters.com/article/idJPJAPAN-17538520101006>)
- Riess, Curt, 1953, *Furtwängler: Musik und Politik*, Zürich: Alfred Scherz Verlag. (八木浩・芦津丈夫訳, 1966, 『フルトヴェングラー——音楽と政治』みすず書房.)
- Ross, Alex, 2007, *The Rest Is Noise: Listening to the Twentieth Century*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (柿沼敏江訳, 2010a, 『20世紀を語る音楽 1』みすず書房.)
- , 2007, *The Rest Is Noise: Listening to the Twentieth Century*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (柿沼敏江訳, 2010b, 『20世紀を語る音楽 2』みすず書房.)
- 芝崎裕典, 2019, 『権力と音楽——アメリカ占領軍政府とドイツ音楽の「復興」』吉田書店.
- サントリーホール, 2023, 「「ウィーン・フィルハーモニー ウィーク イン ジャパン 2023」指揮者決定のお知らせ」, サントリーホールディングスホームページ, (2023年12月22日取得, https://www.suntory.co.jp/suntoryhall/news_topics/detail/127866.html)
- 鈴木淳子, 2015, 『ヴァーグナーの反ユダヤ思想とナチズム——「わが闘争」のテキストから見えてくるもの』アルテスパブリッシング.
- Tassie, Gregor, 2005, *Yevgeny Mravinsky: The Noble Conductor*, Lanham: The Scarecrow Press (天羽健三訳,

- 2009, 『ムラヴィンスキー——高貴なる指揮者』 アルファベータ.)
- 梅津紀雄, 2014, 「雪どけ期のソ連音楽政策の転換過程——中央委員会文化部文書に見るその実態」『ロシア語ロシア文学研究』 46: 111-130.
- Volkov, Solomon, 2004, Shostakovich And Stalin, New York: Little, Brown & Company (亀山郁夫ほか訳, 2018, 『ショスタコーヴィチとスターリン』 慶應義塾大学出版会.)
- 和田ちはる, 2023, 「ハンス・アイスラーと〈ドイツ交響曲〉」, 読売日本交響楽団ホームページ (2023年11月6日取得, <https://yomikyo.or.jp/2020/04/post-2.php>)
- Yevtushenko, Yevgeny Aleksandrovich, 1961, Babi Yar (草鹿外吉訳, 1962, 『エフトウシェンコ詩集』 飯塚書店.)
- 読売新聞, 2023, 「ボリショイ劇場の新総裁にゲルギエフ氏, 世界的指揮者でプーチン大統領に近く…前任者は反戦を訴え事実上の更迭か」, 読売新聞オンライン, (2023年12月22日取得, <https://www.yomiuri.co.jp/world/20231203-OYT1T50156/>)

20年代のショッピングモール表象に見る
「16号線的郊外」の「多面性」

西村 竜彦

【目 次】

序論	105
1 「16号線の郊外」はどのように論じられてきたか	106
1.1 嘆かれる日本の郊外化（90年代～00年代）	106
1.2 ゼロ年代の論客たちと「ファスト風土論」への反発（00年代）	107
1.3 「ショッピングモール化」／「わかりやすさ」から距離を取る（10年代）	108
1.4 これからの「16号線の郊外」はどのように語りうるか（20年代）	109
1.5 なぜショッピングモールの表象から郊外を考えるか	110
2 『君が世界のはじまり』（2020）	111
2.1 若者を鬱屈させる場としてのショッピングモールと郊外	111
2.2 若者を解放するショッピングモールとその可能性	112
2.3 「郊外」の像に囚われない郊外とその可能性	113
2.4 措定から逃げ続ける場所	114
3 『サイダーのように言葉が湧き上がる』（2021）	116
3.1 「16号線の郊外」の歴史性と象徴としてのレコード盤	116
3.2 「忘れゆく場所」としての郊外と生きられるインターネット	117
3.3 郊外の歴史性を“再生”するショッピングモール	119
3.4 “思い出されうる場所”としての郊外	120
4 『この世の喜びよ』（2022）	121
4.1 ショッピングモールと均質化した郊外	121
4.2 「あなた」の身体感覚	122
4.3 「水」がこぼれる・流れる場としてのショッピングモール	123
4.4 固有性・均質性の並立と変化に対する「喜び」	126
結論	129
参考文献	132

序論

本研究の目的は、2020年代におけるショッピングモールの表象を分析することで、現代における「16号線の郊外」の「多面性」を明らかにすることである。

「16号線の郊外」とは、社会学者の北田暁大によって便宜的に作られた区分である。「郊外」とよばれるエリアのなかでも、田園調布や成城のようにアッパーミドルクラスが住み、鉄道会社による開発が行われたかつての郊外のことを「古典的郊外」、一方、ロードサイドにチェーン店が立ち並び、イオンモールに代表される大型商業施設（ショッピングモール）があるような、かつて「ファスト風土」（三浦展）とも呼ばれた郊外のことを「16号線の郊外」として北田は区別している^[1]。

本論文においては、郊外と表記した場合には後者の「16号線の郊外」のことを指していることとする。「ファスト風土」と「16号線の郊外」はほとんど同じ領域を指している言葉であるが、三浦の言う「ファスト風土」は「ファストフード」とかかっていることから分かる通り、郊外という空間を批判的に語る意味合いがこもっているため、よりフラットな認識から郊外を捉えているといえる、北田の「16号線の郊外」の方が分析にさいして適切だと考えてこちらを用いる。

社会学者の若林幹夫は『郊外の社会学 現代を生きる形』（2007,筑摩書房）において、郊外という場所が空間的にも時間的にも非-均質性を孕んでいること、すなわち郊外が「多面性」と「重層性」を持つ空間であることを明らかにした。

「多面性」とは、郊外と一括りに呼ばれる広がりの中に、様々な異なるあり方や風景が並立している状態のことであり、「重層性」とは、そのような異なるあり方や風景がそれぞれ別々の時代に由来して存在するもので、まるで地層のように、複数のあり方が積み重なっていることを表現している^[2]。

それを踏まえれば、三浦の「ファスト風土」という概念や北田の「16号線の郊外」という見方も若林の言うような「多面性」の側面のひとつであり、その個々の側面を一般化して語った結果であるということが理解できるだろう。郊外とは、そのように多様な語りによって措定されようとしつつも常にそれだけでは捉えきれず、どうしても「多面性」という性格を帯びてしまう空間なのである。

三浦や北田によって語られた郊外の「多面性」のひとつの側面にここで触れたように、これまで多くの言説において郊外は多様に語られ、その「多面性」を露呈してきた。だが、そのような郊外の「多面性」についての語りも、2020年代においてはまだ十分になされていないようである。そのため、本研究では20年代に発表された三つの物語作品と、そこに描かれているショッピングモールの表象を通して、現代における郊外の「多面性」の様相を明らかにすることを目指す。

【1】 東浩紀・北田暁大, 2007,『東京から考える 格差・郊外・ナショナリズム』, NHK出版.

【2】 若林幹夫, 2007,『郊外の社会学 現代を生きる形』, 筑摩書房, 110ページ.

1 「16号線的郊外」はどのように論じられてきたか

1.1 嘆かれる日本の郊外化(90年代～00年代)

この章では「16号線の郊外」とよばれる空間がこれまで、郊外研究や批評などを通してどのように語られてきたかについて、1990年代から2010年代まで順を追って確認する。

まずは、本論が郊外についての言説を整理するさいの軸として、2004年に評論家の三浦展によって書かれた『ファスト風土化する日本』(2004、洋泉社)を据えたい。

三浦はこの本の中で日本の郊外化を痛烈に批判している。そこでやり玉にあげられたのが、道沿いにチェーン店が並んで、どこまでも同じような景色の続く、ショッピングモールによって象徴されるようなロードサイドの郊外空間だった。彼はそういった場所を「ファスト風土」と名付け、全世界に普遍的に存在し、均質性を象徴する存在である「ファストフード」になぞらえて表現した。

続いて三浦による「ファスト風土論」の内容を確認する。まず、評論家の円堂都司昭によれば、直接の言及はないものの、三浦の議論は90年代に宮台真司が論じた日本の郊外化についての言説(郊外化と犯罪の関係など)に影響を受けているという^{【3】}。つまり、「ファスト風土」に結実した日本の郊外化を問題視する議論は、00年代以前、90年代にその芽があったといえるだろう。

「ファスト風土」を批判する三浦の論点は次のようなものがある。以下は、若林幹夫によって整理された『ファスト風土化する日本』における、三浦の郊外化批判の論点である。

- ① 生まれ育った地域の異なる人びとが集まることによる「故郷喪失」。
- ② ①の結果として生じる、地域の共同性の欠如。
- ③ 同時期に開発された住宅地への一斉入居によって生じる、年齢、所得、家族構成などの均質性。
- ④ 均質な人びとの間の小さな違いが大きな差別と感じられることから生じる、住民間の競争の激しさ。とりわけ、子どもの学歴競争の激化。
- ⑤ 職住分離のため、子どもが大人の働く姿を目にする機会が減り、反対に子ども中心の消費生活が広がること。
- ⑥ 車がないと移動できないので子どもだけで移動する機会が減り、親に依存した生活になることから生じる子どもの社会化の阻害^{【4】}。

三浦は『ファスト風土化する日本』のなかで以上のような指摘を繰り出して、日本の郊外化を嘆いた。そして、日本の郊外化の「象徴」をジャスコ(現在のイオンモール)であるとして、ショッピングモールを郊外の「メルクマール」に位置付けてもいる^{【5】}。

ここでショッピングモールは、地元にも根付く商店街から顧客を奪い、破壊する悪しき存在として描写され糾弾されている。「ショッピングモールvs.商店街」という、よく語られる安易な二項対立のイメージは、ひとつにはここから流布されたものだといえるだろう。

三浦はショッピングモールおよびそれが象徴する「16号線の郊外」を「ファスト風土」と表現し、その

【3】 円堂都司昭, 2011,『ゼロ年代の論点—ウェブ・郊外・カルチャー』, ソフトバンククリエイティブ, 189ページ。

【4】 若林幹夫, 2007,『郊外の社会学 現代を生きる形』, 筑摩書房, 46ページ。

【5】 三浦展, 2004,『ファスト風土化する日本 郊外化とその病理』, 洋泉社, 92ページ。

風景が日本中に広がっていく状況を悲観した。犯罪を助長し、文化や歴史性や固有性（その土地が持っている独自の文脈）を破壊し、そこで育まれる人間にロールモデルを与えない荒野としてロードサイドの郊外を描いてみせた。

だが、地方や郊外に対するネガティブなイメージを流布させたこの極端なその郊外観は、ゼロ年代には多くの若い論客たちから反駁の対象として据えられ、その後の批評界で「郊外」がホットワードとなるきっかけを作った^[6]。

日本の郊外を語る言説にある種の極論が誕生したことによって、それをきっかけに新しい議論が活性化したのだと肯定的に評価することもできるだろう。

1.2 ゼロ年代の論客たちと「ファスト風土論」への反発(00年代)

2004年に三浦が『ファスト風土化する日本』を発表して以降、ゼロ年代の批評の世界では「郊外」という言葉がもてはやされるようになった。このことは、評論家の円堂都司昭が指摘している。

また円堂は、論者の年齢によって日本の郊外化についての評価が変わる（若い世代ほど郊外化に好意的）とする社会学者の西田亮介の意見を引用して、「ファスト風土」の議論と「昭和ノスタルジー」の感性が対をなしているとも語った^[7]。

ここで円堂や西田が言うように、ゼロ年代に登場した当時の若手の論客たちは、基本的に「ファスト風土」という郊外化批判の言説に対して反発する。以下に、「ファスト風土論」に対して反発したゼロ年代における二人の論者の意見を見ていきたい。

まず、哲学者・批評家である東浩紀の主張だ。東は、若年で子持ちの家族にとっては、少ないお金で快適に過ごすことのできるショッピングモールという空間は、「ファスト風土」として表現されるような否定的側面だけを持つわけではないとして三浦の論の一面性を批判している^[8]。

ゼロ年代における東浩紀の影響力を考えると、ここで東が「ファスト風土」を批判してショッピングモールの肯定的に語ったことは、その後の郊外化にまつわる議論の方向性に大きな影響を与えたと考えうるだろう。

もう一人、ライターの水健朗は「ケータイ小説」と「ファスト風土」の関連について論を展開している。水健朗によれば「ケータイ小説」のヒットは、ロードサイドに広がった「ファスト風土」的なインフラの影響が大きいという。具体的には「TSUTAYA」やコンビニの書籍コーナー、ショッピングモールの書店などがあげられる。さらに「ケータイ小説」にしても「ファスト風土」的なもの（ショッピングモールを含む）にしても、現代社会の要請によって現れたものであるため、それを否定することは現代人の自己嫌悪に過ぎないとして「ファスト風土」的な空間を擁護している^[9]。

このように、ゼロ年代に日本の郊外化について言及した若い書き手たちは「ファスト風土」について好意的な見解を示してきた。そしてその見方は、彼らの年上世代（三浦展、宮台真司など）がそれ以前に示した、日本の郊外化を嘆く視点への反発として登場したと理解することができるだろう。ゼロ年代には、「ファスト風土」という概念の出現をきっかけにして「ファスト風土」の擁護が始まったのだ。

一方、同じゼロ年代に書かれた若林幹夫の『郊外の社会学』においては、先進的で住みよい場であると同

[6] 円堂都司昭, 2011,『ゼロ年代の論点—ウェブ・郊外・カルチャー』, ソフトバンククリエイティブ, 188ページ。

[7] 円堂都司昭, 2011,『ゼロ年代の論点—ウェブ・郊外・カルチャー』, ソフトバンククリエイティブ, 191-193ページ。

[8] 東浩紀・仲俣暁生, 2007,「工学化する都市・生・文化」『批評の精神分析 東浩紀コレクションD』, 講談社, 378ページ。

[9] 水健朗, 2008,『ケータイ小説的。—“再ヤンキー化”時代の少女たち』, 原書房, 161, 162ページ。

時に無個性で歴史を欠いた場所でもあるというような、郊外という空間の持つ「両義性」についての指摘がなされている。若林は、そのような「両義性」を多分に含んだ郊外の「多面性」と歴史の沈殿した「重層性」を示すと同時に^[10]、そうでありながらも常にそこで起こった出来事と文脈が構造的に忘却され続けるという「忘れゆく場所」としての郊外の性質を見出した。

若林はそうにして、郊外の表層を一面的に語る同時代の視座よりも一歩踏み込んだ地点から郊外の微妙なバランスを明らかにしようとし、そこで「忘れ（られ）ゆく」運命にある郊外の「生きられた厚み」を明らかにすることを目指したのだ^[11]。

1.3 「ショッピングモール化」／「わかりやすさ」から距離を取る（10年代）

東浩紀は、10年代には新しく「ショッピングモール化」という概念を提出している。これは、東浩紀と大山顕の対談から生まれた書籍、『ショッピングモールから考える ユートピア・バックヤード・未来都市』（2015、ゲンロン）のなかで示された概念だ。

東の言う“ショッピングモール”とは、消費者に合わせて快適に設計された場のことを指しており、もはや日本全体がそのように快適な空間として作られ「ショッピングモール化」していると東は指摘した。

東によれば、ショッピングモールは外観（ファサード）と中身の関係が反転した場所であり、その外側は無機質な見目をしているのに対して中はきらびやかに設計されている（ファサードが内向きに作られている）。さらに「バックヤード」が内と外の隙間に作られて客からは一切見えないようになっていることにより、消費者は自分たちの消費、ひいてはその裏にある社会（外部）を意識することなく快適に過ごすことができるとも指摘する。

東は、そのようなコンセプトを持った「ショッピングモール」的な空間が日本全体に広がっているとしており、その状況において地方は、東京という「モール」の内部に対する「バックヤード」として位置づいているとまで主張する。原子力発電、廃棄物処理場、物流、福祉など、社会が持続するうえで必要になる様々なインフラが地方（中心でない場所）に置かれて、東京（中心部）の快適な生活からは切り離されているからだ。そして、地方が東京に対する「バックヤード」になってしまった現状について東は「うしろめたさ」を感じると発言している^[12]。

批評家の左藤青は、無批判にショッピングモールを褒めたたえていないという意味で東の「うしろめたさ」には「最低限の倫理」を感じるとし、反対に「工場萌え」である大山にはそれがないと述べている^[13]。

他に10年代に登場した郊外論の新しい流れとして『国道16号線スタディーズ』（2018、青弓社）をあげることができる。社会学者の塚田修一と西田善行によって編著されたこの本では、社会学的な観点から「16号線的郊外」という空間について考察し、その現実をそれまでの郊外論よりもより精緻な形で描き出すことが目的にされている。

この本の序文で塚田は、今までの郊外論が「16号線的郊外」や「ファスト風土」といった郊外について語るさい『「わかりやすさ」に安住してきた』としている^[14]。

ここで言う「わかりやすさ」には、例えば三浦が「16号線的郊外」を「ファスト風土」と表現し、その否定的な側面だけを浮き彫りにして一面的に語ったことだけでなく、反対に「ファスト風土」は実は「よ

【10】 若林幹夫、2007、『郊外の社会学 現代を生きる形』、筑摩書房、62、63、110-112ページ。

【11】 若林幹夫、2007、『郊外の社会学 現代を生きる形』、筑摩書房、17、18、219-221ページ。

【12】 東浩紀・大山顕、2015、『ショッピングモールから考える ユートピア・バックヤード・未来都市』Kindle版、ゲンロン、第2章

【13】 「近代体操」同人、2022、「巻末座談会 近代体操セッションⅠ」『近代体操』創刊号、151ページ。

【14】 塚田修一・西田善行、2018、『国道16号線スタディーズ』、青弓社、17ページ。

い」空間であり、三浦が責め立てる郊外の無機質さや均質さとは現代社会の要請によって現れた不可欠な要素であるのだとして「ファスト風土」を擁護するような、ゼロ年代の論者による議論も含まれているだろう。

そして、10年代になって東浩紀により提唱された「ショッピングモール化」という概念についても、「郊外」や「日本」について大雑把に語っているという意味では、それが郊外化にどのような価値判断を与えているかには関わらず、「ファスト風土論」やそれへの反発と同じ土俵にある、「わかりやすさ」に安住した議論だといえそうだ。

対して、『国道16号線スタディーズ』で提案された郊外についての語り口は、それ以前の議論が持つ「わかりやすさ」を「問い直し」たり、「内実を深め」たりするものであった。塚田は『国道16号線スタディーズ』の序文において、本書のスタンスは『『わかりやすくくくる』手つきから慎重に距離を取る』ことだと述べて、「これまでの郊外論が語り損ねてきた」という「16号線的なるもの」の背景や、16号線と「16号線的なるもの」の関係性などについて、「立ち止まって考察し、記述」することを目標に掲げている【14】。

ここで目指されている「立ち止まって考察する」ことは、例えば三浦の「ファスト風土論」や、ゼロ年代におけるそれへの反発および、10年代における東の「ショッピングモール化」という議論とは一線を画す試みであるだろう。

ここからふり返れば、郊外の「生きられた厚み」を記述しようとしたゼロ年代の若林の議論は、一口で捉えきれない郊外という空間の微妙さを捕捉しようとしたという点において『国道16号線スタディーズ』のような議論を準備したと整理できるのではないだろうか。

そして「ショッピングモール化」と『国道16号線スタディーズ』（や『郊外の社会学』）の議論の間に存在する差は、ある意味では“批評”と“アカデミズム”の差だといえるかもしれない。三浦や東を始めとして、ゼロ年代に「16号線的郊外」を論じてきた論者のほとんどは批評家やライターであり、そこではアカデミックな議論とは作法の異なった、批評的な語りが行われてきたからである。

ある程度の普遍性や客観性を志向しながらも、基本的には主観的な記述を用いて大局を見ようとする批評の語り口と、十分な論拠を示して丁寧に考察を加えることで、できるだけ客観的に対象を語ろうとするアカデミズムの態度では、そこに語り口の違いが生まれるのは当然である。

東の「ショッピングモール化」の議論と、それとは別の戦略を提示する『16号線スタディーズ』の議論が並立している10年代の状況を見ることで、ここにおいて「16号線的郊外」についての言説は、初めてはっきりと二つの語り口に分岐したと捉えられる。それ以前の「16号線的郊外」についての議論は、「ファスト風土」は「よい」か「悪い」かという次元で行われており、その議論自体には「16号線的郊外」を均質で無個性化した場所として捉える以外の見方が存在しなかったからである。

10年代は、「ショッピングモール化」のような「16号線的郊外」を一面的に捉える語り口と、そういった「わかりやすさ」に安住する郊外論から距離を取る語り口の二つがはっきり分かれて並立した時代だといえ、そこには“批評”と“アカデミズム”の差を読み込むこともできたのである。

1.4 これからの「16号線的郊外」はどのように語りうるか(20年代)

これまで「16号線的郊外」という空間は、1.1節から1.3節で述べてきたように様々な視点から多様に語られてきた。また、そこで出力される郊外像の差異には、語り手が在野の批評家であるのか、アカデミズムの学者であるのかなどの視座の違いも影響していると捉えられることが分かった。

それらの語りのなかでも、若林幹夫が『郊外の社会学』のなかで述べた、郊外というひとつの言葉で呼びうる広がりの中にある現実が、それを見る視点の置き方によって全く姿を変えてしまうような「多面性」

を持っているのだという観点はとくに重要である²。そのような視点こそが、ゼロ年代から10年代にかけて郊外に対する論じ方を新しく更新し、分岐させたひとつの要因だといえるからだ。

しかし、そのように「多面性」を重視して郊外を語るのだとしても、ここまで言及してきたような90年代～10年代の言説をもとに郊外の「多面性」を語るのでは不十分ではないだろうか。若林が郊外の「多面性」に言及してから10年以上の月日が経った2024年の現在では、その「多面性」の中身も変化をきたしているのが当然であるからだ。

そのため、20年代のさなかにある今、現代における郊外の「多面性」の内実を確認するという語り口がありえ、求められると考える。

1.5 なぜショッピングモールの表象から郊外を考えるか

三浦の「ファスト風土」概念の登場以降、郊外の象徴としてショッピングモールという空間は幾度となく取りざたされてきた。三浦とは逆側に論陣を張ったゼロ年代の論客の間にも同様の姿勢は共有され、ショッピングモールという空間を通して郊外を語るという方法論は、いわば郊外論のテンプレートのひとつになっている。

しかし、これまでにショッピングモールを通じて語られてきた郊外像は基本的に、ショッピングモールという空間の均質性だけを取り上げて郊外に結び付け、一面的に郊外を描くような論調ばかりであったように思う。三浦の「ファスト風土論」はその代表であり典型であるが、ゼロ年代に展開されたショッピングモールの擁護する議論や、東の「ショッピングモール化」という概念も同様に、ショッピングモールという空間を通して郊外の「多面性」から一面だけを切り取り、一義的な場所として郊外を論じてきたのだといえる。

そのため本論では、郊外という空間をショッピングモールの表象を通じて分析しながらも、郊外の「多面性」という概念に気を配りながら論を進めることによって、これまでショッピングモールを通じて一面的にしか見出されてこなかった郊外とは、異なった様相の郊外像を見出すことを目指したい。

ショッピングモールという場に郊外の「多面性」を見ることができ、その像を精緻にすることに成功できれば、郊外という空間に対する新しい視点が生まれるきっかけを作ることができるかもしれないからだ。

そこで、以下の章では20年代に発表された三つの物語作品をとりあげて、それらにおけるショッピングモールの表象を通して郊外における「多面性」とその内実を分析する。

2 『君が世界のはじまり』(2020)

2.1 若者を鬱屈させる場としてのショッピングモールと郊外

2020年に公開された映画、ふくだももこ監督『君が世界のはじまり』は、ショッピングモールと郊外をテーマにした近年の映画のひとつだ。ショッピングモールのある、とある関西の郊外の街を舞台にしている、その街を生きる高校生たちが自らの悩みや不安に向き合う姿を描いた群像劇である。

本作で主題に据えられているのは、主要な登場人物である6人の高校生たちが、それぞれの抱える悩みや問題に苦しめられ、囚われながらもそれに向き合う姿である。そしてときに彼女らが抱える悩みや鬱屈は、彼女たち自身が住んでいる郊外の街に結び付けられて語られ、その鬱屈の極点として、郊外の象徴であるショッピングモールという場が引き合いに出されるような描写もある。

主要な登場人物である6人の高校生についての説明を挟んでから論に移る。

純：父親と二人で暮らしている女子高校生。母親が家を出たのは父親が役割を奪ったから（熱心に家事に取り組んでいる父親が描かれている）だと考えている。友人との関係にも悩みを抱えていて、その鬱屈から逃れるようにして伊尾と関係を持つようになる。

伊尾：東京から転校してきた男子高校生。父親の再婚相手である義母とショッピングモールの駐車場で度々関係を持っている。郊外の街の退屈さに嫌気が差しており、早く東京に戻りたいと考えている。

えん（縁）：琴子の親友。成績優秀だが、進路に迷っている描写あり。友人である琴子が好意を持っている業平（なりひら）君に好意を持たれているが、えん自身は琴子に友達以上の感情を抱いており、その間で立ち位置を決めかねている。

琴子：えんの親友。自由闊達な性格で、授業をサボる、タバコを吸う、教師ともめるなど、常に規則に縛られない行動を取る。学校内ではカリスマ的な人気があり恋愛経験も豊富なようだが、好きになった業平君（大人しい性格）に合わせようとして挫折する。

業平（なりひら）：サッカー部。全校集会をサボって体育倉庫にいるさいに琴子とえんに出会い、琴子に好意を持たれ、えんに一目惚れをする。父子家庭。彼の父親が道端で異常な行動を取っている描写があり、家庭に悩みを持っていることが分かる。

岡田：業平と同じサッカー部。誰にでも気さくに接する性格で、女子生徒から人気がある。古文で書かれたラブレターの翻訳をえんに手伝ってもらったことをきっかけに、えんと仲良くなる。琴子に好意を持っている。

主要な登場人物である6人の高校生たちは皆それぞれに悩みを抱えている。ここではその悩みを“鬱屈”と呼びたい。

6人の高校生たちの中でもとくに純と伊尾の二人は、彼女らの鬱屈を、自分たちの住む街に対して結び付

けて感受しているように描かれている。

伊尾はショッピングモールの駐車場で「こんな何もねえとこで生きるなんてぜってー無理！マジで気が狂うわ！」と発言し、純はショッピングモールの吹き抜けでモールを行き交う人々を眺め、父親からのLINEをきっかけに「気が狂いそう」とネットの検索エンジンに打ち込む。伊尾も純も、ショッピングモールという郊外の象徴的な空間において最も鬱屈を感じていて、それは「気が狂う」ほどだと表現しており、ショッピングモールおよび郊外が若者たちに鬱屈を与える空間として機能していることが示されている。

だが、純と伊尾が感受している郊外の鬱屈は、実はそれぞれに異なったものでもある。二人は同じ街の同じ学校やショッピングモールで時間を過ごしながらも、それぞれに違った郊外の景色を見て鬱屈を抱えていることが作中から読み取れるのだ。

伊尾はショッピングモールや郊外の街を「何もねえ」と表現し、東京と対置させている。彼は郊外の街の平板さや均質さに対して苦しみを感じており、そこで過ごすことは「死んでるようなもん」だとさえ発言しているのだ。では純は、モールや郊外の何に鬱屈を感じているのか。それは伊尾とはむしろ反対に、郊外の「多面性」に対してである。

先に、純がモールの吹き抜けで行き交う人々を眺めるシーンがあると述べた。彼女がそこで目にするのは、友人と楽し気に写真を撮る女子高校生とエレベーターに乗るセーラー服を着た男性の姿だ。その直後、父親からLINEのメッセージが来たのをきっかけに彼女は「気が狂いそう」とインターネットで検索する。

純の友人には同性の恋人がおり、友人が純よりも恋人との関係性を優先している（ようにみえる）ことに、純はモヤモヤを感じているような描写がある。さらに彼女の最大の鬱屈は、家事にかいがいしく精を出す父親と、その父親に役割を奪われたと感じて家を出ていった母親についてのものであるということは前述した。

このように純は、同性愛者の友人や女装をする男性、「母親」としての役割を担おうとする父親など、郊外空間における「多面性」を経験して苦しんでいる。純は伊尾とは反対に、郊外という空間の持つ多様さによって苦しめられていると理解できるのだ。郊外に生きる人々が純の想定よりもはるかに雑多で多様であるがゆえに、それに耐えることができない純は鬱屈を感じているといえる。

つまり、純と伊尾は同じようにショッピングモールと郊外の街に対して鬱屈していながらも、それぞれに見えている街の姿や認識には、郊外を平板で均質な場に見ているのか、郊外を多様で多面的な場として見ているのかという差があることが分かる。

作中で起こる高校生（純や伊尾の同級生）によって彼の父親が殺害される事件も、純や伊尾の場合と同様に、若者が郊外の街で鬱屈を抱えている（いた）という一例であるだろう。そしてそれが、ついには人を殺めるまでに至ってしまったケースだということだ。

そのように、郊外と殺人事件の発生を結び付ける視点はまさに「ファスト風土論」的な視点であることも、ここではとりあえず指摘できる。

『君が世界のはじまり』においてショッピングモールと郊外は、6人の高校生と殺人を犯した同級生がそうであったように、若者を鬱屈させる場所として描かれている。だが、その鬱屈の中身や原因、そこで各々に見えている世界は多様でそれぞれに異なっていることが示唆されており、それは郊外の「多面性」の表れでもあると考えられるだろう。

2.2 若者を解放するショッピングモールとその可能性

『君が世界のはじまり』が、若者を鬱屈させる場として郊外を描き出していることは2.1節で指摘した。だが同時に、郊外の象徴でもあるショッピングモールが若者を鬱屈から解放する可能性についても言及して

いるといえるのだ。

映画の後半のあるシーンに注目したい。琴子を除いた5人の高校生たちが閉店後のショッピングモールに忍び込み、展示されている楽器で「THE BLUE HEARTS」の楽曲『人にやさしく』を演奏する。そこで高校生たちは、普段の日常のシーンとは対照的に、解放感に満ちた表情で駆け回ったり、お互いの悩みについて語りあったりする。

ショッピングモールはこのシーンにおいて、若者を鬱屈させる場としてではなく、反対に鬱屈から若者たちを解放する場所として表現されている。閉店後のショッピングモールに高校生たちが入っていくシーンの直前に、非常口のマークを映したカットが映し出されているのだが、ショッピングモールという空間に象徴される郊外が、まるで「非常口」のように人々を解放しうる可能性にこの映画は言及しているのだといえるだろう。

だが同時に、その解放が可能性に留まるものであるというメッセージを読み込むこともできる。なぜなら、“閉店後”のショッピングモールという空間自体がとてもフィクション性の強い空間であるからだ。従業員や警備員以外は基本的に立ち入ることのできない、夜のショッピングモールという舞台設定がこのシーンの現実味を薄くしており、ここにおける若者たちの解放をも、可能性に留まるものに据え置いているのだ。

さらに5人の高校生たちは、“閉店後”のモールで“バンド演奏”をすることで鬱屈から解放されるように描かれているのだが、脈絡なく集まった高校生5人が急に「THE BLUE HEARTS」の楽曲をバンド演奏することができてしまうという突拍子のなさにも強いフィクション性が表れているだろう。“閉店後”のショッピングモールでの突然の“バンド演奏”という二重のフィクションによる解放がここでは行われている。それは、ショッピングモールという空間および郊外による解放の可能性に言及すると同時に、それが可能性に留まるものであることも示唆しているのである。

2.3 「郊外」の像に囚われない郊外とその可能性

夜のショッピングモールによる若者たちの解放の可能性について触れたが、6人の高校生たちのうち、“閉店後”のショッピングモールのシーンに登場しなかった唯一の人物である琴子についてここでは考える。彼女は、この映画の全編を通して唯一、ショッピングモールに一切関わることなく生きている人物である。

彼女が他の高校生たちと異なるのは、悩みや鬱屈を払いのけてみせる強さと素直さがあるという点だ。琴子以外の高校生たちが、自らの悩みを表に出すことが中々できず、“閉店後”のショッピングモールという実在しない空間で思いを吐露できるまではそれを内に秘めたままだったのと反対に、琴子は自らの感情や悩みを、自分の思ったときに、思うように発散する人物として描かれている。

また、琴子以外の5人の高校生たちは皆、作中で起こった同級生による殺人事件に対して何らかのリアクションを示しており、それぞれが夜のモールのなかで事件に対する思いを吐露することをきっかけとして、自身らの鬱屈に向き合うことができるという展開になっている。だが、琴子だけは殺人事件に対するリアクションが作中で描かれておらず、その点からも彼女が（殺人事件を起こした同級生も含め、他の5人の高校生たちのように）鬱屈に縛り付けられる人物ではないということが読み取れる。そのような琴子の奇異なポジションからもまた、郊外空間の持っている可能性について考えることができる。

つまり琴子とは、郊外の作り出す鬱屈さの重力からまるっきり自由な存在として描かれている人間だということである。『君が世界のはじまり』において郊外とショッピングモールは、多様な鬱屈さによって若者を悩ませる空間として、もしくはそこから解放する可能性を持つ場として描かれていた。だが、琴子だけはそもそもそこから自由であり、それによって彼女は、“鬱屈させる郊外”というこの映画における郊外観を

相対化する存在として機能しているのだ。

そして彼女は、郊外を一括りにして語ろうとするすべての言説からも自由であるように思う。例えば「ファスト風土」的な語り口は、この映画と同様に郊外を鬱屈とした場所として描いた。つまり琴子は、作中で郊外の鬱屈から逃れることによって同様に、「ファスト風土」的な郊外観からも逃れているといえるのではないだろうか。

さらに琴子は、先ほども述べた通りショッピングモールという空間自体に関わっていない人物である。そのことは、モールという空間を通して郊外について考えてきたすべての言説からも彼女が無関係に存在していることを示しているはずだ。

ショッピングモールを郊外の「メルクマール」に位置付けた三浦の論⁵だけでなく、それにショッピングモールの利便性などをもって反論したゼロ年代の議論や10年代における東の「ショッピングモール化」の概念^[12]に対しても彼女は自由に存在し、彼女の生きる郊外という空間自体を自由な場たらしめているのである。

そういえば、琴子が誰かから走って逃げるシーンは映画のなかで二度描かれている。一度目は校則違反を咎める教師から、二度目は親友のえんからである。彼女はそこで示された逃走のイメージと同じように、郊外という空間をあらゆる言説から逃れ行くものとして描き出しているのだともいえるだろう。

2.4 措定から逃げ続ける場所

本作において郊外は、若者を鬱屈させる空間として描き出されている。6人の高校生たちはそれぞれに悩みを抱え、ときにはそれがショッピングモールや郊外という空間そのものに結び付けられる形で捉えられてもいた。その意味で、『君が世界のはじまり』において郊外は鬱屈させる場所として立ち現れていた。

だが、そこにはショッピングモール（郊外）が若者を解放する可能性も並立していた。ショッピングモールという空間において高校生たちが自身の悩みを吐露し、バンド演奏によって解放される様が描かれたからだ。だが、それは同時に可能性に留まるものであることも示されていた。なぜなら、“閉店後”のショッピングモールという場と突然の“バンド演奏”というふたつの要素がどちらもフィクション性の強いものであったためだ。

そして、琴子というひとりの高校生の存在によって郊外は、「ファスト風土論」を始めとする手垢の付いた郊外についてのすべての言説から自由な場としての側面を与えられてもいた。彼女はショッピングモールという空間自体に関わらない人物として登場することによって、ショッピングモールを通して郊外について語るあらゆる言説から自由であるような郊外の姿を象徴していたといえる。

本章で述べたことを踏まえて『君が世界のはじまり』で描かれたショッピングモールおよび郊外の姿を整理すると、そこには措定しようとするれば常に相対化され、その場から逃げ出していく郊外の像が映し出されていることが分かってくる。

まずもって本作品における郊外は、2.1節から2.3節においてそれぞれ指摘したように三つの側面を表していたといえ、それが本作の示した郊外の「多面性」なのだと理解できる。

だが、それら三つの側面を俯瞰して眺めたとき、若者を鬱屈させる郊外が示されると同時に鬱屈から解放する郊外の可能性が示され、そのような鬱屈と解放の両義性が示されると同時に、あらゆる郊外についての措定から逃げ出す高校生の姿と、それに象徴される郊外の姿が示される……というように、常に郊外の像が作中で相対化され続けていく様が見えてくるのだ。

また、若者を鬱屈させる郊外という第一の側面についても、そこでは登場人物によって郊外が全く違った

世界として認識されていたという事実があったように、郊外の「多面性」を無視した議論から逃れ、そういった論じ方を相対化した態度がその時点で示されていたのだといえる。

そう考えると『君が世界のはじまり』において描かれた郊外の姿は、2.1節～2.3節における三つの側面からなる多面性を持つのと同時に、それら三つの側面同士の関係性を見ることによって、郊外を指定する眼差しが常に郊外の別の側面によって相対化されるという、指定から逃げ続ける姿としても立ち現れてくるのである。つまりそれは、とくに2.3節において指摘した、あらゆる言説から逃げ出していく場としての側面を、郊外が根本的な性質として持っているということかもしれない。

3 『サイダーのように言葉が湧き上がる』(2021)

3.1 「16号線の郊外」の歴史性と象徴としてのレコード盤

2021年に公開されたアニメ映画、イシグロキョウヘイ監督『サイダーのように言葉が湧き上がる』は、ショッピングモールや団地など、郊外に典型的な風景を主題として描いた近年の作品のひとつである。ビビッドな色彩で描かれる郊外の夏の景色が解放感や軽さを感じさせ、タイトルにもある「サイダー」の爽やかさとうまくマッチしている。また、田んぼと国道の延びる「16号線の郊外」の景色にそのような「サイダー」のイメージを結び付けることによって、閉鎖的で荒廃した場として語られることも多い郊外のイメージとは異なった郊外像を提示しているといえるだろう。

これまで「16号線の郊外」は、歴史性の希薄な空間として語られる場合が多々あった。繰り返すようだが、その典型例は三浦展の『ファスト風土化する日本』であり、その土地の持つ固有の文脈や歴史性が脱色された空間として、郊外はその姿を描かれてきた。

しかし『サイダーのように言葉が湧き上がる』において「16号線の郊外」は、その土地の歴史が存在する空間としてむしろ示されている。ここで言う歴史とは、その土地が古来より受け継いできた伝統的性格ということではなく、戦後という比較的最近の時期（とはいえ80年近くが経った）に開発された郊外の空間が、そこが郊外として成立して以降に積み重ねてきたすでに長い歴史のことである。

だが本作における郊外描写の力点は、そのような戦後における郊外の歴史が蓄積されながらも潜在し、思ひ出されることなく眠っている場として郊外が存在するという点にある。

デイサービス「陽だまり」を利用している高齢の男性、フジヤマは「YAMAZAKURA」とタイトルの付いたレコード盤をいつも探して歩きまわっている。「YAMAZAKURA」のレコードとは、かつてシンガーソングライターであった彼の妻が、彼と出会った頃に歌った曲の収録されている思い出の品だからだ。しかも、妻の藤山さくらは若くして亡くなってしまっていて、彼女の肉声が残っているのはそのレコードだけであるのだ。それを失くしてしまい、その曲を「思い出せない」と語る彼は、妻の歌声をもう一度聴いて思い出するためにレコードを探し続けているのである。

ここで登場する「YAMAZAKURA」のレコードとは、まさに「16号線の郊外」が戦後に蓄積しつつもすでに忘れ去られてしまった、郊外の歴史性を象徴するモチーフだと考えうる。なぜなら「YAMAZAKURA」のレコード盤の裏面には、作中のショッピングモールが建つ以前にそこにあったとされるレコードのプレス工場と、地域の祭りである「だるま祭り」の花火の写真が印刷されているからである。

だるま祭りとは、フジヤマたちの暮らす郊外の街で長年続けられている地域の祭りである。花火や屋台、盆踊りなどが行われ、今年で56回目だと語られている。56回目（56年目）という数字からは、だるま祭りが戦後に始まった催しであり、さらにこの土地の郊外化の始まりと同時期に生まれたものであるだろうことが察せられる。このだるま祭りにとくに特徴的なことは、現在はそれがショッピングモールの屋上の駐車場で行われているということなのだが、それについてはまた後で触れるだろう。

とにかく、56年という戦後郊外の歴史を象徴する催しである「だるま祭り」の写真（初期の祭りの様子）が印刷された「YAMAZAKURA」のレコード盤は、その写真の持つ歴史によって、郊外の歴史性の象徴となりうるのだ。

それだけではない。「YAMAZAKURA」のレコードのパッケージ裏には、妻である藤山さくらの姿と馬伏山（フジヤマたちが暮らす郊外の街にある山）の電波塔の写真が印刷されている。この写真を撮ったのは他

ならぬフジヤマ自身であり、バックに写る電波塔からの電波とそれによるラジオ放送を通して藤山さくらが、フジヤマに歌を届けたというかつての思い出も漫画版『サイダーのように言葉が湧き上がる』の第3巻において描かれている^{【15】}。

フジヤマの個人的な記憶と、彼の記憶によって代表されている戦後郊外の歴史性が、そこに残されているといえるだろう。また、写真が撮られた馬伏山には城の天守が残っており、戦後以前の歴史とも郊外が密かに接続しているという示唆もある。

そのように、「YAMAZAKURA」のレコードは郊外が蓄積してきた歴史性を象徴するアイテムであると捉えられるのだ。しかし、ここで重要なのは歴史性の象徴たるレコード盤が失われているという状況設定であり、フジヤマはレコードに録音された歌声を「思い出せ」ずに探し続けているということであるだろう。社会学者の若林幹夫は、『郊外の社会学』（2007, 筑摩書房）において、郊外を「忘れゆく場所」として定義した。

郊外には偶有性（そこに住み、生きることが“たまたまの偶然”であるという性質）と共異体（共移体）としての移ろいやすさ（互いに異なる属性・利害を持つ人々が広い領域を移動しながら共にあること）が特性としてあり、それゆえそこに住み、郊外の「分厚い膨らみ」を形成しているさまざまな層が集散的記憶のなかに定着しない。そこで起こり、生きられたことが構造的に忘れられてしまう場所、すなわち「忘れゆく場所」として若林は郊外を語った^{【16】}。ここで言う「分厚い膨らみ」とは、若林が都市社会学者の西澤晃彦の言葉を引用して述べた郊外像で、中心都市のベッドタウンとして周囲に広がっている、客観的な統計の数値で把握できるような郊外の姿のことである^{【17】}。

フジヤマが郊外の歴史性を象徴する「YAMAZAKURA」のレコードを失くしてしまい、その歌声を「思い出せない」という状況はまさに、若林の言うような郊外の「忘れゆく場所」としての側面の表れだと捉えられる。

3.2 「忘れゆく場所」としての郊外と生きられるインターネット

前節で述べたように、郊外は「忘れゆく場所」としての構造的宿命を与えられており、『サイダーのように言葉が湧き上がる』においてフジヤマたちが生きている「16号線の郊外」の世界は、まさにそのような空間として、郊外で生きられてきた歴史性が失われた状態にあるのだといえる。

ところで、『サイダーのように言葉が湧き上がる』にはふたりの高校生が登場し、彼と彼女のボーイミーツガールの物語こそが、この映画のストーリーの軸になっている。高校生の男子、チェリーは俳句が趣味で、詠んだ俳句を「キュリオシティ」とよばれる“Twitter”（現“X”）のようなSNSに投稿している（彼の投稿の閲覧者はほとんどいない）。また、声を出して人とコミュニケーションを取ることに苦手意識があり、外出のさいにいつもヘッドホンをして、外の音を遮断する習慣がある。対して高校生の女の子、スマイルは「キュリオシティ」の動画配信機能を使って、動画配信者として活動している。明るい性格の彼女は人気の配信者で、「キュリオシティ」においても多くの視聴者やフォロワーを獲得しているが、自分の前歯が出ていることにコンプレックスがあり、配信や外出のさいは常にマスクを着け、ショッピングモールの歯科で矯正を受けてもいる。

そのような人物的特徴からも分かるように、彼らの生活はインターネット（スマホ）と不可分に結びつい

【15】 おおのいも、2021、『サイダーのように言葉が湧き上がる』, KADOKAWA, 第3巻, 第13話。

【16】 若林幹夫、2007、『郊外の社会学 現代を生きる形』, 筑摩書房, 219-221ページ。

【17】 若林幹夫、2007、『郊外の社会学 現代を生きる形』, 筑摩書房, 40-44ページ。

ている。そのことは、彼らの以下の台詞からも分かる。

チェリー「どこでも変わんないし、スマホあれば」

スマイル「スマホないんだよ、死ぬでしょ普通／今日中に取り返さないと死んじゃう！」

スマイル「ネットの方がみんな見てくれるって感じでしょ？ すっごい分かるし」

ひとつ目のチェリーの台詞は、父親に引っ越しが嫌ではないのかと尋ねられたさいに、チェリーが返した言葉だ（チェリーは「だるま祭り」の日に引っ越しをして、スマイルやフジヤマの住む郊外の街から家族で出ていくことになっている）。二つ目はチェリーとスマイルがショッピングモールのなかでたまたま物理的に衝突してしまい、そこでスマホが入れ替わったことに気づいて、焦って探しているシーン。三つ目は、チェリーとスマイルがモールからの帰宅時に田んぼのあぜ道を歩きながら会話をしているシーンで、チェリーが自作の俳句を「キュリオシティ」にアップしていることを話したさいのスマイルの返答である。

このように、チェリーとスマイルはインターネット（スマホ）を自身の生活の重要な一部として捉え、失えば「死ぬ」と表現するほどにその不可欠さを強調している。

また、「ネットの方がみんな見てくれる」とスマイルが言うように、自身のアイデンティティを現実よりもインターネットにおける位置に託したり、現実の世界は「どこでも変わんない」ので、インターネットの世界だけがむしろ重要なのだというような表現をしたりなど、現実の世界の価値をインターネット（スマホ）よりも劣位に置くような発言として彼らの言葉を読むことができる。

そのことは、彼らがインターネットの世界を自身の生の在りどころとして考えてそこにおいて生きているのと同時に、彼らの暮らす現実世界（「16号線の郊外」）の空間を空虚なものとして受け取っているということの意味しているだろう。

とくに、スマホさえあれば「どこでも変わんない」として、現実を生きることの無意味さを呟いたチェリーの発言は重要であるだろうし、そこで「どこでも変わんない」と語られた空間の象徴こそが、彼の生きる「16号線の郊外」であることは間違いないはずだ。

では、そのようにインターネット（スマホ）の世界を現実よりも有意味な場として生きている若者たちを作った要因は何であるか。それはまさに、若林の指摘するような「忘れゆく場所」としての郊外の性質ではないだろうか。その地で起こり、生きられたことが構造的に忘れ去られてしまうという特徴を持つ郊外の空間において、その地は常に、何もない空白地帯として経験されてしまう。

『郊外の社会学』において、郊外が「すでに～がない」や「いまだ～がない」というように両義的な場所として語られるとともに、郊外がいつも「～ない」という欠如態で表現されており、それを語り表現する言葉をいまだ与えられていないということが指摘された。さまざまな境遇の人々が暮らす分厚い膨らみを持っていながらも、私たちの言葉と思考のなかにうまくおさまらない「立場なき場所」としての郊外の特徴を若林は語ったのだ^[18]。

要約すれば、郊外とは「忘れゆく場所」であるから「立場なき場所」なのであって、そうであるから郊外に生や意味を見出しづらく、チェリーやスマイルのように現実よりもインターネット（スマホ）の世界を生きることが重要になるのだと整理することができるだろう。

[18] 若林幹夫、2007、『郊外の社会学 現代を生きる形』、筑摩書房、66-68ページ。

郊外は「忘れゆく場所」であるから空白なのであり、それゆえにその地を生きる若者にとっての生は、現実よりもインターネットにおいて意味づけられるのである。

3.3 郊外の歴史性を“再生”するショッピングモール

3.2節で指摘したように、郊外がチェリーやスマイルのような若者たちにとって意味を持ちづらい空間として生きられ、インターネット（スマホ）の世界より劣位に置かれてしまうことの要因を、郊外が「ファスト風土」であるからだと考えることもできるかもしれない。

だが、『サイダーのように言葉が湧き上がる』において郊外は、「ファスト風土」のように最初から空白な場として設計され、いつまで経っても何も生まれない場所として描かれているのではなく、そこで起こったことや生きられた記憶が忘却されてしまった空間として描かれている。そのため、本作に表れた郊外は「忘れゆく場所」として捉えるのが適切なのだ。

『サイダーのように言葉が湧き上がる』において「YAMAZAKURA」のレコードとは、郊外において失くされた（忘れられた）歴史性であることは前述した。そのように、郊外が戦後に蓄積してきた記憶やアイデンティティを象徴するレコード盤が、フジヤマやそのレコード検索を手伝うチェリー・スマイルたちによって発見されるという物語の展開になっている。

そして重要なことは、それがショッピングモールにおいて見つけられるということである。実は、作中では二枚の「YAMAZAKURA」のレコード盤が発見される。一枚目は、フジヤマが地元の商店街（寂れている）において経営していた「フジヤマレコード」の店内にある冷蔵庫と棚のすき間からである。探し続けたレコードを見つけて一同は喜ぶが、保存状態の悪い環境に置かれていたレコード盤は湾曲してしまっており、それを直そうとしてスマイルによって粉々に割られてしまう。

レコードを探していた一同は落胆するも、その後に二枚目が発見される。その二枚目こそが、ショッピングモールにおいて発見されるのだ。

ショッピングモールのなかにあり、フジヤマが利用していて、チェリーやスマイルのアルバイト先でもあるデイサービス「陽だまり」に置かれている壁掛け時計の文字盤が、なんとフジヤマたちが探し求めていた「YAMAZAKURA」のレコード盤だったのである。見つかった二枚目のレコード盤は聴くことができる状態であった。そのレコードを「だるま祭り」において流しながら、物語はクライマックスを迎えることになる。

フジヤマは「だるま祭り」でかけられた「YAMAZAKURA」のレコードの歌声を聴きながら、涙を流して妻と過ごした頃の記憶を思い出していく。

馬伏山の電波塔をバックに、妻の写真を撮ったときのこと。「第3回小田山だるま祭り」と垂れ幕がかけられたレコードのプレス工場のなかで「YAMAZAKURA」のレコードを手を持ち微笑む妻の姿。ふたりで工場の屋上に上がり、レコードを流しながら祭りの花火を見たこと。「YAMAZAKURA」のレコードを文字盤に時計が作られ、レコードのプレス工場の壁にかけられたこと。

「第3回小田山だるま祭り」という表記が密かに示すように、現在の「第56回」の「だるま祭り」から実に50年以上前のフジヤマの失われた記憶が、レコードの再生とともに“再生”されていく。「YAMAZAKURA」のレコードが郊外において忘れられた郊外の歴史性の象徴であるならば、レコードが再生されフジヤマの記憶が取り戻されていくという状況からは「忘れゆく場所」において忘れ去られた歴史性（郊外が生きられた記憶）が、“再生”され、取り戻されていく様を読み取ることができるだろう。

そして考えたいのは、そのように郊外の歴史性を“再生”する「YAMAZAKURA」のレコード盤はショッピングモールにおいて発見されたのであり、商店街から見つかったレコードはその役割を果たさなかった

という事実についてである。

本作では、「忘れゆく場所」としてその地の意味が忘却され、そこに生きる若者が現実よりもインターネットを生きようとする「16号線の郊外」の世界を描いていると同時に、その地の忘れ去られた歴史性（レコードに象徴される）が、ショッピングモールという場によって“再生”されるという物語を描いているといえる。

作中でショッピングモールには、そこにかつてあったレコードのプレス工場の跡地に建設されたという特徴が与えられ、そこで使われていたプレス機などがモール内に展示されている様子も描かれていた。また、「第56回」まで続けられている「だるま祭り」の開催地になっているのはショッピングモールの屋上の駐車場であり、この地が郊外化して以降から始まった地域の行事がまさにショッピングモールの存在によって存続しているといえるし、ショッピングモールにあるデイサービスに地域の高齢者が支えられている（フジヤマも含まれる）ということも、ショッピングモールが郊外の歴史性をそこに留めることに貢献してきたということを示しているだろう。

その地の歴史が忘れられる「忘れゆく場所」としての郊外において、その歴史性の保存と“再生”をショッピングモールが担うという側面に本作は触れ、郊外がたんなる空白地帯としてではなく、有意味で歴史的文脈の生きる地として経験される世界を描いている。

実際、現実の郊外よりもインターネットに軸足を置いて生きていたチェリーとスマイルも「YAMAZAKURA」のレコードを搜索する過程で現実世界における交流を深めるようになり、二人で同じデイサービスのアルバイトをしたり、「フジヤマレコード」でレコードをともに探したりなどする。

極めつけは終盤の「だるま祭り」のシーンであり、チェリーはそれまでインターネットに投稿した俳句を通してしかスマイルへの恋心を示さなかったのに対して、「だるま祭り」では彼女への思いを自分自身の声を使ってマイクで届けているのだ。そこでバックミュージックに流されているのは「YAMAZAKURA」のレコードである。レコードにより郊外の歴史性が“再生”されることによって郊外が有意味な場所として立ち現れて、インターネットの世界を軸に生きていたチェリーたちが現実の郊外を生きられるようになったのだと、このシーンを解釈できるだろう。

3.4 “思い出されうる場所”としての郊外

若林が指摘したように、郊外とはその偶有性と共異体（共移体）としての移ろいやすさゆえに「忘れゆく場所」として存在し、空間として「分厚い膨らみ」を形成しながらも、そこで起こったことや生きられたことが集合的記憶のなかに定着しない場所である^[16]。

しかし、『サイダーのように言葉が湧き上がる』においてはその失われ、忘れられた郊外の歴史性や生きられた記憶が、ショッピングモールという空間によって保存され、“再生”されて取り戻されるという物語が語られた。この物語によって郊外は、「忘れゆく場所」としての側面を構造的に宿命づけられた状態から解放され、「どこでも変わんない」場所としての位置付けから外れ、インターネットの世界に代わって生きられる空間としての可能性を示唆されたということである。

郊外という場所が「忘れゆく場所」としての性質をその成立時点から構造的に決定されていて、「忘れゆく場所」であるということがすなわち郊外であるということなのであるならば、ショッピングモールの存在によって郊外が歴史性を“再生”するという本作の物語が意味することはいわば、“思い出されうる場所”としての郊外の可能性であり、それは換言すれば郊外が郊外でなくなった状態（「忘れゆく場所」としての郊外という定義を脱すること）を指すことになるかもしれない。

4 『この世の喜びよ』(2022)

4.1 ショッピングモールと均質化した郊外

井戸川射子による小説『この世の喜びよ』(2022)は、その年の下半期における芥川賞を受賞した作品である。ロードサイドにあるショッピングモールの喪服売り場で働くひとりの女性を語り手として、モールのなかで出会う人々との交わりが描かれている。

『この世の喜びよ』には、サンマルクコーヒー、タリーズコーヒーやヤマダ電機など大型のショッピングモールにありがちなチェーン店の名前が登場する。また、ゲームセンターやフードコート、ペットショップや主人公である「あなた」の働く喪服売り場など、匿名ではあるもののいかにもショッピングモールの場が描かれてもいる。

郊外は均質で平板な世界であり、固有のものを失っているという「ファスト風土」的な世界観が、全国チェーンを表す固有名詞やどこにでもあるショッピングモールの場所によって表現されているとひとまず指摘できる。

また、「あなた」の勤務先であるショッピングモールの喪服売り場で販売していると描写される「水玉柄のスカート」を穿いて歩く女性の姿を「あなた」が旅先の名古屋で目撃するという記述がある。それについて「あなた」は、「きっと名古屋でも、あなたの知らない誰かが売って誰かが買ったのだ」(p.63)^{【19】}と語っている。

日本のどこにいても同じように同じ商品が売られ、同じように買って着ている人がいるという、現代日本における表向きの物質的均質さがここには示されているだろうし、ありがちなものが寄せ集められた空間としてのショッピングモールと、それに象徴される郊外の均質的性質も読み取ることができる。

「あなた」は自身の働くショッピングモールの中を歩きながら、その商品の陳列について次のように言及している。

今日も棚には無事に新しい商品が、できるだけ悲しみなどは想起させぬよう、どれも、誰もが同じであると説明するように並んでいる。誰も並べ方に、自分らしさを残そうとなどしない (p.92)。

「あなた」の目を通して見たショッピングモールの商品は、「誰もが同じであると説明する」ように並び、自分らしさを残さない陳列をされている。ショッピングモールという空間の作り出した商品の世界が徹底して均質なものであり、そのように設計された世界であるということが示唆されている。

しかしここでは、「誰もが同じであると説明」し「自分らしさを残そうと」されていないのはあくまで商品の「並べ方」である点にも着目できるだろう。ショッピングモールの世界を均質にしている原因はあくまでその「並び方」にあり、そこで並んでいる商品そのものは、実はそれぞれに固有のものであるのだと考えることもできるのだ。

また、均質的であるという状態は普遍的であると言いかえることもできるだろうから、ショッピングモールの商品は「並び方」によって均質性を獲得すると同時に、普遍性をも身につけているのだと考えてよいだろう。

【19】 井戸川射子, 2022, 『この世の喜びよ』, 講談社, 63ページ, (以下、本書からの引用箇所には括弧でページ数を示す)。

さらに、ショッピングモールの背後には「無事に新しい商品」を届ける物流網があり、「悲しみなどは想起させぬよう」に工夫された企業のマーケティング・プロモーションが隠されているということも同時に読み取ることができ、ショッピングモールという閉じた空間が世界につながっている様も連想させられる。

本節で指摘したような事柄を総合して考えると、均質（普遍）でありがちなショッピングモールと郊外は確かにそこに存在するが、それはあくまで商品の「並べ方」として、パッケージされ作られたものであり、個々の商品のようなミクロな部分に固有性が眠っているかもしれないという、ショッピングモールおよび郊外のひとつの特性や、モールの背後にある世界とのつながりが本作品からは読み取れるのだ。

4.2 「あなた」の身体感覚

「あなた」という二人称視点で表現される『この世の喜びよ』の語り手は、自身の身体を特有の身体感覚で捉えているということが、文章中の随所に表現されている。

来ればいつも水を換えてやる、棚の上の一輪挿しを眺める。体にもこの花瓶のように水が入っているということを思い出し、それは特に今頼もしいことでもない、手を揺らしてみたりするが実感もない (p.17)。

「あなた」は自身の体を、水の入った花瓶のように捉えているということがここに示されている。彼女が自身の体の中身を、「水」のように流動的なものとして認識しているということがひとまずいえる。自身の体と「水」を絡める表現は何度か現れる。

あなたの周りは静かなので、今さっき飲んだお茶が腹の中を流れていく大きな水音がする (p.27)。

生理、生む時に出てくるの、母乳、産後の悪露、おりもの、女の体は痛みと出ていく水が多すぎるよね、水と言うには濁ってるか、というようなことをあなたは答えた (p.43)。

痛みも出す水も、それはできるだけ少ない方がいいと思う (p.82)。

あなたに何かを伝えられる喜びよ、あなたの胸を体いっぱいの水が圧する (p.96)。

「あなた」のなかに花瓶の水のようにたまっている「水」は、体の中を流れたり、たまったり、体を圧迫したりする。そしてときには、妊娠・出産にかかわるものに対応したり、体の外に出ていったりするものとして捉えられている。

今までの思い出でいっぱいに溢れ返りでもして、体がパニックになる時が、もっと年を取ればあるのかもしれない (p.57)。

違うんだよ、若さは体の中にずっと、降り積もっていつてるの、何かが重く重なってくるから、見えなくなって、とあなたは言う (p.84)。

上記二箇所の引用においては、「あなた」の体の中に何かが降り積もってたまっただけで、それが体のパニ

ックを引き起こしたり、積もることで「若さ」が覆い隠されていくという「あなた」の身体イメージが語られている。「あなた」は体の中にたまっていくものについて、「水」や「思い出」や「何か」など様々に表現しているが、それらはすべて対応する概念だと考えるのが妥当だろう。

すなわち、体の中にたまり、出ていくこともある「水」は「思い出」であり、同時に「若さ」を覆い隠してしまう「何か」でもあるということだ。

とくに「水」と「思い出」の対応関係には注目したい。「思い出」とは個人的記憶、つまり「あなた」にとって固有の記憶の言い換えであるので、モールという一般に均質で固有の文脈を持たないとされる空間を舞台に展開している本作品にとって、「思い出」が「水」というモチーフに対応して描かれることは、何らかの重要な意味があると察せられるからだ。

4.3 「水」がこぼれる・流れる場としてのショッピングモール

『この世の喜びよ』において、ショッピングモールという空間は「水」がこぼれる・流れる場として描かれている。「水」とは、「あなた」にとって体の中を流れ、体の中にたまるものであり、同時に体から流れていくものでもあることは前述した。そして、その「水」とは「思い出」という「あなた」の個人的記憶であり、かつ若さを覆い隠していく「何か」でもあることを指摘した。

ショッピングモールという空間の中で、何かがこぼれていくというイメージが、『この世の喜びよ』では繰り返し描写されている。

出入口に近い席にいつもの少女は座っており、小さなテーブルに重ねられた教科書の高い塔が、何か手でも当たったのか雪崩を起こす。少女の、近くに寄せてあったろうジュースのコップも倒れた。飲み終えれば返却口に返すような、フタのないプラスチックのコップなので、軽い音と残っていた細かな氷が床に広がった (p.18)。

メダルゲームは近くに寄ると大きく、四人が向かい合ってできる形で、銀のスライドが二段あり、上の段が滑らかに動き下の段のメダルを窪みの方に進めて落とす。取っ手をひねればメダルの出てくる下り口の向きが変わる。プラスチックの玉もいくつか置かれており、これが落ちればきつといいことが起こるのだろう (p.35)。

その拍子に手が当たり、パールのアクセサリーやコサージュの棚にある、飾りの植木鉢が倒れた。これも勝手にあなたが置いている造花で、波打ち際のような音がして、鉢に入っていた砂と花が床に広がる (p.53)。

おじいさんはいつも通り緩急とタイミングを気にしながら、メダルを絶え間なく流していく。側面で転がったり前からあるのに重なったりしながら、丸いのが自分の速度と軌道を持ち、逆流などはせずに落ちていく (pp.73-74)。

このように、液体を連想させるものが流れを持ちながらこぼれていくようなイメージが、本文中に繰り返し描かれている。ショッピングモールという場に、こぼれる・流れるというイメージが紐づけられているといえる。

ところで実は、先ほど「水」との対応関係を指摘した「思い出」についても、それがこぼれ、流れていくイメージが何度も繰り返して作中に描かれていることが読み取れる。その例を以下にいくつか挙げて、説明する。なお、以下引用部における下線はすべて引用者によるものである。

客がクレーンゲームやメダルゲームで成功した時に打ち鳴らすためのタンバリンは、歩くたびにその動きだけで鳴る。家から近いので、まだ幼稚園にも入れない年だった娘たちと、時間をやり過ごすために毎日ここに通った、お世話になった、とあなたは昔を思い出すたび頷く。スーパーの部分だけでも、その頃とは配置や入っている店は様変わりしているけれど、プラレールの車体の長い箱をどんどん引き出し遊んでいた姿が、今でも目に浮かぶ。(中略)。トイレへ続く廊下は今よりもっと、細く迫りくるようだった。階段が何段あるかも知っている、カーブする時のベビーカーの重さまで思い出せる気がするが、勘違いだろう。今もそういう親子たちが朝から来て、ゲームセンターの遊具にお金を入れずに跨ったりしている。流れるバックミュージックを頼りに、あなたはここでなら目を閉じていても歩ける (pp.8-9)。

大勢が親特有の高い声で子どもに注意していて、向かう先のないあなたの声は昔ほどはハリがなく、出してもきっと誰にも聞こえない。娘たちだって育ち終える前は、その時その時で、抱きしめるのにちょうどいい大きさだった。弟をずっと守っているお兄ちゃんがいて、他の子に体が当たれば必ず謝っていた。高校生になるまで狭いアパートで暮らしていたから、自分は運動ができないのだとあなたは思っている。大きなソファや室内に階段でもあれば、また違っただろう、あなたは自分の家に、人を呼ぶのが恥ずかしかった。目の前の赤ちゃんたちの、全部が丸でできたような顔を眺める、端には造花が惜しげもなく繁り、硬く波打つ葉を伸ばしている (pp.10-11)。

パンバイキングの店から出てきた女の子たちが、夕ご飯はうどんでもいいと言いつている。幼い娘たちはパンを食べさせれば、確かに口から小麦の発酵したにおいが、夏ならいつも麦茶のにおいがした。エレベーターの横は仏具店で、スタイリッシュな仏壇が並んでいる (p.11)。

加納さんは布でも紙でも色とりどりのマスクをつけていて、この前あなたが客として通りかかった時はピンク色のをしていた。葬式ならそれはしないだろうと、あなたは憤りながら後ろを通り過ぎた。でもこれがママでもきっと、私が注意したってマスクは派手な色や柄にし続けるだろう、華やかなのが好きだったから、とあなたは自分の母親を重ねてみた (p.21)。

「あなた」はショッピングモールの中を移動して景色を眺めながら、それに触発されて過去の出来事を思い出している。過去の出来事とは「あなた」の言い方でいえば「思い出」であり、つまり「水」であると考えることができるだろう。

「あなた」は出来事を回想するさい、目に入った景色から、自身の中で連想される出来事をふと思い出してきていることが引用部から読み取れる。

ゲームセンターの店員が腰にタンバリンを下げて歩く姿を見て、二人の娘が幼かったときに、ショッピングモールに「お世話になった」ことを連想する。「滑り台やジャンプ台のあるスペース」を駆ける幼児たちの姿を見て、娘たちが「抱きしめるのにちょうどいい大きさ」だった頃のことを連想する。子供たちの体がぶつかったりするのを見て、自分が人との距離をうまく測れないこと、それは運動が得意ではないからで、実家が狭いアパートだったからだと思っていることを連想する。また、パンバイキングから出てくる女の子

たちの姿を見て、娘たちがパンなどを食べた後のにおいを連想し、喪服売り場の同僚が派手なマスクをしているのを見て、派手好きだった自身の「ママ」のことを連想する。

ふと目に入ったモールの中の景色に影響を受けながら、「あなた」は昔のことを次々と連想し続けていると分かる。

そこで思い出される「思い出」が「水」に対応しているのならば、それはちょうど、教科書の雪崩を受けたコップからジュースがこぼれたり、メダルゲームで銀のスライドがメダルを落としていたり、手のぶつかった飾りの植木鉢から砂と花がこぼれていくイメージと重ねることができるだろう。

「あなた」の中で繰り返し、ショッピングモールの景色に触発されて「思い出」が連想されこぼれていくことは、小説の中で幾度も描かれる、何かがふとぶつかって、液体を思わせるものがこぼれて流れていくイメージと相似形をしているのだ。

すなわち、『この世の喜びよ』においてショッピングモールとは、そのように「思い出」や液体のようなものがこぼれて流れていくイメージの頻出する場であり、そのためモールは、「水」が「こぼれる・流れる」場として定義づけられるのである。

では、ここで起こる「水」が「こぼれる・流れる」という事態は一体何を意味するのだろうか。少しだけ前置きを挟んでから考えたい。

「あなた」は小説のなかで、自身の娘や少女に対して、「教える・伝える」ことの「喜び」について何度か言及をしている。

少女は言って、小さくドリブルのような動作をしながら進む。私もスポーツをしていれば、何でも屈託なく言えただろう。娘たちにも真剣に運動をさせてあげれば良かった。もっと食べさせて、強くしてやれば良かった、教えられることが多いうちに教えてあげるべきだった (p.68)。

あなたに話したいから思い出したの、うちの近くには団地があって、それがありがたかった。 (中略) 広いから周りは明るさばかりで、木も、用水路からの水音もあって、ああいうところが、長く待っているにはいいんじゃないかな。少女が、近づく自分を見てうつむいたとしても、それなら出来るだけこれで最後だというように、でも力を込めてそう言う。進む脚に力は均等に入る、スーパーの空洞を循環する暖かな風が背を撫でる。あなたに何かを伝えられる喜びよ、あなたの胸を体いっぱいの水が圧する (p.96)。

ここで「あなた」の言う「教える・伝える」という行為は、ショッピングモールという空間の中で繰り返し描かれていた、「こぼれる・流れる」というイメージに重ねられる行為なのではないかと仮説を立てたい。この仮説を裏付ける、象徴的な記述が二カ所ある。

ひとつ目。新任の教師である、「あなた」の上の娘は、仕事の辛さから逃げ出すため、交際中の彼氏が暮らす名古屋へと家出してしまう。下の娘と「あなた」はそれを追いかけて名古屋へ向かい、三人でホテルに泊まったわいのない雑談をして帰宅する。その帰路で三人は新幹線に乗り、三列シートの通路側に「あなた」が座り、窓と「あなた」の間に二人の娘が座る。この場面における一節を、以下に引用する。

片方がこちらを向き、窓を指差し楽しそうにあなたに早口で何か言う。この子の体はもう、一人用の座席にぴったりだ、高い声がマスクの中にこもりながら聞こえてくる。二人の目にはきっと、あなたの知らない景色が広がっている。あなたは頷いた、こうして分からない言葉があっても、聞き返さないようになっていく。 そういえば年老いたひいおばあちゃんの、喋っていることが何ひとつ分からなかったから、幼

いあなたは苦手だった。窓から見える景色をもう二人は見ておらず、でもあなたは大きな川があれば前のめりの姿勢で眺めた、水の流れも自分を重たがるように進んでいた (p.64)。

「あなた」は新幹線の座席に座る二人の娘を眺めながら、「一人用の座席にぴったり」になったその体に、彼女たちの成長を実感している。分からない言葉を「聞き返さないようになっていく」という表現にはとりわけ、「あなた」が娘たちに「教える・伝える」必要がなくなってきたことの感慨と切なさが漂っているといえるだろう。

窓から見える大きな川を、「あなた」が前のめりで眺めているという記述が重要である。その直前に「あなた」が「ひいおばあちゃん」のことを回想する一文が挿入されているが、これは上述した、あなたの中から「思い出（水）」がふとこぼれ出していくことの一例に過ぎないため、今は気にかけないことにする。

「あなた」はこの場面で、三列シートの通路側の席から娘たちを挟んで窓を眺め、「前のめりの姿勢」で大きな川を見ている。このように、娘たちに「教える・伝える」必要がすでになくなっていることの感慨と切なさを感じながら、娘たちの横顔を間に挟んで「大きな川」とその「水の流れ」に特別な視線を送っている構図は、「教える・伝える」ことと水が「こぼれる・流れる」ことの関連性を否応なく感じさせるはずだ。

また「窓から見える景色をもう二人は見ておらず」という箇所からも、「教える・伝える」ことを象徴する川の水の流れに対してはすでに娘たちの関心が向いておらず、「教える・伝える」こととしての水の流れをもはや必要としていないという意味に捉えうるだろう。

もうひとつ。以下はこの小説のラストを締めくくる一節である。

あなたに何かを伝えられる喜びよ、あなたの胸を体いっぱいの水が圧する (p.96)。

ここで「あなた」はまさに「水」と「教える・伝える」ことの関連性に直接的に言及している。「伝える」ことは「喜び」であり、そのさい、「水」＝「思い出」は「あなた」の「胸を圧する」、つまり体からこぼれそうになっているということであるだろう。何かを伝えようとすることは水が体を圧することであり、すなわち「教える・伝える」とは「こぼれる・流れる」ことでもあるということだ。

上述した論拠を踏まえることで、『この世の喜びよ』のなかで「こぼれる・流れる」というイメージが「教える・伝える」ことに紐づいていることが理解できる。

4.4 固有性・均質性の並立と変化に対する「喜び」

では改めて、ショッピングモールで「こぼれる・流れる」というイメージが反復されることにはどういった意味があり、それがショッピングモールという空間と、ひいてはそれに象徴される郊外という空間をどのように意味づけているのかを考えたい。

『この世の喜びよ』において描かれた、ショッピングモールおよびそれに象徴される郊外という空間は、均質性と普遍性をその「並べ方」(設計) に由来して獲得しているが、実はそのミクロな部分(個々の商品)に着目すれば固有性が見出せるような場所であった。

また、「あなた」という郊外に生きる人物の体のなかに蓄積するものである「水」は「思い出」や「何か(若さを覆い隠すもの)」と対応する概念であり、それらは「こぼれる・流れる」ものであると同時に「教える・伝える」ことにも関わっていた。そして「こぼれる・流れる」や「教える・伝える」という出来事は、ショッピングモールおよび郊外において起こることとして描かれていた。

そしてここには、郊外において並立する固有性と均質性（普遍性）の様相を見ることができる。

例えば、「あなた」のなかから幾度となくこぼれ出す「思い出」はまさにあなたの個人的記憶であるがゆえにまさしく固有のものであるし、「あなた」という特定の個人の体のなかに蓄積していくものである「水」という存在も、十分に固有のものとして捉えうるだろう。

だが、それらが「こぼれる・流れる」や「教える・伝える」ことをされるものであるという点に着目したとき、「水」と「思い出」が持っている固有性は揺らぐことになる。

どういうことか。「あなた」は二人の娘や少女に対して「教える・伝える」＝「こぼれる・流れる」という行為を行っていたのだから、そこには「あなた」から二人の娘へ、「あなた」から少女へ、という流れが見出され、フローチャートのような図式を描くことができる。そこには「あなた」が小説のなかで何度か言及していた「あなた」のママという存在も、「あなた」の上に付け加える形で書き足すことができるだろう。

そのようにして、作中で描かれていた「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」ことについての関係性を俯瞰的に整理すると、そこでは「あなた」という存在がフローチャートのように連なる全体的な流れの一部でしかないという状況が見出され、「あなた」という人物の固有性が揺らぎ、むしろ「あなた」という存在は均質性や普遍性の方へと傾いていく。

『この世の喜びよ』という小説を締めくくる最後の一文において、物語の語り手である「あなた」だけでなく少女もまた「あなた」という言い方で名指されていることは、あまりに示唆的なことだろう。なぜなら少女もまた、「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」という行為の連関においてつながれたフローチャートの均質的な一部であり、その意味で物語の語り手である「あなた」と同じ存在であるからだ。

そもそも、「あなた」という独特な二人称視点自体に、語り手が自分自身を俯瞰してうえから眺めているような構図を読み取ることができ、「あなた」という固有の存在に対して均質性が宿っていることをその時点で認識できるともいえる。

『この世の喜びよ』においてショッピングモールおよび郊外は、固有性と均質性の並立する場所として描かれている。それは、ショッピングモールに並べられた商品が、個々を見たさいにはそれぞれに固有であるのに、その陳列を見たときには個性を失って均質（普遍）になるという状態に象徴されるような、ミクロな視点（固有性）とマクロな視点（均質性）の並立であったと結論付けられる。

そして、その固有性と均質性（普遍性）の間にある関係性は、「あなた」という存在と「あなた」という存在をひとつの結節点として配置するフローチャートの関係性にも見出すことができた。

しかし最後に付け加えて指摘したいのは、『この世の喜びよ』におけるショッピングモールおよび郊外の空間は、たんに固有性と均質性が並立するだけの場所として、そこにおける並立の状況が冷静に記述されていたわけではないということだ。

『この世の喜びよ』という本作の題自体や、前述した最後の一節（p.96）という作品にとって肝要な箇所です。その言葉が用いられているように、ショッピングモールと郊外という場所において語り手に見出された「喜び」という概念こそが、本作がショッピングモールおよび郊外において発見した最も重要な感情であることを取りこぼしてはならないだろう。

その「喜び」とは前節でも言及したとおり「教える・伝える」ことの「喜び」であるのだが、「教える・伝える」とことは「水」＝「思い出」のような固有の存在を動作させ、均質な存在として位置付けてしまうことであった。ということであれば、ここで見出されている「喜び」とはすなわち、「水」＝「思い出」という固有の存在が「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」という形で動作し、均質なものと変化するというその瞬間に対する「喜び」であると解釈できるはずである。

つまり「喜び」とは、郊外という空間において並立する固有性と均質性の間で起きた、変化のダイナミズム

ムに対する感動であり、固有であった自己や他者が均質なものへとなり替わる瞬間への感慨なのだ。そのように本作は、固有性と均質性が並立する場所としての郊外の状況だけを単純に描き出しているのではなく、その間に生まれた変化のダイナミズムに対する「喜び」を重要な感情として主題化しているのである。

ショッピングモールおよび郊外という空間は、「水」＝「思い出」のような固有なものが存在する場所であると同時に、それらが「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」という動作によって均質（普遍）なものへと変化する場所であった。

そしてその変化に対して見出された「喜び」という感情こそが、郊外という空間における固有性と均質性の並立状況に付随する、重要な概念であったということだ。

結論

本研究は三浦展の『ファスト風土化する日本』をひとつの軸として、郊外研究や批評においてこれまでに「16号線的郊外」という空間がどのように論じられてきたかということを整理する作業からスタートした(第1章)。

そして、そこから「16号線的郊外」という空間が90年代～10年代にかけて多様な形で語られてきたということと、それらの語り同士の関係性や流れについて指摘した。

そのうえで、それらの多様な語りのなかでもとりわけ、郊外の「多面性」という概念に着目すべきであるということを主張し、「16号線的郊外」という空間が2020年代の現在においてどのように「多面性」を表しているのかということについて、20年代に発表された三つの物語作品(映画、アニメーション映画、小説)に描かれたショッピングモールの表象を通して考えてきた(第2章～第4章)。

ここではまず、その第2章から第4章において得られた「16号線的郊外」の多面性の様相についてそれぞれ確認する作業から始める。

第2章において見えてきたのは「16号線的郊外」という空間が持つ三つの側面と、それらの側面同士の関係性を俯瞰することで見える、郊外の根本的性質であった。

ここで言う三つの側面とは、若者を鬱屈させる場としての郊外、若者を解放する可能性を持った空間としての郊外、郊外を指定しようとする言説から逃げ出していく郊外、という三つの面である。

そしてそれら三つの郊外の側面同士の関係性を俯瞰したとき、鬱屈させる郊外から解放する郊外(ショッピングモール)へ、そこからショッピングモール自体に囚われない郊外へというような、常に郊外に対する指定を相対化し、そこから逃げ出していく性質を見ることができ、いわば“指定から逃げ続ける場所”としての郊外の姿が見出されたのだった。

第3章においては、「忘れゆく場所」として空白地帯になっている郊外と、その代わりに生きられているインターネットの世界が『サイダーのように言葉が湧き上がる』という作品に見出された。そして、そのような「忘れゆく場所」である郊外の歴史性が“再生”され、取り戻されるという物語がショッピングモールにおいて描かれたことによって、郊外が“思い出されうる場所”として成立する可能性が示唆された。

そして第4章では、小説『この世の喜びよ』を通して、ショッピングモールおよび郊外という空間が持つ固有性と均質性の並立について指摘した。

ショッピングモールに並べられる商品が個々には固有のものであるにもかかわらず、それが商品として陳列されたときには均質性(普遍性)を帯びるということや、固有なものである「水」＝「思い出」が「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」という動作を介したときに均質性を獲得するという状況に対しても同様の並立状態が見出されるということが整理され、郊外における固有性と均質性の並立が見出された。

さらに、固有性と均質性の並立が郊外におけるたんなる状況として冷静に描かれているわけではなく、「水」＝「思い出」のような固有の存在が「こぼれる・流れる」＝「教える・伝える」という動作で均質性を獲得するという並立の間にある変化のダイナミズムに「喜び」が見出されており、その点が重要であることも指摘した。

第2章～第4章では、20年代におけるショッピングモール表象への分析を通して以上のような「16号線的郊外」における「多面性」が浮かび上がってきたのだった。

ではここで、それぞれの章で発見された「多面性」を総合して分析したさいに再び新しく見出されてくる、現代における「16号線的郊外」の「多面性」について考えたい。

ここで見出された「多面性」についての指摘は三つある。

20年代のショッピングモール表象が示した郊外の「多面性」のひとつには、郊外という空間の“わかりにくさ”があったのではないかと考える。

10年代の『国道16号線スタディーズ』において「わかりやすさ」に安住しない郊外論が提唱され、郊外を一面的に語ることからの脱却が目指された¹⁴と前述したが、20年代の郊外についての物語作品に見出された郊外像は、どれもその提唱に順ずるような、「わかりやすさ」に安住しない態度を示していたといえる。その意味で、「わかりやすさ」を反転させた郊外の“わかりにくさ”という側面が、本研究で分析した三つの物語作品から発見されたといえるのだ。

とくに第2章で分析した『君が世界のはじまり』では、指定から逃げ続ける場所として一面的に語られることを常に回避し続ける郊外の姿が描かれ、「わかりやすさ」から徹底して脱しようとする郊外の“わかりにくさ”が表出していただろう。

第3章の『サイダーのように言葉が湧き上がる』でも、「忘れゆく場所」として歴史性の定着が構造的に不可能であるという郊外の“わかりにくさ”が語られたうえで、その郊外において歴史性が“再生”されるという“思い出されうる場所”としての郊外が示された。そのことも、郊外の対立する二つの側面が描かれた（一面的に描かれなかった）という意味で郊外の“わかりにくさ”だったと考えてよいはずだ。また、『この世の喜びよ』について言及した第4章でも、固有と均質が並立するという郊外の両義性、すなわち“わかりにくさ”が見出されていたといえるだろう。

そのように、郊外の“わかりにくさ”ともいえるような郊外の現実の「多面性」が、「わかりやすさ」に安住しない『国道16号線スタディーズ』的な語り口を引き継ぐ形で20年代のショッピングモールおよび郊外の表象には表れていたのだ。

「多面性」の二つ目としては、郊外という空間が20年代のショッピングモール表象においてポジティブな相を持っていたという側面を指摘したい。

例えば第2章では、“閉店後”のモールという空間とそれに象徴される郊外によって若者たちが解放される可能性が描かれたが、それはまさに郊外のポジティブな相だといえるだろうし、あらゆる指定から逃げ続ける郊外が示されたという点にも、その自由さにポジティブな相を読み取ることができるはずだ。

第3章や第4章においても、“思い出されうる場所”という形で郊外の現実が生きられた・生きられるものとして語られたり、郊外における変化のダイナミズムに対する「喜び」が見出されたりしたことから、郊外という空間のポジティブな相を本論で扱った物語作品に見ることができたといえる。

そして、そのように20年代の郊外表象に郊外のポジティブな相を見出させることは、三浦の論に対する反発としてゼロ年代に起こった、郊外を擁護して肯定するような論調とのつながりを感じさせる事実でもある。

だが、20年代の郊外表象から受け取られる郊外像は、そのようなポジティブな相を如実に見出すことができるものであったとしても、そのみで形成されているわけでは決してなかったはずだ。若者を鬱屈させる場所としての郊外や「忘れゆく場所」としての郊外など、郊外の否定的な側面も十分に示されていたのが、20年代における郊外表象であったといえる。郊外への肯定と否定を両立させるそのようなバランス感覚は、地方（郊外）という「バックヤード」に対する「うしろめたさ」を表明した東浩紀の「最低限の倫理」的態度¹³に重なる部分があるとも考えられるだろう。

そして三つ目に指摘したいのは、20年代のショッピングモール表象から見出させる「16号線的郊外」の動的な側面についてである。というのも、第2章における指定から逃げ続ける郊外や、第3章における“思い出されうる場所”としての郊外（既存の定義から脱しているという意味で）、第4章における固有と均質

の間の変化のダイナミズムなど、郊外にはひとつの措定に対して静的に留まろうとするのではなく、常に動的に変化して別様な姿へと変わっていかうとするようなメカニズムが存在すると理解できるからである。そのような「16号線の郊外」の動的な側面には、郊外に対する一面的な語りから徹底して逃れていくような、現代における郊外の「多面性」の様相を見ることができるはずだ。

第2章から第4章におけるショッピングモール表象への分析から引き出された、郊外の「多面性」を以上のように整理することで、そこからは「16号線の郊外」の「多面性」にかんする三つの視点が発見された。郊外の“わかりにくさ”、郊外のポジティブな相（否定的な側面と両立した）、そして、郊外の動的な側面の三つである。

それら三つの視座は、20年代という時代に（三つの物語作品を通じて）結びついているという意味で現代的な「多面性」についての観点だといえ、ショッピングモールという空間を通じて語られる「16号線の郊外」の姿を、「多面性」の宿る場所として改めて描き直していくための補助線になりうるのではないかと考える。

参考文献

- ・東浩紀・大山顕, 2015, 『ショッピングモールから考える ユートピア・バックヤード・未来都市』kindle版, ゲンロン.
- ・東浩紀・北田暁大, 2007, 『東京から考える 格差・郊外・ナショナリズム』, NHK出版.
- ・東浩紀・仲俣暁生, 2007, 「工学化する都市・生・文化」『批評の精神分析 東浩紀コレクションD』, 講談社.
- ・井戸川射子, 2022, 『この世の喜びよ』, 講談社.
- ・円堂都司昭, 2011, 『ゼロ年代の論点—ウェブ・郊外・カルチャー』, ソフトバンククリエイティブ.
- ・おおのいも, 2021, 『サイダーのように言葉が湧き上がる』, KADOKAWA, 第3巻.
- ・「近代体操」同人, 2022, 「巻末座談会 近代体操セッション I」『近代体操』創刊号.
- ・塚田修一・西田善行, 2018, 『国道16号線スタディーズ』, 青弓社.
- ・速水健朗, 2008, 『ケータイ小説的。—“再ヤンキー化”時代の少女たち』, 原書房.
- ・三浦展, 2004, 『ファスト風土化する日本 郊外化とその病理』, 洋泉社.
- ・若林幹夫, 2007, 『郊外の社会学 現代を生きる形』, 筑摩書房.

国立市谷保からの示唆

ー国立像を描き直す試みー

橋立 大駿

【目 次】

はじめに	137
分析方法と構成	139
第1章 国立市のあゆみ	140
1.1 国立市の概要	140
1.2 甲州街道沿いだけに人が住んだ時代：明治・大正期の様子	41
1.3 黒塗りの自動車の来訪：大正末期から第二次世界大戦の終結まで	142
1.4 人口の増加と町の発展：第二次世界大戦後から市制施行まで	143
第2章 大学町に対する見方の相違	146
2.1 多様な姿：都道146号線沿いの景色から	146
2.2 大学町の誕生	146
2.3 従来の見方：美観を守り続けるまち	150
2.4 別の見方：「犠牲」の上に成り立つまち	151
第3章 「犠牲」の上に生まれたまち	153
3.1 契約不履行と住民の感情	153
3.2 苦境に立つ箱根土地株式会社	154
3.3 国立の根底にあるもの	155
3.4 「別世界」という意識	156
第4章 駅舎保存への温度差	160
4.1 大学町と共に作られた駅舎	160
4.2 忘れられた谷保の意見	162
4.3 関心を持つ大学町	163
4.4 消えない「別世界」という意識	164
第5章 谷保と大学町の関係が示唆するもの	166
5.1 谷保が大学町に関心を持つ方法	166
5.2 変化の兆し	168
5.3 結論	170
おわりに	171
参考文献	172
インタビュー調査実施記録	175

【図表目次】

図1	現在の国立駅前の様子	0
図2	谷保天満宮前の様子	0
図3	大日本地理測量部 府中2万5千分の1地形図1924（大正13年）10月30日発行	0
図4	大日本地理測量部 府中2万5千分の1地形図1929（昭和4年）9月30日発行	0
図5	国土地理院 立川2万5千分の1地形図1973（昭和48年）8月30日発行	0
図6	宅地開発前の立木測量の様子（大正末）	0
図7	国立分譲地区画図（1927〔昭和2〕年）	0
図8	町役場付近（1961〔昭和36〕年9月30日）	0
図9	国立駅前（1926〔大正元〕年）	0
図10	建設中の富士見台団地	0
図11	新調された鳳輦が大学通りを巡業する様子	0
表1	谷保村・国立町の人口推移（1926－1955年）	0
表2	街並みを国立市の魅力としてあげている人の推移（1980－2018年）	0
表3	神幸祭開始以降の主な動向（1977－2002年）	0

はじめに

本稿は新たな国立像を提示する。そのために、東京都国立市の南部地域である、谷保に注目している。この地域が今までどのような視点を持ってきたのか、また、国立市内で発生した論争の際にどのような態度を見せてきたのかを考察することにより、従来の国立像は国立市の一部地域の姿であって、全体の姿ではないことが明らかになる。

従来の国立像といえば、美しい景観を住民運動によって保全してきた町というものである。文教都市としての姿や、都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」の受賞、「新東京百景」への選出はこの景観が広く認められていることの証左である。国立の景観は住民の誇りであろう。そして、この景観が破壊されそうになった際には、景観保全運動を展開してきた。つまり、国立の美しい景観は、住民の努力によって築かれてきたのだ。

しかし、この姿は谷保から見ると一変する。谷保には、美しい町であることを認めつつも、複雑な感情を抱く人がいる。また、景観保全運動にはどこか他人ごとのような意識を持って暮らしている人がいる。こうした人の存在を忘れていた従来の国立像は、不十分ではないかと問う。

本稿は、論争の賛成派、反対派のどちらでもなく、積極的な関与をしていない層に目を向けて書かれたものである。本研究の視点は、盛り上がりを見せている運動に注目する際、その運動に直接関与していない、言わば黙殺された人々について考察する上で参考となるだろう。また、本稿は従来、積極的に語られてこなかった谷保の視点を含んでいる。ゆえに、今後、国立市を研究する際にも有用なものとなる。



図1 現在の国立駅前の様子

(撮影) 筆者 2022年11月。



図2 谷保天満宮前の様子

(撮影) 筆者 2023年11月。

分析方法と構成

本稿は都市研究の事例として、東京都国立市を取り上げる。住民と市役所職員（現職、退職含む）、谷保天満宮、くにたち郷土文化館、さらに東京都元職員への合計25人へのヒアリングの聞き取り結果と、発刊されている資料を元にして、国立像を再構築する。なお、ヒアリングの音源を文字に起こす際には、インタビュー対象者の語りは極力そのままにして分析を行っている。また、引用の際には全て敬称を省略している。

本稿では、国立市南部の旧村地域を包括して谷保、国立市北部の箱根土地株式会社によって開発された地域を大学町、1960年代に開発された新興住宅地を富士見台地区と呼んでいる。

最後に構成について触れていきたい。第1章ではまず、国立市を知るところからはじめる。国立市はどのような歩みを辿ってきたのかを、みていきたいと思う。第2章では国立市北部に誕生した大学町の造成過程を知ると共に、この大学町は谷保と大学町の住民で見方が異なる点を指摘する。第3章では、谷保の住民が語る「犠牲」について触れる。なぜこうした見方が生まれ、その結果、どうなったのかをみていきたい。第4章では2006年に解体された赤い三角屋根の旧国立駅舎を巡って、保存活用に積極的な関心を持っていたのは、大学町側であったことを指摘する。本稿を締めくくる第5章では、結論を提示すると共に、主として祭りにおいて、谷保と大学町の関係性が変化しつつある点を指摘する。

第1章 国立市のあゆみ

1.1 国立市の概要

まずは国立市について知るところから始めよう。国立市は東京都のほぼ中心部に位置し、西は立川市、東は府中市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接している（国立市行政管理部文書法制課編，2023）。総面積は8.15平方キロメートルで東西の長さは2.3キロメートル、南北の長さは3.7キロメートルというコンパクトな自治体だ（国立市行政管理部文書法制課編，2023）。これは、都内では狛江市に次いで2番目、全国では島嶼部を除いて4番目に小さな市である。人口^[1]は2024年1月1日時点で、男性が36,793人、女性が39,096人であり、合計75,889人が暮らしている。

続いて自治体の名称について触れてみたい。現在、国立市と名乗っている地域は、かつて北多摩郡谷保村と言われる地域だった。では、それぞれ国立と谷保という名はどこから来たのであろうか。まずは国立の由来を知るために、国立市出身の作家、原田重久の分析を引用してみたいと思う。

一つは、中央線国分寺駅と立川駅の間でこの町ができたので、その双方の頭文字を一字ずつとって「国立」と名付けた。至極簡単明瞭で、聊か出来合いめいた発想のようでもあるが、文字の座りも良いし、語韻にも濁りがなくて、元村名の「ヤボ」とは較べものにならない。これは、国立地区の開発にあたった箱根土地株式会社々長堤康次郎氏の命名^[2]だというのが、当時の西野寛司氏（村長）をはじめ、十二名の村議会議員も全員賛成で決定している。またの説には、開発者の堤氏が、一この地より新しい国が立つ。という念願から、国立と定めた、とも伝えられている。国分寺と立川の間だから国立とつけた、と、これだけではあまりにもイージーすぎるので、更にこのように、命名発想の因拠を附加したとも考えられる。何れにしろ、国立という名称は、この二つの説を合せて生まれた、とみて差支えないだろう。（原田重久，1975: 61-62;〔 〕内の補足は引用者）

「国分寺駅と立川駅の間」であることと「この地より新しい国が立つ」という願いを掛け合わせて、国立という新たな名が誕生したわけである。すなわち、長年使われてきた名称ではなく、現在の大学町と共に生まれた新しい名称が国立である。

一方、元々の村名であり、現在でも旧本村地区を指す名称として使われる、谷保の由来は何だろうか。これに関しては残念ながら、「谷保という名の起こりについては諸説あるが、いまのところ確固たる例証を持つ断定説は出てきていない」（原田重久，1967: 18）という文言からも分かるように、詳細は不明である。しかしながら、原田（1975）では平安時代から谷保の名が出てくると言及されている。このことから、谷保という名称は少なくとも1000年以上前から使用されてきた、長い歴史を持つ名称であると考えられる。歴史が古いために、現状、断定できる根拠がないといった方が適切だろう。

では、この地は、どのような歴史を歩んできたのか。次節からは現在の国立市の原形が作られた明治時代を起点に、市制施行された1967（昭和42）年までを、3つの区分に分けてみていきたい。

【1】 国立市の最新人口（1月1日付人口）（2024年1月11日 閲覧）<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/shisei/koho/7/7636.html>

【2】 名付け親は阿部という人物だとする説や東京商科大学（現 一橋大学）の教授であるという説もある。国立市史編さん委員会（1990: 93-95）には国立の名は懸賞応募によって決まったという証言や東京商科大学の教授会の議題で国立と決定したとする内容が掲載されている。

1.2 甲州街道沿いだけに人が住んだ時代：明治・大正期の様子

明治時代を迎えると、現在の国立市に相当する地域は行政区画の変更を余儀なくされる。1868（明治元）年には現在の国立市の前身である上谷保村、下谷保村、青柳村、石田村は蕪山県に属することとなるが、同年中に石田村が神奈川県に編入される。そして、石田村に続き、1871（明治4）年、上谷保村、下谷保村、青柳村も神奈川県に編入され、4年後の1875（明治8）年には、上谷保村、下谷保村が合併し谷保村となった。1878（明治11）年に西多摩郡、北多摩郡、南多摩郡からなるいわゆる三多摩が誕生し、谷保村は北多摩郡に編入される。そして、市制・町村制が施行された1889（明治22）年に、谷保村、青柳村、南多摩郡石田村飛び地を合せて、神奈川県北多摩郡谷保村が誕生したのである。東京府に移管されたのは1893（明治26）年であり、ここでようやく落ち着きをみせたと言える。

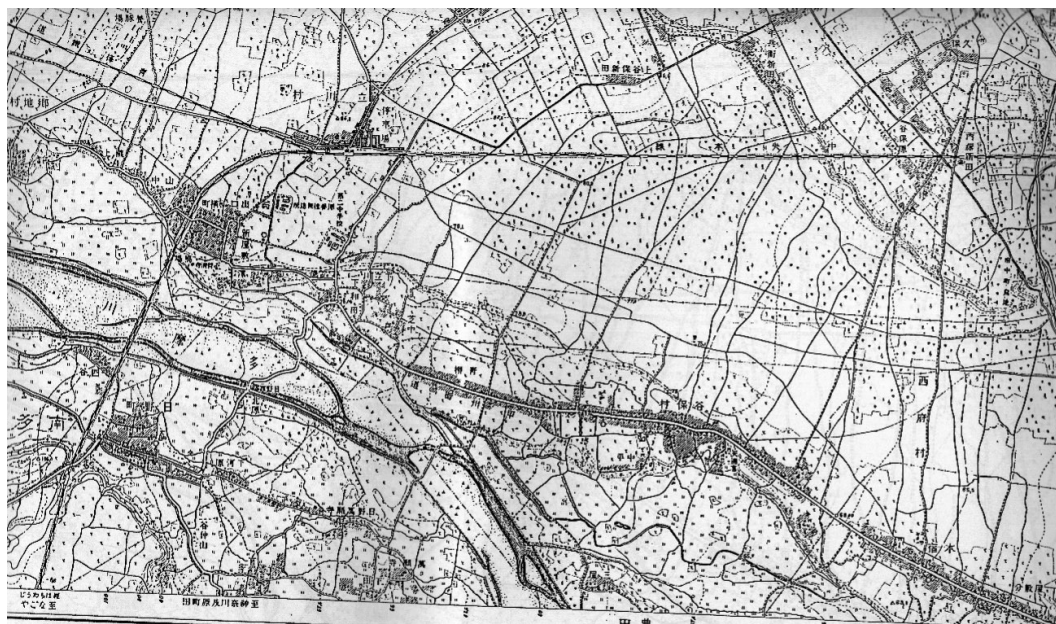
第一次世界大戦が始まると、好景気の波が谷保村に及び、電気や自転車といった新しいものが村に入ってきた。当時の村の様子は、1911（明治44）年に生まれた遠藤文武への聞き取り記録から窺い知ることができる。

大正時代の谷保村は、甲州街道沿いに人家があるだけで、南に田んぼ、北は畑とヤマ（平林地）が続き、ヤマには、松、ナラ、クヌギなどの雑木林が深く、燃料や肥料に使うくず葉を掃きに行くのが怖かったよ。道も野道^{の みち}で、大学通りも六間道路〔富士見通りと旭通りのこと〕もありゃあしないよ。矢川の道路が北の方へ抜ける唯一の道だったね。小学生のころ、汽車を見たくてね。何人かで行くんだけど、千丑道も途中でなくなってヤマの中を線路にぶつかるとまで恐る恐る歩いて行っても、半日に二回見られればいい方だもの。キツネがでたりムジナがいたなんて大人でもヤマの中に入ると体がゾクゾクしたらしいよ。キツネに化かされて^{おかぼ}陸稲畑を「深い深い」と言ってこして歩いてきたなんて話も聞いたね。（くにたちの暮らしを記録する会編，1987: 21；遠藤文武の語り，〔 〕内の補足は引用者）

ヤマは現在の大学町の場所に存在していた、雑木林のことを指している。彼の証言からは、甲州街道沿いに人が住み、それ以外の場所には人が住んでいなかったことも分かる。このときの様子は、当時の地形図と照らし合わせてみるとよく分かるため、そちらも引用したい（図3）。この地形図の谷保村と書かれた部分と、中央本線と書かれた部分に注目して欲しい。すると、谷保村と書かれたすぐ下に甲州街道が通り、その両側に人家が建ち並んでいる様子がよく分かる。また、人家の近くには桑畑¹³の地図記号が多く見られ、北側には針葉樹林や広葉樹林の地図記号が広がっている。さらに、甲州街道の南側と多摩川にはさまれた場所には田の地図記号が多く見られる。このことから、彼の語りは極めて正確に、大正時代の様子を描いていると考えられる。この北多摩郡谷保村に大きな変化が訪れるのは、地形図が発行された翌年の1924（大正13）年のことである。次節ではその変化について触れてみたい。

【3】 大正期、養蚕は農家にとって不可欠な収入源であったため、多くの農家で行われていた。関東大震災発生時には「ある農家の主人が―地震などに構っちゃいられるものかい、お蚕（こ）さまの方が大切だ」（原田重久，1985: 23）という逸話が残されているように、農家の人は蚕を非常に大切にしていた。そのため、このように桑畑が見られた。

図3 大日本地理測量部 府中 2万5000分の1地形図 1924(大正13)年10月30日発行



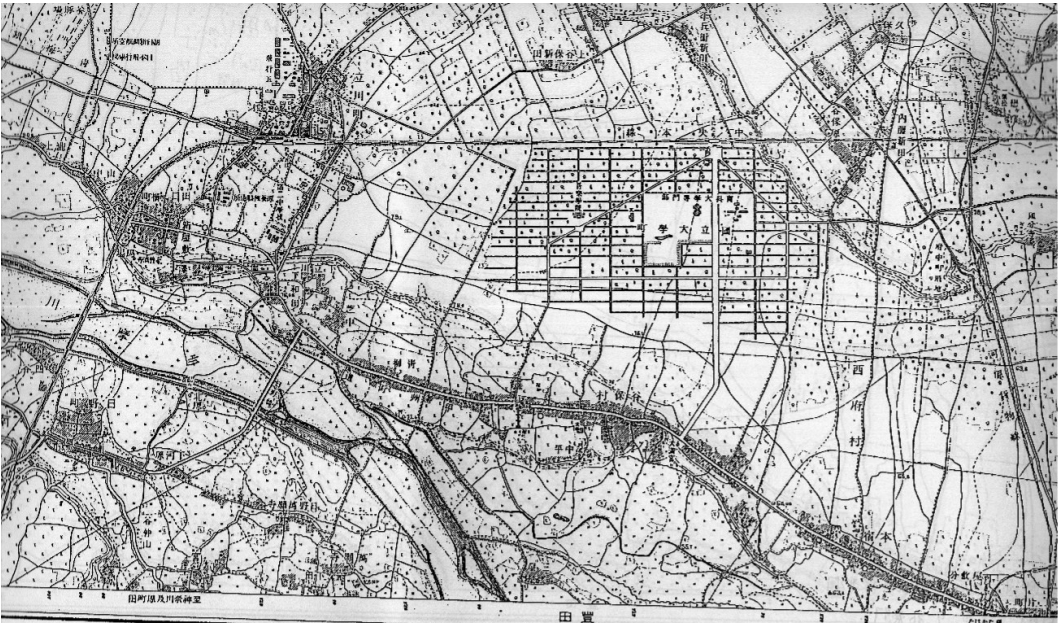
(備考) 現在の国立付近を引用者が部分的にスキャンしたもの。

1.3 黒塗りの自動車の来訪：大正末期から第二次世界大戦の終結まで

1924(大正13)年8月、谷保村役場に一台の黒塗りの自動車が到着した。この自動車に乗っていた箱根土地株式会社一行は、「谷保村北部の山林約百万坪を会社がまとめて買収整備して分譲したい」(原田重久, 1985: 24)という内容を村長、並びに村の有力者に伝えた。そして、「ここに理想的な学園都市を作りたい」(原田重久, 1985: 25)と提案したのである。すなわち、この自動車の来訪によって谷保村北部の山林に変化が生じたと言える。図4は1929(昭和4年)の谷保村付近の地形図である。図3の1924(大正13)年に発行された地形図と見比べると、谷保村の北部に突如として区画整理された町が誕生したとよく分かるだろう。

大学町は、区画整理がなされ、1926(大正15)年には分譲が開始されたものの、恐慌の影響で思うように売れず、なかなか発展しなかった。図4の地形図にも立派な道が記されているが、ここに記されている地図記号は東京商科大学の敷地を除いて、ほとんどが針葉樹と広葉樹である。今のように住宅が建ち並び、大学町が人で賑わうようになるのは、第二次世界大戦が終結してからである。

図 4 大日本地理測量部 府中 2万5000分の1地形図 1929 (昭和4) 年9月30日発行



(備考) 現在の国立付近を引用者が部分的にスキャンしたもの。

1.4 人口の増加と町の発展：第二次世界大戦後から市制施行まで

谷保村の人口は戦前から増加傾向にあったが、第二次世界大戦が終結すると都市化の影響を受けて急速に増加する（表1）。「昭和20〔1945〕年に7,462人であった人口が毎年1,500名平均で増えた。その増加率は、全国市区町村の中で13位であったという」（くにたちの歩みと公民館の沿革を調べる会編，1977：15；〔 〕内の補足は引用者）という記述からも、その凄まじさがよく分かる。特に、大学町での増加が著しく、1946（昭和21）年から1947（昭和22）年にかけて、大学町の人口が甲州街道沿いの旧村地域である谷保の人口を上回っている（北多摩郡国立町国立町役場『国立町報』第6号〔1952年2月15日〕：1）。その後も人口は増え続け、谷保村は町へと移行することになった。1951（昭和26）年の村議会によって、国立町への移行が決定されると、同年4月1日から北多摩郡谷保村は北多摩郡国立町として新たなスタートを切ったのである。

表 1 谷保村・国立町の人口推移 (1926－1955年)

年・月・日	総人口	世帯数	年・月・日	総人口	世帯数
1926年1月1日	2,899	472	1941年1月1日	4,999	857
1927年1月1日	3,086	475	1942年1月1日	5,106	913
1928年1月1日	3,425	504	1943年1月1日	5,524	972
1929年1月1日	3,514	535	1944年1月1日	6,099	1,127
1930年1月1日	3,579	610	1945年1月1日	7,462	1,319
1931年1月1日	3,621	610	1946年1月1日	8,980	1,919
1932年1月1日	3,869	610	1947年1月1日	10,769	2,188
1933年1月1日	3,886	615	1948年1月1日	12,096	2,446
1934年1月1日	3,934	620	1949年1月1日	11,902	2,640
1935年1月1日	4,033	650	1950年1月1日	13,631	3,055
1936年1月1日	4,181	650	1951年1月1日	14,882	3,376
1937年1月1日	4,203	650	1952年1月1日	16,214	3,965
1938年1月1日	4,038	650	1953年1月1日	18,073	4,156
1939年1月1日	4,336	650	1954年1月1日	19,693	4,589
1940年1月1日	4,660	750	1955年1月1日	22,290	5,323

(出所) 北多摩郡国立町役場『国立町報』第23号 (1956年1月1日)：2

(備考) 北多摩郡国立町役場『国立町報』第23号より筆者が作成。

さらに、現在知られている、景観保全に熱心な国立市の原点となった出来事も起こる。1952（昭和27）年1月6日に建設大臣の許可が下りたことで、国立町に文教地区が誕生したからである。これによって、文教地区指定地域には工場や遊技場、映画館といった営業形態が新規出店できなくなった。言わば、環境を優先させる方針を選んだわけである。

人口増加は国立町となった後も続いていた。人々が都心から郊外へ居住地を移していたためである。明窓浄机館館長の佐藤収一（1941年生まれ）は土地の値段について語っているが、そのことから人口増加の様子がよく分かる。

最初〔昭和〕24〔1949〕年の暮れに来たときには600円で良いなんて言っていたのが、〔昭和〕25〔1950〕年の9月に買うときになったら800円になっていたと言うから。不動産に価値を誰も見いだしていなかったから、今のようになるとは。偶然不動産を持っていた人だけがもうかるようになった訳です。（2023年9月11日 佐藤収一へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

1949（昭和24）年に600円の土地が、翌年には800円に値上がりしていることから、人々が土地を買いはじめ、人口が増えていく様子が分かるだろう。遠藤文武が大正時代の様子として「北は畑とヤマ（平林地）が続き」と語っていた風景は、住宅街へと変わっていった。畑が広がっていた地区が開発され、1965（昭和40）年に富士見台団地が完成すると、国立市の人口は5万人を突破。これに伴い1967（昭和42）年1月1日に市制施行し、北多摩郡国立町は国立市に生まれ変わったのである。図5は富士見台地区が完成した後の地形図である。前掲の図4と比べると、甲州街道と大学町に挟まれていた畑がなくなり、団地や住宅が建設された様子がよく分かる。

図5 国土地理院 立川2万5000分の1地形図 1973（昭和48）年8月30日発行



（備考）現在の国立付近を引用者が部分的にスキャンしたもの。

生活インフラの整備が進んだのも、国立町の成立以降である。1957（昭和32）年に建設省と厚生省から町水道敷設工事の認可が下りると、2年後の1959（昭和34）年に給水を始め、1966（昭和41）年には人口比で95.9%の普及に至っている。また、都市ガスも1956（昭和31）年の国立町瓦斯普及会の創設を皮切りに普及していった。さらに、清化園と名付けられた屎尿処理施設も1961（昭和36）年に完成し、農村地帯ではよく見られた肥だめが姿を消していった。このように人口面でも都市基盤の面でも国立は発展を続け、現在に繋がるのだ。

第2章 大学町に対する見方の相違

2.1 多様な姿：都道146号線沿いの景色から

都道146号線は国立駅前を起点に、谷保天満宮の鳥居前の交差点までを結んでいる道だ。一般的に「大学通り」として知られているこの道沿いは、国立市の持つ多様な姿を感じることができる。

起点の国立駅周辺には商店街が形成されている。周辺の道はどれも直線的で、この場所が計画的に作られた町であるとよく分かる。駅周辺から南下を始めると、大学町に招致された一橋大学^[4]が位置している。この一橋大学の構内には木々が残っており、かつてのヤマの様子を感じることができる。また、この大学通りと交差している道に一步入れば、閑静な住宅街が広がっている。引き続き南へ進んでいくと、通り沿いに植えられていた桜がなくなる箇所がある。このあたりから、富士見台地区に入っている。先ほどまでは見られなかったURの団地が姿を現し、文教地区指定された場所には建てることのできない、パチンコ屋も見られるようになる。雰囲気の違いが感じられるだろう。町は区画整理されているものの、道の形全てが直線という訳ではなくなる。更に進み、南部線の踏切を越えると谷保地域に入る。車が通れないような狭隘な道や、曲がりくねった道が見られるようになる。畑も出現し、時にはトラクターが道を走る。そうして目の前に谷保天満宮がある交差点とぶつかると、この道の終点である。また、都道146号からは外れてしまうが、谷保天満宮を越えた先には田圃も見られる。この違いから、大学町から南下するにつれて、異なった景色を楽しめると分かるだろう。

しかし、あえてこれらの姿について言及したのは、ただ町の様相が異なるからではない。そこに住む住民の見方も異なっているからである。本章では2つの異なる見方について言及していきたい。

2.2 大学町の誕生

まずは、大学町の成立過程を見ていこう。先述の通り、今から100年前の1924（大正13）年8月、北多摩郡谷保村役場に一台の黒塗りの自動車が到着した。自動車には箱根土地株式会社社長の堤康次郎、専務の中島陟、社員の越丸の3名が乗っており、彼らはこの谷保の地に理想の大学町を作るためにやってきたのだと言う。会社との懇談内容を、当時庶務主任として同席していた、原田重久^[5]は次のように記している。

堤康次郎と西野村長^[6]は、村の有力地主数名を交えて懇談した。席には、箱根土地専務の中島氏、それから田中谷保村助役及庶務主任の原田が加わった。懇談の内容は、谷保村北部の山林約百万坪^[7]を会社がまとめて買収整備して分譲したい。そして、立川と国分寺の中間の中央線に新駅を設け、神田一ツ橋の東京商科大学その他東京音楽学校（現 国立音楽大学）などを招致して、ここに理想的な学園都市を作りたい、というとても大きい提案だった。（原田重久、1985: 24-25）

[4] 誘致された当時は、東京商科大学という名称であった。

[5] 第1章で登場した原田重久と同様の人物である。

[6] （国立市史編さん委員会編、1992: 140）には、1925（大正14）年に本田泰助が任期満了に伴い村長を退任し、同年3月16日に西野寛司が村長に就任したと記載がある点に留意したい。堤康次郎が谷保村役場を訪れたのは1924（大正13）年なので、西野村長という記載と矛盾している。なお、この矛盾は、（長内敏之、2013）でも指摘されている。

[7] （原田重久、1985）では実測、約80万坪だと記載されていることから、実際は100万坪に満たなかったようである。

山林を買収して、「ここに理想的な学園都市を作りたい」という文言から分かるように、大学町の歴史が動き出したと言って良いだろう^[8]。しかし、この提案が土地を持っていた農民たちに、すぐに受け入れられた訳では無かった。それは、先祖代々の土地を手放すことへの抵抗感があったことや、この山林が農民の生活にとって欠かせないもの^[9]だったことが理由である。この2つの理由が重なったことで、交渉は数十回にも及んだとされている。図6は、大学町がまだヤマと呼ばれていた頃の様子である。現在、住宅や学校が建ち並ぶ場所とは思えないほど、異なる光景が広がっている。この地に箱根土地株式会社は大学町を計画したのである。

図6 宅地開発前の立木測量の様子(大正末)



(出所) くにたち郷土文化館

(備考) 2023(令和5)年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの。

売却を悩む農民^[10]に対し、箱根土地株式会社は一反(300坪)100円から200円が一般的な評価額だったところに、1,000円という破格の金額で交渉に臨んだ(原田重久, 1975: 63-64)。さらに、松や雑木を地価に上乗せして買い取ると提示も行った。また、(くにたちの暮らしを記録する会編, 1987: 22)にあるように、大地主は府中の料亭や箱根の温泉場で接待をするなど、箱根土地株式会社がヤマの買収に本気で取り組んでいた様子がよく分かる。最終的には、村の有力者たちが率先して土地を提供したため、農民は土地売却に踏み切ることになった。

国立市史編さん委員会編(1990)によれば、翌年の、1925(大正14)年4月13日には、買収予定地のうち買収済み21%、契約済み43%であると西野村長から堤康次郎へ報告がなされている。同年6月には土地代が未済のまま大学町の分譲工事が始まり、幅約44メートルの大学通りや、現在の駅前広場から西方に延びる富士見通り、東方に延びる旭通りの建設も始まった。9月9日に箱根土地株式会社と東京商科大学と

【8】 箱根土地株式会社による谷保村の土地買収が始まったのは、1922(大正11)年であることに留意したい(渡辺彰子編, 2015)。この時点では、東京商科大学(現 一橋大学)の移転先が谷保村に正式決定していないことを鑑み、本論文では大学町としてのスタートを1924(大正13)年としている。

【9】 当時、ヤマでとれた落ち葉は堆肥として、木々は燃料として利用されていたためである。

【10】 国土計画元社長の岡野関治が「谷保の人たちは大賛成で、皆協力してもらいました」と残している一方で、箱根土地株式会社元社員の佐伯(名は未記載)は「土地の買収にはずい分反対があった」という正反対のものが残っている(国立市公民館所蔵、私たちの町くにたち聞き取り資料[1] 国立開発～昭和20年)。このことから、賛否両論であったと考えられる。

の土地交換契約が正式に締結され、9月12日には両者の間で覚書も交わされている。そして、9月17日には国立駅の着工が始まるなど、ドイツのゲッチンゲン^[11]を参考にした町が次々と造成されたと分かる。

では、理想的な学園都市とは具体的にどのような姿を想定していたのか。1926（大正15）年に発行された、国立大学町分譲地区劃圖（国立大学町分譲地区画図）の裏面に書かれた内容を見てみよう。

大學町の建築は商店たると住宅たるとを問わず總て最初より本建築に願います。大學町に建築さるゝ誰方にもトタン屋根やナマコ張りの粗雑なバラック建その他街の美觀を損ずるが如き建物は一切建築せぬことを條件としていただきます。……〔略〕……次に大學町は學校を中心とした平和にして靜かな郊外理想郷ですから工場や風儀を紊る營業は絶対に御斷りせねばなりません。（国立市史編さん委員会編、1990 添付図3 国立大学町分譲地区画図 裏面 上段 建築の項より引用、大きさは 縦30cm 横42cm）

「美觀を損ずるが如き建物は一切建築せぬことを條件としていただきます」という部分からは、この場所が当初から景観重視で造成されており、この側面が景観で有名な現在の国立市にも受け継がれているとよく分かる。加えて、「學校を中心とした平和にして靜かな郊外理想郷ですから工場や風儀を紊る營業は絶対に御斷りせねばなりません」という部分からは、後の文教地区運動に繋がる考えを見いだせる。この大学町は、スタートから今に至るまで町の景観や雰囲気を守り続けてきたと言えるだろう。この区画図が出された後も、町の様相は変化していった。1926（大正15）年1月には一般向けの分譲が始まり、同年4月1日に国立駅が開業。12月には箱根土地株式会社が国立駅前本社を設け、東京商科大学の機能も次々と国立へ移転した。しかし、先述したように恐慌の影響で土地が思うように売れなかったのである。1927（昭和2）年の区画整理された様子が図7^[12]である。これを見れば、この町が直線的な道で構成され、一つ一つの大きさが整えられたものであるとよく分かるだろう。同時に、黒で示された建物が建っている箇所が異様に少ないことも読み取れる。今のように住宅が建ち並ぶ前の様子を、谷保に生まれ造園業を営んできた鈴木正男（1934年生まれ）は次のように振り返っている。

松が道の中に生えちゃってるの。うん。区画整理はしたんだけど、人の行かないところがあるでしょ。そんなところは、実が落ちるでしょう松だから。自然に生えちゃうんだよこのくらいのが〔膝丈ほどの長さを指していた〕。もう、ちょっと駅から離れたら、そういうところが結構あった。冬なんかは自転車で、乗っていくと草と土が絡まっちゃって自転車に。それを取るのが仕事みたいな。絡まって動かないもんな。（2023年11月24日、鈴木正男へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

「松が道の中に生え」ているという事からも想像がつくように、大学町は閑散とした様子であったと分かる。また、戦後の人口増加の時期を迎えても木々が生い茂っていたようである。1947（昭和22）年から1948（昭和23）年頃の大学町の様子として、次のような証言が存在する。

【11】「開発のモデルはスペインのパルセロナと思われる」（国立の自然と文化を守る会『くにたちの自然と文化』第88号〔2023年7月20日〕：3）という指摘もされており、開発のモデルは断定できない部分がある。しかし、本論文では『国立市史』の「町の設計はドイツの文化都市ゲッチンゲンを参考にしたと言われる」（国立市史編さん委員会編、1990：93）という記述に則り、ゲッチンゲン説を採用している。

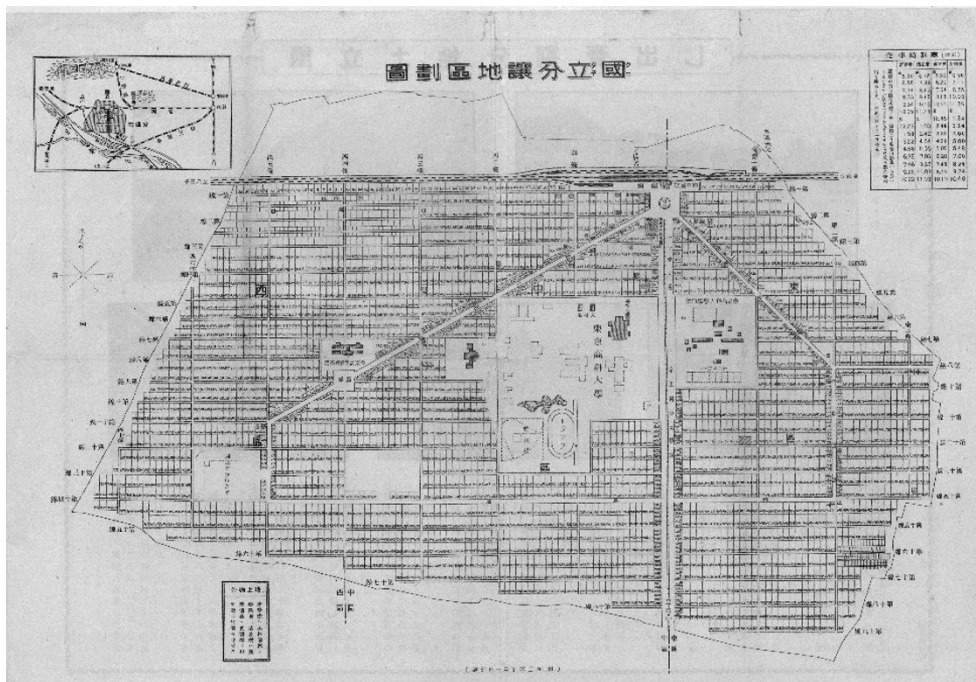
【12】先述の国立大学町分譲地区劃圖と同様の名称をしているが、図7は1927（昭和2）年のものであり、筆者が発行年を誤って記載しているわけではない。1927（昭和2）年版を採用したのは、東京音楽学院や箱根土地株式会社の本社が記載されていることなどから、実際に町に人が住み始めた初期の様子がわかるためである。

だからね、当時〔昭和〕22、3年っていうのは、国立へ来てもそういう立派な家ってのはなかったの。ここは。それでね、この辺一帯は松林だったね。まだ松林だったの。でもね、道だけは通ってたの。僕はね薄らげに覚えているのは、みんな砂利道だったよね。全部砂利道で、あのね、軍隊の車だと思うんだけど、戦車じゃなかったけど、何かね戦争に関係する車両がね、ずーっと置いてあった。それを記憶しているよ。何を置いてあったのか、隠してあったのかは戦後もう世の中が滅茶苦茶になっちゃったから、そういう処置まで出来なかったんだらうと。だから、松林で道だけはきちっとこう通ってましたからね。それの下に車両がね、誰のものかも分からない車両が置いてあった。そんなことをなんとなく記憶してる。（2023年10月6日、匿名Bへのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

「戦車じゃなかったけど、何かね戦争に関係する車両がね、ずーっと置いてあった」という証言は戦争の爪痕を感じると共に、そうした比較的大きなものが放置できるほど土地が空いていたということが分かる。松林の中に道だけが整備されたという当時の様子がよく分かるだろう。

さらに、「戦後に居住者は増えたとはいえ、当時の国立地区〔1950年頃〕はまだ人家が少なく、隣の家が数百メートル先というところも多くありました」（くにたち郷土文化館編 2000：14；〔 〕内の補足は引用者）という記述が見られることから、現在の人々が行き交う様子とは異なる風景であったと理解できる。もちろん、東京商科大学や、箱根土地株式会社の本社はあったが、開発された100万坪の大部分が、依然として雑木林の様相を保っていた。しかし、こうした中でも住み始めた人は商栄会や国立町会を結成するなどして、町の発展に尽力していくのであった。

図7 国立分譲地区画図(1927(昭和2)年)



（出所）くにたち郷土文化館

（備考）2023（令和5）年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの

2.3 従来の見方：美観を守り続けるまち

大学町を開発した堤康次郎は後年、『私の自慢の一つは国立の開発である』と語っている（由井常彦編，1996：154）。ここは堤の理想を具現化した、自慢の場所だったと言えるだろう。また、箱根土地株式会社の後継であるプリンスホテルも「国立は我が社の誇りです」（2023年8月22日，上原公子^{【13】}へのヒアリング）という表現を用いていることから、会社にとっても重要な町だったと分かる。

「大学通りにおける高層マンション建設をめぐり提起された一連の国立マンション訴訟が、良好な景観形成に熱心なまちとして、国立市をいっそう有名にするきっかけになった」（首都大学東京 都市教養学部都市政策コース監修，2008：9）という記述をはじめとして、国立市は今でも景観を大切にしている町としてよく知られている。その景観意識は先述の「国立大学町分譲地区劃圖」に書かれていた通り、大学町がスタートした時から受け継がれてきたものである。そして、住民たちの手によってその景観が守られ、今に至っている。

有名な景観保持運動としては、文教地区指定運動があげられる。朝鮮戦争の勃発によって立川の米軍基地に多数のアメリカ兵が進駐し、それに伴い、パンパンと呼ばれる売春婦が国立の町を闊歩するようになった。先述の通り、理想的な学園都市として始まり、住みよい町を誇りにしてきた国立にとって、この風紀の乱れは見過ごせないものがあつた。この環境悪化を懸念した人々によって展開されたのが浄化運動である。そして、この運動は、文教地区指定を目標とする運動に発展し、文教地区指定運動と呼ばれるようになる。文教地区指定を目標としたのは、その環境を害する建物や風紀を乱す建物の建築を制限できるようになるためであつた。

しかし、環境を守ることができる反面、先述の通り建物を制限する条例でもあるため、賛成、反対の論争を巻き起こした。くにたち郷土文化館編（2000）に従うと経過は次のようにまとめられる。1951（昭和26）年6月8日には、反対していた議員が声明書を町中に配布し、6月16日には国立駅前で賛成派、反対派の両者がプラカード合戦を始める。また、議会では文教地区反対の請願が提出され、議論が行われていた。8月6日に開かれた反対請願委員会にて13対12の1票差で反対請願が不採択となり、指定へと動き出した。その後9月4日に都に文教地区指定を申請し、1952（昭和27）年1月6日に建設大臣の許可が下りたことで、国立に文教地区が誕生したのである。

この一連の流れを酌み、国立では「『開発』より『環境』を優先させるまちづくりの方向」（上原公子・小川ひろみ・窪田之喜・田中隆編，2017：22）ができあがり、住民は町のあり方を自分たちで決めていけるという自信を手にしたのである。

景観を優先させる風土は、後の歩道橋反対事件にも受け継がれている。1969（昭和44）年、大学通りに歩道橋設置を求める請願が、国立第三小学校、国立第一中学校、桐朋学園中学校・高校、国立高校のPTAから市議会に提出された（国立市史編さん委員会編，1990：562）。この請願は、大学通りの交通量増加に伴い、子どもたちの通学を心配したことから提出されている。

しかし、この建設には反対運動が起きた。この反対派の論理こそ、景観を優先させる風土がよく分かるものである。次の引用を見てみよう。

文教地区の象徴である大学通りに歩道橋をかけることは、美観上かんばしくない。しかも、歩道橋をかける場所は、信号機設置の運動もしたことがない。歩道橋ができれば乳母車、老人、足の悪い人は無視さ

【13】 1949年 宮崎県生まれ。元国立市長、在任期間は1999～2007年。

れてしまい、車優先の道になってしまう。(東京都国立市役所『市報くにたち』 第214号(1969年12月5日)、3; 傍点は引用者)

ここでは、車優先の社会になってしまう点を訴えると同時に、「美観上かんばしくない」という言葉を用いて、「開発」より「環境」の姿勢を示しているとよく分かる。当時、「国立に住んでいた山口瞳さんや湯川れい子さんなどの文化人の方たちが先頭に立って、『国立の環境破壊だ』と声を挙げた」(上原公子, 2008: 22-23)ということや、建設をめぐる裁判に発展したことからも、その熱意がよく分かる。

その後も住民は「景観を守るため、商店街の人たちも『ビルを建てる際にはその銀杏の木の高さ〔大学通りに植えられた20メートル前後の銀杏の並木を指す〕を超えない』という不文律」(上原公子, 2008: 23;〔〕内の補足は引用者)を守りながら生活し、その不文律が犯されそうになった時には、声を挙げて反対してきたのである。

この守り続けてきた街並みは国立の魅力となった。『国立市政世論調査』によれば、2003(平成15)年以降は、常に半数前後の人が「街並みを国立の魅力」と考えていることから、国立市の景観は多くの国立市民に愛されていることが理解できる(表2)。また、1995年に国立市全地区を対象に実施された『景観に関する市民の意識・意向調査報告書』では、大学通りの構想ビル計画に伴う景観問題の項において、「知っている・聞いたことがある」を選択した住民が回答者の78.3%に及んでいる。このことから、景観問題に関心があることがよく分かる(国立市, 1996: 15)。こうして国立市と言えば景観に優れた町というイメージは作られ、その景観を守り続けてきた歴史がクローズアップされるようになったと言えるだろう。

表2 街並みを国立の魅力としてあげている人の推移(1980-2018年)

年	1980年	1983年	1985年	1987年	1989年	1993年	1999年	2003年	2010年	2014年	2018年
総数(人)	766	634	661	783	781	844	838	707	1271	1017	933
割合(%)	35.9	38.5	41.6	40.2	32.9	41.9	42.7	54	49	51.2	47.5

(出所) 第5回(1980年実施)から第9回(1989年実施)および第11回(1993年実施)から第16回(2018年実施)までの『国立市政世論調査』より作成。

(備考) (1) 第1回調査(昭和47年実施)から第4回調査(1978年実施)まで、および第10回調査(1991年実施)では当該項目の質問がなかったため、表には記載していない。

(2) 第5回調査(1980年実施)、第8回調査(1987年実施)、第9回調査(1989年実施)は「街なみがきれい」、第6回調査(1983年実施)と第7回調査(1985年実施)は「大学通りをはじめ街なみがきれい」、第11回調査(1993年実施)は「大学通り等街並みがきれい」、第12回調査(1999年実施)、第13回調査(2003年実施)は「大学通りをはじめ街並みがきれい」、第14回調査(2010年実施)から第16回調査(2018年実施)は「大学通りをはじめまちなみがきれい」というように言い回しが異なっている点に留意したい。

(3) 『6万人の市民の声』(1972年実施)が第1回に位置づけられ、『国立市政世論調査』となるのは第2回以降である。

(4) なお、調査の対象は国立市全域である。

2.4 別の見方:「犠牲」の上に成り立つまち

今まで大学町の成り立ちと、その場所の環境が人々の手によって守られてきたことを確認してきた。すると、この町は出発段階から美観を重視し、その思想が脈々と受け継がれてきたことがよく分かった。そして、その美しい景観は町の魅力であり、人々に愛されてきたと言えるだろう。

しかし、谷保の住民は異なる見方をしている。まずは、谷保の住民の見方を知るために、谷保の農家出身の柳澤昌三(1937年生まれ)の語りを引用することからはじめよう。

だから一言で言えば、谷保の農家の犠牲の上に開発が行われたということだね。それは、今考えれば、理想な街並みができているので、今区画整理してあって、駅ができて、文教都市でね、住みよい町になったということで今考えれば良いことなんだけだね。ただ、それはヤマを持っていた農家の犠牲の上にできあがっているということが言えるわね。(2023年9月6日、柳澤昌三へのヒアリング; 傍点は引用者)

国立市のことを「理想な街並み」や「住みよい町」と表している点は、景観形成に熱心なことや文教地区指定運動で理想の学園都市を守ろうとしたことと重なり、従来の国立市のイメージと共通している。しかし、彼の語りで重要な点は、「谷保の農家のね犠牲の上に開発が行われたということだよね」という点である。先行研究では見られない、「犠牲」という言葉が登場している。柳澤昌三は、インタビューの終盤に、「文教都市で最高に住みよい国立市だけど、それは地主の犠牲の上に成り立っている」と念を押すように語っていたことから、この「犠牲」という言葉は極めて重要なキーワードであると考えられる。

この感情は決して個人的なものでは無く、谷保住民の集団意識であると考えられる。谷保に住んでいた原田末吉（1907年生まれ）も柳澤昌三と同じような趣旨の発言をしたと記録に残っている。

国立は箱根土地のおかげで発展したというけれど、そうじゃないんですよ。皆谷保の地主の犠牲なんですよ。この犠牲で、国立の市が伸びて来ているんだということをね、いつも話が出ると、口にしているんです。（国立市民具調査団編，1983：94，原田末吉の語りより引用；（）内の補足，傍点は引用者）

この記録においても「犠牲」という表現が登場している。加えて、谷保の旧家の当主、本田定弘（1905年生まれ）に対する聞き取りでは「また、国立東地区の山林所有地の大半を率先して投じて多くの犠牲を払っていた」（くにたちの暮らしを記録する会，1988：314，本田定弘の語りより引用；傍点は引用者）という記録が残されていることに加え、谷保で代々農家をしている佐伯和彦（1945年生まれ）も筆者のヒアリングに対して「やっぱしあの一、こっちのものの犠牲の上にね、こういう素晴らしいものができたと思っているよ」（2023年9月6日，佐伯和彦へのヒアリング；傍点は引用者）と回答し、ここでも「犠牲」という言葉が登場している。谷保の住民、とりわけ、土地を持っていた住民たちは、従来の見方の他にもう一つの見方を有している。では、「この犠牲」という発言を生み出している要因は何か、次章ではその要因を分析していきたいと思う。

第3章 「犠牲」の上に生まれたまち

3.1 契約の不履行と住民の感情

本章は谷保の住民が語る「犠牲」の意味を分析することからはじめる。谷保村、国立町の首長を務めた佐藤康胤（1906年生まれ）の自伝には、「犠牲」のヒントとなる文章が記載されている。次の文を見てみよう。

80万坪に及ぶ平地山林の買収にあたり、会社は一反当たり千円のうちの十分の一の百円だけ現金で支払い、あとの九百円は、その翌年から、一年に一割の利子を付けるという約束を地主と取り決めたのである。ところがこの金利相当分もほとんど支払われず、一部の地主には会社の社債を押しつけてことを済ませた。（佐藤康胤，1984: 54）

前半で言及されている「会社は一反当たり千円のうちの十分の一の百円だけ現金で支払い、あとの九百円は、その翌年から、一年に一割の利子を付けるという約束を地主と取り決めたのである」という部分は、当時の買い取り方法として行われていた受託という方法を指している。問題は、後半の「ところがこの金利相当分もほとんど支払われず、一部の地主には会社の社債を押しつけてことを済ませた」という部分である。すなわち、当初の取り決めは履行されず、ほぼ無償の状態で買い取られた事になる。

同様に、未払いの問題は、数字の差こそあるものの他の住民も証言している。谷保の旧家出身の小澤孝造（1935年生まれ）は次のように語る。

土地の面積一町歩、一町歩（3000坪）以下の人には箱根土地は代金を払ったわけ。一町歩以上の人には代金を払わなかったんだよ。それで、色々地主が交渉したんだけど、うちの場合には裁判を起こして箱根土地と争って、勝ったことには勝ったんだけど、結局は弁護士費用とかそういうので、たいした土地は得られなかったということで、箱根土地にとっては良い感情をもっていないということをうちの場合は思っているわけ。（2023年9月6日、小澤孝造へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

この証言にいささか不明な点があることは、言及しておきたい。まず、ここに記載した裁判に関しては、古いものであるため、残念ながら見つけることはできなかった。ゆえに、本当に裁判が行われたのか確認はとれていないが、小澤孝造の母親である小澤ミチ（1897年生まれ）も、裁判に関して言及しているため、実際に行われた可能性が極めて高い。

また、「このため箱根土地(株)は300坪以下の地主には土地代金を支払ったが、それ以上の地主には支払うことができず、売り出し価格に相当する代替地で返した」（国立の自然と文化を守る会，2000: 72）という記述と矛盾する点がある。小澤孝造は1町歩（3000坪）と言っているのに対し、こちらでは、300坪になっているからだ。しかし、仮に土地の大きさが300坪以上だとしても支払われなかった事実には変わりはない。加えて、谷保出身の佐藤彦一^[14]（1900年生まれ）が「〔土地の面積が〕小さい人はすぐに払ってもらい、大

【14】 この佐藤家は獅子伝さんと呼ばれている。佐藤家では1969年までの170年以上、谷保天満宮奉納獅子舞の練習が行われており、例大祭の時には佐藤家から谷保天満宮までを道行の列をなして歩いていた。（甲州街道沿いに設置された石碑「史蹟 獅子宿」による、国道256号「谷保」交差点付近、緯度と経度：35° 40'42.9"N 139° 26'54.8"E）。このことから分かるように、代々谷保に住み続けている家である。

きい人は払ってもらえず」(くにたちの暮らしを記録する会編, 1985a: 196 ;〔 〕内の補足は引用者) という証言をしているため、小澤孝造の「代金を払わなかった」という証言には信憑性があると判断できるだろう。

さらに、小澤孝造の母、小澤ミチへの聞き取り記録は、箱根土地株式会社との契約前から契約後までの様子を端的に示している点で有用なものである。

その頃の農村では、畑に草をはやすことと、不動産を売るのが一番恥だったんです。だから、ボツボツとは売れないけど、大きな所がきて、一まとめに売るとなると売しやすいので皆賛成したんです。……〔略〕……農村はお金に困っていたから。いい買い手がきたというくらいの気持ちで、みんなで売んなら売ってもいいというふうに協力的だったんです。だからそのお金をそっくり払ってくれば箱根土地様々なんですよ。ところが、なかなかお金を払わないで私の家あたりじゃ裁判したんですよ。裁判して、負けないことは負けないで勝ったんですが、個人と大きい会社は違いますから。会社にはやはり何かあるからかなわない。お金を払ってくれなくて、土地をとったんです。(国立市公民館所蔵, 私たちの町くにたち, 聞き取り資料〔1〕国立開発～昭和20年 小澤ミチの話 ;〔 〕内の補足, 傍点は引用者)

以上の引用から、当時の農家は「不動産を売るのが一番恥とされていた」にもかかわらず、生活のために仕方なく土地を売ったと思われる。しかし、箱根土地株式会社が当初の契約を履行しなかったため、会社が「土地をとった」という感情が芽生えたと言える。

また、土地は返ってきたものの、元とは比べものにならないほど小さな土地になってしまった事例も存在する。(国立市史編さん委員会編, 1990) では、次のように言及されている。

一反(三〇〇坪)を一〇〇〇円で売ったつもりが、手付金一〇〇円は現金だったが、残り九〇〇円は土地で帰ってきたのである。しかも、買収価格で九〇〇円分ではなく、会社の売り出し価格で九〇〇円分の土地だから、坪三〇円の土地なら三〇坪だけを返してもらった。これでは、二七〇坪を一〇〇円で売ったのと変わらない。(国立市史編さん委員会編, 1990 : 133)

当初「一反(三〇〇坪)を一〇〇〇円」で売ったつもりだったものが、実質的に「二七〇坪を一〇〇円」になってしまったら、騙されたと感じるのは当然だろう。生活のためや、谷保村の発展を願った行為の結果がこれでは、とうてい納得できたとは思えない。「中には自殺者まで出たと言われている」(渡辺彰子 2000 : 72) という記述があるように、谷保の人々にとって非常に苦い経験となっていると言えるだろう。

以上のことから、土地代が未払いであることや、債権で土地代を払った事、土地を渡されたものの狭小のものになってしまったなどの複合的な問題があったと考えられる。つまり、「農家の犠牲の上にできあがっている」(2023年9月6日, 柳澤昌三へのヒアリング) という発言は、先祖代々の土地というかけがえのないものを捧げた結果、今の大学町はあるという意味だと考えられる。

では、なぜ箱根土地株式会社は土地代を支払うという手順を踏んで、問題の根本解決を図らなかったのか。次節ではその理由を探りたい。

3.2 苦境に立つ箱根土地株式会社

元国土計画社長の三上豊は、「入社式で『国立には問題があるから気をつけるように』と訓示がなされた」(2023年9月16日, 小澤孝造へのヒアリング) と小澤孝造に語っている。住民が会社に対して悪い感情を

持っていることは、箱根土地株式会社も認識していたと言えるだろう。

ではなぜ、こうした住民との不和を生んでまで契約を履行しなかったのか。それは端的に言えば、箱根土地株式会社自体の経営が悪化していたからである。当時の経営状態を表す証言を引用してみよう。

大泉や小平〔箱根土地株式会社の事業として開発された学園都市〕も売れないで戦後まで残っていた。会社はあそんでいる土地の金も払わなければならないし、大変だった。戦□〔I字判読不能〕に会社が倒産しかけたことが何度かあった。私なんか3、4年のうちに給与1年分がもらえなくて貯金で会社に残しておけということもあった。(国立市公民館所蔵、私たちの町くにたち、聞き取り資料〔1〕国立開発～昭和20年 佐伯(元箱根土地社員)の話；〔 〕内の補足は引用者)

「会社が倒産しかけたことが何度かあった」や「私なんか3、4年のうちに給与1年分がもらえな」いなどから、当時の箱根土地株式会社の経営が逼迫していたと非常によく分かる。さらに、1924(大正13)年に開園した遊園地、新宿園の売却^{【15】}、渋谷道玄坂百軒店、目白にあった社宅と借地権の売却広告を出すなどして、どうにか資金を調達しようとしていたとされている(渡辺彰子, 2000: 32)。つまり、会社の存続に関わる状態だったために、住民に対して土地代を払うことができなかったと言えるだろう。

ではなぜ、そもそも箱根土地株式会社は経営逼迫に陥ったのだろうか。それは関東大震災によって起きていた土地ブームが沈静化したところに、恐慌がぶつかったためである。これにより、分譲した土地が売れなくなり、経営の悪化を招いたと言えるだろう。

3.3 国立の根底にあるもの

以上のことから、谷保の住民は「『犠牲』の上に成り立つ町」という違った見方を持っていると分かった。この別の見方が存在することは重要である。なぜならば、この「犠牲」が尾を引き、その後の国立市全体で起きる問題にわだかまりが起きるためである。そして、この「犠牲」の視点から国立市を捉え直すと、積極的に関与しない谷保と、熱意を持った大学町という構図が浮かび上がる。

谷保の住民は大学町の動向を他人事のように捉えている。その最たる例が、文教地区指定運動だ。2002(平成14)年当時、くにたち郷土文化館学芸員であった平松佐枝子は、「文教地区指定をめぐる住民運動の経緯」という聞き取り調査記録を出している。その記録内にある、文教地区指定運動推進派の佐治敬助の長女、佐治敬子(1928年生まれ)の証言を見てみよう。

〔文教地区指定運動当時〕まだ、貧しくて本当にみんな生活が精一杯いっぱいでしたから。そこへ、いわゆる一応恵まれたインテリの人たちが立ち上がったという感じです。それに対して谷保の人たちは「また国立のやつらは騒いでいる」というようなところがあって、真っ二つに割れた感じです。(平松佐枝子, 2002: 54, 佐治敬子への聞き取りから引用；〔 〕内の補足は引用者)

ここで言う「国立」は国立市のことではなく、本論文における大学町のことを指している。この3行の引用からは文教地区指定運動前後の様子が分かる。第1に貧しい生活をしていた人と、インテリで恵まれた人

【15】 この新宿園で使われていた建物が国立に移設される、飼われていた動物が駅前ロータリーと富士見通りに移されるなどした。新宿園は国立市と関わりが深い場所である。

がおり、立ち上がったのはあくまで後者であるということ。分かりやすく言えば、大学町に転入してきた新住民である。第2に、「また国立のやつらは騒いでいる」という言葉から、大学町をどこか他人事のように表していると分かる。このことは、「谷保の人たちはこちらに起こっている問題に対して『自分たちは関係ない』という立場」(平松佐枝子, 2002: 51, 斎藤栄^[16]への聞き取りから引用)という記述や、「[大学町地区選出の議員は賛成反対で激論を交わしていた]それにひきかえ、谷保地区選出議員の態度はあいまいでした。谷保地区は指定地域対象ではなく、身近な問題ではなかったからです。また、国立地区の新住民が勝手に騒いでいるという印象を持つ人もいました」(くにたち郷土文化館編, 2000: 16;〔〕内の補足は引用者)という記述からもよく分かる。つまり、当時の谷保の人は、文教地区指定を積極的に目指していたわけではないと考えられる。これは、従来の景観形成に熱心という視点では、こぼれ落ちていた住民の姿であると思われる。

また、文教地区指定運動推進派であった松岡義雄・きくの長男である松岡昭雄(1933年生まれ)への聞き取り記録からは、大学町側の住民も谷保とは別という感覚を持っていたとできる。

ここもともと農村地帯です。昔から歴史があって、甲州街道があって宿場町で栄えていたところです。そういうことで誇りを持っている農村の人たちと、そういうことを何も知らないで国立辺りへ引っ越してきたインテリの人たちは、古い谷保のことは何も知らないから、はっきり言えば田舎者と軽蔑していたところがある。(平松佐枝子, 2002: 70, 松岡昭雄への聞き取りから引用; 傍点は引用者)

「はっきり言えば田舎者と軽蔑していた」という発言からは、大学町の住民は自分たちと谷保は違う存在だと感じていたことが分かる。蔑まれた側の谷保住民にしてみれば、プライドが傷つけられたとも言える。南側の農村住民と北側のインテリ住民という別の存在が、別々の場所に住んでいたと分かるだろう。次節では、両者の違いはどのようなものだったのかを考えてみたい。

3.4 「別世界」という意識

第3節では、文教地区指定運動の際に見られた「自分たちには関係ない」という言葉で、谷保と大学町は別々の存在であると感じていた点を指摘した。本節では、日々の生活に焦点を当てて谷保と大学町の違いを記してみたい。まずは谷保の旧家出身の佐伯和美(1947年生まれ)の証言をみてみよう。

国立の駅の方、私どもの生活感覚の中からすると、全く関係がないです。ていうのは、生活なんかも、例えば物を買うっていうことになると、私が子供のときの話ですが、今私76歳なのね。はい。だから子供の感覚からすると、60年ぐらい前の話ですが、母が府中出身であったということもありますので、子供のときは立川か府中に出てしまいました。ていうのは、当時はまだバスってというのが国立駅の方になくて、国立駅に子供のときに行ったのは多分本当に数回きりになると思う。だからそういう意味では国立は別世界でした。(2023年9月4日, 佐伯和美へのヒアリング; 傍点は引用者)

ここから、現在とは異なり、バスが出ていないことも影響してアクセスが悪かったと分かる。そのため谷保の住民は、大学町に行く機会が数えるほどしかないといえるだろう。また、「別世界」という言葉を用い

【16】 1930(昭和5)年生まれで、当時一橋大学の学生として運動に携わった人物である。

ていることから、どこか遠い場所の話をしているように感じられる。当時、谷保に住んでいた鈴木正男も、佐伯和美と同様に「別世界」という言葉で、大学町を次のように表している。

〔谷保に住んでいたとき、大学町は〕遠いと思ったね。別世界という言葉で、そんな言葉で言っても良いのかも分からないな。やっぱりな、住んでいる人が違うなと思った。それでほら、向こう〔大学町〕から普通の一般的なうちの子どもは、第一小学校〔現国立市立第一小学校^{【17】}〕しかなかったから、小学校へ通ったけど、まあ、またその上の富裕層の人は学園^{【18】}〔国立学園〕行ったりしたみたいで。だから、普通の生活している人の子どもはこっちの第一小学校に来ていたな。うん。遠い存在だよな。どっちかって言うとそういう人〔国立市立第一小学校に来る人〕は少なかったから。……〔略〕……だって今の〔国立駅前〕ロータリーのところに鶴かなんか飼ったりしてたんじゃないの。そんなのがあったんだよな。あそこが、ロータリーのところがね。今、池になってるけど。まあ、鶴だから水も使ったんだろうけど。とにかく夢の国みたいな感じで俺なんかは見ていた。遠いし。まあ、距離じゃ2キロかそれくらいしか離れていないけど、別の世界だよな、やっぱりな。……〔略〕…まあ、気取りもあるんだろうな人間の。それもあってさ。うん。服装が違うもん。服装が。まだ俺たちが、境かな、洋服にするか着物にするかの境くらいのところ。(2023年11月24日、鈴木正男へのヒアリング；〔 〕内の補足、傍点は引用者)

鈴木正男は幼い頃から、仕事を手伝うために大学町に行っていた。その時の感覚を元に、「住んでいる人が違う」と語った。また、大学町在住者は、谷保の小学校に来る人は少なく、富裕層は大学町の中で完結していたことも分かる。この語りからは、町の雰囲気の違いも知ることができる。国立駅前には水禽舎が置かれていたことをはじめとして、谷保とは雰囲気が異なっていたという。そのため、2キロほどしか離れていない場所を「夢の国みたいな感じで俺なんかは見ていた」と語る。さらに、服装も異なっていたことが分かる。谷保の人々が着物にするか洋服にするか境の時に、大学町の住民は洋服を着ていたと言う。

鈴木正男の語りを裏付けるように、大学町の歴史が始まったばかりの頃に建設された家は物珍しく、「村人たちには『異人の家』を連想させた」(原田重久, 1985: 28)という記述や「そこ〔大学町〕に住み着くようになった人びとも、大学、学校関係者や、箱根土地株式会社の人など、全く毛色の違う人であった」(くにたち市民の歩みと公民館の沿革を調べる会編, 1977: 6;〔 〕内の補足は引用者)という記述など、「別世界」を連想させるような記述が散見する。

そして、この「住んでいる人が違う」という発言は、次の佐伯和彦の語りを引用することで、より鮮明になる。

〔昔は〕牛車、牛を飼ってたんだよ。みんな。それで田圃行ってよ、草刈ってよ、牛の餌。こう草を刈って、草を刈ってたらよ、ヤマカガシがいてよ、それみて牛がびっくりして角で外しちゃったんだよ心張り棒を。それで甲州街道に逃げ出しちゃってよ。俺と親父でこれが捕まんねえんだよ。そしたら谷保天の坂でようやく、牛も息が切れたんだろうな。捕まえて引っ張って。まだ車が走っていない頃だったから。豚に逃げられちゃったとか牛に逃げられたとか、みんなそんなことやってた。牛だって早えだから。捕まんねえぞ、牛だって。あんなのたのたしてるようだけだよ、走り出したら捕まんねえよ。(2023年9月6日、佐伯和彦へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者)

【17】 現住所は東京都国立市谷保6026であり、1883 (明治16) 年から現在地にある。

【18】 現住所は東京都国立市中2丁目6-6であり、1926 (大正15) 年に開校した。

この語りからは、牛や豚を農家は飼っていたことと、甲州街道には車が殆ど走っていなかったことの2つが分かる。これは佐伯和彦が中学生の頃の出来事なので、1958（昭和33）年から1961（昭和36）年までの間で起きていると分かる。文教地区指定が1952（昭和27）年であることから、実際に文教都市として歩みを始め、国立町の人口増加が続いていた時代の出来事である。北側では、文教都市としてふさわしいまちづくりを進める中、南側では牛を使って農耕をしていたのである。同じ町の北と南で、異なった生活が営まれていたとよく分かるだろう。こうした日々の生活の記録からも、鈴木正男の「住んでいる人が違うと思った」という感覚は頷けるものがある。

さらに、当時の地理にも注目したい。先述のように、1965（昭和40）年の富士見台団地が完成するまでは谷保と大学町は広大な畑^{【19】}が広がっていた。すなわち、地理的にも谷保と大学町は分断されていたのである。1966（昭和41）年当時の町長、田嶋守保（1896年生まれ）は両地域の関係性について次のように言及している。

国立駅周辺だけが発展して肝心の甲州街道両側の谷保地域が、町民層の母体であるにもかかわらず、両地域の間接地帯は農地として、いわゆる市街地としての連たん性なく、民心、また全体の融和を欠くうらみの根強いものが潜在していたのでありましたが、いまやこの空間地帯の区画整理ができたため、町の形態は物心ともに一つのまとまりを示すに至り、まことにご同慶にたえないしだいであります。（国立町『広報くにたち』 第173号（1966〔昭和41〕年12月1日）：3；傍点は引用者）

田嶋は「いわゆる市街地としての連たん性なく、民心、また全体の融和を欠くうらみの根強いものが潜在していたのでありました」という言葉を用いて、富士見台地区が開発される前には、お互いの融和がなされていないなかったことを指摘している。1961（昭和36）年に撮影された富士見台開発前の様子が図8である。写真の下部に南武線の線路が、上部に一橋大学の兼松講堂が映っていることから下部が谷保、上部が大学町であると分かる。「甲州街道沿いの本村からは、徒歩で約20分」（原田重久，1975：68）の位置にあった大学町は、畑によって確かに二分されており、精神的にも距離的にも別々という感覚が生まれていたのだろう。

以上のことから、谷保と大学町は日々の生活の様子、服装、町の様子など様々な面で異なっていたことがよく分かった。谷保の住民からすれば、大学町はまさに「別世界」だったのだろう。この自分たちの生活とはかけ離れた姿が、大学町の出来事は「自分たちは関係ない」（平松佐枝子，2002：51，斎藤栄への聞き取りから引用）という意識を生んだとも考えられる。さらに、当時の地理から考えても、畑を挟んだ別の町だったのである。こうした「別世界」の出来事というマインドは、大学町開発がスタートしてから80年後の、旧国立駅舎保存の場面でも出現することになる。次章では旧国立駅舎保存について焦点を当ててみたい。

【19】 鈴木正男によれば、この畑では麦が多く栽培されており、その他にサツマイモ、陸稲、野菜などが育てられていたと言う。

図8 町役場付近(1961(昭和36年)年9月30日)



(出所) くにたち郷土文化館

(備考) (1)2023(令和5)年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの。

(2)マルで囲まれた箇所が兼松講堂である。なお、マルは引用者が補足として挿入したもの。

第4章 駅舎保存への温度差

4.1 大学町と共に作られた駅舎

国立駅は1926（大正15）年4月1日に開業した。東京商科大学と箱根土地株式会社が契約を結ぶ際に、停車場の建設が条件に含まれていることから分かるように、駅は大学町にとって不可欠な存在として生まれた。そして、この開業当時から2006（平成18）年10月7日までの80年間使用された駅舎が旧国立駅舎である。大学町にふさわしいデザインが取り入れられている旧駅舎は、次のように説明されている。

国立駅開業に伴い建てられた駅舎は、このまちにおいて最も早く姿を現した建物の一つで、まちの構造や景観の中心に位置づけられていたものでした。大学通りや駅前広場から眺めることのできる駅舎は、大学通りからの景観にも配慮して建てられていたもので、その姿は国立のランドマークとして人々に親しまれてきました。現在、国立駅南口に再建された旧国立駅舎は、全国的に数が少なくなった大正期の木造旅客駅舎として希少価値が高いばかりでなく、民間が建設して鉄道省に寄付した「請願駅」の珍しい事例であり、個性的なデザインをまとった駅舎建築でもあるなど、他に例のない貴重な建物なのです。（くにたち郷土文化館〔公益財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団〕編、2020：4）

すなわち、旧国立駅舎は大学町の草創期からある建物であり、「まちの構造や景観の中心に位置づけられていたもの」であったと分かる。旧国立駅舎は単なる駅舎として使われていただけではなく、その位置にあり続けることが重要であった。また、2006（平成18）年の解体当時には、都内で原宿駅に次いで2番目に古い木造駅舎であったことや、個性的なデザインを有していたことを理由に貴重な建物であると書かれている。株式会社マヌ都市建築研究所編（2000）に従えば、国立駅の価値は3つあげられる。第1に、「開発時から今日に至るまで国立のまちのシンボルとして強く意識されてきた点」、第2に、「大学通りのアイストッ プ^{【20】}としてなど景観的役割が非常に大きい点」、第3に「建築史的に建物の文化的価値が高い点」の3つである（株式会社マヌ都市建築研究所編、2000：はじめに）。

駅舎のデザインに関しては、2006（平成18）年10月26日に国立駅舎が市指定有形文化財となった理由を見ることで、理解が深まると考えられる。

国立駅舎は木造平屋建てで、大きな切妻屋根の姿を南正面に向け、正面入口上部にロマネスク調のアーチ窓を設けた特徴的な駅舎建築物である。以下、主要な文化財要件として4点挙げることができる。

- 一、 三角屋根の強い個性の意匠を持ち、大正期木造駅舎としての希少価値が高い。
 - 二、 大正期の国立学園都市計画の中で国立駅舎が重要な位置づけであった歴史的環境。
 - 三、 基本的な構造、いわゆる軸組み、小屋組みがよく残っている。
 - 四、 明治期から大正期にかけての典型的な構造技法であるキングポストラス等、技法的、技術的に重要である。
- （国立新書編集委員会編、2022：124）

【20】 アイストッ プとは「人々の注意を引き、目にとまるよう意識的に設置されたもの」（国立新書編集委員会編、2022：98）と説明されている。実際に駅から1キロ近く離れている大学通り歩道橋からもその姿を目にすることができる。

つまり、大正期に作られたため希少性があるだけでなく、駅舎の構造や歴史的経緯も含めて価値が高いと判断しているわけである。国立市は、その駅を保存することを目指した。結果的に、部材を丁寧に解体した後、2020（令和2）年4月にほぼ同じ場所に再築するという手法で駅舎を残し続け、今でも国立駅の南口で人々を出迎えている。

国立駅の特徴的な点として、請願駅ということが挙げられる。東京商科大学をこの地に誘致する条件として駅の開業が盛り込まれていたため、大学町の開発主である箱根土地株式会社が駅舎を建築し、鉄道省に寄付したのである。また、佐伯和美によれば、この土地は地主から箱根土地株式会社に無償譲与されていると言う。

〔国立市の税務課職員とのやりとりを回想して語っている〕丁度駅舎があったところっていうのは、3件の地権者が、持っていたんだって。その真ん中のところが、この人っていうのはお宅の私の名に当たるんですかって聞くんですよ。あそこ〔額縁に納められた文書にある名前を指している〕に書いてある佐伯幸四郎^{〔21〕}、うん、さっきの石碑〔ヒアリング前、蔵に案内をされた際、拝見した〕に書いてあった、蔵を建てた人です。……〔略〕……幸四郎かどうか分かりませんが、この寄贈されてるんです。無償譲与。それで3人の地権者が持っていて、東側が近藤家、真ん中が佐伯家、それで一番西側佐藤家が持っていましたということを聞きました。（2023年9月4日、佐伯和美へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

この話によれば、旧国立駅駅舎の位置していた土地は、近藤家、佐伯家、佐藤家の3名の土地であることが分かる。佐伯和美は、駅舎のある土地を国立の発展を願って、贈与したのではないかと考えている。なお、この地主から箱根土地株式会社に無償で譲与された話は『国立市史』をはじめとして記載がないが、市の税務課とのやりとりがあったことから事実だとして良いだろう。すなわち、国立駅舎は土地と建物という2回の寄付を経て作られたという歴史を持っていると言えるだろう。

図9 国立駅前（1926（大正元）年）



（出所）くにたち郷土文化館

（備考）(1)2023(令和5)年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの。

(2)マルで囲まれた箇所が兼松講堂である。なお、マルは引用者が補足として挿入したもの。

【21】 谷保村の戸長や村長を務めた人物であり、佐伯和美の曾祖父にあたる。

4.2 忘れられた谷保の意見

大学町とともに作られた旧国立駅舎は国立の景観、歴史にとって不可欠であったことは理解できる。そのため、1993（平成5）年に中央線連続立体交差事業都市計画素案説明会で中央線の高架化に伴い国立駅舎解体が表明されて以降、国立市は一貫して、駅舎の保存を訴えている。この保存の根拠は、どのようなものだったのかをみていこう。

まずは国立市が一貫して駅舎保存の姿勢を崩さなかったことを確認したい。駅舎解体が表明された1993（平成5）年、当時の市長、佐伯有行が東京都知事鈴木俊一とJR東日本社長松田昌士に対して、「国立駅舎の保存に関する要望書」を提出している（国立市、国開発第160号、JR東日本社長宛は1993年8月17日付、都知事宛は1993年8月25日付、サイズは双方ともA4）。続けて、1997年にも佐伯有行が東京都知事青島幸男とJR東日本社長松田昌士に対して、「国立駅舎保存の要望書」を提出している（国立市、国開発第193号、双方とも1997年3月6日付、サイズは双方ともA4）。これらの文書は、市がはじめてから保存を前提に動いていたことの証左である。また、市の姿勢は、市議会での職員の発言からも確認できる。2003（平成15）年の第2回定例会において、建設部長長嶋敏雄は次のように答弁をしている。

○建設部長【長嶋敏雄君】……〔略〕……駅舎の保存について、保存を前提とした形でJRと話を進めていくというふうなことでございますが、この件につきましては、この議会が始まる前でございますけれども、JRの八王子支社の方へ、実は市長が赴きまして、保存ありきの話で、いろいろと協議に乗ってくれというようなお願いをしまいいりました。今までは最後の段階までどのような形で解体、あるいは曳き家をして、どこへ保存するんだというふうな最終的な考え方がまとまらなければ、協議に乗っていただけないと、非常にかたくなに断られたわけでございますけれども、その中で、駅前の円形公園にも、仮に暫定的に移設することも考えますというお話を、実はしましたところ、そのような考えがあるならば、協議にのっていただけるというふうなことを口頭でいただきましたので、今後、JRともその内容につきまして御協議をしまいたいというふうに考えておるところでございます。（平成15年国立市議会第2回定例会会議録、第4日、2003年6月11日、建設部長 長嶋敏雄の答弁：222-223；傍点は引用者）

確かに「保存を前提とした形で」という発言をしている。また、JR東日本八王子支社へ当時の市長、上原公子が赴き、協議の依頼をしていることや、今後も協議をする姿勢を示していることから、どうにかして保存をしたいという思いも窺える。むしろ、積極性が増しているとも言えるだろう。なお、その後、市長、助役、市議会議員等がJRとの協議、会談を行っている。2005年国立市議会第4回定例会で曳家方式での保存予算が議会で否決された際にも、市は保存の姿勢を崩さず、別の方法での保存を模索した。最終的に、2006年10月26日に旧国立駅舎を国立市指定有形文化財に指定した上で丁寧に解体され、解体した部材を保管することで将来の再築に備えるという結論となった。

では、こうした市の一貫した方針は何を根拠に行われたのだろうか。市が明確に意思表示をした1993年、東京都知事鈴木俊一に出された「国立駅舎の保存に関する要望書」には次のような文言が書かれている。

国立駅舎は大正14年に建てられ、レンガ色のほぼ直角の屋根に縁取られた南側立面の破風面を飾るアール・デコ風の窓やロマネスク調の半円形窓によるファサード（正面）構成など、しゃれた形が駅南口から広がる街並みと調和がとれ、国立市にとって欠かすことの出来ない存在になっています。かつて、中央線の立体化に伴って駅舎の保存の是非について住民意向調査を実施した経緯があり、将来とも保存を望む

人が、圧倒的多数を占めています。以上の状況から、中央線の連続立体交差事業による建設計画にあたって、市民の願いでもある、駅舎の保存を第一に考えています。（「国立駅舎の保存に関する要望書」、国開発第160号、1993年8月25日、東京都知事鈴木俊一宛、A4サイズ）

ここから、保存意向の根拠を2点見いだすことができる。1点目は、旧駅舎が「街並みと調和がとれ」、「市にとって欠かせない存在になっている」ということ。2点目は住民意向調査で保存を望む人が圧倒的多数を占めていることである。1点目に関しては、本章第1節で駅の新設が町に不可欠な存在であったことや、景観の中心に位置づけられている点を指摘したため異論は無いだろう。

では、2点目はどうだろうか。これは正確な表現ではないと思われる。ここで表記された、住民意向調査は、1983年3月に行われた『中央線周辺地域の複々線立体化に伴う住民意向等調査報告』を指している。この報告によれば、回収した995人の回答のうち、622人（62.5%）が「国立駅舎を将来とも存続させたい」と選んでいることは事実である（国立市都市整備部都市整備課、1983：24）。しかし、この調査は中央線沿線の北1丁目～3丁目、東1丁目、中1丁目、西1丁目を対象であり、国立市全域が対象になっていない。そのため、「圧倒的多数を占めている」という結論は性急であり、大学町の住民に保存を望んでいる人が多いという結論しか得られないと考えられる。

つまり、市は大学町の住民、それも全てではなく沿線の住民の62.5%が賛成しているということを根拠に、保存の要望を提出したことになる。換言すれば、谷保の意見は組み込まれていないのである。

大学町の意見主導で話が進められたことは、議会に提出された陳状からも分かる。まず、2002（平成14）年、国立市議会第3回定例会に提出された、陳状第7号「赤い三角屋根の国立駅舎の保存活用を求める陳情」を見てみたい。この陳情に記された3名の住所を見てみると、東が2名、西が1名、未記載が4名^[23]となっている。未記載ではあるが、これらの人物は少なくとも谷保地域の人物では無いと分かっている。なぜなら、この陳情を出した、赤い三角屋根の会（国立駅舎を活かす会）に問い合わせたところ、谷保の人ではないという返答が来たためである。続いて、2005（平成17）年、国立市議会第4回定例会に提出された、陳情第10号「国立駅周辺まちづくりを巡る駅舎保存に関する陳情」を見てみたい。この陳情に記された17人の陳情者の住所を見てみると、北が2名、東が6名、中が2名、西が2名、富士見台が4名、町名未記載が1名となっている。しかし、この未記載の人物は、中の住民であると分かる。なぜなら、この人物は元市議会議員なので、1985年の議員名簿に住所が記載されているからである（国立市議会『くにたち市議会だより』第95号〔1985年7月5日〕：2）。すなわち、こうした陳情者の中に谷保の人物はいないのである^[24]。

4.3 関心を持つ大学町

第2節で大学町の住民が、駅舎保存を望んでいたことはよく分かった。では、実際大学町の住民はどのような意見をもっていたのだろうか。まずは、大学町の視点から駅舎への思いを見ていよう。2001年、旧国立駅舎のあり方を考える「赤い三角屋根の会（国立駅舎を活かす会）」^[25]の会長の伊藤孜^[26]（当時63歳）

【23】 国立市には10の町域が存在する。50音順に、青柳、石田、泉、北、中、西、東、富士見台、矢川、谷保である。このうち、北、西、中、東の4町域が大学町、富士見台が1960年代に完成した団地地域、それ以外が谷保と呼ばれる地域である。

【24】 この他にも2005年12月19日、駅舎を残してこの町に暮らそう会から「国立駅舎をのこしてください」という内容で2918通の署名が国立市と国立市役所に提出されているとの記録がある（2005年12月19日付 駅舎を残してこの町に暮らそう会から国立市及び国立市議会にあてられたもの、A4サイズ1枚）。筆者もこの存在を確認しようと試みたが、国立市役所、国立市議会ともに保存されていなかった。また、この会の代表者に連絡をとり確認をしようとしたが、現在電話が使用されていないため、こちらも確認できなかった。この署名の中には、谷保地域の住民が含まれている可能性がある点に留意したい。

は朝日新聞のインタビューに次のように回答している。

黙っていても残るだろう、とまだ思っている人が多いのかも知れない。赤い屋根の駅舎がなくなったら、この街は国立でなくなってしまう。(朝日新聞 朝刊 2001年12月24日－赤い三角屋根の国立駅舎、保存へ具体案づくり 市民団体；傍点は引用者)

「赤い三角屋根の駅舎がなくなったら、この街は国立でなくなってしまう」という強い言葉が使われている。すなわち、大学町の住民からすれば^{【27】}、駅舎あつての国立市なのである。再築された駅舎がオープンした翌日の、2020年4月2日には「絶対に駅舎はなければならないという強い思いがあった」(東京新聞 朝刊 2020年4月2日－帰ってきた 赤い三角屋根 国立のシンボル復活 駅前に旧駅舎を再築)という伊藤のコメントが掲載されていることから、彼が駅舎に特に思い入れがあったことは明白である。

また、佐藤収一は、次のような言葉で国立駅舎を表現する。

(なぜ保存を諦めなかったと言え) 僕は国立が、あそこに駅ビルがたったら国立が国立ではなくなってしまうと。だから、緑の広場。要するに今の駅前構想を行政が色々やってますけど、僕は緑の広場という構想で、みんなで署名活動をしたんです。……(略)……国立も文化で負けないせせらぎのある町を作りたいと思うんですけど。私の夢はせせらぎです。(2023年9月11日 佐藤収一へのヒアリング；〔 〕内の補足、傍点は引用者)

「国立が国立でなくなってしまう」という言葉は伊藤孜の発言とほぼ同じ言葉である。やはり、駅舎あつての国立市というのは大学町側の住民の中である程度共有された思いであると考えられる。

つまり、国立市の美しい街並みにとって、駅舎は欠かせないものであり、駅が中心となって大学町が作られている以上、駅舎がなければ国立市ではなくなってしまうという論理を持っていたと考えられる。

4.4 消えない「別世界」という意識

大学町側の住民が駅舎に関心を持っていたことはよく分かった。では、谷保の住民はどう思っていたのかを見ていこう。柳澤昌三の弟、柳澤好郎(1947年生まれ)は筆者の「旧国立駅舎の保存をどう思うか」という質問に対し、次のように答えた。

(駅舎の保存に際して) こっちの人は全然興味なかったんじゃない谷保の人は。向こうの方の人達(大学町を指す)は三角屋根を残せとか何か言っていたのはあるけど。あれが鎌倉だっけ、あっちの方にも同じ三角屋根の駅が。一応解体して組み立て直したんだよね。アレ(旧国立駅舎)を残せとか言ったのは谷保の人はほとんどいないんじゃない。だって向こうの方に住んでいる人は、箱根土地がどういふあれをしたとか全然知らないでしょ。ただ、箱根土地が町を整備したからきれいな街並みになっているというのは、

【25】「赤い三角屋根の会(国立駅舎を生かす会)」は保存のみを目指す会ではない点に留意したい。住民たち自らで駅舎のあり方を決め、歴史的な駅舎をどのように生かして行くのかを考える会であったと思われる。

【26】2002(平成14)年、国立市議会第3回定例会に提出された、陳状第7号「赤い三角屋根の国立駅舎の保存活用を求める陳情」の代表者として名前が書かれている人物である。

【27】伊藤孜の住所は2002(平成14)年、国立市議会第3回定例会に提出された、陳状第7号「赤い三角屋根の国立駅舎の保存活用を求める陳情」に記載されており、少なくとも当時、国立市西に住んでいたと考えられる。

箱根土地のお陰だとか言う人が多いみたいだけど。こっちの谷保の人からしたら、向こうは取られちゃったようなものだよね。だってほとんどなくなっちゃったんだから。(2023年9月6日、柳澤好郎へのヒアリング；〔 〕内の補足、傍点は引用者)

「全然興味なかったんじゃない谷保の人は」という言葉は、今までの市の姿勢や、大学町側の住民の発言と対照的である。ここでも大学町の出来事は「別世界」だという意識が見られる。また、「だって向こうの方に住んでいる人は、箱根土地がどういうあれをしたとか全然知らないでしょ」という発言は、100年の時を経ても、受け継がれている谷保の怒りが感じられるだろう。今でも、「『犠牲』の上に成り立つ町」という意識は潜在的に残っているのである。大学町や市の意見と正反対の意見は柳澤昌三からも見受けられる。柳澤昌三の語りを引用してみよう。

私なんかはねこちらに住んで、あそこ〔国立駅〕を使っていないから、ああいう古いものをね、また残してもあんまり価値がないなとってという感じがしてたけどね。ただ、国立へ新しく来た人は、駅前のシンボリックなね駅舎だから、それを残してくれという意見が多かったんじゃないの。(2023年9月6日、柳澤昌三へのヒアリング)

柳澤昌三の「あんまり価値がないなとってという感じがしてた」という言葉は、保存の望む人とは大きく異なる見方である。加えて、「国立へ新しく来た人は、駅前のシンボリックなね駅舎だから、それを残してくれという意見が多かったんじゃないの」という言葉からは、柳澤昌三と新住民では見方が異なるということを示している。このほかにも鈴木正男の息子、鈴木康幸(1967年生まれ)は「〔駅舎に関しては〕特に関心が無かったかな。こっちの人はあまり使わないもの」(2023年12月2日、鈴木康幸へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者)と言う。こうした言葉も、陳情を出している人の言葉とは対照的である。これらの部分からは、大学町成立以来、根底にあった谷保と大学町は別であるという意識が読み取れると同時に、谷保と大学町での温度差が感じ取れる。

さらに、第3節で引用した伊藤孜とは反対の意見を述べたのが小澤孝造である。

〔筆者の「国立の駅が再建されるか壊されるかの議論があった時はどう思っていましたか」という質問に対して〕いや時代だからしょうがないと思っていたよ。残らなくてもしょうがないと思っていたよ。個人的にと言われるとアレだけど、あの古い駅舎をそのまま残すということに対しては、その必要はないという風に感じていたよ。(2023年9月6日、小澤孝造へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者)

小澤孝造の「残らなくてもしょうがないと思っていた」という言葉は、「絶対に駅舎はなければならないという強い思いがあった」(東京新聞 朝刊 2020年4月2日―帰ってきた 赤い三角屋根 国立のシンボル復活 駅前に旧駅舎を再築)とは正反対である。また、「古い駅舎をそのまま残すということに対しては、その必要はない」と明言していることから、保存には非積極的であったと言えるだろう。

結局は、「別世界」という意識が消えず、谷保はあまり関係ないという考えが尾を引いているのである。そして、谷保住民の持つ、「『犠牲』の上に成り立つ町」という意識が残っていることが分かる。

第5章 谷保と大学町の関係が示唆するもの

5.1 谷保が大学町に関心を持つ方法

今まで、谷保は大学町での動向を「別世界」の出来事であると捉えていると述べてきた。しかし、これでは国立市の融和が図れない。そこで、本章では、谷保と大学町が同じ国立市としてあゆみを進めるヒントを探していきたいと思う。

そのために、駅舎保存の論理に目を向けてみよう。すると、あるすれ違いが存在していると分かる。そして、そのすれ違いを乗り越えられれば「別世界」という認識が変わると思われる。

まずは、大学町の住民の視点を見てみよう。赤い三角屋根の会（国立駅舎を活かす会）の中町仁治（1953年生まれ）は次のように語る。

いわゆるその解体、要するに愛されていた訳じゃないですか。たかが100年であっても町と一緒にできてきて、そこに住んで、それが象徴的なものだったから、それがなくなっちゃう。それで、大学通りとセットだよ、放射状のあれとセットだよで、それが単に高架化でなくなっちゃうと。（2023年9月19日、中町仁治へのヒアリング）

中町仁治の語りでは、「たかが100年であっても町と一緒にできてきて、そこに住んで、それが象徴的なものだったから、それがなくなっちゃう。それで、大学通りとセットだよ、放射状の道とセットだよ」という表現が使われている。つまり、駅舎を単独で捉えておらず、大学町とセットで考えていることになる。このセットという視点で見直すと、他の大学町の人物も同じような趣旨の発言をしていると分かる。佐藤収一は次のように語る。

〔国立駅の保存を望んだのは〕シンボルだからですよ。駅とロータリーと大学通りという、町の基本になるところがシンボルとして残されているということだと思います。こういう風に駅舎も全てまちづくりの原点になっています。……〔略〕……どうして国立駅がっていうとやっぱりふるさとなんです。心のふるさと。国立って何っていうと、駅舎と大学通りということになるわけですよ。（2023年9月11日、佐藤収一へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者）

佐藤収一は「駅とロータリーと大学通りという町の基本になるところがシンボルとして残されている」という表現を用いている。彼も駅だけでなく、その周辺も含めて考えている。駅周辺を面として考えているということが、大学町側の発想であると言える。

確かに、市長が東京都宛てた要望書の中にも、「しゃれた形が駅南口から広がる街並みと調和がとれ、国立市にとって欠かすことの出来ない存在になっていきます」（「国立駅舎の保存に関する要望書」、国開発第160号、1993〔平成5〕年8月25日、東京都知事鈴木俊一宛、サイズはA4）という部分に「街並みと調和がとれ」と書かれている。これらのことから保存を望んでいた者は、駅舎としての価値や思い出はもちろんのこと、周辺地域とセットで保存を考えていたわけである。

一方で、谷保の人たちは「あそこ〔国立駅〕を使っていないから、ああいう古いものをね、また残してもあんまり価値がないなとってという感じがしてたけどね」（2023年9月6日、柳澤昌三へのヒアリング；〔 〕

内の補足は引用者)や「〔駅舎に関しては〕特に関心が無かったかな。こっちの人はあまり使わないもの」(2023年12月2日 鈴木康幸へのヒアリング;〔〕内の補足は引用者)から分かるように、駅舎を使用するか否かで関心の度合いを決めている。つまり、駅舎そのものを見ていることになる。言うなれば、点の発想である。

つまり、一方は面で話し、もう一方は点で話している。そのため、普段使わない国立駅を利用しない谷保の住民は、駅舎保存の意味を見いださないという構造が成り立つ。駅舎を利用しないので、先述の文教地区指定運動の際の「自分たちは関係ない」(平松佐枝子, 2002: 51)というような感覚があったと考えられる。

しかし、この面で捉える発想を谷保の住民が手にしたとき、大学町で起きた出来事は一気に関係のある出来事となる。佐伯和美は駅舎の動向に関して次のように語った。

〔当時、国立市の教育委員として活躍していた〕平成9年の話。平成9年です。はい、これは間違いないです。平成9年の12月の議題だったかと思うんですが、国立駅舎をどうするかということが議題になりました。そのときに、私は何て答えたか。それが全てを物語っているかと思いますが、私の発言の内容はですねそうですね。教育長はね、全面であれば壊してしまいたいという教育長の判断があったんです。でもね、私はこういうふうに関心しましたね。国立駅が国立の国立の町が開発されるときに、まず駅を作り、そして斜めの道路を作り、大学通りを作り、そしてこの駅が中心になって、このように開発が始まったわけです。駅がまず作られて、その後で道路が作られたんですね。それで、その駅を作るってということが国立開発の第1条件だった。ちょうど開発の一番の元になった駅を壊すわけにはいきませんと、シンボルです。開発のシンボルなんだから、それを壊すわけにはいきません。私は残してくださいというふうに言いました。だから、なぜかそのように答えています。だから、やっぱり国立開発っていうのは、これはもう紛れもない事実ですし、自分にはもちろん、今までその生活には関係がなかったけど、私そのとき50代ね。関係はなかったけれども、やっぱり美しい国立の街を作るっていうときに、一番のシンボルになったわけですから、それを残しようっていうふうに私は発言しました。これ間違いないです。だからそのように子供のときはそうであったけれども、関係ないというふうには考えない。……〔略〕……やっぱりね、国立の町っていうのはそんなようなことですけども、やっぱり存在そのものが今は美しいですよ。やっぱり教育委員をやる前は、やっぱりうん。そんなに生活に関わらなくても、やっぱりその後で国立駅の方に何度か足を運ぶようになって、やっぱりこれを今作るとなったら大変なことですよ。それで、複雑な思いがあります。国立駅の方はみんなこちらの人たちが地主でした。全部地主でしたから全部持ってたんですよね。開発で堤さんにもう悪い言い方ですが、乗せられて、それで開発をしちゃうわけですよ。ね。(2023年9月4日、佐伯和美へのヒアリング;〔〕内の補足は引用者)

先述の通り、佐伯和美は谷保の旧家出身であるので、箱根土地の開発に「複雑な思い」を持っている。つまり、谷保の住民の思いを引き継いでいるのである。しかし、「だからそのように子供のときはそうであったけれども、関係ないというふうには考えない」ということから、自分に引きつけて考えていることが明白だ。これは佐伯和美が大学町とセットで駅舎を考えていた、すなわち、大学町側の視点を理解していたからであると考えられる。

この発見は大学町開発から100年間尾を引いていた「『犠牲』の上に成り立つ町」という国立像や「自分には関係ない」という意識を乗り越える示唆になり得るだろう。

5.2 変化の兆し

また、谷保と大学町の垣根がとれていく兆しが見受けられる。鈴木正男は筆者の「富士見台団地開発によって、心境の変化はあったか」という質問に対して、次のように述べてる。

そのあれでしょ、もっと最初の頃はやっぱり、よそ者って見方をしていたでしょ。どうしたって。そういうのが少なくなってきたんじゃないかな。谷保の時代だったらあれでしょ、村の時代だったら村八分だなんちゅう言葉があったくらいでしょ。あの一村に入れないよなんてそんな時代があったみたいだから。そういうことで縮んできたな。うん。……〔略〕……だから、さっき言ったのはあれだよな。村っていううちっちゃい考え方がなくなってきたのかも知れないな。だんだんにな。うん。そういう色んな人が集まってくるようになってきたから。それは多少違うかも知れないな。(2023年11月24日、鈴木正男へのヒアリング；〔 〕内の補足は引用者)

鈴木正男は「色んな人が集まってくるようになって」きたことで「村っていううちっちゃい考え方がなくなってきたのかも知れない」と述べる。このことから富士見台団地の完成は、谷保と大学町の間にあった考え方の差をうめる遠因になったと考えられる。

鈴木正男の証言を裏付けるように、旧来の風習が変化しだしたのも、この富士見台の完成以降である。それはお祭りの変化に見られる。特に、谷保天満宮が実施している神幸祭に注目してみよう。谷保天満宮によれば、1977年以降、神幸祭と呼ばれる5年に1度のお祭りが始まったと言う。

重要なのはその神幸祭の際、神輿が市内巡業を行うようになった点である。それまでは獅子舞と萬燈^[28]が中心で巡業^[29]も、谷保地域で完結していた。それが神輿の巡業という新たな形ではあるものの、大学町側にも進出している。その進出の理由を谷保天満宮は次のように語っている。

〔巡業を始めたのは〕北の方〔大学町〕の氏子も祭りに参加できるようにするためです。谷保天満宮の祭りは獅子舞が中心で北の方の人たちは参加できなかった。それを変えようとして、巡業を始めました。国立の発展は谷保天の神様があつてのもの。神様に国立の発展を見てもらおう、国立全体を見てもらおうという目的がありました。(2023年11月10日 谷保天満宮へのヒアリング、〔 〕内の補足は引用者)

このように谷保と大学町が繋がりつつある契機が見られる。また、この神輿による巡業は、1992年からは、借り物の神輿ではなく谷保天満宮の鳳輦^[30]によって行われている。現在は、交通事情を鑑みて市内巡業から大学通りの往復に変更されているが、谷保の伝統的なお祭りが大学町側に進出している点に変わりはない。

さらに、考え方が変化した部分もある。例えば、2002年には有志団体によって天神神輿と呼ばれる活動が始まっている。これは、5年に1度行われているもので、各町会が各々持っている神輿を谷保天満宮に持ち寄って宮入れ、宮出しを行うものである。元来、谷保天満宮は萬燈と獅子舞の祭りなので、当初発案者たちは反対されると考えていた。実際に、以前は、萬燈と獅子舞以外は認めないという層もいたと語ってい

【28】 万灯、萬燈など表記が混在しているが、下谷保の萬燈作成に携わっていた鈴木正男が「萬燈が正式だと思う」(2023年11月24日、鈴木正男へのヒアリング)という証言をしたため、本論文では萬燈を採用している。

【29】 神輿での巡業が始まったのは1977年からのので、それ以前は獅子と萬燈による行列である。

【30】 (財)くにたち文化・スポーツ財団 くにたち郷土文化館編(2001)には宝輦と表記されているが、谷保天満宮に確認したところ鳳輦が正式だという回答であったため、本論文では鳳輦と表記する。

る。しかし、そうした声が和らぎ、2002年以降は新たな神事として祭りに組み込まれている。伝統的なスタイル以外にも認めるという、考えの軟化がここに見られている。

近年出現しているこうした変化は、大学町と谷保の二分した関係が解消されている契機になり得るだろう。

表3 神幸祭開始以降の主な動向

1977年	菅公御神忌千七十五年祭を機に神幸祭が開始。借り物の神輿で、市内巡業を実施。この際、さくら通り、旭通り、国立駅前、富士見通りの順で回った後、南下、国立府中のインターチェンジまで行き、谷保天満宮に戻るという長いルートで巡業。
1992年	宮大工の北島芳雄氏によって鳳輦が奉納される。菅公御神忌千九十年祭では、奉納された鳳輦が市内を巡業。谷保天満宮を出発後、都道146号を北上、学園通り、旭通りを経由して国立駅前へ向かう。その後、大学通りを往復し、富士見通り、矢川通り、さくら通り、甲州街道の順で巡り、国立府中のインターチェンジまで向かい、谷保天満宮まで帰っている。
2002年	菅公御神忌千百年祭を機に社務所、宝仏殿を建築。若手有志団体によって天神神輿が始まる。この行事は新たな神事として、5年に1度の例大祭で行われている。各町会が神輿を持ち寄り、宮出し、宮入れを行う。
時期不明	交通渋滞等を鑑みて巡業のルートを変更。市内全域から大学通りの往復になる。

(出所) (1) 1977年は2023年11月10日、谷保天満宮へのヒアリング、2023年11月14日、谷保天満宮へのヒアリング
(2) 1992年は産経新聞 朝刊 1992年9月25日－鳳輦新調 あす巡行 国立 谷保谷保天満宮 今日から「小式年大祭」、
((財)くにたち文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館編, 2001a), ((財)くにたち文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館編, 2001b)
(3) 2002年は2023年11月17日、関敏和へのヒアリング、(くにたち文化 スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館編, 2018)

図10 建設中の富士見台団地



(出所) くにたち郷土文化館
(備考) 2023 (令和5) 年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの

図11 新調された鳳輦が大学通りを巡業する様子



(出所) くにたち郷土文化館

(備考) 2023 (令和5) 年12月12日、くにたち郷土文化館から提供されたデジタルデータによるもの

5.3 結論

このように、神幸祭や考え方の変化など谷保と大学町の関係性に変化の兆しが見られることは確かである。しかし、文教地区指定運動や旧国立駅舎の再建に際して多くの谷保の住民は積極的に関心を示さなかったことなどから、谷保は大学町のことを他人ごとのような意識を持って暮らしている。この別々であるという意識が、堤康次郎が谷保村村役場に来訪してから100年もの間、国立市の根底にあると思われる。つまり、国立市全体の視点で考えた国立像は、「熱心な大学町と他人事のように捉える谷保」、換言すれば「二分した町」ということになるだろう。美しい景観の町という像では捉えきれなかった国立市がここにはある。

留意しなければならない点は、谷保の住民も景観自体は認めているという点である。ただし、その景観形成に積極的に入らないという点が谷保と大学町を分けている。論争の賛成派と反対派を見ているだけでは見えない、第3の派閥が存在している。この派閥は、全体像を見直す際に重要な示唆を与えてくれると考えられる。

おわりに

本稿は国立市の住民の方々や関係者の方々の協力なしに、完成できなかったものである。突然の訪問にも関わらず、快くインタビューに応じてくれた方、関係者を紹介して下さいった方、業務中にも関わらずお時間を割いて下さった方、お忙しい中インタビューのお時間を割いて下さった方など、協力していただいた全ての方には感謝してもしきれないが、この場をかりて厚く御礼申し上げる。

筆者はインタビューを通して、昔の暮らしに関する証言を得ることができた。本論とは逸れてしまう内容のため掲載することが出来なかったが、このおわりにの項で一つ紹介しようと思う。鈴木正男は戦前の谷保村の習慣について語っている。

色んな村の習慣があったもんな、例えば常夜灯とかな。看板が回ってきてそれから明かりをあげに行くんだよ。常夜灯っていうのがあって、石灯籠だよ。分かりやすく言うと石灯籠に明かりをあげに行くの。それも甲州街道にどのくらいかな。一キロに一回くらいかもしれないな。あれな。うん。まあ、測ったわけじゃないから分からないよ。どこの村にもあったんじゃないかな。国立には3カ所くらいある。あれなんかね、俺の時代じゃあ蝋燭になっちゃったけど、蝋燭をあげに行ったんですよ。子どもで。あんな習慣なんかはせいぜい俺なんかの年代までだな。そういうのを経験したのは俺なんかが最後かも知れない。子どもがやっと届くくらいのがあったんだよな。(2023年11月24日、鈴木正男へのヒアリング)

ここでは下谷保の常夜灯のことが語られている。今ではなくなってしまった昔の習慣を知ることができた一端である。こうした、今はもう見られない光景に触れることが出来たのは大きな財産である。つまり本調査は、国立像を描き直すという試みを通して、今ではなくなってしまった昔の習慣を知る貴重な機会でもあったように思う。

本稿は奇遇にも、堤康次郎が谷保村役場を訪れて100年の2024年に書かれた。根拠はないが、国立市に引き寄せられた気がしている。私が無事論文を完成することができたのは、ひとえにまわりの方々の支えがあったためである。まずは、最後まで熱心にご指導して下さった堀川三郎教授に感謝の言葉を述べたい。ゼミで学んだ日々は、充実した何ものにも代えがたい貴重な時間となった。悩み、熟考するということは苦しい経験でもあった。そんなときには、同じ空間で共に学んだゼミ生にも助けられた。このように共に学び合うことのできた仲間抜きにして、学生生活を語ることは出来ないと私は思っている。最後になるが、私の学生生活を支えてくれた家族への感謝を記して、本稿を終わりにしたい。

参考文献

(備考) 著者名・編者名を50音順で記載している

文献

- 饗庭伸 (2021)『平成都市計画史:転換期の30年間が残したもの・受け継ぐもの』花伝社
- 石川淳志・佐藤健二・山田一成 (1998)『見えないものを見る力:社会調査という認識』八千代出版
- 上原公子 (2008)『しなやかな闘い:生命あふれるまちづくりの試み』樹心社
- 上原公子・小川ひろみ・窪田之喜・田中隆編 (2017)『国立景観裁判・ドキュメント:私は「上原公子」』自治体研究社
- 岡本貞雄編 (2000)『国立料飲組合創立50周年記念誌』国立料飲組合
- 奥田道広 (1983)『都市コミュニティの理論』(現代社会学叢書) 東京大学出版会
- 長内敏之 (2013)『「くにたち大学町」の誕生:後藤新平・佐野善作・堤康次郎との関わりから』けやき出版
- 株式会社マヌ都市建築研究所編 (2000)『国立駅周辺プラン報告書』(国立駅舎の価値と保存活用の方角について) 東京都
国立市建設部
- (2000)『国立駅周辺プラン報告書』(資料編) 東京都国立市建設部
- 記念誌委員会編 (2010)『創立40周年記念誌』東京国立ロータリークラブ
- (2019)『創立50周年記念誌』東京国立ロータリークラブ
- くにたち郷土文化館編 (2000)『まちづくり奮闘記:国立文教地区 指定とその後』くにたち郷土文化館
- くにたち郷土文化館(公益財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団) 編 (2020)『旧国立駅舎再築完成記念「赤い三角
屋根」誕生:国立大学町開拓の景色』くにたち郷土文化館(公益財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団)
- 国立市 (1996)『景観に関する市民の意識・意向調査報告書』国立市
- 国立市観光まちづくり協会 (2020)『国立三角駅舎物語』国立市観光まちづくり協会
- 国立市議会 (1969a)『昭和44年 第3回定例会会議録』国立市議会
- (1969b)『昭和44年 第4回定例会会議録』国立市議会
- (1993a)『平成5年 第1回定例会会議録』国立市議会
- (1993b)『平成5年 第2回定例会会議録』国立市議会
- (1993c)『平成5年 第3回定例会会議録』国立市議会
- (2002)『平成14年 第3回定例会会議録』国立市議会
- (2003)『平成15年 第2回定例会会議録』国立市議会
- 国立市行政管理部文書法制課編 (2023)『統計くにたち』(令和4年度版 2022年) 国立市
- 国立市建設部都市計画課編 (1996)『国立市都市景観形成基本計画』国立市
- 国立市史編さん委員会編 (1990)『国立市史』(下巻) 国立市
- (1992)『国立市史』(別巻) 国立市
- 国立市市民政策室 (1979)『国立市政世論調査結果報告書』国立市市民政策室
- 国立市市民相談室 (1972)『6万人の市民の声』(「6万人の市民の声を聞く月間」調査結果 アンケート調査集計結果 納涼
市政街頭相談集計結果) 国立市市民相談室
- (1974)『市政世論調査結果の概要』国立市市民相談室
- (1977)『国立市市政世論調査報告書』国立市市民相談室
- 国立市都市振興部国立駅周辺まちづくり推進室 (2010)『国立駅周辺まちづくり基本計画』国立市
- 国立市都市整備部国立駅周辺整備課 (2018)『2017(平成29)年国立市市制施行50周年記念旧国立駅舎の思い出』国立市
都市整備部国立駅周辺整備課
- 国立市都市整備部都市整備課 (1983)『中央線周辺地域の複々線立体化に伴う住民意向等調査報告』国立市都市整備部都
市整備課
- 国立市民具調査団編 (1983)『国立の生活史:古老の語る谷保の暮らし』(国立市文化財調査報告第十四集) 国立市教育委員
会国立市民具調査団事務局・社会教育課
- 国立新書編集委員会編 (2022)『旧国立駅舎:古くて新しいまちのシンボル』(国立新書第2号) 国立新書編集委員会
- くにたちの歩みと公民館の沿革を調べる会編 (1977)『私たちの町 くにたち:市民の歩みと公民館』国立市公民館
- くにたちの暮らしを記録する会編 (1985a)『国立の生活史Ⅱ:佐藤彦一家の暮らし』(国立市文化財調査報告第十六集)
国立市教育委員会
- (1985b)『国立の生活史Ⅲ:谷保の講中倉と講』(国立市文化財調査報告第十七集) 国立市教育委員会
- (1986)『国立の生活史Ⅳ:谷保の暮らしの諸相』(国立市文化財調査報告第二十集) 国立市教育委員会
- (1987)『国立の生活史Ⅴ:古老の語る谷保の暮らし(二)』(国立市文化財調査報告第二十三集) 国立市教育委員会
- (1988)『国立の生活史Ⅵ:古老の語る谷保の暮らし(三)』(国立市文化財報告集第二十五集) 国立市教育委員会
- 国立の自然と文化を守る会編 (2002)『あおぞら:国立の自然と文化』テクノ

- 『くにたちの歴史』編さん委員会編 (1995)『くにたちの歴史』国立市
 くにたち文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館 (2018)『本田味夫聞き取り報告』(くにたち郷土文化館叢書 第一集)
 くにたち文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館
 倉間勝義 (1975)『多摩の歴史3:国分寺市/国立市/小平市/武蔵村山市』武蔵野郷土史刊行会 (発売元 明文社)
 公益財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館 (2017)『くにたち あの日、あの頃:写真に見る少し前のくにたち』公益財団法人 国立文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館
 国立文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館 (2001)『企画展「くにたちの祭り」』公益財団法人 国立文化・スポーツ振興財団 くにたち郷土文化館
 佐藤郁哉 (2008)『質的データ分析法:原理・方法・実践』新曜社
 佐藤康胤 (1984)『自伝 佐藤康胤』けやき出版
 首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース監修 (2008)『景観形成とまちづくり:「国立市」を事例として』(都市政策フォーラムブックレットNo.2) 公人の友社
 高村歩 (2018)『天神さん拝見:これで終る』アドスリー
 田嶋守保 (1971)『町づくりと先達』学陽書房
 田村明 (1997)『美しい都市景観をつくるアーバンデザイン』(朝日選書573) 朝日新聞社
 玉野和志 (2005)『東京のローカル・コミュニティ』東京大学出版会
 東京都国立市企画広報部企画広報課 (1983)『第6回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画広報部企画広報課
 - (1985)『第7回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画広報部企画広報課
 東京都国立市企画部秘書広報課 (1987)『第8回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画部秘書広報課
 - (1989)『第9回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画部秘書広報課
 - (1991)『第10回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画部秘書広報課
 - (1994)『第11回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画部秘書広報課
 - (2000)『第12回 国立市政世論調査報告』東京都国立市企画部秘書広報課
 - (2004)『第13回 国立市政世論調査』東京都国立市企画部秘書広報課
 東京都国立市市民相談室 (1981)『第5回 国立市政世論調査報告書』東京都国立市市民相談室
 東京国立ロータリークラブ創立30周年記念委員会編 (1999)『東京国立ロータリークラブ創立30周年記念誌』東京国立ロータリークラブ
 長沢利明 (2001)「谷保天満宮と神酒所」, (財)くにたち文化・スポーツ振興財団編『くにたち郷土文化館 研究紀要 第3号』
 (財)くにたち文化・スポーツ振興財団
 中野卓 (1977)『口述の生活史:或る女の愛と呪いの日本近代』(叢書ライフ・ヒストリー1) 御茶の水書房
 野田正穂「多摩の開発と土地会社」, 多摩文化資料室編『多摩のあゆみ』(第四十一号) 多摩中央信用金庫
 原田重久 (1967)『国立風土記』逃水亭書屋
 - (1969)『国立歳時記』逃水亭書屋
 - (1974)「こども三代の記:谷保校児童が歩いてきた百年の道」, 百周年記念協賛会記念誌編集委員会『「谷保」国立第一小学校創立百周年記念誌』国立第一小学校創立百周年記念協賛会
 - (1975)『わが町国立』逃水亭書屋
 - (1985)「大正時代の谷保村と国立学園都市の開発:回想風に」, 多摩文化資料室編『多摩のあゆみ』(第四十一号) 多摩中央信用金庫
 秘書広報課編 (1987)『文教都市くにたち:市制施行20周年記念誌』国立市役所
 平松佐枝子 (2002)「文教地区指定をめぐる住民運動の経緯」(聞き取り調査記録), (財)くにたち文化・スポーツ振興財団編『くにたち郷土文化館 研究紀要 第4号』(財)くにたち文化・スポーツ振興財団
 堀川三郎 (2018)『街並み保存運動の論理と帰結:小樽運河問題の社会的分析』東京大学出版会
 三浦卓也 (2005)「第6章 「国立大学町」における駅舎の保存活用と駅周辺のまちづくり」, 馬場憲一編『歴史的環境の形成と地域づくり』(法政大学地域研究センター叢書5) 名著出版
 森永正「くにたちの祭りと神輿の系譜」, (財)くにたち文化・スポーツ振興財団編『くにたち郷土文化館 研究紀要 第3号』
 (財)くにたち文化・スポーツ振興財団
 由井常彦編 (1996)『堤康次郎』エスピーエイチ
 郵政国立研究会編 (1987)『わたしたちの町国立』ぎょうせい
 渡辺彰子 (2000)『くにたち・商店街形成史:国立大学町を中心として』サトウ
 - (2015)『国立に誕生した大学町:箱根土地 (株) 中島渉資料集』サトウ

市報・会報

- 北多摩郡国立町国立町役場『国立町報』第6号 (1952年2月15日) 北多摩郡国立町国立町役場
 北多摩郡国立町役場『国立町報』第23号 (1956年1月1日) 北多摩郡国立町役場
 - 『広報 くにたち』第173号 (1966年12月1日) 北多摩郡国立町役場

国立市議会『くにたち市議会だより』 第95号(1985年7月5日) 国立市議会
国立の自然と文化を守る会『くにたちの自然と文化』第76号(2018年10月15日) 国立の自然と文化を守る会
ー『くにたちの自然と文化』第84号(2021年12月15日) 国立の自然と文化を守る会
ー『くにたちの自然と文化』第88号(2023年7月20日) 国立の自然と文化を守る会
東京都国立市役所『市報 くにたち』214号(1969年12月5日) 東京都国立市役所
東京都国立市役所市民相談室『市報 くにたち』329号(1977年11月5日) 東京都国立市役所市民相談室

新聞記事

朝日新聞 朝刊 2001年12月24日ー赤い三角屋根の国立駅舎、保存へ具体案づくり 市民団体
産経新聞 朝刊 1992年9月25日ー鳳輦新調 あす巡行 国立 谷保谷保天満宮 今日から「小式年大祭」
東京新聞 朝刊 2020年4月2日ー帰ってきた 赤い三角屋根 国立のシンボル復活 駅前に旧駅舎を再築

その他資料(陳情、要望書、その他の順で列举する)

赤い三角屋根の国立駅舎の保存活用を求める陳情(陳情第7号), 平成14(2002)年8月26日付, 国立市議会議員小沢靖子宛
国立駅周辺まちづくりをめぐる駅舎保存に関する陳情(陳情第10号), 平成17(2005)年11月28日付, 国立市議会議員関文夫宛
国立駅舎保存に関する要望書(国開発第160号), 平成5(1993)年8月17日付, 国立市長佐伯有行から東日本旅客鉄道株式会社社長松田昌土宛
国立駅舎保存に関する要望書(国開発第160号), 平成5(1993)年8月17日付, 国立市長佐伯有行から東京都知事鈴木俊一宛
国立駅舎保存の要望書(国建推発193号), 平成9(1997)年3月6日付, 国立市長佐伯有行から東日本旅客鉄道株式会社社長松田昌土宛
国立駅舎保存の要望書(国建推発193号), 平成9(1997)年3月6日付, 国立市長佐伯有行から東京都知事青島幸男宛
要望書:国立駅舎の保存について, 平成18(2006)2月16日付, 社団法人如水会から国立市長上原公子宛
国立市史編さん委員会編(1990) 添付図3 国立大学町分譲地区画図, 大きさは 縦30cm 横42cm)
国立公民館所蔵資料,『私たちの町 国立』(聞き取り資料〔1〕国立開発～昭和20年, 発行年, 発行元の記載なし, 手書き資料, B5ファイル綴じ)
石碑「史蹟 獅子宿」, 国道256号 「谷保」交差点付近, 緯度と経度:35° 40'42.9"N 139° 26'54.8"E

URL

第14回国立市政世論調査及び第2回国立市市民意識調査結果報告書(2024年1月11日 最終閲覧)
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/6/14yoron-2shimin-ishiki.pdf>
第15回国立市政世論調査報告書(2024年1月11日 最終閲覧)
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/6/15yoroncyousa-houkokusyo.pdf>
第16回国立市政世論調査及び第11回国立市市民意識調査結果報告書(2024年1月11日 最終閲覧)
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/6/2018houkokusyo.pdf>
国立市都市景観形成条例(2024年1月11日 最終閲覧)
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/52/keikanzyorei.pdf>
国立市の最新の人口(2024年1月11日 最終閲覧)
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept02/Div06/Sec02/gyomu/0187/0189/1464587014959.html>

インタビュー調査実施記録

インタビュー調査実施記録を、日付順に列挙する。なお、予め名前の掲載許可をとり、匿名を希望した方は匿名A、Bとしている。調査にご協力いただいたすべて方に、この場を借りて改めて御礼申し上げる次第である。

年	月・日	対象者	場所
2023年	5月31日	馬場憲一（法政大学名誉教授）	法政大学多摩キャンパス 現代福祉学部棟
	7月19日	板坂克二	ジャズ&バー ハーバーライト
	8月11日	中村良和（くにたち郷土文化館学芸員）	くにたち郷土文化館
	8月22日	上原公子（元国立市長）	法政大学九段校舎
	9月4日	安斎順子（くにたち郷土文化館学芸員）	くにたち郷土文化館
	9月4日	佐伯和美（元国立市教育委員）	佐伯和美の自宅
	9月5日	外立健治・中島董（国立市役所職員）	国立市役所
	9月5日	門倉俊明（くにたち芸術小ホール館長）	くにたち芸術小ホール
	9月6日	柳澤昌三（元府中市役所 総務部長）・柳澤好郎	東京農機 事務所
	9月6日	佐伯和美（元国立市教育委員）	佐伯和美の自宅
	9月6日	小澤孝造（国立の自然と文化を守る会 名誉会長）	電話
	9月6日	佐伯和彦	佐伯和彦の畑
	9月11日	佐藤収一（明窓浄机館 館長）	明窓浄机館
	9月15日	平林正夫（元 国立市役所職員）	カフェ ここたの
	9月16日	小澤孝造（国立の自然と文化を守る会 名誉会長）	小澤孝造の自宅
	9月19日	中町仁治（赤い三角屋根の会 国立駅舎を活かす会）	空間計画研究所・5
	9月22日	匿名A	頑亭文庫
	10月6日	匿名B	対象者の自宅
	10月10日	濱中秀子（元 国立市役所職員）	電話
	11月10日	谷保天満宮	谷保天満宮
	11月14日	谷保天満宮	電話
	11月17日	関敏和	電話
	11月24日	鈴木正男（株式会社 植繁）	植繁 事務所
	11月24日	佐藤好子	佐藤好子 自宅
	11月30日	佐伯安子（くにたちの暮らしを記録する会）	佐伯安子 自宅
	12月2日	鈴木康幸（株式会社 植繁）	電話

（備考）（1）このほか、インタビューは実施していないが、法政大学ソーシャルイノベーションセンター、東京国立ロータリークラブ、時田園、如水会、混声合唱団連、本野直子など様々な方に関係者の紹介や資料の提供など調査へのご協力いただいた。突然の連絡であるにもかかわらず、快諾してくださった全ての方々に、改めて御礼を申し上げる。

（2）上記の他に、内容の確認のためにメールや電話でのやりとりを行っている。

日本社会における児童虐待
—「子どもの権利条約」と日本の児童保護をめぐって—

甲賀 桃子

【目 次】

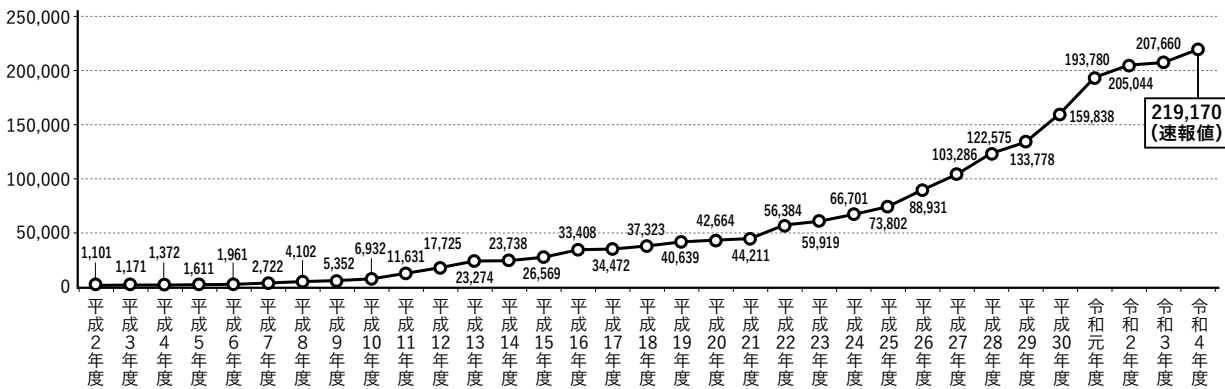
はじめに	181
1. 人権と子どもの権利	185
1.1 人権の誕生と戦後の人権	185
1.2 子どもの権利の誕生と子どもの権利条約	188
1.3 第1章まとめ	191
2. 世界から見た日本の児童虐待と子どもの権利	192
2.1 国連報告審査制度	192
2.2 NGOカウンターレポートの評価	193
2.3 総括所見から見る日本の現状	199
2.4 第2章まとめ	206
3. 日本の児童虐待の歴史	207
3.1 戦前の児童虐待－虐待の発見と日本特有の虐待	207
3.2 現代の児童虐待－社会の変化と問題の表面化	210
3.3 第3章まとめ	214
4. 児童虐待の現状と課題	215
4.1 身体的虐待の事例から	215
4.2 「状態としての虐待」ネグレクト	217
4.3 力と性的虐待	222
4.4 児童相談所の現状	224
4.5 第4章まとめ	225
5. 児童虐待をなくすために－子どもの権利保障	226
5.1 日本社会が抱える6つの課題	226
5.2 あなたが虐待児に出会ったら	229
参考文献リスト	231

はじめに

近年、虐待によって子どもが命を落としたという事件が後を絶たず、日本社会に度々衝撃を与えている。2023年6月22日神戸市の草むらでスーツケースに入った状態の6歳の男児の遺体が発見され、母親とそのきょうだい計4人が逮捕された。2021年8月には大阪府摂津市で、3歳の男児が母親の交際相手の虐待によって命を落とした。2019年1月には小学4年生の女児が虐待によって自宅で死亡し、父親が傷害容疑で逮捕された。どの事件も子ども自身から外部へのSOSがあったり、児童相談所の一時保護解除後に亡くなっていたり、明らかな異変を察知できる場面が多くあったにも関わらず起きてしまった事件である。児童虐待事件はニュースや新聞等のメディアで度々センセーショナルに取り上げられていることから、児童虐待という問題に対しての社会的認知度は非常に高く、決して許される行為ではないという共通認識は現在の日本社会に存在するように思う。一方で、衝撃的な事件の陰で、誰にも気づかれることなくひっそり亡くなっていく子どもも多く存在すると言われている。

児童虐待は、命を脅かす子どもへの最大の人権侵害であり、断じて許されざる行為である。多くの人がそのように考えているだろう。しかし、児童虐待は現在も増加の一途を辿っている。子ども家庭庁によると、2022年度の全国の児童相談所の児童虐待対応件数（速報値）は219170件にのぼり、前年度から約11000件増加して過去最多を記録した。（子ども家庭庁2022年度）現代の日本は、児童虐待という問題に対して、全体像が把握しきれておらず今なお課題に直面し続けていると言えるのではないか。

図1 出典：子ども家庭庁『令和4年度児童虐待相談対応件数』



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf
(アクセス日2023/11/9)

児童虐待相談対応件数が増加した要因として子ども家庭庁は以下の3つを挙げている。

- ・心理的虐待に係わる相談対応件数の増加
(令和3年度12万4,724件⇒令和4年度12万9,484件<+4,760件>)
- ・警察等からの通告の増加

(令和3年度 103,104件⇒令和4年度：112,965件<+9,861件>)

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている^[1]

上記の子ども家庭庁が挙げている要因は決して間違いではない。しかし、3つとも児童虐待という問題解決の根本からはずれている要因であると感じる。虐待の疑いがあるという通告が増加したことについては、日本社会の児童虐待への問題意識や認知度の高まりとも言えるからだ。心理的虐待の増加に関しても、児童虐待が目視できる暴力や育児放棄だけでなく、目視できない子どもたちの心を壊す言葉の暴力も虐待であるという認識が一般的になりつつあるからこそその心理的虐待相談件数増加であろう。

それでは社会的に認知度も問題意識も高まっている反面、日本で児童虐待が減少しないのはなぜだろうか。児童虐待相談対応件数という数値が増加した理由を追いかけるだけでは、根本的に日本社会が抱えている児童虐待の背景や原因を考えることにはつながらないのではないだろうか。一人でも多く虐待に苦しむ子どもたちを救い、この問題の根本的解決を目指すには現代日本社会に未だ浸透しきれていない「子どもの主体的な権利」という考え方が欠かせないと筆者は考える。

子どもたちは権利の主体者である。1948年に施行された児童福祉法にはすべての子どもたちには「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」^[2]とある。児童虐待によって命が奪われることは、すべての人に認められるはずの基本的人権が保障されていないということであり、子どもに対する最大で最悪の人権侵害であるといわざるをえない。児童虐待という問題を当事者親子やその家庭の問題として捉えることもできるが、児童虐待を発生させないためには、個人の家庭内の問題であると考え以前に子どもが一人の人間として尊重され、その権利が守られる社会であることが重要なのではないか。では、果たして、現代の日本社会は子どもの権利を一人の人間としてどれほど認め、尊重できているのだろうか。

以上の問題意識に基づき、本稿では、日本社会における児童虐待という問題に対し、被害者である子どもたちの「権利」という視点からアプローチしていく。とくに、1989年に国連によって採択された国際条約「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」や戦後に制定された児童虐待防止にまつわる法律や制度を参考にし、児童虐待という許されざる問題に対して日本社会がどのように施策を講じてきたのかを検証することで、どのように課題と向き合うべきかを考察したい。

先行研究と本稿の方法

本稿は児童虐待という1つの問題に関して、「子どもの権利」という視点から考察するにあたり、2つの課題を設定する。1つ目は、国際社会における子どもの権利をめぐる歴史の進展と日本の国連報告審査、すなわち国際社会から見た日本の児童虐待をめぐる問題点の析出である。2つ目は、日本の児童虐待の歴史と現状、そしてその特徴という日本の国家・社会に内在する原因の析出である。そして、両者が深く関連しあいつながらも、日本において児童虐待がなくならない原因を分析し、問題の根本的解決に向けて考察を行う。

この2つの課題に関する先行研究は当然のことながら多岐にわたる。

-
- [1] 子ども家庭庁『令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）』
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidouguyakutai_19.pdf (2022/11/9閲覧)
- [2] 厚生労働省『児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)』第1章第1条
(出典:厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82060000&dataType=0)

まず、主課題の1つ目となる子どもの権利条約国連報告審査に関する先行研究はあまり多くはない。国連報告審査に関しては、日本政府や国連側が公表している資料や、審査に参加したNGO団体が公表している資料、審査の最終的な結果（＝総括所見）をフォローアップしてまとめた文献は存在しているが、その審査の詳細から特に児童虐待に関する内容を取り上げている先行研究は少ないのが現状である。さらに、その先行研究も、NGO団体の立場で現状と課題を整理したものが中心であり^[3]、より広範な視座から国連報告審査を分析する視点が現状では不足しているのではないかとと思われる。

そこで筆者はこの国連審査の過程と結果を、子ども権利をめぐる歴史過程のなかに位置付けしつつ分析し、その国際的な権利の進展との関わりから、日本の児童虐待並びに子どもの権利状況に関する考察を行いたい。

主課題2つ目となる日本の児童虐待の歴史と現状、課題の析出に関しては、多くの先行研究が存在する。歴史に関しては、虐待に関する法制定の歴史や児童虐待対策の変遷を見ながら、児童虐待解決に向けての課題を過去から学ぶ形で挙げるといったものが多く存在し、^[4] 現状や課題についても、具体的な虐待の事例検証から支援の在り方を考える方法をとったものや、現代の家族の抱えている問題や児童相談所の実態に焦点をあてているものもある^[5]。一方で「子どもの人権」を軸に日本社会の児童虐待問題を歴史的に考える先行研究はほぼなく、かつ歴史研究は各時期や対象に限定したものにとどまる傾向がある。筆者は、児童虐待の根本的解決には、社会全体に「子どもは権利主体であり、虐待は子どもへの人権侵害である」という考え方をより浸透させる必要があると考えているが、その障壁となっているのは、日本社会の家族における保護者と家族を規制する論理、すなわち保護者による「懲戒」に付随する暴力を正しいとする思想とそれを支える制度の存在であると思われる。そこで、先行研究で明らかにされてきた日本の児童虐待に関する歴史や現状・課題を踏まえつつ、国際社会において確率されてきた「子どもの権利」という視座を加え、児童虐待をなくすために現在の日本に必要なものは何か改めて考察したい。

これまでの先行研究において、課題1（国際社会における子どもの権利の視点からみた日本の児童虐待）、課題2（日本社会における児童虐待の内在的・歴史的要因）の双方の関わりを視野に、総合的に児童虐待克服の課題を論じたひとつの研究は管見のところ存在しない。本稿では、以上の2つの道筋から1つの児童虐待問題を分析し、日本社会から虐待をなくすためには何をすべきかを考えていくところにオリジナリティがあると考えている。

以上の視座と方法に基づき、本稿の構成を記すと以下のようになる。第1章では、すべての人に認められている権利「人権」とはどのような権利なのか、人権の誕生から、第二次世界大戦をターニングポイントに子どもの権利が誕生した経緯まで振り返っていく。この点については先行研究をもとに整理することになる。その経緯を踏まえ、1つ目の道筋として第2章では「子どもの権利条約」を中心に子どもの権利や児童虐待に関しての条項をピックアップし、世界的な水準と比較した日本の課題を浮き彫りにする。とりわけ、子どもの権利条約批准以降の、日本政府の国連報告とその審査内容、NGOのカウンターレポートを具体的に取り上げ、児童虐待をめぐる子どもの権利委員と日本政府側、NGOの議論と争点を整理することで、日本社会における課題がどこにあるのかを明確に析出することになる。具体的には、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議が作成し、自らの公式サイトで公表しているカウンターレポート（1998年の第1回報告審査

【3】 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連／子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社、2011年、及び日本弁護士連合会『子どもの権利条約・日弁連レポート 問われる子どもの人権 日本の子どもたちがかかえるこれだけの問題』駒草出版、2011年など

【4】 吉見香「戦後の日本の児童虐待に関する研究と論点」『教育福祉研究』18号、2012年12月、及び、竹原幸太「児童虐待対策の変遷から見る未然予防の到達点と課題」『東北公益文科大学総合研究論集：Forum 21』36号、2019年など

【5】 北村由美「日本における子ども虐待の現状と課題」『Psychologist：関西大学臨床心理専門職大学院紀要』11号、2021年3月及び、川崎二三彦『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐのか』岩波書店、2019年など

から最新の2019年第4・5回報告審査まで）と、子どもの権利委員会日本審査総括所見を取り上げる。本稿では、この点について、これまでの審査内容をすべて検討し、国際社会と日本政府のあいだの齟齬がどこにあるのかを歴史的に明確にしたい。

次いで、日本社会の内在的な文脈、とりわけ明治時代以降の社会制度の形成のなかから、日本特有の児童虐待と、国際社会の「子どもの権利」とのあいだの齟齬がどこにあるのかを考えるため、第3章からは日本社会の中で児童虐待が歴史的にどのように問題視され、現在はどのように位置づけられているのかの分析を行う。第4章では、3章の内容踏まえ、児童虐待の事例を交えながら現代日本における児童虐待の現状を分析したいと思う。主に朝日新聞クロスサーチ等のデータベースから新聞記事で取り扱われてきた具体的事例を一つ一つ丁寧に考察する。特に詳しく時系列で見ていく必要があると判断した事例に関しては、事件が発生した市の死亡事例検証結果報告書を素材として事件の詳細を整理し、表を作成した。実際に発生してしまったからこそ分かる、児童虐待問題の難しさと課題をここで明らかにしたい。

最終章である5章では結論として改めて二つの課題に対する整理を行ったうえで、「日本社会が児童虐待を防ぐためにすべきこと、今虐待をうけている子どもたちを救うためにすべきこと」を考えていく。

なお、児童虐待という問題は子どもが被害者になる問題である。早急に解決に近づくべきであるからこそ、子どもも含めた幅広い世代の多くの人々に問題意識を持ってほしいという思いから、できる限り専門的な用語や難解な言葉は避けて、わかりやすく論じていくことを心がけた。

1. 人権と子どもの権利

本稿のテーマである児童虐待は子どもの生きる権利を阻害する行為であり、人権侵害行為であることから、まず第1章では「人権」とそのなかの「子どもの権利」をめぐる歴史に焦点を当てていく。現代社会は子どもも含むすべての人に人権が認められている社会であるが、第二次世界大戦後までは決してそうではなかった。限られた人にだけ認められていた人権がどのようにして子どもにも認められるようになったのかを紐解き、子どもの人権保障の充実を目的とした「子どもの権利条約」が採択されるまでの流れを見ていく。

1.1 人権の誕生と戦後の人権

人権の誕生

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである^{【1】}

これは日本国憲法第97条である。ここに記されているように、人権は過去の多くの人々の長きにわたる努力と苦労があったからこそ確立されたものである。そんな人権のはじまりはどこから見えてくるだろうか。

人権の起源は今も多くの学者によって議論され続けている。近代的な人権思想が生まれた時代として18世紀が挙げられることが多いが、人権思想の基盤となる重要な先行物はその何世紀も前に誕生していたことも事実であり、主要宗教のいくつかや世界であらわれた自然法・自然権、ローマ社会、様々な法典などの中に人権思想の基礎となりうる要素が見てとれる。例えば、ユダヤ法は人々の身分の階級を越えた義務や保護を定めていたし、中国で生まれた儒教は道徳だけでなく指導者の腐敗に反抗することも認めていた。このような様々な成文法や宗教から近代的な人権思想に結びつく要素を発見し、多くの学者が今日も人権の起源について議論を続けている。しかし、18世紀より前に近代的な人権思想を網羅している先行物はない。やはり17世紀末～18世紀にかけて、ジョン・ロックをはじめとする思想家が権利論を説き始めたことや反奴隷制運動、名誉革命といった大きな動きが立て続けに起こり、人権論が急速な発展を遂げた影響は大きかった。この時代の人権論の発展によって、18世紀後半に近代的な人権思想の起源である「すべての人間に生命や自由、平等、幸福追求の権利がある」という思想が誕生した。^{【2】} そのような近代的な人権思想が宣言として表れたものとして、具体的には1776年のアメリカ独立宣言や1789年のフランス人権宣言が挙げることができる。アメリカ独立宣言では前文にあたる箇所において「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている」^{【3】}と記された。フランスの「人間および市民の権利の宣言（フランス人権宣言）」では第1条で「あらゆる人間は平等かつ自由に生まれている」^{【4】}と規定された。しかし、先述したアメリカ独立宣言には引用部分のあとに「しかし、権力の乱用と権利の侵害が、常に同じ目標に向けて長期にわたって続き、人民を絶対的な専制の下に置こうとする意図が明らかであるときには、そのような政府を捨て去り、自らの将来の安全のために新たな保障の

【1】 『日本国憲法』第97条（出典：国立国会図書館『電子展示会 日本国憲法の誕生』<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html> 2024年1月8日閲覧）

【2】 ビーター・N・スターンズ（上杉忍訳）『人権の世界史』ミネルヴァ書房、2022年、参照

【3】 『アメリカ独立宣言』冒頭部分（出典：American Center Japan『国務省出版物 独立宣言（1776年）』<https://americancenterjapan.com/wp/wp-content/uploads/2015/10/wwwf-majordocs-independence.pdf> 2024年12月20日閲覧）

組織を作ることが、人民の権利であり義務である」^[4] という政府による権利の侵害を認めないという旨の文章が続く。フランス人権宣言も、第3条では国民主権を規定しており、当時誕生した権利は対国家を想定して国民を保護する意図が強かったと言える。

ただし、この「国民」とはどの範囲までなのか、参政権はどこまで認められるのか、など現実への適用はまだ白紙であった。^[5] 人権の理念が誕生した頃、権利主体として扱われず、差別的に扱われた人たちが「国民」のなかに多くいたのである。そもそもフランス人権宣言の正式名称である「人間および市民の権利の宣言」の「市民」とは、普遍的な権利主体をうたいつつも、現実的には主に有産階級の男性を指す言葉であり、宣言の名称の普遍性だけでは、男性以外が権利主体としては長い間扱われていなかった現実が見えない。このように人権が誕生した18世紀は、人権の考え方は国家から優産男性市民の自由と権利を保護する意図が強く、そしてそこでの権利主体も女性や子ども、民族的少数者、加えて障がい者といった社会的に弱い立場の人々にはそれに比べ劣位に位置付けられたのである。アメリカ独立革命やフランス革命当初から、すぐにすべての人が平等に権利を認められる社会に移行したわけではないのだ。このような、現実的には限られた対象中心に適用されていた人権だったが、第二次世界大戦を機に大きく変化していく。^[6]

第二次世界大戦の反省と人権の時代

第二次世界大戦を一言で表すなら、惨憺たる破壊と殺戮の日々であった。戦後、徐々に第二次世界大戦の惨状が明らかになり、国際社会全体で反省すべき点が浮き彫りになっていった。大きな反省点としてナチス・ドイツによるユダヤ人に対する迫害という人権侵害が取り上げられることが非常に多い。戦時中に行われていたドイツのユダヤ人に対する迫害と集団虐殺は、当時他の国も迫害を把握しており、問題であるという認識はあった。しかし「国際問題」ではなく国内法のもとに行われている「国内問題」であるからと他国が干渉することはなかった。その結果、人権を完全に無視した非道で残酷な迫害行為は継続され、多くの罪のない犠牲者を生んだ。ナチス・ドイツだけでなく、戦時中は様々な地域で人権を無視した虐殺や殺戮が繰り返されていた。迫害や虐殺といった行為は人権を完全に抑圧し、無視した行為である。このように、人権を抑圧する行為や体制は世界平和を破壊することに直結する。これが第二次世界大戦で得た大きな教訓のひとつであった。だからこそ、戦後に国際連合は人権を重要視する姿勢をとることになる。人権の時代は第二次世界大戦の終結とともにやっと本格的に到来したと言っても過言ではないだろう。

第二次世界大戦で起きた出来事を反省し、同じ過ちを二度と繰り返さないため、国際社会全体で平和と人権を保持していく必要があるという考えの下、戦後まもなく国際連合を中心に様々な平和や人権に関する宣言や条約が誕生した。戦後の国際社会には、第二次世界大戦のような、あの戦争によって起きた様々な「悲劇を二度と繰り返さない」という強い想いが確かにそこにあった。^[7]

1948年、国際連合は「人権を守ることは世界平和にもつながるという考え」^[8] に基づき、国際人権章典として「世界人権宣言」を採択した。この宣言は大きな変化のはじまりの宣言であり、第二次世界大戦終結後の国際社会の方向性が示された宣言であった。内容としても人権についての基本原理が記されている普遍的なものである。

[4] 『フランス人権宣言』第1条(出典:澤登文治『フランス人権宣言の起草過程に関する一考察(五):その独自性と統一性』2018年)

[5] 福井憲彦編『フランス史』山川出版社、2001年、p248～250参照

[6] 辻村みよ子「『人権』と女性の権利ー『人権の普遍性』論への一視角」『一橋論叢』108(4)1992年、p570～578参照

[7] 阿部浩己、今井直、藤本俊明『テキストブック国際人権法』日本評論社、2009年、p10～13参照

[8] 法務省 人権教育啓発推進センター『世界人権宣言70周年』

<https://www.moj.go.jp/content/001271449.pdf>

前文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された

(省略)

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第28条 すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。^[9]

上記からもわかるように世界人権宣言の対象はすべての人である。「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」^[10]と認めた公的な宣言はこれが人類史上初であった。世界人権宣言が採択された瞬間は、戦前社会的に弱い立場にあった女性や子供も関係なく、すべての人に人権という権利が認められた瞬間でもあった。

2つの人権条約の誕生

世界人権宣言は「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」^[11]であるとされているが、条約ではないため法的拘束力がない。あくまで方向性や基準が示された宣言であって、批准するか否かを選択できる条約の形式はとっていないのだ。宣言と条約を比較すると、宣言の方が単純に法的拘束力がないことから、国を規制する力が弱いようにも思えるが、条約は締約国と非締約国という分け方ができてしまうため、国連側は非締約国には口出ししづらく、条約の規定を守らなくていい口実を与えてしまうというデメリットがある。宣言の形式をとることで、国連加盟国であつたら一律守るべき基準とすることができるため、一概に法的拘束力を持つ条約の形式にすれば良いわけではないのだ。法的拘束力があるからこそその条約の影響力と、宣言であるからこそ発揮できる力。国際連合はそのどちらも活かすために、次にこの「世界人権宣言」の内容を条約の形式に落とし込み、起草する作業に入った。

そして、まず世界人権宣言の性質を受け継いだ2つの条約が誕生した。「自由権規約」と「社会権規約」である。当初、条約は自由権及び参政権に関する内容と、人権委員会の制度に関する内容が中心となっていたが、「世界人権宣言が理想とする『自由な人間』であるためには市民的及び政治的権利が保障されるだけでなく、欠乏からの自由、つまり経済的、社会的及び文化的権利の確保が必要である」^[12]という考えに基づき、草案に社会的及び文化的権利や男女平等に関する規定が追加されることとなった。そして、この内容の追加により、自由権規約（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）と社会権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）の2つに分けて条約が制定されることとなった。^[13]

自由権規約は「生命権、拷問または品位を傷つける取り扱いからの自由、奴隷・強制労働からの自由、被拘禁者の人道的取り扱いに対する権利、契約不履行による拘禁からの自由、移動・居住・出入国の自由、外国人追放の条件、公正な裁判を受ける権利、遡及処罰の禁止、人として認められる権利、プライバシー・名

【9】 『世界人権宣言』（仮訳文）前文、第1条、第28条（出典：外務省『人権・人道 世界人権宣言（仮訳文）』
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html）

【10】 日本ユニセフ協会『人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで』<https://www.unicef.or.jp/crc/history/>（2023年11月9日閲覧）

【11】 前掲『世界人権宣言』（仮訳文）前文

【12】 外務省『人権外交 国際人権規約の作成及び採択の経緯』
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2a_001.html（2023年11月9日閲覧）

【13】 中恵丰『国際人権入門ー現場から考える』岩波書店、2020年、p7～8 及び 前掲書『テキストブック国際人権法』p13～15参照

誉に対する権利、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、戦争宣伝・憎悪唱道の禁止、集会の権利、結社の自由、婚姻の自由、子どもの権利、参政権、法の下での平等および少数者の権利など」^{【14】}を定めたものである。社会権規約は「人民自決の権利の確保を明示したほか、労働の権利、社会保障権、家庭・母性・年少者の保護、相当な生活水準を享有する権利、健康権、教育に対する権利、文化的権利など」^{【15】}を定めたものである。どちらも1966年に採択され、1976年に発効した。日本はどちらの国際人権規約にも1979年に批准している。

1.2 子どもの権利の誕生と子どもの権利条約

子どもの権利の歴史

この2つの国際人権規約が制定されていく流れの中に、社会の中で弱い立場であった女性、障がい者、そして子どもに関する人権保障充実を目指す動きがあり、7つの人権に関する条約が採択された。そのうちの1つが「子どもの権利条約」である。子どもの持つべき権利を国際的に保障していくために定められた条約である。この子どもの権利条約は1989年に制定され、締結国数の増加は異例のスピードであったと言われている。それは国際社会全体がこの条約を積極的に評価して受け入れていることの表れであり、現在締約国が196カ国という国連において最大規模の人権条約となっている。しかし、子どもの権利条約が採択される以前に子どもの権利に関する公的な宣言が存在していた。それは第一次世界大戦の頃である。^{【16】}

子どもの権利に関して国際的機関がはじめて動いたのは、1924年国際連合がまだ国際連盟だった時代の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」だ。国際連盟は第一次世界大戦の反省から二度と世界大戦を繰り返さないという想いを元に発足した国際機関である。「ジュネーブ宣言」自体も第一次世界大戦において多くの児童の命が奪われた反省から誕生した宣言である。「すべての国の男女は、人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う」^{【17】}ことを前提として、以下の5条から構成される宣言であった。

1. 児童が身体上ならびに精神上正当な発達を遂げるために、必要なあらゆる手段が講ぜられなければならない。
2. 児童にして飢えたる者は、食を給せられなければならない。病める者は、治療されなければならない。知能の遅れた者は、援護されなければならない。不良の者は、教化されなければならない。孤児や浮浪児は、住居を与えられ救護されなければならない。
3. 児童は、危難に際しては最初に救済される者でなければならない。
4. 児童は、生計を立て得る地位に導かれ、またあらゆる種類の搾取から保護されなければならない。
5. 児童は、その能力が人類同胞への奉仕のために捧げられなければならないという自覚の中に育てられなければならない。^{【18】}

内容としては、基本的な子どもの発達のために必要な手段を与え、援助し、保護することがすべての人の責務であるといったことが規定されたものであった。しかし、ジュネーブ宣言が採択された9年後の1933年に日本は国際連盟を脱退。続いて1935年にドイツ、1937年にイタリアが脱退し、「国際協力を促進し、

【14】 林陽子「大きな理想に向けて現実的に歩む 国連人権条約と人権機関」(『部落解放』2020年3月号) 解放出版社, p21~22

【15】 同上p22

【16】 前掲書『テキストブック国際人権法』p27~28参照

【17】 『児童の権利に関するジュネーブ宣言』前文(出典:松本眞一「子どもの権利条約と児童福祉」『桃山学院大学社会学論集』28(2)1995年)

【18】 同上本文

平和安寧を完成する」^{【19】}ことを目的としていた国際連盟は十分に機能しなくなり、世界は第二次世界大戦へと進んでいってしまう。第二次世界大戦は1.2で記したように、第一次世界大戦を超える残酷な殺戮と破壊が行われた戦争であり、殺戮や虐殺、迫害によって人権も著しく侵害され、多くの人々がその犠牲となった。もちろん、その犠牲者には多くの子どもも含まれていた。第一次世界大戦の反省から誕生した「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、戦後に国際連合による第二次世界大戦の反省を踏まえて生まれ変わるこ

ととなる。

1959年に「児童の権利に関する宣言」が国際連合によって採択された。「児童の権利に関する宣言」が採択される11年前に採択された「世界人権宣言」に基づいて、子どもへの人権を認めただけで、子どもを更に特別な保護や救済を受ける存在として規定したものである。

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、このような特別の保護が必要であることは、1924年のジュネーブ児童権利宣言に述べられており、世界人権宣言並びに児童の福祉に関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められている

(中略) 児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有できるようにするために、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によつてこれらの権利を守るよう努力することを要請する。^{【20】}

子どもの権利条約

「児童の権利に関する宣言」が採択された19年後の1978年に「子どもの権利条約」の草案がポーランド政府によって提出され、そこから11年後の1989年に「子どもの権利条約」が採択された。ポーランドは子どもの権利条約に関してだけでなく、1946年のユニセフ設立や1959年の子どもの権利宣言作成に関しても国際社会を牽引してくれた国であった。^{【21】}なぜポーランドは子どもの権利に関して、前向きな姿勢を持ち、国際社会を牽引していたのか。それは、「国際的な伝統」によるものであると言われている。

その「伝統」については、2007年の国連資料内の条約作成の委員会委員長アダム・ロパトカの言葉が非常に分かりやすいだろう。

その伝統とは、子どもの苦痛や悲慘さに対するポーランド社会の感受性に基礎を置くものである。第一次世界大戦中またそれ以上に第二次世界大戦中に、ポーランドの子どもたちは筆舌に尽くしがたい苦痛を体験してきた。それはポーランド領内において実行された戦闘行為によるものであった。その結果、多くの子どもたちが飢餓に苦しみ、基本的な医療や教育機会を奪われ、困難で法外な労働を強いられました。第二次世界大戦中、ポーランドの子どもたちと彼らの親は、集団的に自分の家を退去させられたり、多くの子どもが家族から引き離されナチズムの教理で洗脳されたりした。ユダヤ人やジプシーの子どもたちは絶滅の犠牲になった。今日ほとんど忘れられていますが、ナチ当局は、ポーランドに子どものための強制収容所をつくり、そこでは何千という子どもが命を失いました。こうした過去の出来事が、

【19】 国際連合広報センター『国際連合：その憲章と機構』<https://www.unic.or.jp/info/un/> (2023.11.7閲覧)

【20】 『児童の権利に関する宣言』前文 (出典：厚生労働省『児童権利宣言の邦訳について 児童権利宣言』https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1620&dataType=1&pageNo=1 2023年12月15日閲覧)

【21】 松倉聡史・塚本智宏「子どもの権利条約の現状と課題についての報告」『地域と住民：コミュニティケア教育研究センター年報』4, 2020年5月参照

ポーランド政府に、周知のように、きわめて悲惨であったあるいは今なお悲惨である子どもの状態を改善するための行動を引き受けるよう、刺激となり、激励してきたのである。^{【22】}

ポーランドは、第二次世界大戦中に600万人の国民が亡くなったが、そのうちの200万人が子どもであった。アダム・ロパトカの言葉や死亡数から分かるように、世界大戦を経て多くの国で多くの子どもたちの命が奪われていたが、なかでもポーランドは多くの子どもが悲惨な出来事に遭い、命を失った国であったということである。^{【23】} 痛ましく、悲惨な過去の結果によって、子どもの権利への問題意識は国として抜きんでいた。

そんなポーランドが子どもの権利条約を提案する際に、医師であり児童作家であり孤児院の院長でもある、ポーランドに住むユダヤ人のヤヌシュ・コルチャックの精神をコンセプトとした。彼は「子どもは今を生きているのであって、将来を生きるのではない」^{【24】} という言葉を残している。子どもはただ保護の対象・客体ではなく、尊重されるべき利害や権利をもっている存在であるという考えのもと、子どもの主体的な権利を主張していた。彼は第二次世界大戦中、ナチスによってガス室に送り込まれる孤児院の子どもたちに寄り添い、亡くなってしまう。実はコルチャック自身は恩赦を受けており、命が狙われていたわけではなかったが、最期まで子どもたちに寄り添いたいという一心で自らガス室に入っていき、子どもたちとともに命を落としたと言われている。そんな彼の精神をコンセプトとして動いていたポーランド政府は、「子どもの権利条約」制定までこぎつけ、条約を通して彼の思想を国際社会に広げることができた。また、国際的な子どもの権利に関する規約が「宣言」という在り方から「条約」に発展したことで、法的拘束力を持つようになるという変化が生まれた。もちろん、この条約が人類史上初の子どもの権利に関する条約であった。

子どもの権利条約は「自由権及び社会権に加えて、差別の禁止、子供の最善の利益の確保、親からの分離の禁止、家族の再統合、意見表明権、親の養育責任、虐待からの保護、代替的監護、養子縁組、難民である子供・障害児の権利、経済的・性的搾取・麻薬・武力紛争などからの保護、少年司法など、子供の人権について多岐にわたって規定」^{【25】} し、義務を定めている条約であるとされている。さらに、「子どもの権利条約」には「子どもの売買・ポルノ禁止に関する選択議定書」「武力紛争における子どもの権利に関する議定書」「個人通報制度」の3つの選択議定書が付属している。子どもの権利条約がどのような精神を持っているか、実際に前文を見て頂きたい。

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、…（中略）

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

【22】 United Nations『Legislative History of the Convention on the rights of the child』
Introduction by Adam Lopatka, Chairman/Rapporteur of the Working Group on a draft convention on the rights of the child, 2007
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/LegislativeHistorycrc1en.pdf> (2023年12月5日閲覧)

【23】 日本ユニセフ協会『T・NET通信No.26コルチャック先生と子どもの権利』2004年https://www.unicef.or.jp/kodomo/teacher/pdf/sp/sp_26.pdf参照

【24】 同上

【25】 前掲書『テキストブック国際人権法』p27

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、…（中略）

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。^[26]

前文では、すべての人々が基本的人権や人間の尊厳が認められていることを前提に、子どもたちに対して家庭の中で幸福に、愛情をもって、社会で個人として生活できるよう育てられるべきであることが記述されている。子どもの権利条約は、子どもは大人と対等な人権の主体であることを認めながら、子どもが成長過程であることを踏まえ、家庭や社会から保護されるべきであるという子ども固有の権利を定めていると言える。子どもにとって、大人からの保護は欠かせないものである。生後間もない乳児は大人の支援と保護なくしては生きることができない。大きくなるにつれて、もちろん年齢や個人の成長度合いに応じて支援や保護の度合いも変化するのだが、どんな子どもも例外なく大人からの支援や保護を必要とするのである。しかし、だからといって子どもを保護の対象としか考えるのではなく、権利主体であると考え、子どもの最善の利益を追求しなくてはならない。そんな精神をもった子どもの権利条約では、18歳未満を子どもと定義し、基本的人権を保障している。現在196の国・地域がこの条約を締約しており、日本は1989年に採択されたこの条約に1990年に批准した。

1.3 第1章まとめ

本章では、近代的な人権思想の誕生から第二次世界大戦後の人権条約の制定、子どもの権利条約の制定までの流れを整理してきた。

今日、当たり前とされている人権の理念も、過去に様々な試練を乗り越え、努力の末に勝ち取ったものである。「世界人権宣言」は凄惨な第二次世界大戦の教訓から誕生し、すべての人に対して自由と平等を認め、人権を守ることで世界平和を維持することを謳っている。世界人権宣言を条約に落とし込み「自由権規約」「社会権規約」が誕生し、これ以降、様々な人権規約が制定され近代的な人権保障が充実していく。その流れの中で子どもの権利条約が誕生する。子どもに関する国際的な規定は子どもの権利条約までもいくつか存在したが、子どもを権利主体であると定めた条約はこれがはじめてであり、この制定の背景には第二次世界大戦において、権利を侵害されたのちに命を落とした多くの子どもたちの存在があった。

そして、子どもを権利主体であると定めている子どもの権利条約に日本が1990年に批准していることを忘れてはならない。本稿のテーマである「日本の児童虐待」という問題を考えるにあたって、子どもを権利主体であるとする規定の存在は非常に重要であり、子どもと大人が対等な権利主体であるということを改めて確認しておきたい。

[26] 『子どもの権利条約』前文（出典：日本ユニセフ協会『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』外務省による政府訳の掲載、2009年 https://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku10_04.pdf）

2. 世界から見た日本の児童虐待と子どもの権利

第1章で述べたように、多くの人々の類まれなる努力によって子どもにも人権が認められるようになり、1989年には子どもの人権保障の充実を目的とした条約、子どもの権利条約が採択された。日本は1990年に子どもの権利条約に批准したが、それだけで子どもの権利状況が改善していくわけではない。第2章では、条約締約国の履行状況を審査する国連報告審査という制度を取り上げ、審査内容から日本の児童虐待の現状や子どもの権利に関する現状と課題を見ていく。

2.1 国連報告審査制度

ここまで、「子どもの権利条約」制定によって子どもの主体的な権利が明文化され、国際的に認められるようになったその歴史的な経緯と背景について記述してきた。これまでの経緯をみると、日本は現在人権規約や子どもの権利条約といった様々な条約に批准している。さらに、子どもの権利条約の批准からはまもなく30年が経過しようとしており、子どもの主体的な権利を認め、保障されているかのように考えられるが、そこまで単純な問題ではない。実際、子どもへの最大の人権侵害である児童虐待事件は後を絶たず、多くの子どもたちの命が奪われている現状が続いているのだ。では、「子どもの権利条約」は現在の日本社会の児童虐待という深刻な人権侵害問題に対して、どのような効力を発揮できているのだろうか。どの条約に関しても形式的に批准し、締約すれば良いわけではなく、その国の現状に対して何かしら効力を発揮しているはずだ。国際連合の人権条約には条約が締約国に対して効力を発揮しているかどうかを確認できる制度が存在する。

「子どもの権利条約」においては、第44条にて、「この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた 進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出すること」^[1] という規定がある。つまり、報告義務である。先述した通り、これは子どもの権利条約だけに定められた規定ではない。1.3で紹介した2つの人権規約と7つの人権条約すべてに、国連に設置されている各条約の委員会による「報告書制度」という審査が存在している。「報告書制度」とはどのような制度なのか。申は「友だちを助けるための国際人権法入門」においてこの制度を「人権条約では、条約に入った国（締約国）が条約を守っているかどうかをチェックするための制度があります。それぞれの条約の下におかれた委員会が、各国が定期的に出す政府報告書を対面で審査する報告制度が、基本的なものです。（中略）報告制度では、委員会は、各国の政府報告書の審査後、その国の人権状況についての懸念事項や勧告を述べた『総括所見』（＝まとめの所見）を出します」^[2] と説明している。つまり、人権条約の締結国が、条約で定められている義務を守っているのかを国際的に監視し、審査するための制度である。その条約に批准することが大切なのではなく、それ以降条約内で定められた義務をしっかりと果たしていることが重要であるため審査を行うのである。

条約の締約国が定期的に報告書を各条約の国連の委員会に提出して、審査を受けることは締約国の義務とされているのだが、実はこの報告書制度での国連審査は、国と委員会のやり取りだけでは成り立たない。子どもの権利条約の報告書審査に限らず、全ての報告書審査にNGO団体（非政府組織）が関わっている。政府によって条約内容に関する報告書が提出されると、NGOはNGOカウンターレポートと呼ばれるものを提

[1] 『子どもの権利条約』第44条（出典：日本ユニセフ協会『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』外務省による政府訳の掲載、2009年 https://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku10_04.pdf）

[2] 申恵丰『友だちを助けるための国際人権法入門』影書房、2020、p50

出する。このレポートは、政府が提出する報告書が不正確な内容であったり、都合の悪い事実を省いた内容であることを懸念して、正しく客観的なデータや事実をもとにNGOが自国の現状や課題について記述し、作成するものである。これを提出することで、NGO団体は国連報告書審査に参加しているのだ。もちろん、政府の報告書に対して、一切信用がないわけではない。しかし、政府が作成する報告書はどうしても政府側の見解や意図が反映されたものになる。国際社会によく見られたいという政府の意図が透けて見える場合も多く、都合の悪い事実は隠蔽される可能性も高い。国の現状と課題をより高い解像度で、客観的に把握できるようにするためには、政府からの報告書に依存することなく非政府組織から提出されるレポートの存在も必要不可欠なものなのだ。

「子どもの権利条約」の報告書審査はこれまで1998年、2004年、2010年、2019年の4回行われてきた。本来は5回実施されるはずなのだが、日本側の報告書の提出が遅れたため、4回と5回が2019年にまとめられて一度に行われている。^[3]

この国連報告書審査は、NGO側の国内にしながら政府に肩入れしない立ち位置からの見解と日本政府側の見解、それを審査した国連委員会からの評価を全て確認することができ、日本の現状と課題が非常に分かりやすい。次節からNGO団体からのカウンターレポートとこれまで行われてきた子どもの権利条約の審査結果である総括所見過去4回分のデータを用いて、子どもの権利に関しての評価と、テーマである児童虐待に関する評価の部分を抽出し、日本の課題を考えていく。

2.2 NGOカウンターレポートの評価

これまで4度行われてきた国連報告書審査において、その都度複数のNGO団体からカウンターレポートが作成・提出されている。NGOカウンターレポートの強みは、国連の委員会と違い、国内にいてより現状・課題が鮮明に見えながらも、政府や国の思惑を気にすることなく第三者の立場から報告書審査に参加できる点にあるだろう。その第三者の立場で国連審査に参加している団体として子どもの権利条約NGOレポート連絡会議（略称は連絡会議）を挙げたい。子どもの権利条約NGOレポート連絡会議とは、「子どもの権利条約の実現に取り組んでいるNGO/NPO・研究者・弁護士・労働組合等からなる、ネットワーク的な組織」^[4]である。連絡会議の事務局は子どもの権利条約総合研究所が務めている。子どもの権利条約総合研究所は日本の子どもの権利研究の発展に貢献することを目的とした組織であり、国連NGOとしても認定されている。

本節では、報告審査に参加している子どもの権利条約NGOレポート連絡会議が作成したカウンターレポートを中心に取り上げる。子どもの権利条約NGOレポート連絡会議は1998年の第一回報告審査から最新の2019年第4・5回報告審査まで毎回レポートを提出、審査の傍聴や審査後のフォローアップまで行っており、報告審査に関する資料を自らの公式サイトにて多数公表している。^[5] 様々な史料やデータの中から、今回は2010年の第3回報告審査のカウンターレポートと2019年の第4回・第5回報告審査のカウンターレポートを主として、NGO側から見た日本の現状と日本政府に対してどのような評価をしているのかを見ていく。

停滞する日本の現状

これまでの報告審査で提出されてきたNGOカウンターレポートの多くには、日本の子どもの権利条約に

【3】 なお、日本のこれまでの報告書は外務省ホームページ<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>で公開されている

【4】 子どもの権利条約総合研究所「子どもの権利条約総合研究所について」<https://npocrc.org/about/>（2023年12月5日閲覧）

対しての向き合い方そのものを問題視する文言が書かれている。レポート内では、前回の振り返りや全体への所感の後に詳細な現状報告・課題、次回の審査に向けてといった流れになることが多いのだが、多くのレポートで前回の報告書審査を行った時と日本の現状が変化・改善していないと嘆く言葉が書かれている。

2010年の第3回の日本政府報告書に対する連絡会議のレポートには、冒頭で「第3回日本政府報告書は、これまでの2回の報告書からほとんど進歩していない内容となっている。むしろ後退したと評価されるものである。この報告書からは日本の子どもの実態が見えず、条約の実施の問題点や課題が明確にはならず、子どもの権利委員会において建設的な対話は期待しえない」^[6]と記されており、日本政府に、より誠実に報告審査に対応するよう求めていた。しかし、その次の回となる2019年に作成された第4・5回の日本政府報告書に対するレポートにもやはり同じような内容が書かれていたのだ。連絡会議レポートの序盤に「第4・5回日本政府報告について、わたしたちはこれまでのNGOレポートと同様の指摘をせざるを得ないことを非常に残念に思う」^[7]と記され、その詳細として「総括所見で指摘されている内容の理解が不十分で、形式的に前回の勧告に触れているにとどまり、報告制度を活用して条約を効果的に実施しようとする基本的な姿勢が見られない。また、『開き直り』とも受け取れるような箇所もある」^[8]と書かれている。また、連絡会議だけでなく他のNGO団体も同様の評価をしており、第3回時点の2009年に日本弁護士連合会は「日本で1994年5月に子どもの権利条約が発効してから、すでに15年が経過している。(中略) この15年間に、日本における子どもの権利状況は進んだといえるだろうか。否である。むしろ悪化したというしかない状況である」^[9]と記している。つまり、日本は複数のNGO団体から、これまでの報告審査を通して、子どもの権利条約の締約国として条約に定められた義務を果たそうとする姿勢や意欲が見られないと評価されているということだ。さらに、日本政府の子どもの権利条約の取り決めに対する姿勢そのものや課題を改善しようとする姿勢・意欲が見られないだけでなく、開き直りとも受け取れる姿勢を見せている点についても見過ごしてはならない。今後、条約の締約国として果たすべき義務や、過去に受けた指摘や勧告に対して、その場しのぎで誤魔化し、開き直るのではなく誠実な姿勢で継続的に問題解決に向けて取り組みを行うべきであろう。問題に向き合う姿勢そのものを繰り返し指摘されるという非常に残念な現状を早急に打破すべきだ。

他方で、審査そのものに出席して傍聴したNGO団体の者は、日本の現状・実情を正確に委員会メンバーに伝えることがいかに難しいかという旨の感想を述べている。国連の委員会側のメンバーはもちろん日本人ではない。スイスやドイツ、ウガンダ、タイといった様々な国出身の委員会メンバーが審査を行っている。そのため、日本の現状を把握しながら委員会側の質問の意図も理解して説明を行い、的確に質問に答えられる能力をもった日本政府メンバーが派遣されるべきであるが、実際はそれに見合った能力をもっていないメンバーが派遣されていたのだ。第3回報告審査の児童相談所についての質疑応答で、委員会メンバーと派遣

-
- [5] 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約総合研究所 国連子どもの権利条約NGOレポート連絡会議』サイト内にて(<http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/activity3>)
『子どもの権利条約の実施に関する第3回日本政府報告書についてのNGOレポート』2010年…①
(http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/wp-content/themes/crc/pdf/ngo_repo/no3_ngoreport.pdf)『日本における子どもの権利条約の実施：日本の第4回・第5回定期報告書に関するNGOの視点』, 2017年…②
(<http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/wp-content/uploads/2020/02/%E7%AC%AC%E5%9B%9E%E3%83%BB%E7%AC%AC%E5%9B%9E%E6%97%A5%E6%9C%AC%E6%94%BF%E5%BA%9C%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%80NGO%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88-%E5%AE%8C%E6%88%90%E7%89%88.pdf>)など
報告審査に関する資料を公開。以降、注での参照、引用の際はウェブを記載しない。
- [6] 前掲①, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約の実施に関する第3回日本政府報告書についてのNGOレポート』2010年, p1
- [7] 前掲②, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『日本における子どもの権利条約の実施：日本の第4回・第5回定期報告書に関するNGOの視点』2017年, p6
- [8] 同上
- [9] 日本弁護士連合会『子どもの権利条約・日弁連レポート 問われる子どもの人権 日本の子どもたちがかかえるこれだけの問題』駒草出版, 2011年, p16

された日本政府のメンバーが上手くやり取りができていない場面が見受けられた。以下はその報告書審査の記録である。

クンプラパント委員（省略）…児童相談所についてのご説明をお聞きしましたが、なぜchild guidance centerとおっしゃるのでしょうかと思います。というのも、多くの子どもたちは、家庭あるいは学校あるいは地域で生じているストレスに満ちた状況ゆえに抱えている可能性があるからです。子どもとその家族にだけ焦点を当てていて、このようなタイプの状況にはどのように対処できるのでしょうか。自殺未遂の問題、また教育的成功に対する社会の過度な期待によりトラウマを負う子どもの問題についても話し合ってきましたが、こういう問題は児童相談所が対応しなければならないものとは見なされていないように思います。さらに、他の多くの国では、child guidance centerではなくchild protective serviceと呼んでいるのではないかと思います。

厚生労働省・堀井 ありがとうございます。この児童相談所は児童福祉の中心的な機関ですが、児童虐待の対応など課題に応じて、学校ですとか警察ですとか関係機関と連携をとって実施をしているところ です。以上です。

チェルマッテン委員 クンプラパント委員の質問は、相談所では指導（guidance）や助言（advice）を行うだけなのか、それとも再統合等の援助も行うのか、ということだったと思います。

外務省・志野 「児童相談所」の訳の問題なんだと思うんですけども、この相談というのをguidanceと訳しているのになかなか理解が進まないんだと思うので……。なので、相談というものの意味をもう1回説明してもらってもいいですか。

厚生労働省・堀井 相談をどのように捉えるかということですが、児童相談所ではさまざまな相談を受けており、たとえば、障がい児に関する相談ですとか、非行に関する相談、そして子供を育成するための性格・行動に関する相談ですとか、そのような多岐にわたる相談を受けております。以上です。

外務省・志野 実際のところ、児童相談所について正確に説明するなら、どちらかといえばchild care centerであって、子どものケアを行っております。ただ、これまで公式の英訳として何度かchild guidance centerを用いてきましたので、その名前を用いている次第です。^{【10】}

このやり取りから、そもそも委員会メンバーと日本政府側のメンバーとが円滑に意思疎通できていない状況が感じられるのではないかと。クンプラパント委員の児童相談所の役割と英訳「child guidance center」についての質問に、厚生労働省の堀井氏が不十分で的確とは言えない回答をしている。それに対し、チェルマッテン委員が質問を改めて簡潔に問い直すが、それでもどこことなく質問の意図やそもそも児童相談所の役割を本当に理解しているのか疑問に感じてしまうような回答が続いている。この回答で委員は日本の児童相談所の役割を理解できたのか、甚だ疑問である。日本側が課題に真摯に向き合うために正しくありのままの日本の現状を伝え、審査を受けなくてはならない。もちろん、この報告書審査には通訳も参加しているが、委員の質問の意図やニュアンスを理解し、日本の子どもの権利状況や児童相談所等の子どもに関する様々な機関・取り組みを適切な言葉で説明するには日本政府の派遣メンバーにもそれなりの能力が求められると言ってよいだろう。言語の壁があるメンバーが集まり、数年に一度、限られた時間の中で専門的な言葉も飛び交いながら行われる審査だからこそ、コミュニケーションを通訳者に丸投げすることがあってはならない。

【10】 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社、2011年、第3回日本報告審査の記録より

従って、派遣される日本政府メンバーの選択は重要であり、その選択は今後より慎重になるべきである。

また、日本が抱える大きな課題として、そもそも予算配分を子どもや教育にさけていないという点が挙げられている。第3回報告審査時のカウンターレポートでは「経済不況に対抗するため、子ども関連の部門も厳しい財政管理の対象となっている。(中略) …『子育て』支援には十分な予算配分がされていないため、本レポートの関連項目が示すように、教育や福祉などの分野において、ニーズに充分に応えうるだけの財政的・人的資源は確保されていない」^{【11】}としており、提言として「政府および国会は、予算策定に当たって子どもの最善の利益が十分に考慮されるようにするために必要な措置をとるべきである。とりわけ、教育・子どもの保護・保育等の分野において、子どもの権利としてのサービスという視点を法律・政策において明確にするとともに、十分な財政的・人的資源を配分することが求められる」^{【12】}と述べている。ところが、その次の第4・5回報告審査の際のカウンターレポートでも予算策定について同様の指摘がされている。連絡会議は以下のように具体的な数値を提示しながら日本の予算策定を疑問視している。

子どもの最善の利益を十分に考慮しない予算策定

「予算配分に関する政府報告書の記述は委員会の前回の指摘にまったく応えておらず、十分な根拠も示すことなく『児童の権利の実現に必要な資源が十分に確保されている』と述べるに留まっている。しかし、たとえば OECD（経済協力開発機構）の国際比較調査（2017年9月発表）では、国内総生産（GDP）に占める教育への公的支出の割合は3.2%で、比較対象の34か国中最低である（2014年の数字）。幼児教育への公的支出の割合（46%）も最下位でOECD平均（82%）をはるかに下回り、高等教育機関への公的支出の割合（34%）もOECD平均（70%）の半分以下に留まる。」^{【13】}

2010年に第3回レポートで指摘されてなお、改善されることはなく2014年の国内総生産における教育への支出が比較対象となる国の中で最下位という結果になっているというのだ。さらに、OECDの「Education at a Glance 2021 : OECD Indicators」によると日本はOECD加盟国内で国内総生産に占める教育への支出の割合が最も低い国下位25%に入ると公表されている。OECD加盟国の教育機関への支出はGDPの4.9%が平均値であるが、日本は4%である。^{【14】}

教育や子どもの最善の利益のために充てられる支出が少ないことだけが問題なのではなく、それを繰り返して指摘されているのにも関わらず約10年経ってもなかなか改善が見られない点も大きな問題であると考えている。ここにも日本の子どもの権利状況が停滞している原因が表れているのではないか。児童虐待をはじめとする様々な子どもに関する問題や子どもの最善の利益の実現に対して、日本政府はどれだけ本気で取り組んでいるのだろうか。子どもの最善の利益を考え、実現させていくには予算策定の見直しは欠かせない要素であり、この見直しは早急に行うべきだと考える。

児童虐待に関する指摘

次に、NGO側は児童虐待に関してどのような指摘・提言を行っているかを見ていきたい。

連絡会議は児童虐待の現状について「子ども虐待の防止については、虐待に関する国民の関心は高いと言えるものの、決して少なくない数の国民が、児童虐待防止法に規定する虐待行為の中身や通告の意義につい

【11】 前掲①, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議, 2010, p5

【12】 同上

【13】 前掲②, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議, 2017, p11

【14】 OECD iLibrary『Education at a Glance 2021 : OECD Indicators』<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/12d19441-ja/index.html?itemId=/content/component/12d19441-ja> (2023年12月9日閲覧)

て十分な認識を持つに至っていない。その結果、実際に、通報に至っていない虐待ケースが多く存在しており、多くの虐待ケースで、初期の支援的介入が十分に行われず、また困難を抱える親（保護者）の相談を喚起することができず、虐待行為が放置されたままであったり、虐待の重篤化を招いたりしている」^{【15】}と記述しており、日本政府に対して児童虐待やネグレクト、体罰といった子どもに対する暴力に関する意識啓発キャンペーンや研修の強化を求めている。日本において、児童虐待という問題への関心や問題意識を持ちながらも、その関心が虐待件数の減少等の根本的な問題解決に結びつかない原因は国民への啓発活動の不十分さにもあると考えているのである。さらに、「また、子どもを対象とした啓発も十分ではなく、さらに、子どもが相談しやすい子どもにやさしい制度がほとんど用意されていない現状も大きな問題である。さらに、虐待の背景にある社会的・経済的その他の問題への対応も十分に行なわれておらず、虐待を効果的に防止することが困難になっている」^{【16】}とも記されている。日本では、伝統的に子どもは大人が保護する存在であるという価値観が根強く、子どもは権利主体者であるという考え方は欠けがちである。そのため、児童虐待という問題に対して、保護者が利用できる制度はあっても、子どもが自身の意思で利用できる制度がなかなか誕生しづらいのではないかと考えられる。子どもを対象とした啓発が不足しているのも、同じ理由だと考える。

子どもを対象とした児童虐待に関する啓発活動や制度とは具体的にどのようなものがあるだろうか。アメリカの例を見ていきたい。アメリカは虐待防止先進国と呼ばれるほど虐待防止に関する取り組みを積極的に行っており、学ぶべき点が非常に多い。取り組みの例として、アメリカのシカゴではPeace for programとProtection Coachingというプログラムがある。Peace for programとは、「友達をよく観察し、異常があったら察知をする。友達が虐待を受け、そのことを口止めされても教師に話すことが本当の友達であることを教える」^{【17】}といったことを学ぶプログラムで、周囲の虐待を見過ごさない姿勢を養うと考えられる。Protection Coachingは、「親から虐待を受けそうになったら911番へ電話をかける、いかに自分の身の安全を守るか、警察では何を話すか、友達の家へ逃げ込んだとき何を話せばよいかなどを教える」^{【18】}といった取り組みで、虐待にあった際に子どもがどうすべきか自身である程度対応できるよう教育がされるのだ。どちらも漠然としたものではなく、非常に実践的な内容であり、Peace for programに関しては、自分自身を虐待から守るだけでなく周囲の友達の異変も察知することで友達も守ることができると学べる、非常に大きな意味をもつプログラムだと言える。

そして、NGOは日本では児童虐待という問題に対して、未だに事後的な対応や子どもを主体として考えられていない対応が多い現状も問題点として挙げている。具体的には、虐待発生時の一時保護の対応において、親に対しての指導を行うことはあるが子どもの意見に耳を傾けていない状況にあるというものだ。一時保護自体にも、保護を行うことが中心となり、教育面への配慮などが欠けている。子どもを権利主体として考える姿勢が足りていないからこそ、このような問題点が挙げられると言えるだろう。

性的虐待の現状についても連絡会議は問題視している。2016年度の児童相談所への性的虐待通報件数は1622件であったのに対し、警察の性的虐待検挙数は162件であった。性的虐待はまだまだ潜在化している虐待であると言ってよいだろう。このように性的虐待が潜在化してしまう理由として、連絡会議は「『司法面接』と呼ばれる、性虐待を経験した子どもへの適切な面接を実施できる人材が育成できていない」^{【19】}点を挙げている。司法面接は被害児童の年齢に応じて、言語だけでなく絵画や遊具を用いながら子どもに起き

【15】 前掲②, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議, 2017, p24

【16】 同上

【17】 文部科学省『海外における児童虐待防止に向けた取組の状況』

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/012.htm (2022年12月26日閲覧)

【18】 同上

たことを引き出すというもので、専門性が高いと言われている。性的虐待の被害をより浮き彫りにし、犯罪として検挙していくためにはまず司法面接を行う必要があるが、日本では司法面接官の育成システムの構築が遅れていた。そのため、通報件数に比べ、検挙数に結びつかなかったと考えられる。現在は徐々に司法面接が実施された件数も増えており、司法面接官の研修も様々な場で実施されるようになり、さらなる課題として児童相談所と警察の連携の拡張等が挙げられるようになった。新たな課題が見えてきつつあるが、より司法面接・司法面接官への認知度を高めることで人員拡充に繋げ、性的虐待を潜在化させない制度が整った社会になっていくことが必要である。

体罰に関しての指摘

第4・5回のカウンターレポートにおいて、体罰について以下のような指摘がされている。

子どもの体罰の全面禁止と啓発措置強化の必要性についての記述

「家庭、保育、社会的養育機関において体罰等（体罰、および屈辱的な扱い）が明示的に禁止されていないなどの理由から、社会全般において体罰等に対する容認姿勢があり、すでに体罰が禁止されている学校を含め、子どもが過ごすすべての環境で体罰等が今なお多く発生している（メディアによるいくつかのアンケートでは、親の6割以上が体罰を加えたことがあると回答している）。そして、この状況は、2000年代以降も変化はほとんど見られない。このことは、体罰等の問題性に関する科学的根拠等で示されているとおり、体罰等による子どもの心身への直接的な影響だけでなく、体罰等の重篤化による虐待問題、子どもの心的不全、攻撃性の増進、子ども間暴力やドメスティック・バイオレンスの要因などとなっており、多くの子どもたちの健やかな成長を阻害し続けている。」^{【20】}

日本はこれまで様々な機関から何度も体罰について指摘を受けてきているが、連絡会議も同様に問題視していることが分かる。第4・5回報告審査が行われていた2019年時点で、体罰を禁止する法律が日本にはなかったこと、実際に日本社会の中で体罰は多く発生していること、状況が改善される見込みもないことを懸念しており、提言においては日本政府に対して体罰を禁止することと暴力を用いないしつけの推奨を促すよう求めている。

提言「政府および国会は、家庭を含むすべての環境における子どもの体罰および屈辱的な取扱いを法律で明示的に禁止するとともに、親、子どもに関わるすべての専門家（教員・保育士を含む）および一般市民を対象として、非暴力形態によるしつけ・規律の維持および子どもの権利についてのキャンペーンや啓発を実施するべきである。さまざまな場面における子どもの体罰および屈辱的取扱いについて実態を把握するためのしくみを確立することも求められる。」^{【21】}

日本に潜在的に存在する暴力的な行為や体罰を行ってもしつけだから容認されるという価値観は直ちに修正する必要があるだろう。日本社会における体罰の問題は、国連の委員会側も重大な問題と認識しており、報告審査でも2010年に議論が起きている。そして、日本社会において児童虐待について考える時、体罰とその体罰と結びつきが強い懲戒権規定という問題は切り離せない。詳しくは次節で再び取り上げたいと思う。

【19】 前掲②, 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議, 2017, p26

【20】 同上p23

【21】 同上p23

2.3 総括所見から見る日本の現状

【表1】は、国連が日本に対し審査を行った結果である総括所見をもとに作成した表である。全4回分の総括所見から、児童虐待解決に関する重要な内容だと判断した項目を選抜し、4回の審査において同じ勧告が繰り返されているか否かを調査し、その結果をまとめた。○は勧告された年であることを意味し、－は該当項目に関する内容の記述がなかったことを意味する。

【表1】子どもの権利条約報告書審査における虐待に関する勧告の有無

勧告内容	1998年	2004年	2010年	2019年
虐待増加への措置	○	○	○	○
虐待・暴力の情報収集と統計	○	○	○	○
体罰増加・禁止	○	○	○	○
非暴力的なしつけの推進	－	○	○	○
性的虐待増加	○	－	○	○
子どもに優しい通報サービス設置	○	－	○	○
児童相談所の職員増員	－	○	－	－
人権教育・児童の権利に関する教育実施	○	○	－	－
児童の主体的な権利を認識させること	－	○	○	○
子どもの権利に関する包括的な法律制定	○	○	○	○
児童の意見の尊重の要求	○	○	○	○
政策や様々な場での児童の参加	－	○	○	○

出典：国際連合 子どもの権利委員会「子どもの権利に関する条約 総括所見」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html> (1998,2004,2010,2019)過去4回分より筆者作成

表を見ると、連続で○になっている項目が多いことが分かる。つまり国連から日本に対して同じ勧告を何度もされているということである。同じ勧告を何度もされているというのは、虐待に関してだけではない。そもそもの日本の現状から変わろうとしない姿勢が委員会側からも問題視されており、「勧告の一部に対応するため締約国が行なった努力を歓迎するが、その多くが十分に実施されておらず、またはまったく対応されていないことを遺憾に思う。委員会は、この総括所見において、これらの懸念および勧告をあらためて繰り返す」^[22]と総括所見の序盤に書かれていたほどである。これを踏まえて、勧告内容を詳細に見ていながら国際水準と比較した日本の課題点を洗い出したい。

虐待に関する勧告

表中の上の項目から見ていきたいと思う。まず、虐待に関しての勧告は基本的に似たような内容の勧告がされている。一段目の虐待増加への措置から三段目の体罰増加・禁止の勧告までは1998年から2019年までずっと○である。虐待への措置や体罰に関しての取り組みは、国際的な水準から見て不十分であるという判断が下され続けているということになる。漠然としている勧告ではあるが、この項目は、日本は虐待に対してもっとできることがあるのにやっていないという児童虐待や体罰という問題に向き合う姿勢そのものを指

【22】 子どもの権利委員会『子どもの権利条約 総括所見』2010年, p2
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf (2022年12月26日閲覧)

摘されているように見える。ここで「子どもの権利条約」内には児童虐待に関して、どのように規定されているか見ていきたい。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに一に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、一の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法の力ファール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。^{【23】}

子どもの権利条約は身体的及び精神的な暴力、虐待、放置から子どもを保護することを明確に定めており、また、保護して終わりなのではなく、その子どもにとって必要な援助やケアを行うべきであることを読み取ることができる。シンプルな条約の規定に見えるが、日本はこれまで行われてきた国連の報告審査において、虐待に対する取り組みが不十分であると評価され、勧告を受け続けている。第1回の1998年に「委員会は、家庭内における、性的虐待を含む、児童の虐待及び不当な扱いの増加を懸念する。（中略）また、虐待された児童の早期の発見、保護及びリハビリテーションを確保するための措置が不十分である」^{【24】}と勧告を受け、以来毎回虐待の増加と措置の不十分さの指摘と、細かな改善すべき課題を総括所見に書かれている。最新の

【23】 前掲『子どもの権利条約』第19条,第20条,第39条（出典：日本ユニセフ協会『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』外務省による政府訳の掲載,2009年
https://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku10_04.pdf）

【24】 子どもの権利委員会『子どもの権利条約子どもの権利委員会の最終見解』19項,1998年（外務省ホームページに掲載<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9806/index.html>, 2022年12月26日閲覧）

審査である2019年においても「子どもの虐待を防止しかつこれと闘うための包括的な戦略ならびに被害を受けた子どもの回復および社会的再統合のための政策を策定する目的で、子どもたちの関与を得て教育プログラムを強化すること」^{【25】}と勧告されており、長年日本の虐待問題に対しての向き合い方が問われていることが分かる。

体罰と懲戒権

日本が委員会から繰り返し勧告されている内容に体罰の禁止がある。体罰は時に大人の感情のはけ口となる行為であり、大人が子どもをコントロールするために用いられる方法であり、一度行くとエスカレートして虐待になることが多い行為であり、体罰を受けた子どもは、身体的な苦痛だけでなく自尊感情と対人関係にも歪みを生じさせると言われている。それは、体罰の背後には、大人が正しくて子どもに問題があるのだという力関係が存在するため、体罰を受けた子どもの抱いた悲しみや恐怖や憤りといった様々な感情は行き場もなく子どもの中に渦巻き続けるからである。そもそも、体罰は子どもの人権を侵す行為であり、決して許される行為ではないが、怪我をはじめとする身体的な苦痛だけでなく精神的な側面でも悪影響を及ぼすのだ。2.2でも取り上げたが、日本においてそんな体罰が実質許容されているのではないかという指摘の根拠になっている民法の懲戒権について、2010年第3回の審査内で議論が起こった。

チェルマッテン委員 ここで私から質問させていただきたいのですが、ごく単純に質問させていただきます。体罰は日本では認められているのか、それとも禁止されているのでしょうか。体罰は日本で禁止されているのか、イエスかノーかということです。

文部科学省・篠崎 学校における体罰は、はい、禁止されています。

チェルマッテン委員 イエスですか？

文部科学省・篠崎 はい、私の答えはイエスです。

(中略)

クラブマン委員 申し訳ありません、体罰について。資料がすぐに出てこないのですが、家庭内での体罰は合法だと理解しています。民法822条や児童虐待防止法第14条に基づいて認められているというのが、私が資料から理解した内容です。それから、もう1つも資料が見つからないのですが、体罰に関する高等裁判所の判決はあまり明確でなく、軽い懲罰は認められるというようなことを言っているようです。これは委員会にとって懸念の対象です。ありがとうございました。ご説明をお願いします。

ヘルツォグ委員 いまの質問を補足させてください。体罰が違法であるとすれば、あるいは法律ではまだ禁止されていないにせよ、親の間で体罰に関する意識をどのように高めているのでしょうか。体罰の禁止についてどのように学び、体罰に代わる方法として何を、どのように教えられているのでしょうか。暴力を用いずに子どもを育てる方法について、親たちはどのように情報を提供されているのですか。

法務省・山口 法務省大臣官房秘書課の山口でございます。先ほどクラブマン委員のほうから、親の体罰についてご質問がありました。ご指摘のとおり、民法の規定によりまして、親権者は必要な範囲内で、自らその子を懲戒することができるとしています。この規定は、親権者が子どもの監護上、子どもの非行などを直し、子どもをいい方向へ導くために、必要かつ相当な範囲内で制裁することを認めたも

【25】 子どもの権利委員会『日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見』p6
日本語訳：子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/soukatsu_ja.pdf (2022年12月26日閲覧)

のであります。当然のことながら、どのような懲戒も許されるというものではありません。どこまで許容されるかについては、その子どもの監護、教育という目的を達成するために、必要かつ相当なものかどうかということで判断されることになる、そのようになっております。^{【26】}

議論の中で日本政府は当初体罰を禁止していると発言したが、委員会側の民法822条の懲戒権規定と児童虐待防止法14条の指摘によって、親の責任の下で適切であれば体罰は許容されるのかといった体罰と懲戒を巡るやり取りがしばらく続いた。上の記録の後日本側は最後まで体罰と懲戒の違いについて説明しようとし、理解を求めていたが、最終的に委員会側からの「体罰は禁止すべきだし、体罰およびその他の罰は家庭においても明確に禁止すべきである」^{【27】}という強い勧告と、委員の「結構です。」^{【28】}という言葉によって議論はほぼ強制的に終了した。

民法（懲戒）

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

児童虐待防止法

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。^{【29】}

しかし、この審査での議論が起きるまで懲戒権に関して何も問題提起されていなかったわけではない。2000年4月に法務省民事局長が「親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子どもにとって有害な行為であれば虐待なのです。(略)民法は、親権者が必要な範囲内でみずからその子を懲戒することができるものとしております。この懲戒には体罰も場合によっては含まれるわけです。」^{【30】}と国会答弁にて発言している。当時から懲戒に体罰が含まれることは認識されつつも、しつけと体罰と虐待の区別が今よりももっと曖昧であったと言えそう。

さらに、懲戒権について強い勧告を受けていたにも関わらず、2007年に文部科学省は「児童生徒に対する有形力の行使により行われた懲戒」について「その一切が体罰として許されないというものでもない」^{【31】}と体罰の許容の範囲を広げるかのような通知を出した。そのような背景もあり、教育の現場でも懲戒という言葉を用いた行為が指導として行われていた。具体的には以下のビラに注目したい。

【26】 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社、2011年、第3回日本報告審査の記録より

【27】 同上、p179

【28】 同上、p180

【29】 『民法』第822条、『児童虐待防止法』第14条（厚生労働省『民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について』<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071895.pdf>より2022年12月20日閲覧）

【30】 川崎二三彦『虐待死』、岩波書店、2019年、p50掲載（2000年4月国会答弁における法務省民事局長の発言）

【31】 文部科学省『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について』https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm（2024年1月3日閲覧）

図2：出典 武蔵村山市教育委員会「懲戒と体罰の正しい理解のために」

懲戒を加えることは認められていますが 体罰は絶対に許されません

～懲戒と体罰の正しい理解のために～

学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

Q 体罰が許されないのはなぜですか

A1 法律（学校教育法）で禁止されているからです。

児童生徒への指導に当たって、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても、絶対に許してはなりません。

A2 教育的にも、人権上も、配慮に欠けた行為だからです。

学校教育は、教員と児童生徒との信頼関係を基礎に行われるものであり、教員の権力による体罰は、児童生徒の身体のみならず、心を傷つける許されない行為です。

また、体罰は、児童生徒や保護者との信頼関係を損なうことにつながりかねない。教育上にも、人権上も、配慮に欠けた行為です。

体罰による指導により、正常な発達を阻害することや、むしろ児童生徒に力による解決の方向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあります。

平成25年3月
武蔵村山市教育委員会

児童生徒の問題行動に対しては、毅然とした指導が必要です。

懲戒とは

子供のために・・・

有形力の行使以外の方法によるもので、肉体的苦痛を与えるものではない。【体罰に該当しない例】

- ◆ 有形力の行使以外の方法によるもので、肉体的苦痛を与えるものではない。【体罰に該当しない例】
- 規律等に留意に促させる
- 授業中、教室内に立たせる
- 当該児童の指導を促す
- 学校生活を多く支拂う
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って座につかせる
- 当該児童に代わる指導が迅速に行われることを前提に、授業中、教室に入れた児童から退席させる
- 児童生徒の学習態度を改善し、指導その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し、教室内の秩序を維持するため、必要な、やむを得ず教室外に退席させる
- 児童生徒の体罰に苦痛を及ぼす場合に、保護者等と連携を図り、一時的に指導権限等を委任する

※ 本資料は、平成25年3月18日現在のもので、平成25年4月18日現在のもので、一部の内容が変更されている場合があります。

体罰とは

感情的に・・・

身体に対する苦痛を内面とするもの

- 殴る
- 蹴る
- 肉体的苦痛を与えるもの
- 正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる
- 用紙のために壁外に出ることを許さない
- 食事時間を減らす
- やむを得ない有形力の行使が体罰に該当しないもの
- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形的な行為
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目的の達成を図るためにやむを得ずした有形的な行為

※ 本資料は、平成25年3月18日現在のもので、平成25年4月18日現在のもので、一部の内容が変更されている場合があります。

※ 本資料は、平成25年3月18日現在のもので、平成25年4月18日現在のもので、一部の内容が変更されている場合があります。

https://www.city.musashimurayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/848/8-1.pdf (アクセス日2023年12月26日)

2013年に武蔵村山市教育委員会教育指導課は体罰と懲戒の正しい理解を促すビラを作成した。そこには体罰は禁止としつつ懲戒を指導と称して「子どものために」推奨するような内容が書かれている。具体的な行為も例に出した上で、さらに「小学校の教師が悪ふざけをして逃げた小学校二年生男子を追いかけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱った行為は、その目的、態様、継続時間等からして、許される教育的指導の範囲を逸脱せず、体罰に該当しない」^[32]と最高裁によって体罰ではないとして許された懲戒の事例を紹介している。この例を紹介したビラの下に「参考として判例を掲載しましたが、裁判は、事例が発生した状況等に基づき、個々に判決が示されるものであるため、他の教員が他の児童生徒に対して行った類似の行為が、体罰か体罰に該当しないかを明らかにしているものではありません」^[33]と小さく書かれているが、そうであるならこの事例を紹介する必要があったのか、甚だ疑問である。このビラを見た人が卒外の小さい字まで読んでいなかったら、悪ふざけをした小学生に対して、胸元を掴んで壁に押し当てて叱る行為くらいは体罰にあたらないのだという勘違いをする可能性は大いにあるだろう。そもそも国連の委員会側は、2010年に懲戒権規定は体罰であると判断し、非難している。しかし、そんな懲戒を2013年に「子どものために」推奨するとも受け取れる内容を市の教育委員会が啓発している。日本社会では、体罰は許されないが子どものためという思いからの懲戒は許されるといった価値観が根付いていると言えるだろう。そして、子どもの権利委員会からの勧告を日本政府が真摯に受け止め、日本全国の教育現場にそれを周知・徹底させていないことも、この武蔵村山市のケースは物語っている。

2010年に国連審査内で体罰と懲戒権に関する議論が起ってから9年後、第4・5回の報告審査が行われたがやはり体罰に関する勧告は未だにされて続けている。

25. 委員会は、学校における体罰が法律で禁じられていることに留意する。しかしながら、委員会は以下のことを深刻に懸念するものである。

[32] 武蔵村山市『懲戒と体罰の正しい理解のための資料』として『懲戒と体罰の正しい理解のために』2016年に配布されたビラ
https://www.city.musashimurayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/848/8-1.pdf (武蔵村山市ホームページ内より引用<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/kyouiku/kyouiku/1000845/1000848.html>)

[33] 同上

- (a) 学校における禁止が効果的に実施されていないこと。
- (b) 家庭および代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと。
- (c) とくに民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使用を認めており、かつ体罰の許容性について明確でないこと。

26. 委員会は（中略）…締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。

- (a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる 体罰を、いかに軽いものであっても、法律（とくに児童虐待防止法および民法）において明示的かつ全面的に禁止すること。
- (b) 意識啓発キャンペーンを強化し、かつ積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進する等の手段により、あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。^{【34】}

連絡会議の平野は第4・5回報告審査の総括所見でまた体罰に関する勧告がされたことに加え、学校や代替的養護の現場における虐待への対応の強化、子どもの重傷事案・死亡事案の全件検証制度の導入、学校におけるものも含む事故防止対策の強化、効果的ないじめ対策の実施などの勧告もされている状況を踏まえて、改めて子どもに対する暴力・体罰の問題について、「親によるものも含む体罰の全面的禁止を第1回審査（1998年）のときから繰り返し勧告されてきたにもかかわらず、2018年3月に目黒区の女兒（5歳）が、そして2019年1月下旬に千葉県野田市の女兒（10歳）が虐待によって殺されるまで、法改正に向けた動きが具体化することはなかった。（中略）子どもの生命・発達・健康を守るため、子どもの権利の視点に立って先手先手の取り組みを進めていく必要がある」と述べている。

日本はこれまで体罰と懲戒権規定に関して勧告を受け続けてきながらもなかなか動きを見せなかったが、最近ようやく大きな動きがあった。2022年12月に民法が改正され、第822条懲戒権規定が削除されたのだ。新設された第821条においては体罰その他子どもの心身の発達にとって有害になる言動を禁止とする条文が加えられた。さらに、報告審査にて体罰を合法とする根拠として民法第822条とともに挙げられた児童虐待の防止等に関する法律の第14条も改正された。

民法 第821条

親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰 その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

民法 第822条

削除

児童虐待の防止等に関する法律 第14条

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の

【34】 前掲 子どもの権利委員会『日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見』p6
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/soukatsu_ja.pdf (2022年12月26日閲覧)

程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。^{【35】}

この改正は評価され、歓迎されているが、1998年から勧告を受け続けて、実際に改正されるまで20年以上かかっている。このスピード感のなさは日本にとって大きな問題点であり、改善すべき点であろう。また、体罰と懲戒権を巡る議論を通して、日本の「子どもをしつける」「子どものためであつたらある程度の力の行使は許される」といった価値観と、国際社会の体罰も懲戒も到底許されない暴力であるという考え方の違いが明確にみえたと言えるだろう。そして、国際社会側の考え方の根底には子どもを権利主体として見ている価値観が存在していることに対し、日本社会にはまだその価値観が根付いているとはいえない。法律を改正しただけでなく、日本社会に存在する価値観そのものを修正する必要があるだろう。

子どものための制度

表6段目の項目は、子どもに優しい通報サービスの設置についての勧告である。子どもが利用できる簡単な通報サービスを設置するよう、委員会から3度勧告を受けている。2.2の児童虐待に関しての指摘でも取り上げたが、日本ではまだ何事においても子どもが主体的に参加するというシステムが十分ではない。虐待等の発生時の通報システムに関しても同様である。大人が子どもの出すSOSを見つけて通報を利用するという前提で通報システムを設置するのではなく、子ども自らが通報制度を利用してSOSを出せるような「子どもに優しい通報システム」はこれからの日本に必要なシステムであると言える。また、そのようなシステムを設置して満足するのではなく、システムの存在や利用方法をしっかりと子どもたちに教えていく必要があるだろう。学校や幼稚園といった教育の現場で教えるだけで満足しては、それらに通えない状況にある子どもたちが利用方法を知ることが難しくなるため、医療機関や街中の掲示物、SNS、メディア等での啓発活動を柔軟に行っていくべきであろう。

児童相談所の職員増員に関しても勧告を受けている。他の項目と比較すると勧告されている回数は少ないが、決して十分な数の職員が配置できているかというところではない。2008年、東京都には約1200万人が生活していたが、児童相談所の職員である児童福祉司は175人であった。しかし同年同じ人口のカナダのオンタリオ州は児童福祉司と同様の職務を行うソーシャルワーカーが4263人いた。そのソーシャルワーカーは最低の資格として大学院修士課程を修了することと、専門職団体から認証を受けることが義務付けられており、ソーシャルワーカーの存在を重要視し、国が予算をかけていることが分かる。予算の配分が根本的に日本と大きく違っていることがわかるだろう。職員の人数も比較すると20倍以上カナダは多く、日本の人数の少なさが際立つ。実際に虐待の事実を把握していながらも、担当職員の過密な仕事量の多さによって援助や救出が間に合わず手遅れになる事例もある。また、児童福祉司はもう既に起きてしまった虐待に対して向き合うだけでなく、予防的な側面においても重要な役割を担っている。0歳児の虐待死は非常に多いため、虐待を未然に予防するための妊婦の産後ケアや思いがけない妊娠をしてしまい思い悩む女性への支援も欠かせない。重要な役割を多く担っているからこそ、人数的な側面でも職員の質的な側面でもまだまだ改善の余地があると言えるだろう。

表の8段目以降には、子どもの主体的な権利を求める旨の勧告が続いている。日本は伝統的な価値観によって、子どもを保護の対象や親の所有物とする考えが根強かったため、日本の子ども関係法は子ども権利主

【35】『民法』第821条,第822条,『児童虐待の防止等に関する法律』第14条
 (厚生労働省『民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について』
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071895.pdf>より引用2022年12月20日閲覧)

体として支援する内容で、子どもの権利条約に対応している国内法はなかった。そのため、国連から子どもの権利条約の内容に対応する、子どもの主体的な権利を認める、包括的な内容の国内法を整備するよう勧告を受け続けているのだ。そして、子どもを権利の主体として認め、大人と関係性を構築するには、議論の場や何かの決定の場に子どもの参加が必要となる。そのため、国際社会では条約を基盤に「子どもの参加」を促進しようとしてきた。しかし、日本では「子どもの参加」はまだまだ実現できていないと言える。例えば、子どもが学ぶために通う教育についての法案を決める際、その決定には子どもの意見は少しでも反映されているだろうか。子どもの意見を聞く場が設けられているだろうか。答えはNOである。子どもも権利の主体者であるからこそ、意見を述べ、決定の場に参加することが欠かせないのだ。

2.4 第2章まとめ

本章では、子どもの権利条約の履行状況を定期的に審査する「国連報告審査」(過去4回分)を踏まえて、日本の子どもの権利の現状と課題を考えた。

2.2からNGOから提出される「カウンターレポート」という日本の現状のレポートを取り上げたが、そもそも子どもの権利に対しての取り組み方が前向きではないと評価を下しており、報告審査への政府メンバーの選定や子ども関連の予算策定、虐待防止への取り組み等様々な分野においても取り組みが不足していると述べている。

国連子どもの権利委員会からも、以前の審査時と同じ内容の指摘を繰り返さなくてはいけない現状を遺憾に思うと述べられている。

子どもの主体的な権利を認める国内法の制定や児童相談所の職員増員等様々な指摘や勧告を下されているが、特に問題視されているのは体罰と懲戒権だ。これはNGOからも問題視されている点である。虐待と体罰と懲戒はその違いが非常に曖昧であると言われているが、どれも子どもを大人の力によって抑えつける人権侵害行為であることに違いないだろう。国連側は日本では民法の懲戒権規定を根拠として体罰が実質許容されているのではないかと指摘し、禁止するよう求めた。勧告を受けて以降も民法改正に至るまで長い時間がかかった上に、法改正されてもなお日本社会には子どものためであったらある程度の力の行使(=懲戒)が許されるといった価値観は根強く残っていると考えられる。この価値観の修正は日本社会にとって大きな課題であるだろう。

3. 日本の児童虐待の歴史

ここまで国際的な基準である宣言や条約の歴史、そして子どもの権利条約報告審査におけるNGO団体からの意見と国連子どもの権利委員会からの評価を取り上げ、児童虐待問題に取り組む日本の現状・課題や子どもの権利状況を見てきた。第3章からはこれまでの内容と大きく変わり、日本の児童虐待の歴史について論じていく。児童虐待は日本社会の中でいつから存在し、問題視されるようになり、どのような施策を打たれてきたのだろうか。虐待に関する法整備の動きも取り上げながら、考えていく。

3.1 戦前の児童虐待―虐待の発見と日本特有の虐待

日本における児童虐待問題の歴史を遡ると、明治期に辿り着く。戦前、近代日本は児童虐待といえば児童労働酷使という考え方が主流で、家庭内の児童に対する暴力はあまり問題として表面化していなかった。しかし、監獄教誨師であった原胤昭によって1909年に日本ではじめて家庭内の暴力という形での児童虐待が問題として取り上げられる。彼は監獄教誨師として犯罪人と向き合う、出獄人の保護事業に関わっていた経験から成年犯罪と児童虐待の関係性に目をつけた。犯罪人の中に幼少期に家庭内で虐待を受けていた者が多いことに気付いたのだ。原はその後、被虐待児の保護や養育といった事業に関わっていく。原は「虐待が、親の精神的病理、子どもの身体的疾患や知的遅延、貧困といった家庭内の内在的・外在的な要因から発生する」^{【1】}と考え、援助を始めた。しかし当時は児童虐待に関して法的な根拠もまだなく、更に量的にも多く、問題として表面化しやすかった児童労働酷使の方が社会的に問題視されていたこともあり、行財政の支援も受けられなかったことで援助活動を展開しつづけることができず、一年で中止することになってしまった。しかし彼の活動はとても精力的なもので、活動の記録は、現代でも起こりえるような状況がリアルに記録されている。以下は、原が虐待児童の自宅に訪問しようとしているシーンである。現代にも通ずるようなこの活動特有の葛藤や苦悩と支援を受けずに自力で行うにしては難しい事業であることが伝わってくる。

「(前略) …しかし、いざとなってみるとどうして家に入ろう、どんな風に話しをしようかきっかけがない。始めてのことでその家の前に立ったものの実に困った。これは後に至ってもいつも事件にぶつかる度に一番困ることで、またこの事業の難関でもある。チャンスをつかむ、この始め、すなわち第一印象によって事件をいくらかでも好都合に操ることができるからである。

(中略) …加害者の母親は、懲役3年の刑を受けた。父母ともに現存していることと思うが、行方不明である。また本人の意思としても探したくない様子なので、そのままにしている。この事件の特異性は、母親が外部的に見たところではこのような変態的残虐性をもっているようにみえないことであった。」^{【2】}

以降、原だけでなく社会運動家や医師が児童虐待を問題視し、分析し、課題を指摘した。原が活動を中止した後は、1922年に発生した養女惨殺事件を機に救世軍の山室軍平が児童虐待防止事業を行った。救世軍とは、社会福祉・教育・医療等の支援を行っているキリスト教プロテスタントの組織である。山室は活動を通じて虐待が発生する要因について分析を行った。加害者側の「生活難、ヒステリー等の精神的な病気、飲

【1】 高橋重宏『子ども虐待新版』有斐閣、2008年、p36

【2】 同上p38

酒その他の悪癖、血縁関係のない親子又は実の親子であっても愛情の乏しい関係」という要因。被害者側の「性格が虐待者と合わない、心身の障害」という要因。社会側の「私生児などを里子に出すことによって生じる養子制度の悪用」という要因があると挙げた。^[3] 山室は原とは違った要因を導き出しながら、救世軍という組織に所属しているからこそその力を利用し、立法運動や社会運動を積極的に行うために運動をした。しかし、この運動も関東大震災によって衰退する結果となる。

その後1929年に世界恐慌、1931年委北海道東北地方での凶作が起こり、それらの影響を受けて社会全体の貧困が問題となった。貧困は、欠食児童増加、心中、人身売買、貰い子殺しといった児童虐待の要素を持っている問題を引き起こし、子どもへの保護・救済が急務となった。特に1923年頃、大正あたりから「親子心中」という言葉が一般的に多用されるようになった。当時の親子心中は貧困が大きな原因でありながら、それまでの日本社会にあった家父長制度的な考えから生まれた「私物的わが子観」も背後に存在していた問題であった。伝統的な日本社会特有の親から子どもへの愛情が、自殺の道連れにする心中という行為に現れたというのだ。政府は「児童は自己の生命の後継者であると共に次の社会、次の国家の構成員即ち第二の国民である。」^[4] という考えも持っていたため、親子心中をはじめとする児童虐待のような事案が頻発している当時の現状に危機感を募らせていたと考えられる。ここで「児童虐待防止法」が制定される。児童虐待防止法は「保護を受けることを児童の権利」^[5] とした法律で、日本ではじめての虐待に関する法律であった。^[6]

児童虐待防止法が制定されるまで、犯罪者の種かもしれない被虐待児の保護の必要性、虐待者や家族と被虐待児の状況の適切なアセスメント、貧困と虐待の関係性は既に主張されていたことが分かった。しかし、明治期の日本社会においては児童虐待を問題視する風潮は現代と比較すると弱く、文献も十分には揃っていない。

戦前から日本社会には児童虐待が存在していた。そして、1933年に日本ではじめて児童虐待防止法が制定されるなど、現代に通ずる虐待に対する問題意識が存在していたことも分かっている。しかし、児童虐待防止法制定当時の児童虐待は貧困と家父長制度が大きく影響して行われており、児童虐待自体の在り方も現代の児童虐待とは大きく異なるものであった。具体的には、貧しいからこそ児童を使用して見世物や曲芸を強制したり、児童労働といった、子どもを親が自身の所有物のように扱う風潮からきている虐待である。このように戦前の日本は貧困と児童使用という形の児童虐待が結びついていていたことから、それに対する問題意識が当時から存在していたと同時に、児童を使用することに対し、多少はやむを得ないという空気感が存在していたことは否めない。よって、虐待の現状は1933年に法律が制定されたからといって劇的に改善されることはなかった。

終戦を機に日本社会は大きく変化し、人々の価値観も変化していった。「私物的わが子観」は薄れ、徐々に生まれてきた「自分らしく自分の人生を生きる」という価値観からは親子心中は生まれにくくなり、代わりに虐待が増えていく。子どもは自分らしく生きたい親にとって時に足枷になり、障害になり、邪魔な存在になっていった。その境地に行きついた親は虐待に走る。そんな社会の変化が起きた戦後、戦前に制定された児童虐待防止法は廃止され、1947年に制定された児童福祉法がその虐待を禁止する内容を包括するようになった。児童福祉法とはどのような法律だろうか。第1条や第2条では、子どもが適切に健やかに保護され育つ権利を持つことや、国民が子どもの育成に対する権利を持つことが記されている。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を

【3】 同上p41

【4】 同上p42

【5】 同上p42

保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う^{【7】}

第34条は児童虐待の禁止行為に関する具体的な規定であり、戦前から問題視され、禁止とされていた貧しさゆえの見世物や曲芸といった児童使用が詳細に記されている。

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 2 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 3 公衆の娯楽を目的として、満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 4 満15歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
 - 4の2 児童に午後10時から午前3時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
 - 4の3 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満15歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項の接待飲食等営業、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
- 5 満15歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
- 6 児童に淫行をさせる行為
- 7 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
- 8 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
- 9 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為^{【8】}

戦後、児童虐待防止法という法律が児童福祉法に吸収され、児童虐待に特化した法律が消えてしまっても日本社会から児童虐待という事実はなくなることはもちろんなかった。1955年から1973年の期間といわれ

【6】 同上p42参照

【7】 『児童福祉法』第1条、第2条（厚生労働省ホームページに掲載
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82060000&dataType=0&pageNo=1, 2023年12月21日閲覧）

【8】 同上、第34条

ている高度経済成長以降、日本は社会構造も変容し、核家族化や地域の繋がりも弱まっていった。社会の変化の中で児童の死亡事例も表面化しだし、児童虐待という問題の重大さが認識され出した。厚生省は児童虐待への社会の意識の高まりを前に、まず、1997年に虐待の早期発見・対応を目指して「子ども虐待防止の手引き」を発行し、児童虐待をよりわかりやすく解説した。そして日本政府は2000年になり、ようやく児童虐待という問題に対して法律を制定し、防止に向けて尽力しだす。

3.2 現代の児童虐待－社会の変化と問題の表面化

児童虐待問題に焦点を絞った法律の必要性が叫ばれるようになり、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。これ以降、児童虐待に関する法律の動きを追いながら日本社会の児童虐待の状況と問題を見ていく。ただし、法律の改正に関しては、改正の回数も非常に多いため、注目すべき改正を絞って取り上げていこうと思う。

日本が児童虐待防止に向けて力を入れだすスタート地点と言える2000年の児童虐待の防止等に関する法律では、日本ではじめて児童虐待の定義が規定される。この定義はアメリカの虐待防止法をモデルにしているという。以下の児童虐待の定義は法律が成立した2000年時点のものである。

〔児童虐待の定義〕

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をすることをいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい心理的外傷を与える言動を行う事。^{【9】}

第2条を簡潔に表すと、①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待となるだろう。また、この児童虐待の防止等に関する法律では第5条と第6条で虐待の早期発見と通告についても規定された。

〔児童虐待の早期発見〕

第5条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

〔児童虐待に係る通告〕

第6条 ①児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告しなければならない。

【9】 『児童虐待の防止等に関する法律』第2条（厚生労働省ホームページに掲載
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>,2023年12月21日閲覧）

②刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示法の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。^{【10】}

職務上虐待を発見しやすい立場にある人々に対して、虐待の通告義務をここで明記した。そして、虐待の通告が行われやすいよう、守秘義務違反にはならないということも同時に記した。しかし、この法律の制定から3年後の2003年に中学3年生の男児が暴力とネグレクトによって意識不明の重体となる重大な虐待事件が発生した。この事件が社会に議論を巻き起こしたのは、学校も児童相談所もこの家庭に対し虐待の疑いを持っていながらも事実確認ができず、確信を持った虐待の認識すらできていない段階で男児意識不明の重体という結果を招いたことにある。児童虐待の防止等に関する法律が制定され、虐待の通告義務も規定されていた中でこの事件発生。児童虐待の発見が想定よりも遥かに難しいということを痛感させた。^{【11】}

そんな状況下で2004年に1度目の児童虐待の防止等に関する法律の改正が行われる。この改正では、法律の目的の条項や虐待の範囲の拡張、虐待の発見・通告が示される条項に変化があった。

第1条では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」^{【12】}の下線部を引いた文言がこの改正で追加され、法の理念で児童虐待が人権侵害であることが明記されることになった。

また、2000年時よりも虐待の範囲を広げ、警察との連携の強化を定めた。虐待の範囲を広げるとは、保護者以外の同居人から受ける暴力も虐待としたことと、子どもの前で行われる配偶者間暴力、すなわちDVも虐待と見なすとしたことである。上記で引用した第2条3項には「保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」^{【13】}が加えられ、4項にも「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」^{【14】}が加えられた。DVを子どもの前で行うことは、子どもへの心理的虐待となる。実際にDVを目撃している子どもは脳の視覚野・聴覚野という場所に影響が出て、心因性難聴や知能・語彙理解能力の低下がみられるという結果が出ているため、精神的なダメージだけでなく物理的にもダメージがある真正銘の虐待と言えるだろう。

そして、先述した事件の影響を受け、虐待の通告・発見に関しても改正された。第5条の虐待の早期発見に関する条項では、早期発見に努めなければならない人に「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体」^{【15】}という文言が加筆された。虐待の発見の難しさを学んだからこそこの改正であると言えるだろう。第6条においては、「虐待を受けたと思われる児童」^{【16】}の下線部が加筆され、外部の人間が家庭内で起きている虐待を確認して、当該児童が虐待されていると確信を持つことの難しさから加えられた文言だろう。2003年の虐待事件からの学びを活かした改正であった。

同年に児童福祉法も改正された。児童虐待防止法が制定されたからといって福祉法に虐待に関する項目が

【10】 同上、第5条、第6条

【11】 川崎二三彦『児童虐待—現場からの提言』p92～100参照

【12】 『児童虐待の防止等に関する法律』2004年改正版、第1条（厚生労働省ホームページに掲載『「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について』<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-boushikaisei-shikou.html>、2023年12月21日閲覧）

【13】 同上、第2条

【14】 同上、第2条

【15】 同上、第5条

【16】 同上、第6条

一切なくなったわけではない。この年の児童福祉法の改正では、児童相談所が中核市においても設置できる点や、児童相談所長への研修受講義務、児童福祉司の任用要件厳格化など主に児童相談所に関しての内容が改正された。

そして、2007年に児童虐待の防止に関する法律は2度目の改正を行った。この改正では、第4条第5項が改正され、国及び地方公共団体の責務として「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」^{【17】}が加えられた。国だけでなく、地方公共団体、自治体における死亡事例検証が義務化されたのだ。しかし、これで全ての死亡事例が検証対象となったわけではない。この改正にあたって、厚生労働省から出された通知には「都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする」^{【18】}とされている。つまり、関係機関が関与していなかった事例の検証については、その時の地方公共団体・自治体の判断に任せられていたのである。この厚生労働省の通知は2011年に一部改正され、「虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については、併せて対象とする」^{【19】}となった。さらに、2018年に再度改正され「虐待による死亡と断定できない事例についても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合」^{【20】}も検証の対象とするとされた。地方公共団体・自治体による虐待死の検証の対象についても、かなり改正を重ねていることがわかる。

2016年には児童福祉法が改正された。特筆すべきは第1条と第2条の改正である。

【改正前】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成 する責任を負う^{【21】}

【改正後】

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されると、その生活を保障され、愛され、保護され、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに

【17】『児童虐待の防止等に関する法律』2007年改正版、第4条（厚生労働省ホームページに掲載『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について』<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv25/>, 2023年12月21日閲覧）

【18】厚生労働省通知『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』2008年
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv28/index.html> , (2023年12月21日閲覧)

【19】同上2011年改正版https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_15.pdf(2023年12月21日閲覧)

【20】同上2018年改正版<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000212031.pdf>
(2023年12月21日閲覧)

【21】前掲『児童福祉法』第1条、第2条

健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。^{【22】}

第1条と第2条を改正することは、この法律の理念そのものが変化することを意味した。この改正によって、それまで愛護される対象であった子どもが、子どもの権利条約に基づいて権利の主体者であることが記されたのだ。具体的に、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先も加えられ、この改正は量的には多いように見えないかもしれないが、質的に非常に大きな意味を持つ改正であったと評価されている。他には、特別養子縁組や里親による養育に関する内容が加えられた。

この児童福祉法改正を踏まえて、2017年に「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省によって発表された。このビジョンの意義は、改正児童福祉法の理念を具体化させ、実現させることであった。子どもが権利主体者であるという理念に基づいて非常に多くの養育ビジョンが発表され、虐待をうけた子どもたちのその後の受け皿となる里親支援の強化も挙げられた。里親支援について、全都道府県で里親の募集から研修、支援までを一貫して行える体制をつくることを目指すとしており、2021年にも里親養育支援を一貫して実施する事業を支援するとして予算の拡張などを決定している。まだ里親支援の強化は課題として挙げられているため現状十分ではないと考えられるが、里親委託率は増加傾向にある。今後の動向も注視していきたい。そして、昨年2023年にこども家庭庁が設置され、さらに新たな法律「こども基本法」が施行された。こども基本法とは、日本国憲法と児童の権利条約の精神をもとに、こども施策を日本社会全体でより推進していくための子どもの権利に関する包括的な基本法である。こども基本法には基本理念が6つ存在する。こども家庭庁ホームページにて、こどもに分かりやすいよう説明がされている。

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。^{【23】}

こども基本法は、理念を見てもわかるように子どもの権利に関する非常に基本的な内容を規定している。これまで日本は、各々の省庁や自治体が各々で法律に基づいて子どもに関する様々な取り組みを行う形をとっており、それぞれの取り組みの共通の基盤や指針となるような法律が存在しておらず、第2章の国連の委員会の報告審査でもこの問題を指摘されていた。各省庁や自治体の共通の指針となるような法律がなかったこれまでの、子どもに関する取り組みの方向性や足並みが揃いにくく、国全体として非常に難しい状況にあ

【22】 同上, 第1条, 第2条 2016年改正版 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/h28kouhu.pdf> (2023年12月21日閲覧)

【23】 こども家庭庁『こども基本法6つの理念』 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/> (2023年12月26日閲覧)

っただろう。ようやく2023年にこども基本法が施行、こども家庭庁が設置されたことは、これまで不在だった日本社会の子どもの権利に関する取り組みの基盤が示されたことを意味する。長年国連から求められてきた法律がやっと施行されたにも関わらず、まだまだ一般市民や子どもたち・若者への認知度は十分でなく、啓発活動は必須である状況が続いている。形式的に法律ができたから満足するのではなく、その法律が社会を良い方向に変化させたと言えるくらい影響を与えることができはじめて成功したと言えるのではないかと考える。国民である私たちはこども家庭庁とこども基本法の行く末をしっかりと見守っていくべきだろう。

3.3 第3章まとめ

本章では、日本の虐待問題の歴史を取り上げた。

虐待に関しての文献は戦後になると急激に増加するため、児童虐待は近年発生し出した問題であるかのようと思われることが多いが、明治期にも児童労働酷使や貧困が故の欠食や心中、貰い子殺しといった形の児童虐待は発見されており、1933年にはじめて児童虐待防止法が制定されている。

それ以降、日本は社会の変化や重大な虐待死事件の発生に伴う新たな課題の発見等の影響を受けながら、何度も法制定と法改正を繰り返して来た。近年も、心理的虐待に関する規定や保護者以外の同居人からの虐待に関する規定、死亡事例の検証等徐々に改正を重ね、まだ十分ではないが様々な痛ましい事件を受けて現行法の落とし穴を埋めつつある。

そして、2023年にはこれまでずっと国連子どもの権利委員会から求められてきた、子どもの主体的な権利を認める国内法として「こども基本法」が施行された。これで満足することなく、今後の日本の子どもに関する法整備やそれに付随する様々な取り組みを注視していく必要がある。

4. 児童虐待と児童相談所の現状・課題

第4章は日本の児童虐待の現状について考えていく。4.1から4.3は、新聞記事のデータベースから児童虐待事件を抽出し、日本社会で実際にどのような虐待事件が発生しているか、そして、今現在日本社会が児童虐待に対してどのような課題を抱えているかを考察していく。4.4は児童虐待問題を考えるうえで欠かせない機関である児童相談所の現状を取り上げる

4.1 身体的虐待の事例から

ここからは実際に事例を見ながら、現代日本の児童虐待という問題について、分析・考察を行っていく。第3章で児童虐待の定義4種類を紹介したが、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」ではこれらの虐待をより具体的に例示している。

ア. 身体的虐待（第1号）

- 外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- 生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。
など

イ. 性的虐待（第2号）

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。
など

ウ. ネグレクト（第3号）

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、(1)家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、(2)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(3)乳幼児を家に残したまま度々外出する、(4)乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
例えば、(1)適切な食事を与えない、(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- 子どもを遺棄する。

- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。

など

エ. 心理的虐待（第4号）

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。

など^[1]

上記の手引きに詳細に記されているこれらが虐待として罪に問われる。殴る蹴るをはじめとする身体的虐待は暴行罪、傷害罪にあたる。育児放棄や病気の治療を受けさせない等のネグレクトは保護責任者遺棄罪、長期間の一部屋に拘束する等であれば逮捕・監禁罪にあたる。性的虐待は強制わいせつ罪や強姦罪にあたり、青少年保護育成条例にふれることになる。

まず、身体的虐待の例である。身体的虐待は視覚的に確認しやすく、第3者からも発見されやすいのではないかと考えるが、なかなかなくならないのが現実である。これは2023年9月に報道された事件である。

【事例1】

4歳女児、暴行死の疑い 母の交際相手逮捕 奈良 【大阪】

交際相手の4歳の長女に暴行を加えて死なせたとして、奈良県警は6日、大阪府門真市下馬伏町の建設作業員山下翔也容疑者（27）を傷害致死の疑いで逮捕し、発表した。「全く身に覚えはありません」と容疑を否認しているという。

県警によると、山下容疑者は6月18日午前2時過ぎから同6時半ごろの間に、奈良県橿原市曾我町の田川星華^{せい か}さんの腹を圧迫する暴行を加え、翌19日に死亡させた疑いがある。死因は十二指腸に穴が開いて生じた腹膜炎だった。星華さんの母親（28）とはSNSで知り合い、今年4月から交際していた。…（中略）

■通報、行政「虐待と判断せず」

奈良県は6日、記者会見を開き、星華さんが亡くなる約1カ月前に歯科医から虐待を疑う通報があったが、行政は虐待と判断しなかったことを明らかにした。

県によると、星華さんと母親は2020年9月に橿原市に転入。10月に「顔にアザがある」などと虐待を疑う通報があった。市が調査したがアザはなく、一時保護の必要はないと当時は判断。その後、市の協議会で「要支援児童」に登録し、市が連絡をとってきた。

県警によると、山下容疑者と母親は今年4月に交際を始めた。5月12日、歯科医から「（星華さんの）左目が充血しており、母の交際相手に『目をそがれた』と話している」と通報が県にあった。市は17日に母親に聞いたが、「交際相手が子どもの髪を乾かしていた際、手が目に当たってしまった」と説明

【1】 厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html>（アクセス日2023年11月10日）

され、虐待と判断しなかったという。

市はこの判断について、取材に「母親の申し出を信用した。虐待という認識はなかった」と話した。行政側はこれを機に山下容疑者の存在を把握したが、聞き取りをしなかったという。

■事件までの主な経緯

〈2020年9月〉	田川星華さんと母親が三重県から奈良県橿原市に転入	
〈10月27日〉	県の相談センターに虐待を疑う通報。翌28日にも	
〈11月6日〉	市の要保護児童対策地域協議会が星華さんを要支援児童に登録	
〈2023年5月12日〉	歯科医から、星華さんの目が充血しているとして虐待を疑う通報	
〈5月17日〉	市が母親と面談し、虐待はないと判断	
〈6月18日〉	山下翔也容疑者が星華さんに暴行を加えた疑い	
〈6月19日〉	星華さんが死亡	出典：『朝日新聞』，2023年9月7日朝刊

この事例は、歯科医から虐待の疑いの通報があり、さらに子ども自身からも虐待を受けていると推測できる旨の発言があったのにも関わらず、行政が虐待の認識をせず死亡させてしまった例である。子どもの「目をそがれた」という発言を信じるのではなく、結局親の「手があたった」という発言を信じたことで、最悪の結果を招いてしまったのだ。また、この事例は父親ではなく母親の交際相手による虐待であった。交際相手が虐待を行っている場合、母親が自身の恋愛関係の破綻を恐れて、交際相手を庇う可能性があることは簡単に推測でき、だからこそ子どもの意見に耳を傾け慎重に判断すべき案件であっただろう。しかし、市は簡単に母親の申し出を信用してしまった。さらに交際相手の虐待が疑われる状況であったのにも関わらず、交際相手の男性への聞き取りが行われなかった点も大きな問題である。虐待を疑う通報から亡くなるまで約7か月もあったと考えると、必ずどこかで助けられたはずの命であったと言えるだろう。

この事例から分かる日本の児童虐待の大きな問題点のひとつは、聞き取りの徹底がなされておらず、特に子どもの意見の尊重がなされていない点であると考えられる。事件までの主な経緯を見ても、母親と市は面談しているが、子どもに対して面談を行った様子は見受けられない。ここで子ども自身と面談を行って話を聞いていたら、結末は大きく変わったように思える。子どもは親の所有物ではなく、権利主体であるという考えが社会に浸透し、虐待か否かを判断する際に親や大人だけに話を聞くのではなく、子どもの言葉を引き出して、真剣に耳を傾けて、無下に扱うことなく真摯に受け止め、判断を下すべきである。

4.2 「状態としての虐待」ネグレクト

次に、ネグレクトの例を挙げる。身体的虐待や性的虐待は、いつ誰がどこでどのような行為を行ったかがハッキリさせることができる虐待であるが、ネグレクトはそうはいかない。ネグレクトを受けている子どもにとっては、24時間365日生きている限り生活そのものが虐待であり、「状態としての虐待」だと言える。これは社会を大きく震撼させた2010年7月大阪で発覚した二児虐待死事件である。まず遺体が発見された当日の朝日新聞の夕刊の記事とその翌日の夕刊の記事を見てほしい。

【事例2】

マンションで2児変死 虐待か、住人女性不在 大阪・西区

30日午前1時15分ごろ、大阪市西区南堀江1丁目のマンションから異臭がして子どもが亡くなっていると、その部屋を訪れた男性（30）から110番通報があった。府警西署員らが駆けつけたところ、ワ

ンルームの室内から3歳ぐらいの女兒と2歳ぐらいの男児の遺体が見つかった。目立った外傷はなく、死後約1カ月たっていたとみられる。府警は死体遺棄事件として捜査している。

西署によると、この部屋に住んでいるのは風俗店勤務の女性（23）。部屋は店が借りている。女性は少なくとも数日前から帰宅した形跡がないという。約1週間前に出勤が確認されている。府警は女性と関係者を通じて連絡が取れているという。詳しい経緯を知っているとみて女性から事情を聴く方針。女兒と男児の遺体は、居間に仰向けの状態で倒れていた。布団は敷かれていなかった。室内は生ゴミなどが山積みされ足の踏み場もないほどだったという。

捜査関係者によると、2人に刺し傷などではなくやせ気味で、衰弱死の可能性もあるという。ネグレクト（育児放棄）などの虐待があったとみている。

出典：『朝日新聞』，2010年7月30日夕刊

ドアに粘着テープ跡、閉じこめ目的か 大阪・西区の2児遺棄

大阪市西区南堀江1丁目のマンションの一室で幼い女兒（3）と男児（1）の遺体が見つかった事件で、2児が倒れていた部屋と玄関に通じる廊下の間のドアの縁に粘着テープが張られた跡が残っていたことが、大阪府警への取材でわかった。府警は母親のA容疑者（23）＝死体遺棄容疑で逮捕＝が、子どもが外に出られないようドアを固定した可能性があるとして慎重に調べる。

また、A容疑者が府警の調べに対し、「6月下旬に子を残して家を出た後、死んでいると思い、怖くて帰れなかった」と供述していることも捜査関係者への取材でわかった。府警は、同容疑者が育児を放棄したことによって子を死なせたという「不作為の殺人」の立証を視野に、慎重に捜査している。

府警などによると、長女のXちゃん（3）と長男のYちゃん（1）は、部屋の中央付近に寄り添うように裸で倒れていた。部屋と玄関や台所、風呂などに通じる廊下を仕切るドアの玄関側に、粘着テープが張られた跡が残っていたという。府警は、2人が玄関まで移動してドアをたたきなどして近隣住民に助けを求められないようにドアを固定していた可能性があるとしてみている。（中略）府警への供述によると、A容疑者は6月下旬ごろ、2人を残してマンションを出た後、知人宅などを転々としていたという。府警は「マンションに戻って、子どもを助けなければいけないとは思わなかった」という供述にも注目している。

府警は31日、同容疑者のマンション室内を死体遺棄容疑で現場検証した。

出典：『朝日新聞』，2010年7月31日夕刊

これは母子家庭の母親が、ドアをテープで塞ぎ、子どもたちが外に出られない状態にして二か月も家に戻らずに放置し、3歳の女兒と1歳の男児が死亡させてしまったという事件である。この事件が社会を震撼させたのは、事件の詳細が明らかになればなるほど凄惨で残酷な状況下で子どもたちが亡くなっていったことが判明したからである。

遺体が発見されたのは7月であった。そして、この年の夏は非常に暑かった。子どもたちはクーラーもついていない室内で、服を脱いだ状態で2人折り重なって亡くなっていた。あまりの暑さに耐えきれず服を脱いで、裸のまま力尽きたのだろう。真夏の室内で遺体の腐敗は進行し、発見されたとき遺体の一部は白骨化し、内臓も一部蒸発していた。また、事件後にこの部屋から段ボール10箱分ものゴミが押収されており、子どもたちはただ暑いだけでない、ゴミの山の中で亡くなったと考えられている。ベランダにもスナック菓子の袋やカップ麺やジュースのゴミ等が、そのまま積み上げられ、ベランダの床が全く見えない状態にまでなっていた。子どもの手形が扉についた冷蔵庫の中に食べ物はなく、到底人間が生きることにはできない環境であった。想像を絶する事件の全貌に、人々は衝撃を受け、心を痛めた。と同時に、容疑者の母親がホス

トクラブに通い出し家に帰らなくなったという情報が明らかになると一斉に母親を激しく批判した。

しかし、この事件は本当にただ母親を責めればよい問題だろうか。もちろん、母親が子どもたちの育児を放棄して室内に閉じ込めたことは事実であり、死の直接的な原因をつくったのは間違いなく母親であるが、容疑者の母親は22歳で離婚し、社会経験も養育費もほぼないまま頼れる人もいない環境下で、風俗店で働きながらたった1人で幼い子ども2人を育てていた。この生活がどれだけ孤独で苦しく身体的にも精神的にも過酷であっただろうか。離婚する以前はブログに子どもたちに対しての深い愛情を書き記していたほど大切に子どもを育てていたのにも関わらず、育児を完全に放棄するまで追い詰められた母親に救いの手を差し伸べることは本当に誰にもできなかったのだろうか。そして、本当に育児放棄され始めた子どもたちの存在に気づき、救えた人はいなかったのだろうか。

この事件が発覚し、その想像を絶する状況を鑑み、大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会は検証を行った。事件の経緯と児童相談所や子育て支援室がとった対応を検証部会は時系列でまとめている。

【表2】：「大阪市における幼児死亡事例」検証結果報告書の事例の経緯と関係機関の対応より筆者作成

日付	経緯・対応	詳細
2010年1月	母、本児2人大阪市へ転居	
3月30日	9:30 【1回目の通告】 近隣住民から児童相談所へ通告	「〇〇号室の部屋で、ほとんど毎日夜中の2時～3時にこどもがすごく泣いている。住人も周知の事と思われる。一度だけ、母と、歩けるくらいの女の子とベビーカーを見かけた。母は夜中、こどもを置いて働きにでも出ているのではないか。」
同日	児童相談所から西区子育て支援室に住民登録の有無について問い合わせ	〇〇号室には住民登録がないことが確認された。
3月31日	15:00 支援室職員と児相職員2名で家庭訪問	マンション外のインターホンを5回ほど鳴らすが無応答。郵便受けにはチラシが詰まっていた。自転車置き場からベランダを見上げるが内部見えず。再びマンション外のインターホンを3回ほど鳴らすが無応答。
4月1日	10:00 児相職員2名で家庭訪問	マンション外のインターホンを5回ほど鳴らすが無応答。前日と同じように郵便受け、裏側を見るが変化なし。再びマンション外のインターホンを3回ほど鳴らすが無応答。
4月2日	18:00 児相職員2名で家庭訪問	マンション外のインターホンを5回ほど鳴らすが無応答。裏側やベランダも変化なし。住民の出入りもなくマンション内に入らず、管理会社の名前と連絡先を確認。
4月5日	9:10 児相から管理会社へ連絡 匿名で虐待通告があった旨伝え、当該マンションの2～3階に幼児のいる世帯があるか問い合わせ	
		担当者によるとワンルームマンションなので、基本は一人住まい。分譲貸しなので世帯構成は全く把握していないとの事。管理会社に通報が入っている様子はなし。

同日	支援室から当該マンションがある地区主任児童委員に連絡	電話にて住所を伝え「何か聞いたことがあるか」聞き、「何も聞いていない」との返答があり。何かあれば支援室へ連絡するよう依頼。
4月8日	20:20 【2回目の通告】 1回目と同じ匿名の住人から児相に通告	「相変わらずこどもの泣き声が続いている。大人の声は聞こえない。」
4月9日	14:00 児相職員2名で家庭訪問	マンション外から3回ほどインターホンを鳴らす但し応答なし。他の住人の出入りにあわせてマンション内に入る。〇〇号室のチャイムを5回ほど鳴らす但し応答なし。ノックを3回、声もかけたが反応なし。ドアに耳を当てて音を聞くが何も聞こえず。電気メーターを探すが見当たらず。外の郵便受けに不在票を入れる。郵便受けに宅配便の不在票が入っていた。
5月18日	5:30 【3回目の通告】 1・2回目と同じ匿名の住人から児相に通告。	「一時おさまっていたが、今も30分くらい泣き声がしている。」
同日	5:31 近隣の住人を名乗る匿名女性から大阪府警察の110番に通報	「南側の名称不明のマンションからこどもの泣き声が聞こえる。」 (当該家庭が居住するマンションとは別のマンションを指しての通報)
同日	15:50 児相職員2名で家庭訪問	マンション外のインターホンを5回ほど鳴らす但し応答なし。住民の出入りにあわせてマンション内に入り〇〇号室のチャイムを5回ほど鳴らす但し応答なし。ドアに耳を押し付けて聞くが物音は一切聞こえず。異臭もなし。 玄関ドアの郵便受けに不在票を投入。裏側に回り自転車置き場から確認、以前と変化なし。ベランダに見える範囲に洗濯物なし。
7月30日	2:30 西警察署から児相に連絡 こども2人が遺体で発見、母所在不明	児相の関与がないか聞かれ、児相に泣き声通告が入っていた住所と一致しているが、名前等詳しいことは分かっていない旨回答。
(参考) 大阪市転居前の状況 2009年8月2日、当時住んでいた名古屋市のマンションで、住人からの「こどもが一人で泣いている」という通報で警察が長女を迷子として保護。警察は引き取りにきた母親が深夜の仕事をしていることがわかったため、ネグレクトの疑いがあると判断。中央児童相談所に児童福祉法第25条に基づく要保護児童として書面で通告。通告を受けた児童相談所は1度電話で状況を聞くも、その後6回の電話と2回の訪問でも母親が応答しなかったため調査を打ち切った。		

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000007/7122/12_02gyakutai_youji.pdf (アクセス日2023.12.31)

事件の詳細が徐々に明らかになり、児童相談所に数回通告があったのにも関わらず2人の命を救うことができなかったことが世間に知れ渡ると児童相談所に対して激しいバッシングが寄せられた。しかし、この経緯を見ても児童相談所が悪いと言い切れるだろうか。この経緯から、児童相談所や子育て支援室はこの家庭に対してアプローチを何度もかけていたことがよくわかる。通告は近隣住民から3度受けており、4月は連日のように家庭訪問を行っていた。しかも、3月30日に事件現場となった部屋には住民登録がないことが判明している。この部屋は風俗店の従業員寮として使われていた部屋だったため、管理人も実際に誰が住んでいるかは把握できていなかったという。児童相談所はそんな誰が住んでいるのか管理人もわかっていないという厳しい状況下で動き続けていたのだ。このような実態の把握が困難なケースはアプローチ方法も難し

いため、担当になった一職員の判断に任せるとするのは重責であると考え。大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書においても、本件の問題点・課題として「緊急アプローチの方法は、機関連携を含めた迅速な対応が求められるが、センター（児童相談所）だけでの対応に固執し、そのため迅速性を損なう対応が生じている」^{【2】}ことを挙げている。困難で、かつ緊急な対応を要すると考えられる件に対するアプローチ方法は、どこか一つの機関、担当の職員の判断に委ねることにならないよう、様々な機関と常に速やかに連携し、柔軟な判断を下し、何よりも子どもの命を最優先に動いていくべきだろう。

この事例が発生して、今後の課題となったのは児童相談所による「立ち入り調査」である。時系列の表を見てもわかるように、児童相談所の職員は訪問を繰り返しているが母親と一度も面会することができておらず、最終的に不在票を投入して辞している。本来、危機的と思われる状況や子どもの命が危ぶまれる可能性がある場合は、裁判所の許可を得て、保護者の意向に関わらず入室し、子どもを捜索できる立ち入り調査という制度を使うことができる。しかし、立ち入り調査の許可申請で必要となる出頭要求の書面には保護者の名前並びに子どもの名前を書かなくてはならなかった。この事件はその部屋に誰が住んでいるかも、親の名前も子どもの名前も分からない状況であったため、書類の作成が困難であったのだ。この立ち入り調査の制度は、子どもの命や安全を守ることができる制度だと非常に期待されていたが、予想だにしない落とし穴がここで判明することとなった。厚生労働省は事件発生翌月には「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」という通知を出し、保護者や子どもの名前が分からない場合でも、出頭要求の書類が作成できる旨を出した。

この悲しい事件を教訓とし、同じような事件、結末を繰り返させないためには、社会の中で孤独に過酷な生活をしているひとり親を救済するシステムを確立させ、必要としている人が利用できるよう啓発することが必要だろう。特に、本件の母親のように社会経験が少なく、自ら利用できる制度や支援に辿り着けないような人にも届くような啓発活動は非常に重要であると考えている。使われない制度や支援は存在する意義がなくなってしまう。二度と繰り返したくない悲しい事例だからこそ、多くの事を学び、反省し、未来の社会と子どもたちに繋げるべきである。

この大阪市二児餓死事件はあまりにも社会に衝撃を与えたということもあり、事件をもとに2013年に「子宮に沈める」として映画化された。



出典：「子宮に沈める」公式X（旧Twitter）<https://twitter.com/sunkintothewomb> より引用（アクセス日2024.1.8）

【2】 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会『大阪市における幼児死亡事例』検証結果報告書の事例の経緯と関係機関の対応https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000007/7122/12_02gyakutai_youji.pdf（アクセス日2023年12月31日）

公開当時は3か月で約7万人に視聴されたが、今でもリバイバル上映を行うなど、実話をもとにした作品として10年経っても風化せずに多くの人々に衝撃を与え続けている。最悪の結末を防ぐことができなかったため、様々な問題点・課題が浮き彫りになった事例であると言えるが、一般市民に対してもネグレクトの惨状と虐待への問題意識を映画を通して伝え続けている例ともいえるだろう。

また、この事例はきょうだいで育児放棄されていたが、きょうだいであってもそのうちの1人のみがネグレクトを受けているケースも多く存在する。これをきょうだい差別と呼ぶ。ネグレクトは家庭の経済状況でその家庭の子どもが一律で被害を受けるわけではなく、親の単なる好き嫌いや、連れ子か否かといった様々な要素で発生する虐待なのだ。従って、ネグレクトを行っている疑いがある家庭に対して、子どもの安否が直接確認できないからときょうだいで間接的に確認することは全く意味をなさない。虐待が疑われる家庭で子どもの安否を確認する際は、必ず一人一人個別に安否を確認する必要があることを知っておくべきだ。

4.3 力と性的虐待

2023年芸能界と日本社会を大きく揺るがす事件が報道された。旧ジャニーズ事務所創始者であるジャニー喜多川氏による性加害問題である。長年、事務所に所属している男性タレントらに対して自身の立場を利用して性的虐待を行っていたことが、勇気ある被害者たちの告発によって事実として明るみにになったのだ。旧ジャニーズ事務所は国民的男性アイドルを多数輩出してきた男性アイドル界では最大手の事務所であると言ってよいだろう。そんな大手事務所の設立者の衝撃的な性加害報道は、海外でも大きく報道された。ここまで両親や親の交際相手といった家庭内で行われる虐待の事例を取り上げてきたが、性的虐待の事例については2023年大きく報道されたジャニー喜多川氏による性的虐待の事例として取り上げたいと思う。以下は、旧ジャニーズ事務所に所属していた被害者の告発を取り上げた記事である。

【事例3】 ジャニーズ事務所創業者の故ジャニー喜多川氏（2019年死去）による性加害問題で、「ジャニーズ性加害問題当事者の会」のメンバーで元ジャニーズJr.（ジュニア）の^{ながと}長渡康二さん（40）が、取材に応じ、「ジャニー氏に性加害を受けそうになり、ホテルからスリッパで逃げ、夜中に3時間かけて自宅に帰った」と告白した。（省略）怖くてずっとトイレにこもっているとジャニー氏がドアをノックし「いつまで入っているつもりだ」と。仕方なくベッドに戻ると、性被害を受けた。翌朝、千円札を10枚渡され「ご褒美だよ。こういうのがあるから悪くないでしょ。仕事もあるし」と言われた。（中略）

警察に「動画を出せ、でなきゃ無理」と言われて取り合ってもらえなかった元ジュニアもいるように聞いた。でも、襲われた立場からすれば、証拠を残しておくなんて無理だと思った。警察の被害者への対応は検証されるべきだし、そもそも性加害に耐えられなければ、デビューできないような事務所のシステムは間違っている。

めちゃくちゃ明るかったジュニアの後輩が合宿所で性加害を受けたとみられるある時期以降、全くしゃべらず人が変わったように暗くなり、事務所を辞めていった。そういうジュニアを何人も見た。自分と同じように彼らの人生をジャニー氏はめちゃくちゃにした。感謝などみじんもない。

出典：『東京新聞WEB』,2023.9.17, (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/277332/2>) (アクセス日2023.12.12)

性的虐待は外傷がない又は見えないため気付かれることも少ない虐待であるが、その影響は大きい。性的虐待の影響として、「自傷、自殺、自殺未遂、薬物などへの依存症。家出、非行、学業不振などの逸脱行動。性化行動、無差別的性行動（たとえば援助交際など）。性被害その他の暴力や搾取を繰り返し受けやすい。

解離、感情鈍磨、外傷性健忘。複雑性PTSD（心的外傷後ストレス障害）恐怖、不安、フラッシュバック、虐待体験の再演。」^{【3】}などが挙げられる。性的虐待は被害者の心にしつこくダメージを与え、蝕み続ける残酷なものであると言えるだろう。また、被害者の多くは自ら被害を訴えることができないため、非常に表面化しづらい虐待である。そのうえ、この事件は芸能界で大きな力を持つジャニー氏からの性的虐待であったため、被害の訴えが揉み消されてきた。元ジャニーズJr.で「ジャニーズ性加害問題当事者の会」メンバーの男性は東京新聞の取材に応じ、「中3の3月ごろ、代々木体育館横の事務所の関係先に行き、過去16回にわたって受けた風呂場やベッドでの性被害を女性職員に伝えた。怒りを込めて話すと「ジャニー氏に話があったことは伝える。でもあなたは頭がおかしい」などと一蹴された」^{【4】}と語っていた。その後も彼は性被害を訴えたが事務所側に揉み消され、知人からも「相手が大きすぎる。我慢するしかない。」^{【5】}と言われたという。それから12年経った今、被害者として表に立ち活動を行っている。

日本の性的虐待に対する取り組みは積極的なものとは言い難い現状がある。このジャニー喜多川氏による性的虐待が報道されるようになったのも、なんと英公共放送BBCの報道番組が大きく取り上げた後だったのだ。動きが遅いのは報道機関だけではなく、日本政府も非常に動きが鈍かった。この性的虐待の問題は国連人権理事会が調査に入るまでの事態に発展したのだが、当初日本政府も迅速に動くことはなく、国会でもこの問題は取り上げられた。

ジャニー氏性加害、政府及び腰「個別の事案」聞き取り明言せず 法改正案の審議見送り

「国はなぜ動かないのか」。10月4日に立憲民主党が国会内で開いた会合で、長妻昭政調会長が疑問を投げかけた。

会合には元ジャニーズJr.で性被害を告白した石丸志門さん（56）も出席。内閣府の担当者に対し、被害者からの聞き取りはしないのかと何度も聞いたが、担当者は「適切に判断する」と明言を避けた。石丸さんは「せめて問題の状況を注視しているという発言をしてほしい」と訴えた。（中略）

再発防止を考えるうえで、被害者や立憲などが求めているものの一つが、児童虐待防止法の改正だ。同法では虐待を「保護者からの行為」と規定し、虐待が疑われる子どもを見つけた際の通報義務を定めている。立憲の改正案では、子どもに対して経済的・社会的に影響力を持つ第三者によるわいせつ行為なども虐待と規定し、警察への通報を義務づけるとした。（中略）性的搾取の問題に詳しい英国ヨーク大学の小保方智也教授は、「日本政府が問題をどのようにとらえているのか、その本気度が見えにくい。国民に対しても、人権問題として気にしていないような印象を与えかねない」と指摘する。国連人権理事会の特別報告者も務める小保方教授は、「被害者に寄り添った法整備をするべきだ」と訴える。イギリスやオーストラリアなどでは、人権救済・保護のための独立した人権機関があるといい、日本でも国や企業に勧告ができる機関を設置すべきだとする。

出典：『朝日新聞』2023.10.20朝刊

この記事にもあるように、法改正にも積極的ではなく、明言を避け、日本政府が誠実にこの重大な性加害問題に向き合っているかどうか、非常に分かりづらい状況にある。日本の報道機関がジャニー氏による未成年タレントへの性的行為を「児童虐待」ではなく「性加害問題」として取り上げているのは、日本の法律が児童虐待を保護者からの行為と規定している点にあり、これは大きな落とし穴である。早急に法改正に向けて

【3】 森田ゆり『新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき』岩波ブックレットNo.625, 2023年, p46

【4】 「『あなたは頭がおかしい』 40年前、ジャニー氏性被害の訴えを事務所は一蹴 男性は原発事故後も声を上げたが…」東京新聞 2023年8月2日

【5】 『(私の視点) ジャニーズ問題と日本の報道「児童虐待」の認識、希薄』朝日新聞2023年9月1日参照

政府が動き始めることを期待したい。

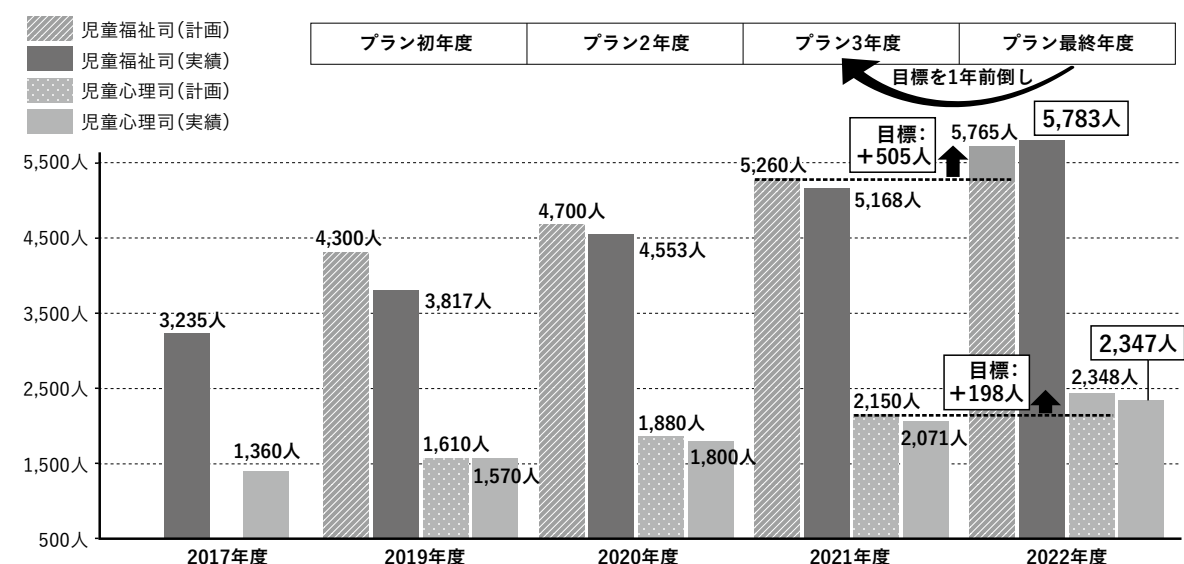
そして、海外と日本の大きな違いは、こういった性的虐待を重大な人権侵害問題であると捉えているか否かだと考える。日本では、性加害時の状況や旧ジャニーズ事務所の内部事情等を中心に報道しているが、海外の報道機関は被害を受けたタレントが15歳であったことや重い人権侵害問題であるという取り上げ方をしているという¹⁵⁾。この視点の違いは、子どもの人権を尊重するという意識の違いから生まれていると考えられる。子どもの人権への意識が希薄な点は日本社会が解決すべき大きな課題であるだろう。

4.4 児童相談所の現状

児童虐待について考えるとき、児童福祉司や児童福祉司は切り離せない必要不可欠な存在である。国連の報告書審査においても児童相談所について勧告を受けていたことを第2章で軽く触れたが、実際日本は今現在児童相談所や児童福祉司についてどのような現状・課題を抱えているだろうか。

まず、現状の問題点として挙げたいのは、児童福祉司の過酷な労働環境だ。児童福祉司は業務内容としても過酷であるが、年々業務量が過大化していると言われている。児童福祉司の人員増加は日本政府も目標に掲げて続けてはいるが、虐待通告件数に対して児童福祉司の増加が全く追いついていない。子どもたちの命に関わる業務だからこそ慎重に思い悩みながら対策や支援を考えなくてはならず、質的にも量的にも膨大な業務量を抱え込む現状はかなり厳しいと言えるだろう。もちろん、児童福祉司の業務は児童虐待に関するものだけでなく、子どもの非行や養育困難の相談など多岐にわたるため、人員増加は急務であると考えられる。次のページの表は児童福祉司、児童心理司の配置状況の計画と実績である。

図3 令和4年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について



出典：厚生労働省第53回社会保障審議会児童部会より
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071893.pdf>

この表を見ると、近年、児童福祉司と児童心理司の増員に力を入れていることが伺える。また2022年12月の新聞記事からも、児童虐待増加の現状を鑑み、さらなる児童相談所の体制強化、人員増加を目指していることが分かる。

虐待対策、児相2000人増員へ来年度から4年間で政府方針

子どもへの虐待が過去最多を更新する中、政府は児童相談所の職員を2023年度からの4年間で2千人増員する方針を固めた。関係する府省庁の会議を近く開き、体制強化のための新プランを正式決定する。新プランでは23～24年度の2年間で児童福祉司を現在の5780人から6850人に1070人増やす。児童心理司は23～26年度の4年間で2350人から3300人へと950人増やす。国が増員計画をつくることで、現場を担う自治体の体制強化を後押しする。児童虐待は増加の一途で、21年度に児童相談所が対応した件数は20万7659件（速報値）で過去最多を更新。虐待によって死亡した子どもは20年度は77人いた。このうち心が28人で、心中以外の虐待死49人のうち32人は0歳だった。虐待死を減らすため、産後ケアの全国展開や思いがけない妊娠で葛藤を抱える女性への支援強化などが急務となっているが、十分でないとの指摘もある。政府は新プランを年内につくる予定で、厚生労働省を中心に検討してきた。

出典：『朝日新聞』,2022.12.9朝刊

プランを組むだけでなく、実際に政府が実現に向けてどのような動きを見せるのか、期待したい。また、児童相談所で働く児童福祉司は、児童虐待と向き合っていく中で大いなる矛盾や葛藤を抱えることを避けられない。児童相談所に実際に勤務していた川崎二三彦氏は「子どもの安全を優先させれば保護者との激しい対立は避けられないし、保護者に配慮しているだけでは虐待が深刻化する。ジレンマに襲われるのは必定だろう」^[6]と述べている。児童相談所で働く児童福祉司をはじめとする虐待問題に直接関わっていく立場の人には、当該家庭をあたたく見守り、手を差し伸べる姿勢と、その家族が家庭内に隠している事実を見破り、冷静に対応する姿勢の両方が求められるということだろう。

児童虐待問題の解決において、大きな担い手となっている児童相談所・児童福祉司の組織体制や十分な人員配置、他の機関との連携、研修などの福祉司への様々なサポート体制が早急に整備され、より労働環境が改善されることを願う。

4.5 第4章まとめ

本章では、児童虐待事件の事例を新聞記事から3つ取り上げて分析と考察を行った。

1つ目の記事は、これは子ども自身が誰からもどのように虐待を受けているという発言をしたにも関わらず、親の話を信用したことによって助けられなかった事例である。子どもは大人と対等な権利主体であるという考え方がより社会に浸透し、子どもの意見を尊重することが当たり前にならなくてはならない。

2つ目の記事はネグレクトの事例である。この事例からは、ひとり親が確実に支援に辿り着ける制度の必要性を感じられるだろう。また、当時の児童相談所の立ち入り調査制度の落とし穴も明らかになった。

3つ目として昨年報道された旧ジャニーズ事務所の性的虐待問題を取り上げた。この事件は日本社会に大きな衝撃を与え、日本の性的虐待を人権侵害と捉えていない価値観や現行法の問題点が発見されても改正に対して後ろ向きな政府の姿勢等様々な問題が浮き彫りになった。未だ解決したとは言えず、今後の動向に注目し続けるべき事件である。

最後に児童相談所の問題も取り上げた。前述したような児童虐待事件と日々向き合う児童相談所の労働環境改善は急務である。児童相談所は児童虐待問題の解決に不可欠な機関である。労働環境改善や人員不足解消といった目標を掲げるだけでなく、具体的に日本政府が改善に向けて取り組みを行う必要があるだろう。

【6】 川崎二三彦『児童虐待—現場からの提言』岩波書店、2006年、p3

5. 児童虐待をなくすために一子どもの権利保障

5.1 日本社会が抱える6つの課題

日本は先進国と呼ばれているが、誰にも守られることなく命を奪われている幼い子どもたちが多く存在する。児童虐待は時にセンシティブに報道され世間を揺るがすが、それは氷山の一角に過ぎず、今もどこかで苦しみがらひっそりと亡くなり、虐待を受けていたことや虐待が原因で亡くなったことすら気付かれない子どもたちも間違いなく存在する。これは、時間が解決する問題でも誰かが解決してくれる問題でもない。日本社会全体が今すぐに熟考すべき問題である。

本稿では、世界水準と比較した日本の児童虐待・子どもの権利を考えるアプローチ方法と、日本社会の中で児童虐待が歩んできた歴史を内在的に振り返りながら現状と課題を考えるアプローチ方法の二つの道筋を立てて、分析・考察を行ってきた。世界水準と比較して考えても、これまでの日本の虐待の歴史を振り返って現状を考えても、日本政府が児童虐待という問題に対して、十分に対策を講じられていないことは一貫して言えることだろう。多角的にいくつかの視点から児童虐待という問題の歴史・現状・課題を見つめていると、様々な分野で挙げきれないほどの問題点があることが分かったが、特に、今、日本が向き合うべき課題を改めて6つ挙げたいと思う。

日本政府の課題

まず、1つ目に日本政府の児童虐待問題解決に向けての動きが遅いことを挙げたい。これは初歩的であるが政策や制度設計の基盤に関わる重大な問題である。第2章の国連報告書審査の総括所見において、繰り返し同じ勧告や指摘を受け続けていることからわかるだろう。第1回の報告審査から第4・5回報告審査まで受け続けている勧告もあり、それは約20年間改善されなかったことになる。総括所見やNGOレポートにも前回と同じ勧告をしなくてはならないといったことや、進歩が見られないといったことが書かれている。また、立法面に関しての動きの遅さも目立っており、第3章で取り上げた子ども基本法は2022年に公布、2023年施行されたが、この子どもの権利に関する包括的な法律を制定するよう1998年に国連より勧告を受けてから実際に制定されるまで25年ほどかかっている。日本の問題解決に対して動いていくスピード感の無さは致命的である。児童虐待という問題に対し、危機感を持ち、誠実に向き合っていればこのような動きの遅さにはならないだろう。現在の日本は、新たに誕生した評価できる法律と古くから変わらないままの法律が混在している状況である。伝統的な価値観が根強い古い法律をそのまま基盤とするのではなく、現状と向き合い、問題の解決を遠ざけるような、是正されるべき法律はできるだけ早く改善していくべきだろう。

2つ目に、虐待に対しての施策が進んでいる他国の政策などを参考に、より手厚い策を講じるべきであることを挙げる。2.2でアメリカの教育プログラムの例を挙げたが、他国の政策からも学ぶべき点は多くある。具体的には、チャイルドデスレビューの義務化だ。チャイルドデスレビューとは、子どもの死亡に際し、登録・検証を行う制度である。諸外国では、法制度として整備されており、大きな成果をあげている。特にアメリカでは、すべての州で18歳未満の子どもが亡くなった場合、必ずこの制度を用いての検討が義務付けられている。日本においても、このような検証制度は必要である。

実際、2016年に社会保障審議会児童部会の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書」においても「『防げる死』としての子ども虐待、事故、自殺による死亡から子どもを守ることは子どもの権利保障として重要であり、亡くなった子どもの死を検証し、それを子どもの福祉に活かすことは、子どもの

権利保障を行う大人の義務でもある。そのため死亡事例や重大事例の検証は欠かせない」^{【1】}と死亡事例検証の重要性が提起されている。虐待死は間違いなく予防できる死である。どこかで防げたはずなのに、亡くなっていく子どもたちの死をもう無駄にしてはいけない。現在はこども家庭庁が2020年よりチャイルドデスレビューを複数の自治体でモデル事業として一部の都道府県で実施するとしている。他国で既に大きな成果をあげていることを踏まえると、チャイルドデスレビューはモデル事業としてではなく、すべての都道府県で行われるべきであるため、早急に制度が確立されることを期待したい。

3つ目に今後の取り組みとして、現在も行われてはいるが、やはり国民全体に児童虐待の「早期発見・通告義務」をより認知させる必要があると考える。児童福祉法25条に明記されている義務になるが、これが義務であるという認識はまだ十分ではないだろう。啓発活動は欠かせない。また、一般住民が通告をする際、間違いや勘違いであったらと躊躇う人も多いだろう。しかし、一般住民の通告はたとえ虐待ではなかったとしてもペナルティは一切ない。児童相談所の数も、児童福祉司の数も限られている。一人でも多くの子どもたちを救うためには、地域全体と一般市民と協力し、早期発見・通告を積極的に行っていく必要があるだろう。ここで注意したいのは、一般市民への通告義務の周知とともに、子どもを持つ家庭に対して、地域住民たちは決して「監視の目」ではなく「もしもの時に助け合う存在」であることを伝える必要がある。

日本社会としての課題

法整備ももちろんだが、日本社会に根付いている、「保護者」による虐待を容認することに繋がる風土や文化を変えていくことが最も大きな課題の一つであると考えている。4つ目の課題である。体罰をしつけとしてどこか容認する風土は日本社会に強く根付いていると言ってよいだろう。法律が変わっていくことや、規制が厳格になることも欠かせないが、人々の中の価値観や風土も同時に変わっていかなくては無意味なのだ。体罰はよくないが、必要な時もあるといった考え方こそ、暴力を正当化し、被害者を幾重にも苦しめる原因になってきたのである。これからは体罰や虐待は人権侵害であり、これは一切許されないという文化を、現代日本で生きる私たちからつくらなくてはならない。

体罰が法律によって禁止されたからといって一気に減るようなことは期待しづらいだろう。現に体罰が法律で禁止されて、懲戒権規定が削除されても「子どものためのしつけのつもりだった」とされた虐待や体罰で死亡する子どもは毎年発生している。これまで、日本社会の中で体罰はしつけと虐待の境界のような領域に位置付けられ、どこからがしつけで体罰で虐待なのかの境界は時代と人によって曖昧であった。そのため、現代社会を生きる人々の中でもしつけ、体罰、虐待への考え方に大きなずれが生じている段階にあるのではないか。「親に叩かれたことで成長したからこそ人の痛みがわかる」といったような価値観を持っている年代と「いかなる場合も暴力はよくないので体罰は反対」といった価値観をもつ年代が混在している現代において、この価値観のずれの修正は非常に困難で、特に前者のような体罰を肯定している人の多くは自らの経験に基づいた考え方であるため、確信を持った考えとなってしまう。この価値観の違いを埋めることは決して容易ではないが、この難しさは日本が体罰やしつけと称した暴力を社会全体で「子どものための行為である」と美化し、容認し、それが文化となって根付いてしまったことに起因すると思われる。子どものためだから子どもの心身を多少傷つける行為も仕方がないと容認する価値観は生き方の多様化とグローバル化の進む日本社会においても大きな足かせとなっている。文化となった価値観の修正には困難が伴うのは当然であるが、たとえ道のりが険しくても進めることが重要である。

【1】 社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書」2016年https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf (2024年1月1日閲覧)

子どもの主体的な権利が認められるようになった今、子どもへの暴力を容認する価値観を過去のものとし、新たな文化を生み出すべきである。ここで言う新たな文化とは、しつけと体罰の境界を明確にすることであり、親の意図を汲み取って許容の範囲を決めるのではなく、常に子どもの最善の利益を尊重し、子どもにとって有益か否かで判断するという考え方だ。大人にとって「しつけ」や「指導」のつもりであったとしても、子どもの健全な発達のためにも体罰は決して許されてはいけない。体罰を許さない社会にするためには法整備だけで満足せず、暴力に頼らない子育てのアイデアや知識を社会で共有していくべきだろう。それは子育てに関する理想を掲げるのではなく、成功例に基づく具体的な対応の共有であり、子どもが決まりを破った時にどのように対応をしようまくいったか、子どもが友達に危害を与えた時にどう対応して解決したかといった様々な選択肢を共有することである。ただ呼びかけるだけではなく、暴力に頼らない子育てのアイデアの共有を行う取り組みはまだないが、さいたま市は子育て応援ダイアルやなんでも子ども相談、親からのよくある質問の掲載といったような子育ての悩みに寄り添える体制づくりを積極的に行っている^[2]。子育てに行き詰まった時、知識や選択肢、アイデア、そして悩みを気軽に相談できる場を知っていれば感情のままに暴力・体罰に走る大人は減るのではないだろうか。

5つ目に、子どもを育てにくい社会構造、子育て環境になっていることについても問題視すべきであろう。近年の日本社会は、核家族化が進み、近所や地域住民同士の繋がりも希薄化しており、家族にとって現代の子育て環境は厳しいものになっているといえる。こういった子育てしにくい現代社会において、虐待につながりやすい問題のひとつは「育児不安」である。本稿では、母親について十分に取り上げることができなかったが、育児ノイローゼや産後鬱といった強い不安状態や精神的に不安定な状態の母親が近年増加しており、このような育児に対して不安をもたらし子育て環境は児童虐待に結びつきやすい。児童虐待の防止には、政府の取り組みや子どもの権利保障のほかに、子どもを育てる母親たちへの支援の充実も欠かせない要素である。育児不安の軽減に対しては、子育て相談や母親同士の繋がりを生み出すための育児グループ作り、子育て体験学習というような取り組みを行っている地域もあり、これらが虐待予防にも繋がると期待されている。しかし、育児不安や現代の子育て環境の問題を地域の取り組みにすべて委ねたり、その家庭・母親個人の問題であるとするのではなく、私たちが生きている社会全体の問題であるとして子育て支援の仕組みなどを検討する必要があると考える。

6つ目に報道の仕方についての課題を挙げたい。いざ、虐待児を目にしたり、虐待かと思えるような疑わしさを周囲に感じた時、次に何をすべきか分かっている国民がどれだけいるだろうか。第4章で取り上げたように、今の日本社会はただ虐待に関する事件を過度にセンセーショナルに報道する傾向にあり、メディアの多くは被害者や加害者の背景や個人情報等を必要以上に詳細に報道することで、話題性のあるニュースとして虐待事件を消費しているのではないかと筆者は考えている。確かに、虐待事件において事件の情報を詳細に報道することで、より残酷な児童虐待の実情を想像することを容易にし、市民の感情を揺さぶり「許せない」「可哀想」という感情を沸き立たせ、漠然とした問題意識を高めることはできるだろう。しかし、被害者である子どもの名誉や、被害者の子どもが亡くなってしまったとしても残されたきょうだいなどの関係者の個人情報といったプライバシー保護はなされておらず、その意味での子どもの権利も保障されていないように思う。

報道機関が大きく報道すべきなのは「このような亡くなり方をしました」といった辛い内容だけではなく、虐待事件の発生を受けて日本が今後どのような対策を打つべきであるかや、虐待かもしれない疑わしい状況を見たときに私たちに何ができるかといった内容である。そして、有効な取り組みの現場や他国の事例

[2] 「さいたま子育てweb」<https://www.saitama-kosodate.jp/> (2024年1月10日閲覧)

などである。そうでなければ、多くの事件は、メディアと社会によってセンセーショナルに消費され、そのまま忘れ去られ風化していくように思う。虐待事件を風化させずに、未来の子どもたちを救うことに繋げる姿勢がある社会になっていくためには、実際に身の回りに虐待かもしれない状況があった時、私たち市民が何をすべきかに結び付くようなことを報道すべきなのではないかと考える。

本稿では、児童虐待に関する歴史や現状、課題を様々な視点で捉えてきた。ひとつの視点に絞らずに論じてきたのは、児童虐待という問題自体がこれまで積み重ねられてきた日本社会独特な価値観や複雑な現代社会の構造、制度、文化の全てが絡み合っている問題だからである。その複雑に絡み合うすべての土台に、子どもの権利が尊重されていない問題がある。現在、子ども家庭庁の誕生や、こども基本法の制定により少しずつ風向きが変わりつつあるが、日本は根本的に「子どもの権利を尊重すること」について熟考する必要がある。子どもの権利擁護を、高橋重宏は「子どもが子どもらしさを保ち、自らの潜在的な可能性を開花させつつ個性的な発達や自らの意思や思いを自由に表現し、それに基づいて行動することを、守り・育むことを保障するための、①啓発、②教育、③代弁等の活動をいう。狭義には、子どもの生命・生存に対する、①人権救済、②権利調整、③保護および権利の回復、および権利侵害前の状態に回復する社会的な対応をいう」^{【3】}としている。このように、これからの日本社会が子どもを人権の主体として擁護し、尊重できる社会になることが必要である。

5.2 あなたが虐待児に出会ったら

二つの課題への本稿の結論は5.1で述べた。そのうえで、最後に、もし読者のあなたが虐待児に出会ったらどうするかを考えていただきたい。物的な証拠はなくても虐待だと思われる状況を見聞きしたら、あなたに何ができるだろう。

繰り返しになるが、虐待を発見することや、それを通告することはしばしば学校の教員や児童福祉司、医師など子どもと関わる場が日常的にある人がすればよいと考えられがちである。しかし、その考えでいたらおそらく児童虐待がなくなることはないだろう。当然だが、日本の児童虐待は日本社会の中で生まれた問題である。そして、児童虐待は長年社会の中で培われてきてしまった問題であり、その度に社会全体で対処してこなかったからこそ、今も静かに、だが確かに日本社会の首を絞め続けているといえるだろう。日本が子どもへの人権侵害行為への対策を蔑ろにしてきたことは、紛れもない事実であるのだ。だからこそ、児童福祉司や政府に解決を任せるのではなく、社会全体で問題解決に向けて動いていくべきなのだ。ただ事件を悲しみ、加害者や関係機関の対策の不足を批判するだけの人になってはならない。

近所付き合いが希薄化し、核家族化が進んだ現代日本において、他人の家庭に首を突っ込むことを躊躇うのも無理はないが、日常で感じた違和感をそのままにせず、もしチャンスがあったら、その機会を逃さずに、あなたがその子ども、家庭、母親に手を差し伸べてほしい。特に子どもの声は想像よりも遥かに小さく、そして社会の中の大人や様々な力に抑え込まれ、なかなか届かない。しかし、子どもたちの小さな声はあなたの思っているよりもそばから発されているかもしれない。そして、虐待は思ったよりも近くで発生しているかもしれない。ニュースで見たような悲惨な虐待の現場は別世界の話ではなく現実である。虐待まではいかずともその因子は社会に多く存在していると同時に、すべての人に助け出せる可能性があるということを忘れないでほしい。

最後に、2005年に児童虐待問題の意識啓発を目的としてキャンペーンが行われた際に作成されたポスタ

【3】 高橋重宏『子ども虐待新版』有斐閣、2008年、p243

一の文言を掲載する。「子どもを虐待から守るための五か条」というものである。

その1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）を

その2 「しつけのつもり……」は言い訳

その3 ひとりで考え込まない

その4 親の立場より子どもの立場

その5 虐待はあなたの周りでも起こり得る^{【4】}

簡潔で非常にわかりやすい文言であるが、通告義務やしつけを言い訳にする体罰への言及、親へのサポート等国民に伝えるべきポイントをしっかりと抑えているように思う。多くの人に訴えかける時、まずはこれくらいシンプルな内容で良いのと思う。

本稿で児童虐待への解像度が増し、当事者意識が少しでも芽生えてくれていることを願う。他人事と思わず、少しでも虐待と思われる状況を見つけたら行動してほしい。児童虐待が減少していくように、児童虐待がない社会に近づくように、日本社会全体で、国民全員で一歩ずつでも確かに前進していかななくてはならないことを訴え、本稿の結びとしたい。

【4】 川崎二三彦『児童虐待―現場からの提言』岩波書店,2006年,p212「子どもを虐待から守るための五か条」

参考文献リスト

- ・阿部浩己, 今井直, 藤本俊明, 2009年『テキストブック国際人権法』日本評論社
- ・川崎二三彦, 2019年『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐのか』岩波書店
- ・川崎二三彦, 2006年『児童虐待—現場からの提言』岩波書店
- ・国際人権NGOネットワーク, 1999年『ウォッチ！規約人権委員会 どこがずれてる？人権の国際基準と日本の現状』日本評論社
- ・子どもの権利条約NGOレポート連絡会議, 2011年『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連/子どもの権利委員会 第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社
- ・子どもの権利条約総合研究所, 2015年『子どもの相談・救済ガイドブック』日本評論社
- ・子どもの権利条約総合研究所, 2010年『特集・子どもの権利基本法：アジア子どもの権利フォーラム/子どもの権利条約 総合研究所編集』日本評論社
- ・財団法人アジア・太平洋人権情報センター, 2005年『子どもの参加 国際社会と日本の歩み』解放出版社
- ・柴田朋, 2009年『子どもの性虐待と人権 社会的ケア構築への視座』赤石書店
- ・社団法人子ども情報研究センター, 2001年『子ども・権利・これから』赤石書店
- ・申恵丰, 2020年『友だちを助けるための国際人権法入門』影書房
- ・高橋重宏, 2008年『子どもへの最大の人権侵害 子ども虐待新版』有斐閣
- ・寺中誠, 2020年『戦争の悲惨を繰り返さないための新たな世界秩序 国連と人権保障』, 林陽子, 2020年『大きな理想に向けて現実的に歩む 国際人権条約と人権機関』(2020年『部落解放 国際連合キホンのキ3月号』解放出版社に収録)
- ・日本弁護士連合会, 2011年『子どもの権利条約・日弁連レポート 問われる子どもの人権 日本の子どもたちがかかえる これだけの問題』駒草出版
- ・東野充成, 2008年『子ども観の社会学 子どもにまつわる法の立法過程分析』大学教育出版
- ・ピーター・N・スターンズ/訳: 上杉忍, 2022年『人権の世界史』ミネルヴァ書房
- ・福井憲彦編, 2001年『フランス史』山川出版社
- ・堀正嗣, 2020年『子どもの心の声を聴く 子どもアドボカシー入門』岩波ブックレットNo.1032, 岩波書店
- ・森田ゆり, 2004年『新・子どもの虐待 生きる力が侵されるとき』岩波ブックレットNo.625, 岩波書店
- ・岩井宜子, 2003年「児童虐待対策への法的課題」『法務総合研究所研究部報告』22
- ・上田倫徳, 2022年「こども家庭庁の創設とこども基本法の成立」『立法と調査』450号
- ・大原美知子, 2003年「児童虐待—親アプローチの現状と課題」『法務総合研究所研究部報告』22
- ・奥山眞紀子, 2003年「本研究から見てきた子どもや家族への治療やケアに対する示唆」『法務総合研究所研究部報告』22
- ・喜多明人, 1998年「戦後教育を問い直す—子ども理解はどこまで深まったか」『教育哲学研究』77号
- ・貴田美鈴, 2008年「2002年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因—子どもの権利条約批准と児童虐待の社会問題化—」『人間文化研究』10
- ・北村由美, 2021年3月「日本における子ども虐待の現状と課題」『Psychologist：関西大学臨床心理専門職大学院紀要』11号
- ・小林成隆, 2003年「児童虐待の防止等に関する法律の改正に当たっての提言」『名古屋文理短期大学紀要』27
- ・澤登文治, 2006年「フランス人権宣言の起草過程に関する一考察(五)—その独自性と統一性—」『南山法学』29 巻2 号
- ・下西さや子, 2005年「明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想」『社会福祉学』46 (1)
- ・高橋恵里子, 2021年「『子ども基本法』(仮称) 制定にむけて」『子どもの権利研究』32
- ・竹原幸太, 2019年「児童虐待対策の変遷から見る未然予防の到達点と課題」『東北公益文科大学総合研究論集：Forum 21』36号
- ・谷川至孝, 2020年3月「児童虐待の現状と支援」『発達教育学研究』014
- ・辻村みよ子, 1992年「『人権』と女性の権利—『人権の普遍性』論への一視角」『一橋論叢』108 (4)
- ・西嶋嘉彦, 2003年「児童虐待：連鎖模様」『法務総合研究所研究部報告』22
- ・松浦明日香, 2021年「コルチャックの「子どもの権利」思想の教育学的意義」『中国四国教育学会 教育学研究ジャーナル第26号』
- ・松倉聡史, 塚本智宏, 2020年「子どもの権利条約の現状と課題についての報告」『地域と住民：コミュニティケア教育研究センター年報』4
- ・松本眞一, 1995年「子どもの権利条約と児童福祉」『桃山学院大学社会学論集』28 (2)
- ・望月彰, 2015年「子どもの権利条約批准20周年の意義と課題—国連子どもの権利委員会「最終所見」の視点から—」『生涯発達研究』7
- ・吉見香, 2012年「戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点」『教育福祉研究』18
- ・OECD iLibrary『Education at a Glance 2021：OECD Indicators』<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/12d19441-ja/>

index.html?itemId=/content/component/12d19441-ja

- ・ Office of the United Nations High Commissioner for human rights『Legislative History of the Convention on the rights of the child Volume1』2007
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/LegislativeHistorycrc1en.pdf>
- ・ 一般社団法人日本子ども虐待防止学会「子どもの権利に関する資料集」
https://jaspcan.org/public/childrens_rights/#3.-%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9%E3%81%AE%E5%85%B7%E4%BD%93%E7%9A%84%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E2%80%95%E2%80%95%E5%9B%BD%E9%80%A3%E3%83%BB%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%A8%E5%A0%B1%E5%91%8A%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%88%B6%E5%BA%A6
- ・ 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会『大阪市における幼児死亡事例 検証結果報告書』
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000007/7122/12_02gyakutai_youji.pdf
- ・ 外務省『人権外交 国際人権規約の作成及び採択の経緯』
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2a_001.html
- ・ 外務省『人権外交 児童の権利条約』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
- ・ 救世軍公式ホームページ『救世軍とは』<https://www.salvationarmy.or.jp/about>
- ・ 厚生労働省、2023年『令和4年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について』 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071893.pdf>
- ・ 厚生労働省『民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について』
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001071895.pdf>
- ・ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>
- ・ 厚生労働省子ども家庭局母子保健課「都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き」
<https://cdr.cfa.go.jp/pdf/guidance.pdf>
- ・ ©公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約採択20周年記念 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：外務省による政府訳」
https://www.unicef.or.jp/library/pdf/haku10_04.pdf
- ・ こども家庭庁『統計調査』<https://www.cfa.go.jp/resources/research/>
- ・ こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf
- ・ こども家庭庁公式HP『政策』<https://www.cfa.go.jp/policies/>
- ・ こども家庭庁支援局 虐待防止対策課「令和6年度概算要求の概要（虐待防止対策関係）」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/737299a8/20230401_policies_jidougyakutai_18.pdf
- ・ 『こども基本法（令和4年法律第77号）』
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/51bee5de/20230401policies-kodomokihon-06.pdf
- ・ 子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/soukatsu_ja.pdf
- ・ 子どもの権利委員会/日本語仮訳：子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『国連子どもの権利条約NGOレポート連絡会議第3回総括所見』
http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/wp-content/themes/crc/pdf/ngo_repo/soukatu_syoken.pdf
- ・ 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議『日本における子どもの権利条約の実施：日本の第4回・第5回定期報告書に関するNGOの視点』<http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/wp-content/uploads/2020/02/%E7%AC%AC%E5%9B%9E%E3%83%BB%E7%AC%AC%E5%9B%9E%E6%97%A5%E6%9C%AC%E6%94%BF%E5%BA%9C%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%80%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E5%AE%8C%E6%88%90%E7%89%88.pdf>
- ・ 子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 事務局：子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利条約の実施に関する第3回日本政府報告書についてのNGOレポート』
http://npocrc.org/wp-content/themes/crc/pdf/ngo_repo/no3_ngoreport.pdf
- ・ 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11900000/000348286.pdf>

- ・東京都福祉局・保健医療局採用職種ナビ『児童福祉司』
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/saiyou/service2.html#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8F%B8%E3%81%AF%E3%80%81%E5%AD%90%E4%BE%9B,%E5%BD%B9%E5%89%B2%E3%82%92%E6%8B%85%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>
- ・内閣官房 こども家庭庁設立準備室「こども基本法説明資料」
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77setsumei.pdf>
- ・仲真紀子『司法面接の特徴とNICHDプロトコル』<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2010/101011/201001003B/201001003B0008.pdf>
- ・日本弁護士連合会『国連から見た日本の子どもの権利状況 国連子どもの権利委員会第4回・第5回政府報告書審査に基づく同委員会の総括所見（2019.3）を受けて』
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/kodomo_pam04-05.pdf
- ・日本弁護士連合会「子どもの権利条約 報告書審査」
https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_report-1st.html（第1回政府報告書審査，第2回政府報告書審査）
- ・日本ユニセフ協会『T・NET通信No.26コルチャック先生と子どもの権利』
https://www.unicef.or.jp/kodomo/teacher/pdf/sp/sp_26.pdf
- ・ヒューマライツ大阪『子どもの権利条約からみる日本の子どものいま』
<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2019/05/45-1.html>
- ・法務省人権擁護局/人権教育啓発推進センター『世界人権宣言70周年』
<https://www.moj.go.jp/content/001271449.pdf>
- ・文部科学省『海外における児童虐待防止に向けた取組の状況』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/012.htm
- ・文部科学省「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

現代社会における「凡庸な悪」と自己と他者

中山 京佳

【目 次】

序論 現代社会の危うさ	239
第1章 現代社会と「凡庸な悪」	240
1.1 「自主的な民の出現」と矛盾する現代社会	240
1.2 ハンナ・アーレントの「凡庸な悪」	240
第2章 水俣病事件にみる「凡庸な悪」ともだえ神の精神	242
2.1 水俣病事件	242
2.2 「凡庸な悪」を引き起こした者の語り	242
2.3 官僚になりきれなかった官僚	244
2.4 もだえ神の精神	246
2.5 もだえる魂	247
2.5.1 苦しみのもだえ	247
2.5.2 悔恨のもだえ	248
2.5.3 失われつつあるもだえ神の精神	249
第3章 現代社会における自己と他者	250
3.1 現代社会における他者の存在	250
3.2 メディア社会における見えない自己と他者	250
3.3 他者という存在を可視化するメディア	251
第4章 「凡庸な悪」ともだえ神の精神	253
4.1 「花もあなたかわいそうに」	253
4.2 少しだけ楽になる	253
引用・参考文献一覧	255

序章 現代社会の危うさ

ゼミの教授が水俣を研究テーマにしている。そんな小さな接点が私と水俣との出会いであり、この研究の原点だ。今思えば、最初は知識も何もなく「水俣病」という名前しか知らなかった状態だった。しかし、ドキュメンタリーや書籍、フィールドワークで水俣に生きる受難者たちの苦難や人生、豊かな水俣を奪った近代の象徴であるチッソと国、様々な人が語る水俣を自分が経験し、「可哀想」なんて言葉では終わらせられない、決して他人事ではなく、現代に生きる今だからこそ自分自身の経験に落とし込んでいかなければならないと感じた。そう感じ取らせるものが水俣にはある。

他人事ではなく自分事として捉えるべきだと考える要素のひとつに、人が人でなくなってしまう瞬間が存在していることが挙げられる。チッソは水俣病の原因は自分たちにあると分かっているが、有害物質を不知火海に垂れ流し続けた。また国もそれを止めなかった。水俣の人々の暮らしと命、人としての尊厳が奪われていく様子を見ていたのにもかかわらず、会社や国の利益、個人の立場や名誉を優先した。国や組織、時代や世間の風潮、そんな大きな枠組みで実体のないものに、人は取り込まれ、自分の思考能力さえ奪われてしまっていた。姜信子（2002）は、近代という波が押し寄せ、その過程で自分たちの眼差しが誘導されていくこと、つまり、自分の生きる道や環境を自分とは違う大きな枠組みに決められてしまっていることをどうして怖いと思わないのだろうか（姜 2002：62-63）と疑問の声を挙げている。正に、近代の象徴ともいえるチッソが引き起こした水俣病事件に向けられた声だと言っても過言ではない。

しかし、水俣病事件だけではない。現代でも自分で思考することを止め、見えないモノにただ流されている瞬間は数えきれないほどある。水俣に生きる人々にメディアを通してだが触れ、心を痛めることもあったそんな自分もまた、水俣病事件と同じような歴史を繰り返す人間になってしまうかもしれない、声を挙げようとしている人の声を聴けなくなっているのかもしれない、と現代社会に生きる自分自身にも危うさが存在していると気付いた。その危うさと向き合うために、自分とは生まれた場所も生きる時代も交わらない水俣を原点に現代社会の生き方を考えていく。

第1章 現代社会と「凡庸な悪」

1.1 「自主的な民の出現」と矛盾する現代社会

2022年8月10日、熊本県水俣市にある一般財団法人水俣病センター相思社を小林ゼミ2ゼミ（当時3年）で訪れ、川本愛一郎さんにお話を聞いた。川本愛一郎さんの父、川本輝夫さんは患者の先頭に立ち、チッソへの直接交渉など、患者の救済に努めた方だ。そんな父を持つ愛一郎さんは「水俣病事件の終わりはいつか」と聞かれ、「自主的な民の出現¹⁾」と答えた。国や企業からの保証金や救済なんかではなく人そのものに期待するこの回答に、水俣病事件の本質、また父への尊敬の気持ちが表れている。しかし、川本さんの願いとは反対に、現代は自主的な民が生まれにくい社会になっているのではないかと疑問に思った。そして、その引っかかりこそがこの論文のテーマとなる。川本さんの願いと現代の社会、この両者の矛盾にこそ、現代に生きる私たちが気付きにくく、しかし決して無視してはいけない問題が詰まっているのではないだろうか。

ここで指す現代社会とは、「人が考えなくなる社会」と表すのがしっくりくる。いわゆる官僚制が多くの組織で取り入れられ、上司の命令や組織の規範、マニュアルに従うことで地位や所得を得る人々で成り立つ社会はもちろん、メディアが発展し、SNSやAIなどのデジタル技術により、自分の意思とは違うところで自分の意思が作られる社会だ。こんな社会では、自分が何をしたいのか、何を大切にすべきか、自分自身のことを自分自身ではなく、他人や世間、AIなど目には見えないモノに無意識の間に決められている。そのことに気付いてない場合もあれば、気付いていても怖くて気付かないふりをする時もあるだろう。なぜなら目に見えないものでもそれに従っていることの方が楽で、安全な道だからだ。しかし、その状態こそがホロコーストや水俣病事件など歴史的な事件を引き起こしてきた。

1.2 ハンナ・アーレントの「凡庸な悪」

政治哲学者ハンナ・アーレントはナチス政権において強制収容所にユダヤ人大量移送を行ったアドルフ・アイヒマンの裁判を傍聴し、アイヒマンの悪について、アイヒマン自身が悪魔的な要素を持っていたわけではなく、想像力を欠いた状態だったことが彼をホロコーストに関わる重大な犯罪者にさせた要素であり、その悪こそが陳腐なものであると唱えた（アーレント 1969：221-222）。

姜（2002）はアーレントの論じた「凡庸な悪」と絡めながら、「服従」という言葉を用いて、現代人の想像力について次のように語っている。

ささやかな日常を生きる私たちは、何かに服従して生きることを選択することによって「安住」を勝ち得ている私たちでもあります。何かに服従して日常を生きる私たちは、考えない、想像しない。何かに服従して、考えず、想像せず、条件反射のように日常を生きる私たちは、みずからの凡庸で陳腐な悪が、劇的な惨禍をこの世に呼び出すことにも気づかない。（姜 2002：321）

【1】 インタビュー内の愛一郎さんの回答はつぎの通りである。
当事者性を持った一人一人が主体的に行動できる、そういう時代が来た時が水俣病の終わりと言っていいのかなと。抽象的な言い方ですけど、自分の人生というのを主体的に考えていく。そして、状況は幸せじゃないかもしれないけれど、その状況に真摯に向き合うというのが一つの主体性のある状況かもしれないなと思っていて、主体的な民の出現、その時が水俣病事件のひとつの終わりの形なのかなと思っている。

何かに服従していれば、自分が責任を問われることも、道を踏み外すこともない。何かを起こしたとしても言い訳さえ作れてしまう。自分の行動のその先に何があるのか想像しようともせず、見て見ぬふりを続ける。そのように生きている人々を、姜は「安住」という言葉で表現している。そして、想像しないで「安住」している人々が生み出す「凡庸な悪」がまた歴史的な惨禍を繰り返してしまうかもしれない、と警鐘を鳴らしているのだ。

そして、この「凡庸な悪」こそ水俣病事件を引き起こした。国の発展のため、会社の利益のため、多くの人が犠牲になっているのに気付いていたのにもかかわらず、国の官僚やチッソは見て見ぬふりをした。近代化という波が水俣の豊かな暮らしを奪っていった。

小説家・詩人として活躍し、水俣病患者を題材にした『苦海浄土』を執筆した石牟礼道子は、水俣を犠牲にし近代化した社会で生きていくことに対して、「罪なこと^{【2】}」と語っている（NHK『水俣病“真の救済”はあるのか〜石牟礼道子が語る』「クローズアップ現代」2012年7月25日放送より、以下、『水俣病』と略記）。これは国やチッソだけに向けられた言葉ではない。水俣の犠牲なしに私たちが生きているいまの暮らしは存在しないだろう。私たちは許されている存在であり、この社会で生きていくだけで罪なのだ。生まれた時代も場所も違う、そんな自分も許されている存在だと、何も知らない顔をして生きていいわけがない、この気付きを得たからこそ、私は水俣を通して自分が生きるいまを考えて問いたいただきたい。「いつまで見て見ぬふりを生きているのか」と。つまり「安住」から一歩外に踏み出すことができる人とは、またそんな人になるには、現代社会の何に気付くべきなのだろうか。

【2】 水俣の漁師で認定患者であった杉本栄子さんは、「国やチッソ、差別した人もすべて許す、許さないと辛くてたまらない。みんなの代わりに私たちが病んでいる」と石牟礼に話した。石牟礼は「私たちは代わりに病んでいる人から許されて生きている。罪なことですね」と語っている（NHK『水俣病“真の救済”はあるのか〜石牟礼道子が語る』「クローズアップ現代」、2012年7月25日放送より）。

第2章 水俣病事件にみる「凡庸な悪」ともだえ神の精神

2.1 水俣病事件

川本愛一郎さんは水俣病は単なる公害病ではなく、事件であると私たちに強く訴えた。ここで、川本さんが事件ということを強く主張したのは、殺人事件と同じようにチッソや国などの組織の人間が、人が亡くなっていることを分かりながら自分たちの利益のために意図的に工場廃水を海に流し続け、止められるタイミングは幾つもあったのに止めなかったからだ。そこに川本さんは怒りや憎しみを強く感じている。

水俣病問題に対するチッソや国の対応を見ていくと、とても杜撰で卑怯な対応がいくつも見られる。そもそも、水俣病が公式に確認されたのは昭和31年5月1日。歩行障害、言語障害、脳症状を訴える女の子が水俣工場付属病院に入院し、その後も原因不明の奇病を訴える患者が発見された。昭和34年には熊本大学の研究班は水俣病の原因物質はメチル水銀化合物であることを突き止めたが、チッソは「原因は旧軍隊が水俣湾に捨てた爆薬だ」と主張する。結局、昭和34年12月30日にチッソと患者の間で見舞金契約が結ばれたが、内容は、死者30万円、葬祭料2万円、生存患者年金成人10万、未成年者3万円、成人に達したとき5万円の慰謝料を払うというもので、「今後原因が工場排水と判明しても追加補償しない」という条件が含まれていた（原田 1972：60-61）。またその後、通産省もチッソに浄化装置を設置することを指示し、チッソもサイクレーターなどの排水処理設備を整えたが、驚くことにこのサイクレーターは全く効果がなかったという。それに対し原田正純（1972）は次のように述べている。

このようなごまかしをチッソがやっていたことを、日本全国の人々に知ってもらいたい。今日、水俣の患者や住民たちが、いかに長い苦しみを背負って生きているのかを考えたとき、人間として、このようなことを決して許してはならないのである。（原田1972：58）

このチッソの杜撰で人に対する情の欠片すら見えないこの対応に、会社の利潤を第一とする企業として特性がよく見えてくる。水俣病の被害が拡大してもなお、チッソは排水を止めなかった。また、国もそれに気付きながら、チッソ水俣工場の操業を停止しなかった。それは、チッソという国の発展を担う重要な要素を失うことは国の発展を妨げることであったからだ。原田が「人間として」という言葉を用いてチッソを非難した点に、近代化した社会の中で、組織や国などの大きな枠組みに吞まれてしまい、人が人間らしさを失ってしまったということがよく表れている。正に「凡庸な悪」がみられる瞬間である。

2.2 「凡庸な悪」を引き起こした者の語り

チッソや国という大きな枠組みで水俣病事件について書き記してきたが、被害が出ていると気付いていたにもかかわらず、排水を止めなかったのも、被害にあった人たちに対して杜撰な対応をしてきたのも、判断を下したのは組織の中の人間一人ひとりである。そこに、組織の中の人間として、または一人の人間としての葛藤はなかったのだろうか。1995年7月1日に放送された「NHKスペシャル」『チッソ・水俣 工場技術者たちの告白』の中で、チッソ従業員や水俣病問題に対応していた当時の官僚が、その時の状況や心境を語っている。

工場技術部の分析チームの責任者としてデータの作成を担当した上妻博宜は、科学的な根拠がないという

点を主張していたことでチッソは工場からの排水を止めなかったにことについてつぎのように語る。

自分のとこのせいじゃないと言いたいのは当たり前、理屈じゃないですよ。ましてははっきりしてない段階で、それは一応ね、そうであっては欲しくない。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者たちの告白』「NHKスペシャル」1995年7月1日放送より、以下、『チッソ・水俣 工場技術者』と略記)

問題が発覚したら、チッソは工場長の西田栄一は有機水銀説に対して本格的な反論を作ろうとしていた。その制作に指名されたのは市川正技術部長であった。チッソ附属病院の細川一院長は猫に工場排水を混ぜたエサを与えるネコ400号実験を行っており、市川技術部長は、細川院長にこの実験を公表しないように説得しに行く。その際も、実験例が一つしかなく、結果が正しいか分らないと主張し、この実験は見解書から外された。市川は細川院長と猫実験を再開したときの心情をつぎのように語っている。

いざ会社関係の実験をやろうとすればですね、震えても結果を知るのが恐ろしいぐらいの、まあそういう気持ちで会社でないことを祈りながら実験をやったもので、これはもうやった人間じゃないと分からないと思うんです。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者』)

実験の結果から細川院長は結局猫を水俣病とは断定せず、結果も公表されることはなかった。そのまま市川は水俣病の担当を離れる。その時の心境を市川は次のように語っている。

私は会社の人間ですから仕事と会社の間に入って非常にまあ悩みましたね。今考えれば、私はその時とはとにかくほっとしたわけですからね。ほっとしたこの気持ちが嬉しくてですね、もう三回目やる気持ちがなかったわけだ。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者』)

実験結果を公表しないように動いたり、工場長の指示で水俣病の原因は軍隊が水俣湾に捨てた爆薬説であることを実証しようとしたり、絶対に原因企業であると認められないチッソという会社の中で、自分がやらなくてはいけない仕事に辛さや悩みを抱えていた。だからこそ、自分がその場から離れたとき、「ほっとした」のであろう。

技術部の石原俊一は工場の排水からメチル水銀の結晶を取り出すのに成功し、上司の技術部次長上妻博宜に報告した。しかし、上妻は公表するべきではないと考えた。また、上妻は水俣病の研究を振り返ってどう評価するか聞かれると、

難しい質問ですね。聞く方は易しいけど答える方は難しいですね。そういう受け止め方してないんですよ。要するに工場の会社ってのはね、ものをつくり開発していくことが仕事なんですよ、前向きな仕事なんですよ。こうではなかったとかね、そうでないとかいうことばかりやってる仕事じゃないわけですよ。そういう問題がなかったほうがよかったわけです。そういう意味です。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者』)

と語っている。物を作る技術者たちが、自分の会社が引き起こしたとされる病気の原因を究明する仕事はない方がいいと考えるのは当たり前かもしれないが、原因は自分たちが作ったことに変わりはない。どこまで上妻が考え、意図しているかは分からないが、矛盾が生じている。

工場の排水を止めなかった責任はチッソだけにある訳ではない。当時経済企画庁で水質規制を担当していた汲田卓蔵は、当時の庁内の状況を話している。

あの当時人が亡くなったらすぐ止めろと言われても僕ら止められなかった。命はね、こんな工場の一つや二つじゃないって事は分かるけどね。僕は止められなかったね、はっきり言って。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者』)

命が失われていることを分かっている、国は工場を止めなかった。なぜそこまでして工場を稼働させ続けたかったのか、その理由が表れている発言が以下だ。

やっぱり高度成長期の真っ最中というか走りぐらいで、追い越せ追いつけの時代だったわけですよ。だから、全産業性善説ですよ。時代がそういう時代だったから、時代に負けて、担当する役人が何もなかったんじゃないと言われてももう謝るしかない。ある程度分かってやってんだから。確信犯だな、ある意味では。僕は確信犯だと思うね。(NHK『チッソ・水俣 工場技術者』)

高度経済成長という時代に、産業を止めることは国にはできなかった。ただ、それだけの理由である。この汲田の発言は、アーレントの「想像力が欠如しているために、自分のしていることがどういうことか全然わかっていなかった」(アーレント 1969: 221) という「凡庸な悪」であろう。官僚が国の利益のために行動することは当然であるが、国民一人ひとりの暮らしや人生を尊重し守るための国ではなく、一人ひとりの声や暮らしを蔑ろにしてしまう大きな枠組みとしての国を優先させている。だからこそ「時代」という実体のないモノのために多くの人々が犠牲となった。

チッソ従業員と官僚、共に思考を停止させ服従することに逃げた「凡庸な悪」が存在したことは確かであり、個人の決断が水俣に暮らす人々の生活と人間としての尊厳を奪ったことは決して許されることではない。しかし、全ての事例に当てはまると言える訳ではないが、「凡庸な悪」には葛藤や悩み、強い後悔なども同時に存在していることにも気付くべきではないだろうか。チッソ従業員たちが組織としての人間と、誰かを想う人間との板挟みになっていたことは、上記の発言からも見て取れる。そして、その板挟みの中で悶えていた一人の官僚がいた。その官僚から、近代化した社会が失ったもの、そして必要なものが同時に見えてくる。

2.3 官僚になりきれなかった官僚

1990年12月5日、環境庁の官僚、山内豊徳が自殺した。山内は当時、環境庁企画調整局の局長として水俣病問題に対する国としての対応に追われていた。山内の死に対して、新聞でも「板挟み」という言葉で山内の自殺が報じられており、厚生省幹部は「国の責任者として、行政と水俣病被害者の板ばさみになって、思い悩んだのではないか」(『読売新聞』1990年12月6日)と言及している。山内が亡くなる約2か月前、水俣病裁判において国は東京地裁から受けた和解勧告を拒否した。もちろんこの和解勧告は原告側の水俣の人々を失望させるものであった(『読売新聞』1990年10月2日)。そして、山内は記者会見で環境庁の代表としてその和解勧告を拒否する姿勢を示していたのだ。また、「水俣病第三次訴訟」で受けた和解勧告も国は拒否する。その記者会見で山内は、苦しい表情で「勧告が二回あっても、それだけでは環境庁としての判断を変える要素にはならない」と答えている(『読売新聞』1990年10月5日)。

和解勧告を認めることはできない国としての立場を表明する官僚として、一方で患者を救済することができない苦しさを持つ福祉に携わる人間として、山内はその狭間に居たことと想像できる。チツソだけではなく国や行政でも、自分たちの立場や体裁を守るために、患者に対して不誠実で利己的な対応がなされてきた。官僚が国の立場を守ろうとし、利己的な態度を示すことは当然ともいえるような環境の中で、生きていくことができないほど苦しみや生きづらさを感じ続けた山内はどんな人物だったのだろうか。

山内を知る朝日新聞のT記者は「彼はとにかく優しい人だった。役人としては稀有だったね。他の人間はみんな出世のこと、出身省庁のことしか考えていないような人ばかりだったよ」（是枝 2014：246）と山内のことを語る。このように他の官僚との違いを若い時から評価されていた。顕著に現れていたのが山内が31歳の時、厚生省から埼玉県庁へ出向し福祉課長として福祉対策に力を入れていた時だ。山内は課長として障害者対策や部落差別問題、老人福祉対策など様々な福祉の問題に取り組んでいた。時には知事に対して一歩も引かず意見したり、陳情に来る人に対して自らその訴えを聞いたり、精力的に活動していた。課長補佐だった富張武次は、中央官庁から来た人間は大きな失敗なく過ごし、元の省庁に戻ろうとする人が多いが、山内はそんな今まで出向してきた役人とは随分違うと思ったという（是枝 2014：116）。また、山内の出向期間が過ぎた際、職員から山内の在任を望む声が挙がり要望が受け入れられ在任期間が延びた。厚生省の担当官も「普通は迷惑だから早くお引き取り願いたいというものだが、もう少しいてほしいと言われたのは厚生省では初めてですよ」と語っている（是枝 2014：120-121）。自分の評価や出世ではなく、苦難を強いられている人々のために行政の人間として問題と正面から向き合う姿は、本来政治に携わる人間のあるべき姿だと言っていいだろう。しかし、その姿が他の官僚との違いであり、山内自身を苦しめることになってしまった。ここまで人々の状況に向き合い、どうにかしようと情熱を持って取り組んでいた山内自身の人生や思考を見ていく。

山内は1959年に東京大学法学部を卒業し、上級公務員試験では次席であったのにもかかわらず、大蔵、外務、通産といった官僚が憧れる省庁ではなく、厚生省を自ら選び入省した。そして、入省したての頃、知人に「天職にめぐり会った」と嬉しそうに語っていたという（是枝 2014：54-56）。埼玉で福祉課長として働いていた時代は山内にとって最も楽しかった時期であった（是枝 2014：114）。福祉の道に生きがいを見出していただろう山内は自身の著書の中で、福祉に携わる人間はその土台に人間への関心と興味が必要であると述べていた（是枝 2014：163）。また、福祉や行政についてつぎのように周囲の人に熱く語っていた。

臭いものに蓋では駄目だ。その場だけ押さえたいればいいというのが行政の一番いけないところだ。（是枝 2014：117）

力に負けちゃだめだ……。あくまで正しい者の味方をする。強い者の味方をするんじゃないんだ。数を頼りにして来る人々の中にも正しい人がひとりやふたりは必ずいるはずだ。それを見極めて、その少数者の声なき声を聞かなくちゃいけない。（是枝 2014：119）

これらの発言や山内の福祉に取り組む姿勢は、水俣病問題に対する国の対応とは正反対といってもいい。だからこそ、自ら語った福祉に携わる人間に不可欠の資質である「人間に対する関心」を人一倍持つ山内に「悲劇」が起きた（是枝2014：165-166）。山内はどこか苦しんでいる人に対して、ほっとけない、どうにかしたい、そんな気持ちが官僚という職業を全うしながらも先行していた。そして山内のそんな姿こそが人間らしさなのではないだろうか。その人間らしさこそが「凡庸な悪」とは対極にあるような人間の要素であり、それが石牟礼道子のもだえ神の精神に通じるのではないかと考えられる。

2.4 もだえ神の精神

石牟礼の祖母は、盲目で精神障害があり、よく徘徊していた。そんな祖母との思い出を以下のように語っている。

手を繋いだら祖母の気持ちが私の中に全部入り込んでくる。だけれども、私は小さいからお祖母さん全部の気持ちが入りきらん、はみ出してしまう。それは大変申し訳ないという気持ちがいたしました。いつか、お祖母さん全部の気持ちが入り込んでくる時があるかなと思いましたね。(NHK『花を奉る 石牟礼道子』「ETV特集」2012年2月26日放送より、以下、『花を奉る』と略記)

祖母の苦しみを抱えることができないことに対して、石牟礼は「申し訳なかった」と自身がまだ幼いのにもかかわらず感じていた。幼少期のこのエピソードからも、石牟礼には本能的に、人やモノ、この世の万物に移りその思いと一緒に抱えていくような力があるのだと感じられた。また、その能力が石牟礼を『苦海浄土』の執筆に走らせる。水俣病患者の声を自身が代弁しすくいあげ続けた。水俣病患者であり、石牟礼がはじめて見舞った病室にいたのが、坂上ゆきであり、ゆきの声が『苦海浄土』に綴られている。

人間な死ねばまた人間に生まれてくつとじゃろうか。うちややっぱり、ほかのもん生まれ替わらず、人間に生まれ替わってきたがよか。うちやもういっぺん、じいちゃんと舟で海にゆこうごたる。うちがワキ櫓ば漕いで、じいちゃんがトモ櫓ば漕いで二丁櫓で。漁師の嫁御になって天草から渡ってきたんじやもん。

うちやぼんのうの深かけんもう一ぺんきつと人間に生まれ替わってくる。(石牟礼 2004：185-186)

「もう一度人間として生まれて海に出たい」というゆきの思いに触れると、「可哀想」「悲しい」「悔しい」そんな自分が持っている言葉では言い表せないほどの感情に襲われる。海が自分の一部であり、その海から毒をもらった。そして、その海にもう一度人間として帰りたい。不条理の中にながら希望や光が人には存在し、その光の美しさと残酷さが鮮明に伝わってくる一節だ。ゆきには、口唇、口囲の痺れ、言語障害があった(石牟礼 2004：140)。しかし、ゆきの声がここまでありありと語られているのは、石牟礼がゆきの中に入り込み、声を代弁してくれているからであろう。田中優子(2020)は、『苦海浄土』はポルタージュでも記録文学でもなく、苦しむ人々の中に道子が成り代わって内部に入り込み、本人さえも言葉にできない言葉を聞き取り、その声を受難・受苦の物語に写し取った作品だと述べている(田中 2002：172)。そして、この石牟礼のたぐいまれな共感力・感応力が石牟礼道子という作家の魂の深さであり、何もできなくても、一緒にもだえて、悲しんで、力になりたいという気持ちの「もだえ神の精神」であるという(田中 200：68)。

田中は石牟礼との対談を経て、もだえ神の精神について次のようにまとめている。

道子の言葉によれば、「悶えてなりとも加勢せんば」とは、悲嘆にくれる人を心配してなにを措いても駆けつける。駆けつけるけれども、なにもできないでただ立ち尽くしてもだえているだけ。そのような人の在りようだという。そこにはなんの計算も見返りを求める気持ちもなく、相手の気持ちに移るがごとく「瞬間的に悶える」のだという。

道徳的な意味合いの強い「相手の気持ちになって考える」ということではない(中略) いってみれ

ば苦しむ魂の傍らに道子の魂が瞬間的に移動している、成り代わっている。道子にとっての「もだえ」とはそんな現象なのである。(田中2020：170)

「何もできなくてもただ一緒にもだえて加勢する」というもだえ神の精神は、『苦海浄土』の中にもみることができる。以下は、5歳7ヵ月で水俣病を発病し、「ミルクのみ人形」とジャーナリズムに名付けられた杉原ゆり（石牟礼 2004：263）の母の声だ。

ゆりはもうぬけがらじゃと、魂はもう残っとらん人間じゃと、新聞記者さんの書いとらすげな。大学の先生の診立てじゃろかいなあ。

そんならうちちゃん、ゆりが吐きよる息は何の息じゃるか——。草の吐きよる息じゃるか。

うちは不思議で、よくゆりば嗅いでみる。やっぱりゆりの匂いのするもね。ゆりの汗じゃの、息の匂いのするもね。体ばきれいに拭いてやったときには、赤子のときとはまた違う、肌のふくいくしたよか匂いのするもね。娘のこの匂いじゃとうちは思うがな。思うて悪かろか……。 (石牟礼 2004：269)。

ねむろねむろ。うちはなあうちちゃん、ゆりはああして寝とるばっかり、もう死んだる者じゃ、草や木と同じに息しとるばっかり、そげんおもう。ゆりが草木ならば、うちは草木の親じゃ。ゆりがとかげの子ならばとかげの親、鳥の子ならば鳥の親、めめずの子ならばめめずの親—— (石牟礼 2004：271)

娘にはもう魂がない人間だと言われる不条理に対する母の嘆きだ。たとえ、娘が草木ならば自分も草木の親であるという母の声は、娘とどこまでも一緒に苦しみ続ける、苦海の底にまで沈み続けるという表現にも見て取れる。そしてそれこそが、何もできなくてもただ一緒にもだえることであり、もだえ神の精神とっていいだろう。もだえ神の精神は、石牟礼だけが持っているものではなく、人が人や生きもの全てに対して本能的に駆けつけたいと動く魂である。そしてその魂は、人に何かを想像させることを可能にしているのではないだろうか、と水俣に生きる様々な人の「もだえ」を見ていくことで考えさせられた。

2.5 もだえる魂

2.5.1 苦しみのもだえ

漁師の緒方正人は、水俣病で亡くなった父の仇を討とうという恨みから12年近くにわたり国や県、チッソに対して責任追及する運動をしていた（緒方 2020：24-25）。しかし、活動する中で、「チッソ」や「国」の姿が見えず、自分が何と闘っているのか分からなくなった。いくら訴えても、責任は認定や補償などといったシステムの責任になり、責任が制度化されてしまっている（緒方 2020：28）。運動をしていく中で、その責任問題に対して「お前はどうかんだ」と問われているように感じたという。そして、緒方は「近代化」とか「豊かさ」を求めたこの社会は、私たち自身ではなかったのか（緒方2020：32）」と述べているように、自分自身が制度やシステムといった複雑で大きな枠組みの中に存在している「もう一人のチッソ」（緒方 2020：32）であることに気付いた。

また、緒方は、運動する中で魂というものが救われきれっていない気がしたという（緒方 2020：83）。緒方は責任や制度という近代の枠組みに囚われていた自分自身に違和感を覚えた。その違和感の水俣に生きた人はもちろん、魚や猫、自然のすべての命に対して魂がもだえていたからこそ生まれたものだ。水俣の命と

一緒にもだえていた一方で、制度やシステムといった枠組みに自分が存在していた。その狭間の苦しみを緒方さんは抱えていたのだろう。自分が分からなくなり家のテレビを外に放り投げて壊すなど、その狭間で苦しむ狂いに狂っていた時期もあったという（緒方 2020：30）。しかし、緒方は、もし自分がチッソの中にいる人間だった場合、会社の構造の中で圧力をはねのけることができたという絶対的根拠は見つからない（緒方 2020：29）という考えを持ち、チッソの人の罪や責任を共に負いたいという気持ちになったという（緒方 2020：45）。この気持ちをNHKで2022年6月22日放送された「ハートネットTVシリーズ」『水俣から考える（1）漁師・緒方正人さん』の中でも語っている。

チッソの人たちをダイナマイトで爆破してでもと思っていたのは、人という風に見ていなくて、鬼人だと思っていた。ところが、人として受け入れる、自分の危うさも同時に気が付いたから、そこで許されたのはチッソだけではないんですよ、私自身も許されたんです。そのことで私自身も恨みから解放された。（NHK『水俣から考える（1）漁師・緒方正人さん』「ハートネットTVシリーズ」2022年6月22日放送より）

チッソの人間を一人の人として見ることができ、自分自身も許され、解放された。父を殺され憎かったチッソに対して、このように思える境地に至るまでには沢山の苦悩があった。しかし、水俣との命の繋がりを魂で感じ、苦しみながらも自身と相手を見つめ直した。水俣の命にもだえていた緒方さんのもだえ神の精神は、闘っていた相手であるチッソや国・県の中にいる個人を想像させ、近代という社会やその中にいる自分自身について気付きをもたらした。そして、緒方自身と水俣の命を苦しみから解放したのだ。

2.5.2 悔恨のもだえ

第2章2節でも登場したチッソ附属病院の院長であり、ネコ400号実験を行っていた細川一にももだえ神の精神を見ることができる。

この実験によって、細川と市川正技術部長は水俣病の原因がチッソ工場の排水にあることが分かっているにもかかわらず断定できず、実験結果を公表しなかった。細川も会社という組織の中で生き、水俣病の被害を拡大させた一人であった。それは「凡庸な悪」だったとも言える。一方で、細川は医師として水俣病患者たちを診察し、診ている患者の病気は、自分たちに原因があるという状況に陥っていた。それゆえに、患者の診療にも、原因の究明にも強い葛藤があったことが想像される（小林 2021：76）。細川は1962年にチッソ附属病院を退職した後、1965年に新潟水俣病が確認された後、その患者を診つづけていたという（小林 2021：77）。また、熊本水俣病第一次訴訟で細川はネコ400号実験の結果を工場技術部に報告し、技術部はその結果を知っていたと証言した。細川の証言はチッソの「当時有機水銀が工場排水に含まれていることを知らなかった」という主張を覆す決定的なものであり、原告側全面勝訴でこの訴訟は幕を閉じた（小林 2021：77）。このような行動をとった細川には、医師として患者のもとに駆け付けたいという思いと、命を救う医師ではなく組織の人間として病気を拡大させた後悔や罪の意識があったことが想像できる。小林直毅（2021）は、残されている細川の痕跡をドキュメンタリーアーカイブを通して拾い上げながら、細川の「医師としての良心」について次のように述べている。

水俣病患者と向き合うなかで細川に培われてきたのは、患者一人ひとりの顔や姿、具体的な生活の在り様と結びついた記憶であったにちがいない。それこそが、臨床尋問の「いま」想起され、「かつて」の「会社の人間」をその桎梏から解き放ち、医師、科学者に立ち戻らせたと考えることができるのでは

ないだろうか。(小林 2021 : 84)

細川は確かに組織の人間として罪を犯した。しかし、その悔恨の思いから起こされる細川の行動は医師としての姿であった。それは、細川自身が水俣病患者のもとに駆けつけ、一緒に苦しみもだえていたからであり、もだえ神の精神が細川を医師として存在させ続けたのではないだろうか。人の悔恨という姿からも、もだえ神の精神は立ち現れる。

2.5.3 失われつつあるもだえ神の精神

もだえの姿を見てきたが、もだえ神の精神は、水俣の命と共に人々の間に宿っているということが強く意識された。また、それは水俣に限らず、「何もできなくても一緒にただもだえよう」とする思いは人が誰しも持っている精神なのではないだろうか。しかし、田中 (2020) は、近代に入って利便性とこの利益が優先され、人間が手を合わせたり、もだえたりする姿は見なくなった。石牟礼のいう徳義や人情¹³⁾が失われて久しいと述べている (田中 2020 : 248)。また、石牟礼もいまの日本に生きる中で、「誰でもいい、誰かほかの人生を生きている人との愛情が本物かどうか試されている」(NHK『水俣病』)と語っている。近代化した社会の中で、誰かを思うもだえの魂は人々の間で消えつつある。

山内豊徳の魂もきっと水俣病患者や苦境を強いられた人の苦しみに寄り添いもだえていた。加えて、人々を自分の手で助けることができる立場にいた山内は、やりがいや生きがいを感じた一方で、組織や制度といった情のないシステムにやるせなさやもどかしさを感じていたことだろう。苦しんでいる人のもとに駆けつけれなくとも駆けつけられなかった。もだえ神の精神は近代化した社会では立ち現れることが難しい。だからこそ、山内も生きることができなかったのではないだろうか。

近代というものは、毒を持ってきただけではなく、情や徳義といった人間らしさも見えなくさせる。石牟礼は「近代的な自我というのを言うようになってから、自我を言い立てるあまり、人のことを考えなくなりましたね」(田中 2020 : 79)と語っている。他者が見えなくなり、絆や愛情といったものが本物かどうか試されているいまの日本で、もだえ神の精神が存在することは可能なのだろうか。その点を考える上で、現代社会に生きる人々の他者とはどのような存在として現れているのかを見ていく必要がある。

【3】 石牟礼のいう徳義ともだえ神の精神の関係が田中と石牟礼のつぎの対話の中で分かりやすく見えてくる。

田中 石牟礼さんのご自宅では、猫にも説教をしたように、人としてどういう風に生きて……猫に人としてというのも変だけれど。

石牟礼 お年寄りや、徳の高い人が理想だったんですね。

田中 集落の中でも「あの人は徳の高い人だ」という人はいましたか。

石牟礼 計算をしないで人に尽くす人がいましたね。何か事件が起こると、何はともあれ見舞いに行く。ある家に怪我人が出たり病人が出たりすると、我が事のように。

石牟礼 かけつける。でも何もしてあげることができないで、ためになることをしようにも、そのやり方が分からん。心配して立っているんだけど、何もできないんです。

それでも「悶えてなりと加勢する」と。悲嘆に暮れるようなことがある家があると、真っ先にかけつけるんです。でも、チッソはかけつけてきてくれなかった。

田中 それが一番の問題だと思うんです。お金の問題よりも。

石牟礼 そうです。チッソの人たちは、患者さんと会ったらお金をふっかけられるんじゃない露骨に用心するんです。「悶えてなりと加勢する」というのが、何もありませんでした。(田中2020:159)

第3章 現代社会における自己と他者

3.1 現代社会における他者の存在

2023年の2月、回転ずしチェーンくら寿司の店舗内で、醤油に直接口を付けるなどの迷惑行為をした動画がSNSで投稿され、21歳の男が逮捕・起訴された。逮捕された本人は「人気になれる、面白いと思った」と語っている（東海テレビ『「攻めれば人気者に」くら寿司で醤油さしを口元へ…巡り逮捕・起訴保釈後に男が明かした後悔』2023年4月24日放送より）。このニュースに限らず、迷惑行為をSNSにあげることが問題とされているのにも関わらず後を絶たない。人気者になりたい、面白そう、そんな理由で人生を棒に振る人に対して、呆れではなく興味すら湧いてくる。その興味の所在とは、国民にマイナンバーで与えられ、システムの中に管理され、SNSにあげれば身元もすぐに特定されてしまうこの現代で、自分の未熟さや罪をどうして露呈できるのだろうかという疑問である。その答えは簡単で、自己の評価に夢中で周りの目や他者が何者かが見えていないからだだろう。人間が見えていないのだ。それこそが現代社会の他者の存在であると考ええる。

アメリカの社会学者デイヴィッド・リースマン（1964）は、同時代に生きる他人が自己の行動原理となっている社会を他人指向型の社会^[4]と名付けている。現代社会に生きる人々は他人の願望や期待というものが自身に内在し、その他人が自分の行動や思考をつくっていく。くら寿司での迷惑行為でも、世間が面白いと評価してくれるだろうから、みんなの人気者になりたいから、といった他人指向が行動を起こさせている。この他人指向型の人々の姿は現代社会のあらゆる面で見ることができるだろう。他人指向の姿が分かりやすく現れているのがSNSだ。特にInstagramで投稿をする際に用いられる「映える」という言葉は、ただ綺麗な写真という意味ではなく、「みんなから評価されそうないい写真」という意味で使われている。自分が良いと思った写真ではなく、他人から見ていいと思った写真が自分の中でもいい写真として存在するのだ。ここでいう「みんな」は決して姿を見せない。存在しないとは言わないが、不特定多数の誰が作ったのかも分からない「いいね」という感覚の中にいる他人である。他人指向型社会に生きる人々は、確かに他人に敏感であるが、その他人という存在は見えていない。

3.2 メディア社会における見えない自己と他者

他人指向型の社会の他人とは、同時代に生きている他者であり、そこにはマスメディアを通じて知る他人も含まれている^[5]。更に、iPhoneなどの小型端末が普及し、多くの人がメディア端末を持って、マスメディアだけではなく、「映える」という言葉が含む意味からも分かるようにSNSなどのメディアからの他人も

【4】 リースマン（1964）は他人指向型の社会についてつぎのように記している。
他人指向型に共通するのは、個人の方向づけを決定するのが同時代人であるということだ。この同時代人は、かれの直接の知りあいであることもあろうし、また友人やマス・メディアをつうじて間接的に知っている人物であってもかまわない。同時代人を人生の指導原理にするということは幼児期からうえつけられているから、その意味では、この原理は「内面化」されている。他人指向型の人間がめざす目標は、同時代人のみちびくがままにかわる。かれの生涯をつうじてかわらないのは、こうした努力のプロセスそのものと、他者からの信号にたえず細心の注意を払うというプロセスである。他の人びととこうして接触しあっていることから、行動面での同調性がうまれる。しかしこの同調性は、伝統指向型のごとく行動を意識的に練習することによってうまれるのではない。むしろそれは、他人の行為や願望にたいしてのおどろくべき感受性によって知らず知らずのうちに身につくのである。（リースマン1964:17-18）

【5】 注4に同じ。

現代人の中に内在するようになったと考えられる。他人の姿は相変わらず見えてこないものの、その他人は多種多様な形で人々の中に存在するようになったのではないだろうか。そしてそのメディアから知る他人は、もはや自分たちの意識の外でデジタル技術によって形作られた他人であり、私たちはその他人に意思決定や行動を左右されているのだ。

石田英敬(2016)は、人間の意識は、人間の無意識のところメディアによって生み出されていることを技術的無意識^[6]と呼んでおり、現代人のメディア生活の多くの部分は技術的無意識が存在しているという(石田 2016: 74-75)。また、人は「技術的無意識の時代」において見えないものを見て、意識の成立以前に聞こえるものを聞いており、「亡霊」のようなものに取り囲まれて生活している(石田 2016: 76-77)。見えない他者とは「亡霊」である。「亡霊」を簡単に取り払うことは出来ない。なぜなら、この「亡霊」を人間は見るができないからだ。だからこそ、「亡霊」という見えない他者という存在を私たちは常に疑うことなく、まるでどこかに生きているかのように感じながら生活している^[7]。

近代化の中で、利己的な思考や官僚的な制度が人に他者を見えなくさせた上に、スマートフォンなど端末によってメディアに取り囲まれて生活している現代社会において、メディアの存在が他者をまた見えなくさせたと同時に、見えない他者を人々の間に違和感なく存在させることを可能にしているのだ。よって、人は他者が見えていないことにすら気付かず、その他者によって自己を形成し続けている。人々の意識にないところで他者がメディアによってつくられているメディア社会で、人々は他者という存在はもちろん、自己という存在すらも危うくしている。

リースマン(1964)は他人指向型の人間は自我から逃避することができない。なぜなら、自我のはっきりした核をもっていないからと述べている(リースマン 1964: 144)。更に、消費社会の中で人間の注意力を惹くために沢山のメディアが私たちの意識を無意識の中でコントロールしている。メディアに囲まれた生活の中では、人はひとつのことに集中する精神の働きが担保されなくなる「注意力不全」状態に陥っているのだ(石田 2016: 161)。自分の意思や行動を決定する見えない他者という存在に注意を払うという意識すら働かなくなり、そんな曖昧な他者によって意思決定をしていく。自己の存在はメディアによってより不安定なものとして存在しているのではないだろうか。

他者が見えない、自分も分からない、そんな状態で誰かを思い、一緒にもだえる魂なんて存在するのだろうか。もだえる姿が失われつつあることを、現代社会における他者の存在を見ていけばいくほど思い知らされた。しかし、確かにメディアは他者の存在をより亡霊的な存在にさせ自己の存在すら危ういものにしたが、他方で、そのメディアにこそ人々のもだえの魂を動かす可能性も見出すことができる。

3.3 他者という存在を可視化するメディア

メディアによって意識が生み出され、「注意力不全」になった人間の意識の自由を取り戻すには、メディアが意識を生み出すプロセスをメディアによって捉え返す必要があると石田(2016)は述べている(石田 2016: 173)。ここで問われるのは「メディアの再帰性」であろう。「再帰性」とは相手や状況に応じて、自

[6] 「技術的無意識」とは機械のテクノロジーの文字と人間の認知とのギャップのことを指す(石田 2016: 74)。写真の例では、カメラが「写真を撮る瞬間」は人間には認知できない。しかし、その写真は「思い出」という意識になる。「楽しかったな」なんて写真を見ながら語っているが、その瞬間を見てはいなかった(石田 2016: 72-73)。これが機械のテクノロジーの文字と人間の認知とのギャップだ。

[7] 石田(2016)は技術的無意識の問題について、私たちは(テクノロジーの文字)を読むことができないからこそ、思い出が現在時のように蘇ったり、動きがありありと見えたり、日本ビクターの犬(もとはグラモフォンのトレードマークの犬ニッパ君)のように親しい人の声があるように聞こえたりするという意識の生活を送るようになっていく(石田 2016: 76)と語っている。

身のあり方を変化させて調節する、「フィードバック」の考えが原理にある（石田 2016：218）。メディアとユーザーが互いにフィードバックをかけられるYoutubeやXなどは、マスメディアとは異なり、メッセージ・フリーであり、ユーザーのアクションによってメッセージが変わっていくという「再帰性」を持っている（石田 2016：220-221）。SNSは人々の他人指向型の姿が現れやすいメディアではあるが、同時に自分のあり方を変化させるために、自分の意識が浮かびあがってきやすい一面があることが考えられる。

その一例として、元自衛隊員で性被害を訴えた五ノ井里奈さんを挙げる。彼女は最初、性被害をYoutube^{【8】}で告白している。そして、被害を訴える声は多くの人のもとに届き、性被害に関する調査を求めることに賛同する10万人以上の署名が集まった。性被害を訴える姿を多くの人がSNSを通じて知り五ノ井さんに賛同し、最終的に加害者には有罪判決が言い渡されている。五ノ井さんの発したメッセージを見て、共感したり、悲しんだり、許せない気持ちになったり、一人ひとりが何らかの感情や意識を抱き、それがまた声となり、五ノ井さんのメッセージがより意味を持つ、重みのあるものへと社会の中で変化していった。これをもだえ神の精神としてまとめることはできないが、五ノ井さんのもとに駆けつけてくれた魂があったことは確かであろう。他者が見えない他人指向型の社会で、もだえ神の精神がまだ消えないことを示してくれているように感じられる。

また、「メディアの再帰性」について忘れてはならない点は、メディア・アーカイブの重要性であろう。そもそもメディアとは、人々が経験した出来事を表象し、そこで人々が出来事を経験する技術と制度であり、時間や空間を越えて人の存在を呼び起こすことを可能にする（小林 2021年度法政大学社会学部講義メディアの歴史「第1講 メディアと近代社会—何が、どのように印刷され、どのように読まれたのか—」2021年4月23日より）。これまで見てきた様々な人の語りや思いをこの論文の中に起こすことができたのは、書籍やドキュメンタリー・アーカイブなどのメディアの存在があったからだ。テッサ・モーリス＝スズキ（2014）は、過去は、自己や他者、人間であるということはどういうことなのかを知るうえで不可欠であると述べている（モーリス＝スズキ2014：312）。メディア・アーカイブの存在は、時代や空間を越えた他者の存在を私たちに可視化させると同時に、そこで起きている出来事やその人の感情までも呼び起こさせる。メディア・アーカイブの中の他者の存在が見えた時、その他者についての興味や関心が生まれ、人はその人について、あるいは社会について様々な想像を膨らませる。そこで何を感じ、どんな変化が生まれるのかは人それぞれだが、他者を亡霊化するメディアは、他方で他者を可視化し、現代が失いつつあるもだえ神の精神を人々の間に呼び起こさせるのではないだろうか。

【8】 【消防防災】RESCUE HOUSE レスキューハウス『【告発】女性自衛官の退職理由がヤバすぎた…消防レスキューが衝撃を受けとった行動とは!?』2022年6月29日公開（最終閲覧日2024年1月11日https://www.youtube.com/watch?v=w3W4fTu2_QA）

第4章 「凡庸な悪」ともだえ神の精神

4.1 「花もあなたかわいそうに」

『苦海浄土』第2部「神々の村」に、坂本きよ子という水俣病患者が登場する。きよ子の亡くなる前、腰もねじれて、足も紐を結んだようにねじれていた。そんなきよ子は身体を打ち付けながらも這って庭に出て、桜のはなびらを拾おうとした。そんな娘を母・トキノは止めようとするが、きよ子はやめない（石牟礼 2006：47）。その様子を見たトキノの声がつぎのように綴られている。

花びらば、かなわぬ手で、拾いますとでございます。いつまでも坐って。(中略)

指先でこう拾いますけれども、ふるえの止まん、曲がった指になつとりますから、地面ににじりつけて。

桜の花びらの、くちやくちやにもみしだかれて、花もあなたかわいそうに。(石牟礼 2006：48-49)

これを読んだとき、何も感じない人はいるのだろうか。言葉にするのも抵抗があるが、水俣病と共に生きるしかなかった人の苦難がこの声だけでも想像できるのではないだろうか。そして、苦しんでいる人を見て、何も感ぜずにはいられないその正体こそもだえ神の精神であり、そのもだえる魂が人に何かを想像させることを可能にしている。

トキノは「花はあなたかわいそうに、チッソの人に、花びらは1枚だけでございます。拾うてやってはくれませんか」(NHK『花を奉る』)と文を書いて欲しいと石牟礼に頼んだ。そして、石牟礼は「文章1字書くたびに花びらだと思って書きます」(NHK『花を奉る』)と語っている。この石牟礼の姿は、まさしく「歴史への真摯さ」^[9]であり、自己と他者、あるいは人間という存在がどういうものなのかを私たちに思い起こさせてきた。そして、この姿勢こそがもだえ神の精神を人々に宿らせるのだ。石牟礼は、空間と時間を越えて自分自身で人々の間に、自身の言っていた絆や愛情を芽生えさせ続けている。

4.2 少しだけ楽になる

水俣病センター相思社職員の永野三智は、坂を上ったところにある相思社に訪れる様々な苦難を抱える患者と向き合い続けている。石牟礼に、患者の痛みを前に何もできない苦しみを吐露すると、石牟礼は「悶え加勢すれば良かとです」「ただ一緒に苦しむだけで、その人はすこし楽になる」と言ったという（永野 2018：127）。何かを与えたり、直接助けに行けなくとも、人は誰かが一緒に苦しんでくれるだけで楽になる。これは、直接そばにいないとも実現できることだ。

元自衛隊の五ノ井里奈さんは自身のXで「最初は1人で戦い、本当に孤独で苦しい日々でしたが、議員の方や全国の皆様に支えられ私はもう1人じゃないんだと実感しています」(X五ノ井里奈2022年10月1日投稿より)と、応援してくれた多くの人に対しての感謝の気持ちを発信している。このメッセージを見ると、

[9] テッサ・モーリス＝スズキ (2014) は、「歴史への真摯さ」という概念に関してつぎのように述べている。

“歴史への真摯さ”が、すなわち、過去の出来事と人びととのあいだに開かれた、発展的な関係が必要だと主張したい。”真実”ではなく”真摯さ”ということばを使うことでわたしはこの論考を、歴史的事実が存在する、しない、をめぐる、ときには不毛ときえ思える論争からひき離し、現在の人びとが過去を理解しようとするプロセスに焦点をあてたいと願っている。(モーリス＝スズキ2014:36)

もだえの魂というのは、メディアによって、苦しんでいる本人にも届くことを可能にしており、よりその力を無視することはできないし、意味があるものだと考えさせられる。もちろん、誹謗中傷など、他者がひとりの人間として人々の間に存在せず、地位や自己利益などといった実体のない大きな枠組みの中に生きる他人指向の生き方が、想像力のない行動を引き起こすケースも現代社会に多く見られる。その点も決して無視はできない。しかし、「凡庸な悪」を生み出さない人間などいないことも留意しておきたい。

森友学園に関する文書改ざんを強いられた自殺した元財務省近畿財務局職員の赤木俊夫は国民のために働くことを誇りに思っていたという（『読売新聞』2020年7月10日）。しかし、そんな国民を裏切る行為でもある文書改ざんをしなくてはならなかった。どんなに他者への想像を働かせることができる人でも「凡庸な悪」を生み出してしまうことは、この現代社会において避けられないことであろう。しかし、赤木は苦しみの中で、改ざんの経緯がまとめられた「赤木ファイル」^{【10】}と呼ばれる文書を残していた（『読売新聞』2021年5月7日）。この存在こそ、文書改ざん問題の重要な証拠にもなったことはもちろん、赤木がもだえ苦しんでいた証でもある。もだえの魂はどんな形であれ、この世に立ち現れる。そして、誰かが少し楽になるのを助けているのだ。

どんな人間が「凡庸な悪」を生み出すのか、個人一人ひとりの性格や生い立ちに焦点をあてるというのはもちろん無関係ではないが、その段階にないのが現代社会の現実であり、「凡庸な悪」に抗おうとすること自体不毛なことであろう。しかし、考えることを放棄することが日常の現代社会で、見えない他者が見えるようになる時、人々のもだえ神の精神は呼び起こされ、そこから相手を想像し人を思いやる情や徳義^{【11】}が見られるようになる。それが何か社会問題を解決するわけではないが、人間が人間らしくいられる、決して見失ってはならない魂なのだ。だからといって、他者をよく見よう、自分を見つめ直そうなどと言いたいわけではない。その魂が人々から消えないように一人ひとりが様々な形でもだえ続けていればいい。誰かのもとに駆けつけ一緒にもだえて苦しむ、その苦しみにまた誰かが駆けつけもだえる、そんな連鎖がずっと今も続いている。また、それを可能にしているメディアの存在や現代社会における自己と他者、いわゆるアイデンティティの問題に関してはまだ議論の余地があるが、議論されることで人間が人間らしくいられる可能性が更に広がっていくだろう。時や場所を越えた誰かがまた少しでも楽になるかもしれない。

【10】「赤木ファイル」は、改ざんの過程などを時系列でまとめた文書のほか、改ざんについて財務省理財局と近畿財務局との間でやりとりされたメールや、その添付文書などがとじられていた（『読売新聞』2021年5月7日）。

【11】 注3に同じ

引用・参考文献一覧

【文献】

- ハンナ・アーレント (1969) 大久保和郎訳『エルサレムのアイヒマン:悪の陳腐さについての報告』みすず書房
- 原田正純 (1972)『水俣病』岩波書店
- 石田英敬 (2016)『大人のためのメディア論講義』ちくま新書
- 石牟礼道子 (2004)『苦海浄土ーわが水俣病ー』講談社
- 石牟礼道子 (2006)『苦界浄土 第2部 神々の村』藤原書店
- 小林直毅 (2021)「水俣の猫をめぐる記憶」、『社会志林』第67巻第4号
- 小林直毅、2021年度法政大学社会学部、講義メディアの歴史「第1講 メディアと近代社会ー何が、どのように印刷され、どのように読まれたのかー」2021年4月23日
- 是枝裕和 (2014)『雲は答えなかった 高級官僚その生と死』PHP文庫
- 姜信子 (2002)『安住しない私たちの文化ー東アジア放流ー』晶文社
- テッサ・モーリス・スズキ (2014) 田代泰子訳『過去は死なない』岩波書店
- 永野三智 (2018)『みな、やっとの思いで坂をのぼるー水俣病患者相談のいまー』ころから
- 緒方正人(2020)『チッソは私であった』河出書房新社
- デイヴィッド・リスマン (1964) 加藤秀俊訳『孤独な群衆』みすず書房
- 田中優子 (2020)『苦海・浄土・日本』集英社

【新聞記事】

- 「『水俣病』解決遠のく 国が和解勧告を拒否 原告側との主張に大きな開き」『読売新聞』1990年10月2日東京朝刊社会31頁
- 「水俣病『3次訴訟』も和解勧告 熊本地裁裁判長が国を批判、再考促す」『読売新聞』1990年10月5日東京朝刊2社30頁
- 「自殺の環境庁局長 長官の水俣視察で板挟み? 調整に疲れ果て」『読売新聞』1990年12月6日東京朝刊社会31頁
- 「『夫 なぜ追い詰められた』 森友改ざん 裁判控え元財務局職員の子」『読売新聞』2020年7月10日大阪夕刊社会9頁
- 「森友改ざん 『赤木ファイル』存在認める 自殺職員作成 国、地裁に提出へ」『読売新聞』2021年5月7日大阪朝刊社会25頁

【ドキュメンタリー番組】

- NHK『チッソ・水俣 工場技術者たちの告白』「NHKスペシャルHNK」1995年7月1日放送
- NHK『花を奉る 石牟礼道子』「ETV特集」2012年2月26日放送
- NHK『水俣病 “真の救済”はあるのかー石牟礼道子が語る』「クローズアップ現代」2012年7月25日放送

【Web上の記事、SNS投稿】

- 五ノ井里奈X2022年10月1日投稿（最終閲覧日2024年1月11日）
- 「『攻めれば人気者に』くら寿司で醤油さしを口元へ...巡り逮捕・起訴保釈後に男が明かした後悔」
- 東海テレビ「NEWSONE」2023年4月24日放送（最終閲覧日2024年1月11日）
- https://www.tokai-tv.com/tokainews/feature/article_20230425_27054
- 【消防防災】RESCUE HOUSE レスキューハウスYoutube『【告発】女性自衛官の退職理由がヤバすぎた...消防レスキューが衝撃を受けとった行動とは!?』2022年6月29日公開
- （最終閲覧日2024年1月11日https://www.youtube.com/watch?v=w3W4ITu2_QA）

外国にルーツを持つ子どもの教育と学習支援

福田 巳夕

【目 次】

はじめに	261
1 外国にルーツを持つ子どもとは	262
1.1 日本への流入	262
1.2 外国人と外国ルーツ	263
2 日本における外国にルーツを持つ子どもの教育	265
2.1 学校教育と外国ルーツの子ども	265
2.2 外国にルーツを持つ子どもを取り巻く環境	266
3 池袋における学習支援	268
3.1 池袋の現状	268
3.2 池袋の学習支援教室について	268
3.2.1 無料学習支援	269
3.2.2 外国にルーツを持つ子どもの居場所事業	269
3.3 居場所としての学習支援	270
3.3.1 物理的居場所	270
3.3.2 心理的居場所	270
3.3.3 おせっかえる	271
4 川崎における学習支援	272
4.1 川崎の現状	272
4.2 川崎の学習支援教室について	273
4.2.1 教室設立のきっかけ	273
4.2.2 活動内容	274
4.3 子どもたちの進路と課題	274
4.3.1 高校卒業後の進路	274
4.3.2 学習言語の壁	275
4.3.3 家庭での環境	275
4.3.4 日本の制度の特殊性	277
5 結論	278
参考文献等	280

はじめに

今日、日本には多くの在日外国人が居住しており、生活の場面で見かけることが当たり前となっている。それは大人に限ったことではなく、家族呼び寄せによって日本で暮らすこととなった子どもや外国にルーツを持ちながらも日本で生まれ育った子どもも多く存在している。

少子高齢化問題を抱える日本にとって、在日外国人はなくてはならない存在へととなりつつあり、その中でも日本の将来を担っていくと考えられる子どもの教育は根幹の重要な部分である。しかし、日本は外国籍の子どもに対しては就学義務を課しておらず、小中学校レベルでも不就学者が生まれることがあり、不就学であることに長い間気付くことができないこともある。そのうえ、就学後も学校教育の現場では彼らに対する支援には地域差があり、学校によっても取り組みに差がある。そうした中、近年外国にルーツを持つ子どもに対して日本語学習教室や学習支援を行う地域住民の存在についてよく耳にするようになった。これからの日本の担い手になる子どもも多様化している状況で、これまでの教育では通用しない部分が露呈してきているのではないか。様々なバックグラウンドを抱えた子どもが日本の教育を受けるうえで同じスタートラインに立てるよう教育も柔軟に行う必要に迫られているだろう。

本論文では、外国人が日本へ流入した流れと外国にルーツを持つ子どもの教育の現状について確認したうえで、地域の学習支援教室ではどのような取り組みがなされているのかみていきたい。また、地域の学習支援について、東京都の中でも特に外国人住民の多い豊島区の池袋、ヘイトスピーチや外国人施策に積極的に取り組み多様性のある社会に向けて先導的な役割を果たしてきた川崎市の学習支援教室を取り上げ、外国にルーツを持つ子どもの教育と学習支援の役割について考察していく。

1 外国にルーツを持つ子どもとは

1.1 日本への流入

2022年12月現在、日本には3,075,213人も在日外国人が居住^[1]しており、増加傾向にある。しかし、在日外国人が300万人を超え今後も増加すると考えられるが現時点で日本政府は移民受け入れに関しては一貫して否定している。では、在日外国人はどうやって日本へ住むようになったのか。まずは、日本が彼らを受け入れるに至った経緯をみていく。

かつて日本は送り出し国であり、労働移民だけでなく植民地支配をしていたため植民地への移住も行われていた（永吉，2020：23）。そこから日本が移民受け入れ国へと転換するまでの間に2つの転機があった。1つは、太平洋戦争での敗戦とその後の植民地出身者の処遇の決定である。終戦時の日本には200万人以上の朝鮮人が居住していたと推定されるが、終戦によって帰国する人が多数いる一方で政治的混乱や経済状態を考慮して日本に残留・流入する人も少なくなかった。敗戦によって植民地支配は終結し、戦時中植民地支配を受けていた朝鮮人は日本国籍を有していたが、1947年の外国人登録令で彼らは「外国人」と定義され、多くの在日外国人が日本国内で生まれた（前掲書：25-26）。

もう1つは、難民条約への加入である。1981年に難民の地位に関する条約、1982年に難民の地位に関する議定書に加入したことによって、それまで社会保障の対象外であった在日外国人を自国の国籍を持つ者と同等に扱うことが求められ、国籍による制限は徐々に撤廃され、制度に包摂されることとなった（前掲書：26-27）。

また、日中国交正常化以降、戦前・戦中の時期に中国大陆に渡り、戦後長い間中国へ残された中国残留日本人を日本への永住帰国政策によって受け入れるようになり、1978年ごろにインドシナ難民も受け入れられるようになった（清水ら，2021：69-99）。

それから、1980年代後半に非正規滞在者（オーバーステイ等）が激増したことに対して、正規化・定住化する外国人の入国を阻止しながらも一部受け入れていた（樋口ら，2005：42）。そこから、1990年入管法改正によって日系人は2世3世と日本に定住できるようになったが、政府が日系人を「外国人労働者」として導入したという見方がある。日本政府は、「日系人が日本にいる親族を訪問し、日本の社会や文化に触れることができるように、日系人の入国を容易にし、その間の滞在のために就労を認めたのであって、労働することを目的として認められた就労ではない」（前掲書：114）としているが、意図せざる結果として予想を超える規模で日系人が就労することとなった。

日本で就労する外国人労働者たちは、政府の移民受け入れを行わないという姿勢の通り、いつかは母国に帰ることを見据えていることが多い。そのため、「労働者たちは短期的な手取額の最大化を選択することによって、就労のみならず、自らの日本滞在における社会的な側面をも請負業者に依存することにより、生活のすべてが就労問題に取り込まれてしまう（前掲書：203）」^[1]。しかし、彼らは帰国前提で短期間日本に滞在するつもりだと考えているその一方で、滞在が長期化し、移住先に生活基盤を築いて定住化することを前提とすることになるため、働いていれば一定額の賃金を得られるものの、配置転換がいつ行われるか、あるいはいつ解雇されるかわからない不安定な状況に置かれ、しかもそれが年々強まっている（前掲書：289）。

[1] 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）2022年12月」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=24101212&tclass1=000001060399> 2023年9月3日取得）

その結果、彼らは自らの生活のために就労が不安定で振り回されることによって、その地域に確かに存在しているのに、ご近所付き合いや生活ルールなどの社会生活を欠いているがゆえに地域社会から認知されない「顔の见えない定住化」へとになっていく（前掲書：72）。

特にブラジル系の場合、景気動向に応じて失職や転職を余儀なくされがちであるため、就労目的の一時的な滞日という意識に加え、日本国内でも移動を前提とした生活になりやすい（清水ら，2021：37-38）。それでもこうした「デカセギ」をする背景には移民第1世代が来日前に就いていた比較的威信の高いであろう職から離れ、日本でブルーカラーとして働いた方が経済的にはより潤う、という考えが移動の動機のベースとなっている（前掲書：158）からである。

フィリピン系の場合、「興行」資格でエンターテイナーとして来日し、性風俗産業に従事するフィリピン人女性が多かったことと、農業の嫁不足を解消するために「農村花嫁」として来日した結婚移民が多かったことが背景となり、第1世代に占める女性の割合が高いこと、また、その女性たちと日本人男性との国際結婚が多いことが挙げられる（前掲書：38-39）。フィリピンは1970年代から国が経済政策として移民の送り出しに積極的に関与し、現在人口の1割が海外で働く世界有数の移民排出国となっている（前掲書：39）。

1.2 外国人と外国ルーツ

まず、外国にルーツを持った子どもとは、単純に外国籍の子どもだけとは限らない。では、こういった子どもを指すのか。

来日の経緯は各家庭によってさまざまである。幼少時代を母国で過ごし、中学生相当の年齢で来日する子どもや、幼い時に家族呼び寄せで来日する子ども、生まれも育ちも日本であるが両親が外国人である子ども、国際結婚によって両親のどちらかが外国人である子どもなど、それぞれの来日経緯がある。中には帰化して日本国籍を取得している家庭も少なくないかもしれない。ここでは、外国籍や日本国籍へ帰化した、中途来日、または日本で生まれ育った子どもを総じて外国にルーツを持つ子どもとする。

敷田は、外国にルーツを持つ子どもの家族形態を、定住、往還、離散、複数文化の4つの型に分類した（敷田ら，2019：79）。定住型は、移民1世が来日しそのまま何世代にもわたって日本に住み続けるパターンであり、そこには意図せず滞在が長期化するケースも含まれている。往還型は、1人の人が母国と日本を何度も行ったり来たりする、あるいは世代を超えてデカセギを繰り返すブラジル人家族のような人々の生活形態を指す。離散型は、夫婦や親子が国境を越えて別々に生活しているパターンであり、移民送出国から稼ぎ手である親が先に来日し生活が安定した時点で家族を呼び寄せたり、仕事のために父親だけ日本に残り母とその子どもが出身国に移住したりすることもある。複数文化型は、1つの家庭のなかに異なる文化が並存している場合で、国際結婚がその典型である（前掲書：79-80）。

また、外国にルーツを持つ子どもとその家族は、日本社会でどのように受け入れられてきたのだろうか。ここで、ポルテスとルンバウトの「分節化された同化のプロセス」を用いる。人的資本やホスト国政府の移民政策・一般の人々の態度・エスニックな連帯などの移民を受け入れる社会的環境と移民の家族構造という社会関係資本の配分によって文化変容が異なるとされている（Portes and Rumbaut, 2001=2014：100-101）。

その文化的変容には3つの類型が唱えられている。不協和型文化変容、協和型文化変容、選択型文化変容の3つである（前掲書：109-113）。まず、不協和型文化変容とは外国にルーツを持つ子どもたちが親よりも先にホスト社会の言語やうまく生き抜くやり方を習得し、それと同時に母文化を喪失したときであり、特に親が子どもの助けを借りる以外にホスト社会でうまくやっていく手立てがないときに、この型の文化変容

は親子役割の逆転につながる。協和型文化変容とは、移民の親たちに十分な人的資本があり、子どもたちと一緒に文化変容を遂げるとともにかれらを見守ることができる場合に、この型の文化変容がもっともよくみられ、移民家族がホスト社会の言語やうまく生き抜くやり方を習得し、母国の言語と文化を徐々に捨て去るプロセスが親子間でほぼ同じ速さで生じる状態である。選択型文化変容とは、子どもたちの友人に同国人が多く存在するような、移民家族の親子がともに十分な規模と多様な制度を有する同国人のコミュニティにしっかりと埋め込まれており、そのコミュニティが移民家族の文化面での変化を減速することで、両親の母国の言語と規範の一部を保持することを促進する場合である。親たちに人的資本が豊富にあるとき、親子間の文化変容は協和型か選択型のいずれかに向かう傾向があるが、その一方で、親の教育や経済的な資源が乏しく、とりわけ社会的に孤立している場合には不協和型文化変容と役割逆転が生じる可能性が高くなる（前掲書）。

また、この3つの型の文化変容だけでなく、外国にルーツを持つ子どもとその家族がどこまで社会関係資本を活用できるかによって外国にルーツを持つ子どもがホスト社会でどのように適応していくかが決まる。彼らがどのようなコミュニティに属し、そのコミュニティ内で移民同士の絆がどれほど強固なものであるかということや、受け入れ社会の政府が好意的な態度をとっているかどうかなども関係してくる（前掲書：130-135）。たとえば、親たちがどれほど人的資本を持っていたとしても、地理的に分散していたり、相互に子どもを見るいわゆるご近所付き合いのようなことがなかったり、あるいは連絡が取れない場合に社会関係資本はほとんど機能しない（前掲書）。

外国にルーツを持つ子どもが受け入れ社会でどのように受け入れられその社会で生きていくのかは、親が持っている人的資本だけでなく、受け入れ国政府や一般社会・メディアの態度、家族やエスニック・コミュニティから提供される資源など、あらゆる側面から影響を受けていることがわかる。では、彼らは受け入れ社会である日本の教育の現場でどのように受け入れられているのだろうか。

2 日本における外国にルーツを持つ子どもの教育

2.1 学校教育と外国ルーツの子ども

まずは、義務教育制度の中で外国にルーツを持つ子どもはどのような位置づけであるのか、彼らに対する教育制度は存在するのかについて言及していく。

子どもたちは、生まれた時から日本で生活している場合や中途来日している場合がある。中途来日の場合、特に学齢期を過ぎて来日する学齢超過の子どもたちは就学のタイミングが難しく、高校進学が困難になることもある（額賀・芝野・三浦，2019：93）。その中でもいきなり日本に来て日本語の習得ができていない子どもや、日常会話は生活する中で習得できたとしても家庭で用いる言語が母国語のため中途半端な日本語になっている子どもが存在する。

2022年12月現在、在留外国人統計によると0～19歳の在日外国人の数は363,471人おり、総数の11.8%を占め、増加傾向にある^{【2】}。

表1 日本語指導が必要な児童生徒数（各年5月1日）

年次		2013	2015	2017	2019	2021
東京都	外国籍	1,980	2,303	2,932	3,645	3,636
	日本国籍	816	1,017	1,085	941	1,010
神奈川県	外国籍	2,863	3,228	3,947	4,453	5,261
	日本国籍	771	1,073	1,202	1,623	2,037
愛知県	外国籍	5,878	6,373	7,277	9,100	10,749
	日本国籍	1,113	1,438	1,998	2,176	1,989
大阪府	外国籍	1,966	1,913	2,275	2,619	3,143
	日本国籍	479	631	755	1,013	927
計	外国籍	27,013	29,198	7,852	40,755	47,619
	日本国籍	6,171	7,897	3,696	10,371	10,688

出所：文部科学省総合教育政策局国際教育課
「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

上の表は日本語指導が必要な児童生徒数を隔年都道府県ごとに示している。2021年現在日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人であり、外国籍の児童生徒数は47,619人、日本国籍の児童生徒数は10,688人と、いずれも増加している^{【3】}。また、愛知県が一番多くの日本語指導が必要な児童生徒を抱えており、次いで神奈川県、東京都、大阪府となっている。

公立学校では日本語で授業が行われるため、日本語指導が必要な児童生徒に対して日本語指導の専門家である加配教員が日本語を指導する制度がある。加配教員の申請手順をみると、日本語指導を受ける児童生徒

【2】 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）2022年12月」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=24101212&tclass1=000001060399> 2023年7月19日取得）

【3】 文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について（令和3年度）」（https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_02.pdf 2023年8月26日取得）

数の調査があり、これを区の教育委員会に提出し、その後都の教育委員会へとまわる（佐久間，2015：71）。都の小学校ごとの加配基準は、5人以上の日本語指導を必要とする児童生徒がいれば、1人の加配につき、10人以上になると、日本語学級が作れるので2人の加配、20人以上になれば3人の加配が可能になる（前掲書）。加配教員の配置には日本語指導を必要とする児童生徒数の決まりがあるため、必要としている児童生徒すべてに日本語指導が入るわけではなく、地域によって差が出る。少数在籍校において、外国にルーツを持つ子どもが日本の学校にどのようにうまく適応できるかは、「その子ども自身の適応能力および担任教師等、身近にいる教師の個人的な指導力量に依存することになる」（荒牧ら，2017：115）。

また、義務教育以降の進路について、2023年の日本の国公立の高等学校の外国人在籍者は17,105名である^[4]。15歳から19歳までの在留外国人は120,263人^[5]であり、中学生や高校を卒業したと考えられる年齢も含まれていることと、国公立以外の外国人学校や国際学校の高等部などに在籍している生徒の存在を考慮する必要はあるが、日本人生徒の高校在籍率よりもかなり低くなることが想像される。宮島喬は、その理由として「海外からの来日者で高校受験の準備ができていない、日本語等の困難があり進学が困難と感じる、入学後に中退する、帰国を予定しているので高校には行かない」などを挙げている（荒牧ら，2017：132）。近年高校入試で外国人特別枠を設ける学校も増加しているが、この外国人特別枠での受験には「外国籍」であることや「滞日3年未満」であることも基本的な要件となっている（額賀ら，2019：187）。国際結婚により日本国籍を有している子どもや日本育ちの子どもはこの制度から抜け落ちてしまう。そのため、外国人特別枠から漏れてしまう外国にルーツを持つ子どもは定時・通信制高校に通う比率が高くなる（樋口・稲葉，2018：572）。そしてこのケースは、大学進学においても同様のことがいえるだろう。

2.2 外国にルーツを持つ子どもを取り巻く環境

前節で言及した加配教員制度について、加配教員の配置に地域差があり、学校によっても教員の手が回らないことが多いため、地域住民がNPO法人などの団体をつくり、場合によっては行政や学校とつながりながら学習支援や日本語教室を行っている。

学習支援は、1990年代後半以降のNGO・NPOや住民・市民活動の広がりとともに、各地で行われるようになった（額賀・芝野・三浦，2019：40）。日常会話ができて自分の学年のレベルの学習言語が十分でなく、授業についていくことが困難な子どもたちに対して支援を行っている。また日本の教育制度全般や受験・就職などの進路に関する相談や情報提供も行っており、学校を補完する形で、外国にルーツを持つ子どもが日本社会で生きていくために必要な力を育んでいる（前掲書）。

日本語教室では、日本語で会話をすることが困難または日本語で読み書きすることが難しい場合に日本語が使えるようになることを目的としており、子どもだけではなく大人も受け入れている。さらに、教室によっては日本語を専門的に教える日本語教師がいるところやボランティアだけで支援を行っているところもあるため、学習支援とは異なる。日本語指導が必要な児童生徒は日本語教室を紹介されて通い始めることがあるが、その中には、日本語を話したり理解したりすることが難しい子どもだけでなく、日本語で日常会話はできて学校の教科学習に用いる日本語までは理解することが難しい子どもも含まれており、後者は普通の姿からは発見しにくいことがしばしばあるため、授業で取り残されてしまっていることも少なくない。

[4] 文部科学省 「学校基本調査」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=00001011528&cycle=0&tclass1=000001212520&tclass2=000001212521&tclass3=000001212522&tclass4=000001212529&stat_infid=000040128127&tclass5val=0) 2023年12月26日取得)

[5] 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）2023年6月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20230&month=12040606&tclass1=000001060399>) 2023年12月26日取得)

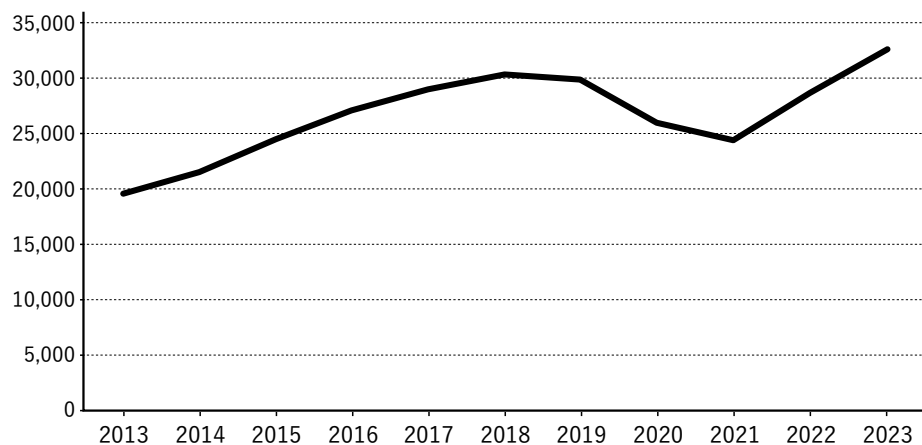
ここで、カミンズが唱えた「基本的対人コミュニケーション技能（BICS）」と「認知的学習思考言語能力（CALP）」を用いる。中島和子はカナダの言語学者であるカミンズの研究に着目し、日常言語を表すBICS、学習言語を表すCALP、教科学習言語能力を表すALP、個々の言語の音声・表記・文法などに関わる弁別的言語能力を表すDLSに分類されると述べた（中島，2017：15）。基本的対人コミュニケーション技能とは、日常生活の場面で用いる言語で習得に2～3年かかり、認知的学習思考言語能力は教科学習の際に使用する論理的・抽象的な思考能力が必要になる言語で習得に5～7年かかる（アジア・太平洋人権情報センター，2005）。CALPの獲得には長い時間を必要とするため、学習言語の獲得が不十分のまま学校生活を送る外国にルーツを持つ子どもは学習障害とみなされたりそのまま適切な支援がなされぬまま放置されたりして学習意欲を徐々に失い、進学の際にドロップアウトしてしまうケースがある（坪田，2019：95）。日常会話はできて教科学習で用いる学習言語の習得ができていない子どもは、学習言語の習得が要因なのか他に何か発達障害が要因なのかなどの判断が教員に委ねられており、しばしば特別支援学級で勉強をすることがある。また、丸山剛史はカミンズの「相互依存原理/共通基底能力原理」を用いて、母語と移住先の主流言語の間には、文法・発音等の表層的相違とは別に、両言語にまたがって知力・学力に作用する共通の深層能力基盤が存在すると述べている（丸山，2022：30）。外国にルーツを持つ子どもがより身近にある母語で知識や情報をあらかじめ獲得しておくことによって、移住先の主流言語を通じて同じ概念を学ぶ際に大きな助けとなる。そのため、主流言語での学習言語能力を高めるためには母語でもそれ相応の水準まで使いこなせるようになっておく必要がある。しかし、教育熱心な親は子どもの母語を維持・強化するために母国の言語で勉強できる各種学校や塾へ通わせたり、家庭内で母語を勉強する時間をつくったりするだろうが、就労のために来日している親や学習支援教室に来室する子どもの家庭では生活することで精一杯である場合が多い。さらに、母語教育ができる学校や団体がその地域に存在しているかどうかにも左右されるだろう。

3 池袋における学習支援

3.1 池袋の現状

2023年12月1日現在の住民基本台帳によると、豊島区の住民登録数は291,850人であり、そのうち32,615人が外国人登録で約11%を占めている^{【6】}。図1は2013年～2023年の豊島区の外国人登録者数の推移（各年12月1日）である。図からもわかるように、新型コロナウイルス感染症の影響により2019年から2021年にかけて減少しているものの、豊島区の外国人住民は増加傾向にあり、2023年には2018年の30,330人を超え、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。10年前の2013年と2023年とで比較すると12,972人増加しており、約66%増えている。東京都の中でも新宿区や江戸川区などに次いで5番目に在留外国人が多く住んでいる街^{【7】}であり、年々増加している。

図1 外国人登録者数



豊島区『町丁別の世帯と人口』^{【8】}より作成

現在豊島区民社会福祉協議会では、「“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現」を目指している^{【9】}。2019年3月に策定された「豊島区多文化共生推進基本方針」は、『豊島区基本計画2016-2025』に基づき、豊島区における多文化共生施策を見直し、さらに推進していくためのものとなっている。策定の背景として、海外からの観光客のみならず外国籍住民も増加していることをはじめとし、次のようなものが挙げられる。

これまでの「支援」を中心にした外国籍等区民への対応のあり方のほか、共生の視点から、受け入れる地域住民の側にも「理解」「対話」「寛容」などの要素が重要になりつつあります。

多文化共生の推進には、異文化間における相互識別から相互理解に繋げていくための諸施策が、相互に連携し合うことにより、多文化共生に係る環境整備への需要がますます高まることが想定されます。

【6】 豊島区「住民基本台帳人口」(<https://www.city.toshima.lg.jp/070/kuse/gaiyo/jinko/index.html> 2023年12月14日取得)

【7】 東京都「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）」(<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/gaikoku/2022/ga22hf0100.pdf> 2023年11月15日取得)

【8】 豊島区「町丁別の世帯と人口」(<https://www.city.toshima.lg.jp/kuse/gaiyo/jinko/setaitojinko/index.html> 2023年12月18日取得)

【9】 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課「このまちでみんなと生きてゆく～ひろがっています！多文化共生の輪～」(https://toshima-shakyo.or.jp/pdf/goannai/tabunka_kyosei.pdf 2023年12月14日取得)

外国籍等区民の方が日本語を習得し、日本文化への理解を深めるとともに、日本籍区民には、外国籍等区民がもつ固有の生活文化を受けとめる寛容さが求められるなど、双方の意識を啓発しつつ、共生の理解につなげていくことが課題になっています。〔『豊島区多文化共生推進基本方針』〕

豊島区に住む在日外国人が増加したことによって、彼らに日本に適応してもらうための支援だけでなく、受け入れる住民側にも同じ地域に住む住民として理解し、お互いのことを知るためにコミュニケーションを取りながら受け入れていく姿勢が求められる。

また、豊島区には学習支援団体とは別に日本語教室があり、外国にルーツを持つ人々に日本語の習得の支援を行っている。

3.2 豊島区池袋の学習支援教室について

現在豊島区には、「とこネット」という学習支援団体のネットワークがあり、「子どもたちが安心していきいきと過ごせる場を提供し、子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を持てる地域であること」を目指し、豊島区内での無料学習支援活動・子どもへの支援活動の幅が広がるよう」活動を進めている^{【10】}。それぞれ学習支援団体によって特徴があり、その特徴に合わせてネットワーク内の他の団体を紹介することもある（Wネットワーク IAさん）。

ここでは、Wネットワークでの活動を取り上げたい。Wネットワークでは、子ども食堂などの暮らしサポート事業や無料学習支援、遊びサポート事業、孤立しがちな親子に対して地域でできることをしていくおせっかい事業を展開している。また、2020年5月から外国にルーツを持つ子どもに対する居場所事業を開始している。この事業は始めた時点から2021年段階までZoomで行っている。

3.2.1 無料学習支援

無料学習支援では受け入れに条件を設けていないため子どもたちのバックグラウンドは様々であり、地域の子どもたちに開かれた場となっている。家計状況や日本語力などを問わず、こうした支援を必要とされている子どもたちを受け入れることによって、できるだけ地域を分断せず、どの子ども共に育ちあう仲間として成長してくれることを目的としている（Wネットワーク IAさん）^{【11】}。子どもたちがどのような背景を持っていようが関係なく同じ仲間として関わり合い、お互いを高め合えるような関係が期待できる。

3.2.2 外国にルーツを持つ子どもの居場所事業

外国にルーツを持つ子どもを対象とした居場所事業については、母文化・母語を尊重し、子どもたちが安心して自己開示出来る場を目指し、孤立を防止すること。そして、様々なアクティビティを通して自身の経験や思いについて考える中で、社会的存在としての自己を認識し、日本及び国際社会で主体的に生きていく力を獲得することを目的としている（Wネットワーク IAさん）。

本意ではなく日本にきた子たちも少なからずいる中で、自分の現状をゆっくりながら受け入れてすごく頑張っているなという風にも思います。私たちが、学校に行った、移住してきた子たちの力を借りて

【10】 としま子ども学習支援ネットワーク 「とこネット」パンフレット
(<https://www.city.toshima.lg.jp/164/kenko/sekatsu/documents/tokonetto.pdf> 2022年1月14日取得)

【11】 2021年10月24日WネットワークIAさん対面インタビュー実施

この社会が成り立っているわりにはこの社会が移民の人たちに対してちょっと冷たいな、という風に思ったりすることはあります。日本語も、やさしい日本語というよりは、ふりがながふってあるだけで、ふりがながふってあるだけではわからないだろうなって思うようなこともありますし。(W ネットワーク IAさん)

来日する子どもたちの中には日本に移り住むということを知らされずに旅行だと思って家族に連れられてきたという子どももいる。その子どもたちが日本で暮らしていこうと決断している時に学校や働く場、普段の日常生活でも厳しい場面に直面した場合、彼らはどこに助けを求めたらいいのかもわからないまま傷つくかもしれない。彼らが助けを求めやすい受け入れ体制を整備することはもちろん、来日してから出会う人によってもそれからの彼らの人生に大きな影響を与えるだろう。

また、外国にルーツを持つ子どもを対象とした居場所事業を行うことによって、同じような境遇の子どもが1つの場所に集まって各々のバックグラウンドにある文化や言語、自分の考えについて話すため自分自身のアイデンティティをどのように考えているのか気付くきっかけになる。また外国ルーツの大学生が通訳として参加しているため、上手く言葉が出なくても理解してくれるだろうという安心感があり、発言もしやすくなるだろう。

3.3 居場所としての学習支援

3.3.1 物理的居場所

居場所には、物理的な居場所と心理的な居場所がある。

物理的な居場所について、家や学校、公園、学習支援教室などの場所がすぐに頭に浮かぶのではないかな。この、物理的な居場所は新型コロナウイルス感染症の流行によって活動が難しくなっていった。

会にくいとか、規模を縮小してとか距離を取ってというのは子どもと一緒に活動でかなりやり辛いのので苦労はしています。でもなるべく活動を維持していますが、人数の制限が必要といったこととか、子ども食堂はみんなで会食するのはちょっと難しいのでそれはお弁当配布という形になりました (W ネットワーク IAさん)。

コロナ禍で教室に来る人数の制限やオンラインでの活動への切り替えなどできることが減り、物理的な距離とともに心理的な距離もできてしまったという人も多いのではないかな。さらに学習支援は場の支援となっており、基本的に教室に来る子どもと接しているため、コロナ禍をきっかけに教室に来なくなった子どもがどのような状況であるのかわからないということがある。また、ボランティアの年齢層が高いと自分だけでなく家族の感染を心配して活動を控えるということもあっただろう。子どもやその家庭が困っていることを手助けしたいと思う反面、ボランティアにはボランティアの生活があるため、どこまでその事情に入り込むのか、バランスが難しいという現実もある。

3.3.2 心理的居場所

学習支援では単純に勉強をするために子どもが教室に通うのではなく、その他にも子どもがまた来たいと思う理由となっているものがある。

「日本人－外国人」「教える－教わる」の関係性を超えた子ども同士も含めた横のつながりにおける日本語学習。地域に参加する先輩を見て、色々な人と関わるうえで、要素としての日本語の必要性を感じてもらおう。(Wネットワーク IAさん)

「日本人－外国人」や「教える－教わる」などの関係性は一方通行でやってあげるという含みがあるように思われる。そこを片方が受動的にしてもらうのではなく、お互いが学び合えるような関係性を構築することでその子ども自身の自己肯定感や安心感を持つことができるのではないか。また、ボランティアとの関係を上下の関係ではなく横のつながりにおける関係として築くことができれば心の距離も縮まり、ボランティアが彼らにとって自分を受け入れてくれる居場所のような存在になる。ボランティアとして参加する先輩もかつては自分のように様々な壁に直面しながらも、それを乗り越えて現在の姿になっているという背中を見せることで次の世代の子どもたちのロールモデルにもなる。

どうしても友達と一緒に来ると一番来やすかったりするんだけど、どうしても1人ですと、他の子どもたちとちょっと馴染めなかったりとか、ボランティアとの関係が築けないと嫌になってしまうこともあります。逆に他の子どもたちと関わりを持ったり、ボランティアと深い関係が持てれば継続することもあるので、その点は本人のやる気だけじゃなくて、C学習室がその子にとってどういう環境になるか、その場にいてまた行きたいと思える場所と思えるかどうかというところにも関わってくると思います (C学習室)。

子どもたちにとって、家庭の外で安心できる心の居場所のような、また友達とも違うような存在の人がいることはとても貴重であり、成長していく上で必要な存在である。

3.3.3 おせっかえる

Wネットワークの大きな理念の枠組みの中に「おせっかえる」という言葉がある。「地域で育ち学んだ子どもたちが大人になったら地域を支えるおせっかえるに!!」(Wネットワーク IAさん)

「おせっかえる」とは、お節介が帰ってくるという意味が込められた言葉だ。つまり、地域で育った子どもたちが成長して大人になった時に自分がしてもらってきたことを今度は自分がする側になって恩返しするようにまた地域に還元していくことである。地域の人々と関わり合いながら大人になっていった子どもたちが、将来地元に戻ってきて地元の子どもたちを育てる立場へと変わっていくことによって、地域のつながりや絆を強くすることができ、地域の活性化にもつながる。

多くの子どもが家族や学校、習い事といった社会の中を生きており、そこに自分の心の拠り所を見出せない時に、地域社会の中で自分の居場所があるという経験がこのお節介の循環を生み出しているのではないか。

4 川崎における学習支援

4.1 川崎の現状

川崎市には2023年11月末現在、50,899人の外国人が居住しており、川崎市人口の約3.3%を占めている。さらに、145の国籍の人々が暮らしており、最も多いのは中国の16,514人、続いて韓国が7221人、ベトナムが5674人となっている^{【12】}。

川崎市の外国人住民は1980年代に入らるまで韓国・朝鮮籍が多かった。その在日韓国・朝鮮人の多くは日本の朝鮮植民地政策の中で、祖国で生活できずにやむなく日本に働きに来た人たちや戦時中に強制連行された人、あるいはそれらの子どもたちであった（川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター、2018：77）。そして、1980年代後半以降、様々な国から就労や留学、国際結婚など多様な背景や理由で来日する人が増え、その数はこの35年で約4倍に増加した（荒牧ら、2022：212）。

神奈川県は2022年5月1日現在、神奈川県公立小学校・中学校に通う外国にルーツを持つ児童・生徒在籍数は10,204人である^{【13】}。川崎市は、公立小学校・中学校合わせて1639人が在籍しており、うち小学校は1288人、中学校は351人であった。学年数の違いを考慮した上でも、小学校に通う外国にルーツを持つ児童数の方が多いことが分かる。子どもを呼び寄せる年齢が下がってきており、乳幼児の頃の来日だけでなく、日本で生まれ育つ子どもが増加していると考えられる。ここで、公立小学校・中学校に通う外国にルーツを持つ児童・生徒以外にも、私立学校や民族学校、インターナショナルスクールなどに通う児童・生徒の存在もあるということ considering しておく必要がある。

表2では、2022年5月1日現在の神奈川県公立小学校・中学校に通う外国籍児童・生徒数を国籍別に示したものである^{【14】}。小学校・中学校合わせて82か国もの国籍の児童生徒が通っており、その多様性がうかがえる。中国・台湾が最も多く、それに次ぐフィリピンとベトナムの倍以上の数の児童生徒が在籍していることがわかる。

表3 令和4年度
神奈川県公立学校外国籍児童・生徒数（国籍別）

国籍	小学校	中学校	合計
中国・台湾	3,286	916	4,202
フィリピン	831	444	1,275
ベトナム	772	286	1,058
ブラジル	385	193	578
ペルー	315	179	494
韓国・朝鮮	302	138	440
スリランカ	234	67	301
カンボジア	141	60	201
ネパール	117	56	173
パキスタン	91	38	129
バングラデシュ	104	20	124
その他	922	307	1,229
合計	7,500	2,704	10,204

令和4年度神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査より作成（最終閲覧日：2023年12月20日）

川崎市では、1986年に「川崎市在日外国人教育基本方針——主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定された。ここでは「差別を排除し、人権尊重の精神を貫くことは、人間が人間として生きるための不可欠な事

【12】 川崎市「外国人国籍地域別統計（2023年11月末時点）」

（<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000153605.html> 2023 2023年12月10日取得）

【13】 神奈川県「神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査（市町村別）（2022年5月1日時点）」

（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/r4jidouseitoshityouson.pdf> 2023年12月12日取得）

【14】 神奈川県「神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査（国籍別）（2022年5月1日時点）」

（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/r4jidouseitokokuseki.pdf> 2023年12月12日取得）

柄であるとともに、民主主義社会を支える基本原理である」とし、人権尊重という観点から外国にルーツを持つ子どもへの取り組みの必要性を謳っている（荒牧ら，2022：213）。以来、学校教育・社会教育の両領域から様々な施策が取り組まれている（金，2007：135）。学校教育では、「マイノリティ文化の保障」の視点から制度化された「民族文化講師派遣事業」が1997年に始まり、社会教育では人権尊重学級、識字・日本語教室、母語・語学教室が設置され、主にボランティアが活動に参加している（前掲書：135-140）。

1986年に制定された時点では主として在日韓国・朝鮮人への差別の解消や権利保障を念頭に置いた基本方針となっていたが、その後多様な国籍の住民が増え国際化したことを踏まえて、「川崎市外国人教育基本方針」を98年に改訂し、「川崎市外国人教育基本方針——多文化共生の社会をめざして」としている（荒牧ら，2022：213）。この基本方針では、人権尊重と国際理解そして多文化共生をめざす在日外国人教育を積極的にすすめることを明確にした。あわせて、教育推進資料『ともに生きる』を発刊し、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方にとっての豊かさにつながる多文化共生の教育の推進を図ってきた^{【15】}。

さらに、2001年4月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利保障を図る施策を総合的かつ計画的に推進しており、条例を所轄しているこども未来局子どもの権利担当だけでなく様々な担当課とも連携して全庁的に推進体制を整えている（前掲書：213）。教育分野では、就学前支援として就学ハンドブックの多言語化や外国にルーツを持つ子どもとその保護者を対象としたプレスクールを開催している。入学後は、子どもの母語が話せる日本語指導初期支援員を一定期間配置するとともに、国際教育担当教員や非常勤講師による日本語指導をそれぞれ児童生徒の実態に合わせて進めている。また、多文化共生ふれあい事業として外国人市民等を講師に招き、日本人と外国人が互いの違いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を推進している（前掲書：214）。

こうした制度を基に、子どもの権利保障や多文化共生をめざす在日外国人教育に取り組む際に、行政と学校だけで取り組む場合に網の目からこぼれ落ちてしまう可能性があるため、行政と学校だけでなく地域住民が連携することが重要になる。川崎市では、行政から地域住民が関わっている民間団体やNPO法人に外国にルーツを持つ子どもとその家庭に対する支援を委嘱している。次節で取り上げる学習支援教室も市から委嘱されて活動をしている。

4.2 川崎の学習支援教室について

筆者は現在、川崎にある学習支援教室F館K教室のサポーターとして2022年5月から通っており、主に小・中学生の子どもたちと関わっている。ここでは、F館の取り組みに着目して展開したい。

4.2.1 教室設立のきっかけ

F館は、民族差別の体験から地域社会に仕える宣教展開を経てS社が「本名を名乗り、その文化に誇りを持つことによって、自らの発達を助けるだけでなく、日本人にも豊かさを与え、ともに尊重し合える関係を樹立するようになること」を目的とした保育園を設立したところから始まった（金，2007）。設立目的は、「日本人と在日韓国・朝鮮人とのふれあい」と「在日外国人をもふくめた市民が、こどもからお年寄りまでがふれあうこと」の2つとなっている（川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター，2018：87）。

現在F館では、3つの学習支援教室や子育て支援センター、識字学級、子ども食堂などを行っている。そ

【15】 川崎市「多文化共生の社会をめざした国際理解教育—多様な文化を学ぶ学習活動の構成—」
<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/7,294,c,html/294/15-037-052.pdf> 2023年12月10日取得

の中でもここでは学習支援に焦点を当てていく。

F館では、2003年ごろ、中学生の子どもを呼び寄せしたフィリピンやタイの国際結婚の母親からの相談で、「日本語の会話はできるようになったが、学校の勉強がわからない」「高校に行かせたいがどうしたらよいかわからない」といったものが多く、識字学級の担当職員や任意の共同学習者が子どもたちのサポートを行ったところから始まり、「外国につながる中高生サポート」～こども文化センター事業として2004年に立ち上げている（川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター、2018：103,104）。

4.2.2 活動内容

外国にルーツを持つ子どもを対象とした取り組みにおいて、マイノリティの子どもが「勉強をあきらめない」「進路を目指し、努力する」ための最初のスタートでもあり、最後の居場所でもあるということを学習サポートの基本としている（川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター、2018：104）。

元々は、こども文化センター事業として、小学生・中学生・高校生等の居場所づくりを推進してきたが、参加できる子どもも若者も限られていたため、地域に限定した自由来館の枠組みでの居場所づくりから困難な状況にあるこども・若者の居場所づくりを進めることとなった。リーマンショックの頃に外国にルーツを持つ中学生の学習サポートの活動の様子を見ていた地域の中学生在が、私たちが勉強を見てほしいとのつぶやきがきっかけとなり、経済的な困難を抱えている中学生の学習サポートが始まった（前掲書、2018：166,167）。

K教室では、外国にルーツを持つ子どもに限定せず受け入れているため日本人の子どもの割合が多いが、ブラジル、フィリピン、中国をはじめとする多様なルーツを持つ子どもが通っている。活動の内容としては、小学生・中学生の居場所づくり、中学生の学習サポートだけでなく、小学生の宿題や学校で習った単元で理解が難しかったところ、中学校に上がるための基礎固めなど、小学生に対しても学習のサポートを行っている。中学生に対しては、周りの友達やクラスメイトは塾に通っているが自分の家庭では通うことができないという子どもや学校の授業についていくため、テスト勉強のために来室する子どももいる。また、高校受験を控えているが親だけでは情報を得ることが難しい、学力の面で心配だという子どもなども学習サポートを利用している。それ以外には、学校に登校できていない、家に帰っても居心地が悪い、友達に会いに来るためにこれまで通り居場所利用として参加するという側面もある。そのため、子どもたちによってニーズが様々であり、K教室は学習サポートと居場所の両方の側面を持った柔軟性のある学習支援教室であるといえる。

4.3 子どもたちの進路と課題

4.3.1 高校卒業後の進路

筆者が関わっている学習支援教室で宿題や勉強プリントに取り組んでいた際に、「どうせ大学になんて行けやしないんだから勉強したくない。だって、兄ちゃんも高校卒業したら働くし」とブラジルルーツの小学6年生の子どもが言っていた。さらに、F館で職員として子どもたちと関わるFさんも、このように述べている^[16]。

でも問題は、高校を卒業したものの、フリーターのまま、高校卒業後のことが決まっていなまま卒業

【16】 2022年10月29日F館Fさん対面インタビュー実施

しちゃってる子どもたちがすごく多くて。なので実際には、高校は卒業したものの、就職も決まってい、かといって進学もできない、進学が出来ないのはお金の問題もあるし、やりたいことも見つからないっていうものもあるし、中では、そもそも進学をするまでの日本語能力がなかったっていうこともあるし（F館Fさん）。

このように、彼らが自らの進路に希望を抱いていないことや、高校を卒業するまでサポートを行ったとしてもその後の進路が定まらずに社会の中で置き去りのような状態に陥ってしまう子どもが存在することに気付き、進学問題に直面していることが分かった。では、彼らはなぜ自身の将来に希望を持てていないのだろうか。

4.3.2 学習言語の壁

ここで、F館Tさんにインタビューをする中で、フィリピンにルーツを持ったRCさんのお話があったため彼女が抱えていた問題に着目して述べていく^{【17】}。彼女は中学2～3年の頃に来日し、中学校に通っていたものの日本語も話せずクラスになじめず不登校になり、高校は定時制高校に通っていた。学習していく中で日本語が上達し、大学進学も視野に入れ始めたところで課題に直面した。その課題の2つが言語的なハードルである。RCさんは中学生の頃に来日しているため、大学には留学生枠では試験を受けることができない。一般受験をするにしても、日本語力から考慮すると大学のレベルを下げる必要があり、英語を普段から使う大学や学部を受験するにしても、そうした大学や学部に行きたいというわけではないということで迷っていたという（F館Tさん）。

RCさんは中学生の頃に来日したため、ある程度の抽象概念が母語で形成されていたと考えられる。しかし、第2章でも言及したように、日本生まれの子どもが増える中、子どもが周辺社会に溶け込むほどに母語継承は困難になり、滞在が長期化し帰国が現実的な未来としてみえてこない場合、母語は次第に失われていく。そうした子どもの多くは、母語で抽象概念が身につかないまま母語も日本語も中途半端になっていく。

そこで、義務教育が修了してからもその後の日本社会の中での生活や進路のために新たに始めたことがある。

今神奈川県全体でも、高校に入った、外国につながる新渡日の子どもたちで、日本語のフォローだったり言葉の概念のフォローってすごく大事になってことでキャリア支援として、高校生向けの日本語指導とかどんどん増やしていますね。または放課後勉強できるところとか、学校じゃない所で日本語の勉強ができるところを増やしていたりしているところです（F館Fさん）。

高校入学までがゴールではなく、その後授業についていけずドロップアウトする可能性のある子どもやその先のキャリアに向かう子どもにも継続して学習の機会を増やすことで、学習言語の習得を促すことにつながるのではないか。

4.3.3 家庭での環境

子どもたちが最初に経験する社会である家庭もまた、子どもの将来に影響を与える。

まず、親が就労目的で来日している場合、母国への送金や日本での生活に追われ、子どもに向き合う時間

【17】 2022年11月20日F館Tさん対面インタビュー実施

的・経済的な余裕がない。そのため、情報収集や子どもに与えることのできる文化資本を得る機会がなくなる。F館では子どもに対して受験や進路などの情報提供を行っているが、この節の冒頭で述べたように将来に希望を持たない子どもがいる。

いくら情報提供しても、正直な話、子どもたちの周りの大人の方々って、大体コックさんか工場で働いてるか、またはホテルのベッドメイキングをやってる方か、みたいにそれこそ夢を見るにも、周りの人たちの、自分のすぐ近くの大人の方々の就労状況がそうではないっていうことがあるので。～日本社会で生まれ育った人たちの場合、特に日本人の場合だと、この時期にこれをやるのが当たり前のことがあると思うんですけど、そういった当たり前が当たり前じゃない人たちなので。(F館Fさん)。

周りの身近な大人を見て育っていく子どもにとって彼らの見えている世界はほんの少しなのかもしれない。さらに、親自身が日本での教育経験をもたないため、大学、専門学校、正規雇用での就職のすべてが多くの保護者にとって未知の世界である(樋口・稲葉、2023:142)。また、これは在日外国人の保護者に限った話ではない。川崎市の保護者の進路に対する考え方に關しても、F館のある地域でF館に通う子どもの保護者自身が大学に進学したことのない人が多く、中には高校を中退している人もいるため、高校を卒業したら就職するか専門学校に通うといった選択肢しか初めから考えていないという(F館Fさん)。

その一方で、F館Kさんは「貧困家庭において、親が大学に行かせたい、子どもが大学に行きたいと考えるのは正比例する」と述べている^[18]。これには、親は来日前、母国ではホワイトカラーであったが、来日後は工場労働をしているという背景があり、子どもには自分よりも上昇してほしいという希望や自分と同じ苦勞はさせたくないという思いがある(F館Kさん)。

ここまでは、外国にルーツを持つ子どもに限らず日本社会の中でも起こり得る問題であるが、外国にルーツを持つことで生じる問題も存在する。

でまた、それで高校の中で子どもたちが自分の叶えたい夢にそって色々やってくれるといいなと思うもののそれはあまりにも理想的なもので、そもそも日本に自分が居続けられるだろうかということもわからない子どもたちが多いのが現実なんですよ。在留資格の問題として(F館Fさん)。

親が就労目的で来日している場合、より良い仕事が見つければ移動をするといった出稼ぎライフスタイルに子どもが振り回されることになったり、いずれは帰国すると考えていると子どもの教育の問題が先送りになったりすることが考えられる。親が見据えていることと子どもが希望することが異なるという状況になることも少なくないだろう。F館では勉強の合間や一緒に遊ぶ時に子どもとコミュニケーションを取っているため、そのタイミングで悩みや自分の考えを話してくれることがある。Kさんは家庭訪問を定期的に行い保護者とのコミュニケーションや情報共有もしているため、双方にとってより良い結果になるように子どもと作戦会議をして日本と母国のどちらの社会でも取りこぼされないよう働きかけている。望まない形で来日することになった子どもがいる中で、自分の意志に寄り添い働きかけてくれる大人の存在は1つの希望となるのではないか。

【18】 2023年10月31日F館Kさん対面インタビュー実施

4.3.4 日本の制度の特殊性

RCさんの話の部分で少し触れたが、日本で大学受験をするにあたり関係する制度についてみていく。

まず、日本で大学受験をする上で「高等学校又は中等教育学校を卒業した者」「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」などの項目が受験資格となっており、留学生は「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」「日本において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了し、18歳に達した者」などとしている。そのため、国内にいる外国出身者は留学生選抜での受験ができない。外国にルーツを持った彼らを対象にした入試枠を設けている国立大は宇都宮大学1校のみであり、条件付きで出願可能としている大学は一部である^{【19】}。RCさんのように、英語が身につけていると英語での受験が可能な学部へ出願可能だが、専門分野の偏りや募集人数の制限など、通常の学力での試験によって受験するよりも範囲が狭くなる。

現在の日本の受験制度では「外国にルーツを持った子どもたちは通常の学力での試験を避けたさまざまな特別入試という制度の間隙を縫うことで、進学を果たしている（樋口・稲葉，2018：578）」という現状である。

また、経済的な側面においても課題は存在する。Tさんは奨学金の制度について、在留資格や2国間に家族がいる場合の行政手続きに関して不明なことがある、もしくは生活困窮家庭として生活保護を受けることを拒んでいる場合、奨学金制度を申請することが複雑で難しいと語る。

大学進学ってお金が大変で、入学金がまずかかるし、何が生活困窮世帯で厳しいかと言うと、お金は借りられるんだけど、最初にお金が入ってくる時期が遅かったりする。だから、最初の入学金とかはまずこっちが払わなければいけなかったりするの、お金がなくてできないからつらいのに。だから、そこが外国ルーツの子どもたちにとってのハードル（F館Tさん）。

さらに、仮に奨学金制度やその他の制度を利用できたとしても、支給される日が遅く、その日を暮らすだけでも精一杯な生活困窮世帯では入学金を支払う余裕もないということが分かる。中には、高校でアルバイトをいくつか掛け持ちして大学進学への資金として蓄えていた先輩もいたとF館のFさんは言及していたが、受験生にとっては時間的にも体力的にも厳しく、アルバイトを禁止している高校もあるためこのようなケースは稀で、簡単に真似できる方法ではないだろう。

【19】「来日外国人の子に進学の壁」日本経済新聞，2021-8-24，朝刊
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUE254B70V20C21A6000000/> 2023年7月24日取得

5 結論

本論では、豊島区池袋・川崎市の学習支援教室を参考に、外国にルーツを持つ子どもの教育と学習支援の役割について述べてきた。地域の学習支援教室が外国にルーツを持つ子どもの教育において、どれほど影響を与える存在なのだろうか。

学習支援教室には、子どもの学習のサポートをするという側面と子どもにとっての居場所となる側面がある。塾や各種学校へ子どもを通わせることが経済的に困難な家庭にとって、貧困対策としての「学習支援」は多様な貧困層の学力を向上させ、進学を可能とすることで学校から就職という道筋で仕事に就くことがき、将来の不安定を避けさせているといえる（成澤，2018：12-13）。成澤雅寛は居場所についてこのように述べている。

従来の「居場所」は、自己受容や自己承認、自己肯定感を得られる場所であり、居場所のない子どもたちのための「居場所づくり」は関係構築の「場」、学習の「場」、遊びの「場」などを構築するものの、支援者が非支援者に対して過剰な介入を差し控えることで行われていた（成澤，2018：13）。

学校や家庭に居場所がないと感じている子どもが「受け入れてくれる居場所」として安心できるよう必要とされており、学習を目的とせずに学習支援教室に通っている子どもが居場所利用として来室しやすいといえる。

しかし、この2つの側面は子どもの進路を目の当たりにした時に両立が困難になる。様々な子どものための居場所となりながらも、学校から労働への移行という正規のルートへ子どもを回帰させなければならないために学習させなければならない（成澤，2018：19）一方で、学習を目的とした子ども以外の受け入れを辞めると居場所利用を求める子どもを排除してしまいかねない。反対に、居場所利用を求める子どもを多く受け入れると学習を目的とした子どもが来室を辞めるかもしれない。この場合、川崎市の学習支援教室のようにそれぞれ子どものニーズに合わせた支援体制で行うことが可能である。勉強に集中したい子どもには居場所利用の子どもがいる部屋とは別室で勉強に取り組んでもらい、その別室でサポーターがほとんど子どもと一対一で教えている。

また、外国にルーツを持つ子どもの将来について、高校卒業後の進路には子ども自身の能力だけでなく家族や周りの環境、経済状況、受験制度など様々な障壁が存在することが分かった。第4章でも触れたが、F館Kさんは、外国にルーツを持つ子どもとその家族と関わる中で、親の希望としては、日本で子どもが自分よりも上昇してほしい、また自分とは同じ苦労はさせたくないという声を聞くと述べていた。その親の多くは、母国ではホワイトカラーであったが、来日してからは工場労働をしている。

この願いを実現させるために親に必要な資源として、「経済財と雇用機会へのアクセスを可能にする資源」と、「親による規範的な管理を強化する資源」が挙げられる。この2種類の資源を獲得することで、戦略的な財へのアクセスが可能になり、子どもを取り巻く環境に存在する機会や落とし穴に関する多くの情報を手にすることができる（Portes and Rumbaut 2001=2014：128）。しかし、学習支援に通う外国にルーツを持つ子どもの家庭は生きていくので精一杯であるというところがほとんどで、子どものための時間をとることが難しい。そのため、親と同じ職やアルバイト先に就職する傾向が強い。

親の希望が叶えられないケースが多い中、F館Kさんのお話の中で、進路として親よりも上昇した外国にルーツを持つ子どもについて言及があった。

(事例1) フィリピンルーツの女の子：中学2年生で来日し北海道へ。北海道で似た境遇の子どもがいなかったため日本語が話せるようになった。高校入学のタイミングで川崎に移住。大学受験をめざし、近くの大学に合格した。

(事例2) フィリピンルーツの女の子（日・英・タガログ語のトリリンガル）：16～17歳の時に来日。高校2年生から学校に通う。高校卒業後、建設会社で非正規労働者として就職。そこから正規社員へ。その会社のフィリピンでの現地法人ができて異動。日本のビザを捨ててフィリピンへ住む（F館Kさん）。

この2つの事例では、両者とも来日時期が遅く、母語での学習言語が獲得済みであったため日本語の習得が比較的困難ではなかったと考えられる。それぞれ進路は異なるが、川崎市の学習支援教室でのサポートを受けながら自分の望む将来を達成しているといえるだろう。外国にルーツを持つ子ども自身が持っている人的資本や受け入れ社会の姿勢、エスニックな連帯と家族関係などの社会関係資本に恵まれることによって子どもの将来が左右され、どれか1つだけに恵まれたとしてもその社会で上手くやっていくには困難が伴う。しかし、たとえ資源に恵まれていなくても、かれらの努力を支えてくれる力強い家族とコミュニティを味方につけることができれば、子どもたちの階層移動にとっての困難を乗り越えることができるのである (Portes and Rumbaut 2001=2014 : 135)。

川崎の学習支援教室に通う外国にルーツを持つ子どもや若者の多くは、エスニック・コミュニティには属しているものの紐帯が強い集住地域ではないため、資源に恵まれない状況にあることが多いと想像できるが、地域の学習支援教室が社会関係資本に代わり、地域で子どもたちを育てる役割を果たせばかれらのめざす将来に近づけることができるのではないか。

また、学習支援は「場の支援」と呼ばれており、支援につながれるかどうかは、たまたま熱心な学校教師や支援者がそばにいたからなどといった偶発性に依存することも多く、支援団体がエスニシティの維持に消極的で、子どもたちの日本社会への同化を念頭に活動しているケースもあるかもしれない（清水ら、2021 : 67）。本論文で取り上げた豊島区池袋・川崎市では行政・学校・地域が連携をとっており、特に川崎市F館ではコロナ禍においても1人ひとり、それぞれの家庭と連絡を普段から取り合っていたため、より個人的な話や相談をするなど心の距離が近づいたことがF館Fさんのお話からわかった。

近年の日本社会において、人手不足から新たに外国人労働者の受け入れを増やす試みが行われている。外国にルーツを持つ子どもは日本人の子どもと同様、将来の日本を担う存在になるが、制度がまだ追いついていない。学習支援教室は、制度や学校の取り組みに限界がある現状を、地域住民が学習支援という形で学習面だけでなく自己受容・自己肯定感を得られる居場所、そして自己実現のツールとしての役割を果たしているのではないか。

いま日本で生活をしている外国にルーツを持つ子どもの活躍を促進するような、「外国ルーツ」であることが日本社会で不利に働かないような取り組みが必要であると考え。そのうちの1つとして、コミュニティで行う学習支援が彼らの可能性を拓ける役割として機能することを期待している。

参考文献等

- アジア・太平洋人権情報センター, 2005, 『多文化共生の教育とまちづくり: アジア・太平洋人権情報センター編』アジア・太平洋人権情報センター; 解放出版社.
- 荒牧重人・榎井縁・江原裕美・小島祥美・志水宏吉・南野奈津子・宮島喬・山野良一, 2022, 『外国人の子ども白書: 権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』明石書店.
- 牛田千鶴, 2014, 『南米につながる子どもたちと教育: 複数文化を「力」に変えていくために』行路社.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化: 日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会.
- 川崎市ふれあい館, 1993, 『誰もが力いっぱい生きていくために: 川崎市ふれあい館事業報告書』川崎市ふれあい館: 桜本こども文化センター.
- 金命貞, 2007, 『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店.
- 佐久間孝正, 2015, 『多国籍化する日本の学校: 教育グローバル化の衝撃』勁草書房.
- 敷田佳子, 2019, 「家族: 多様な文化と教育戦略」
額賀美紗子・芝野淳一・三浦綾希子編『移民から教育を考える: 子どもたちをとりまくグローバル時代の課題』ナカニシヤ出版, 77-90.
- 清水陸美・児島明・角替弘規・額賀美紗子・三浦綾希子・坪田光平, 2021, 『日本社会の移民第二世代: エスニシティ間比較でとらえる「ニューカマー」の子どもたちの今』明石書店.
- 瀬戸麗, 2021, 「学習と居場所のジレンマを超える教育的関係: 外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室の事例から」『教育学研究』88(4): 658-670.
- 坪田光平, 2018, 『外国人非集住地域のエスニック・コミュニティと多文化教育実践: フィリピン系ニューカマー親子のエスノグラフィー』東北大学出版会.
- 中島和子, 2017, 「継承語ベースのマルチリテラシー教育: 米国・カナダ・euのこれまでの歩みと日本の現状」『母語・継承語・バイリンガル教育 (mhb) 研究』13:1-32.
- 永吉 希久子, 2021, 『日本の移民統合: 全国調査から見る現況と障壁』明石書店.
———2020, 『移民と日本社会: データで読み解く実態と将来像 / 永吉希久子著』中央公論新社.
- 成澤雅寛, 2018, 「学習と居場所のディレンマ: 非営利学習支援団体からみえる子どもの貧困対策の限界」『Kyōiku Shakaigaku Kenkyū』103: 5-24.
- 額賀美紗子・芝野淳一・三浦綾希子・呉永鎬・新見有紀子・敷田佳子・坪田光平・金南 咲季・藤浪海・山本晃輔・五十嵐洋己・山野上麻衣・高橋史子・薮田直子・徳永智 子・住野満稲子, 2019, 『移民から教育を考える: 子どもたちをとりまくグローバル時代の課題』ナカニシヤ出版.
- 樋口直人・稲葉奈々子, 2018, 「間隙を縫う ニューカマー第二世代の大学進学」『社会学評論』68(4): 567-583.
- 樋口直人・稲葉奈々子, 2023, 『ニューカマーの世代交代: 日本における移民2世の時代』明石書店.
- Portes Alejandro・Rumbaut Rubén G.・村井 忠政, 2014, 『現代アメリカ移民第二世代の研究: 移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店.
- 丸山剛史, 2022, 『グローバル化と外国人児童生徒教育』一藝社.
- 三浦綾希子, 2015, 『ニューカマーの子どもと移民コミュニティ: 第二世代のエスニックアイデンティティ』勁草書房.
- 宮島喬, 2014, 『外国人の子どもの教育: 就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会.
- 柳下換・高橋寛人・鈴木健・尾崎万里奈・西野博之・石井淳一, 2019, 『居場所づくりにいま必要なこと: 子ども・若者の生きづらさに寄りそう』明石書店.
- 『日本経済新聞』2021年8月24日
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE254B70V20C21A6000000/> 2023年7月24日取得)
- e-stat「在留外国人統計(旧登録外国人統計) 2022年12月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=24101212&tclass1=000001060399> 2023年7月19日取得)
- e-stat「在留外国人統計(旧登録外国人統計) 2023年6月」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20230&month=12040606&tclass1=000001060399> 2023年12月26日取得)
- 文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について(令和3年度)」(https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_02.pdf 2023年8月26日取得)
- 文部科学省 「学校基本調査」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001212520&tclass2=000001212521&tclass3=000001212522&tclass4=000001212529&tstat_infid=000040128127&tclass5val=0 2023年12月26日取得)
- 豊島区「住民基本台帳人口」(<https://www.city.toshima.lg.jp/070/kuse/gaiyo/jinko/index.html> 2023年12月14日取得)
- 東京都「区市町村別国籍・地域別外国人人口(上位10か国・地域)」

- (<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/gaikoku/2022/ga22hf0100.pdf> 2023年11月15日取得)
豊島区「町丁別の世帯と人口」
- (<https://www.city.toshima.lg.jp/kuse/gaiyo/jinko/setaitojinko/index.html> 2023年12月18日取得)
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課「このまちでみんなと生きてゆく～ひろがっています！多文化共生の輪～」(https://toshima-shakyo.or.jp/pdf/goannai/tabunka_kyosei.pdf 2023年12月14日取得)
- としま子ども学習支援ネットワーク 「とこネット」パンフレット
(<https://www.city.toshima.lg.jp/164/kenko/sekatsu/documents/tokonetto.pdf> 2022年1月14日取得)
- 川崎市「外国人国籍地域別統計(2023年11月末時点)」
(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000153605.html> 2023 2023年12月10日取得)
- 神奈川県「神奈川県公立小・中学校における外国につながるのある児童・生徒在籍状況調査(2022年5月1日時点)」
(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/r4jidouseitoshityouson.pdf> 2023年12月12日取得)
- 神奈川県「神奈川県公立小・中学校における外国につながるのある児童・生徒在籍状況調査(国籍別)(2022年5月1日時点)」
(<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12561/r4jidouseitokokuseki.pdf> 2023年12月12日取得)
- 川崎市「多文化共生の社会をめざした国際理解教育―多様な文化を学ぶ学習活動の構成―」
(<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/7,294,c,html/294/15-037-052.pdf> 2023年12月10日取得)

まちに活気を取り戻すための
中心市街地商店街の活性化

里見 和樹

【目 次】

はじめに	287
1 商店街の現状	288
1.1 商店街とは	288
1.2 時代の変化と商店街の衰退	288
1.3 商店街活性化の必要性	289
2 商店街活性化の成功事例（高松丸亀町商店街）	291
2.1 丸亀町商店街の概要と活性化事業の成果	291
2.2 成功要因の分析	292
2.3 丸亀町商店街の活性化手法の汎用性	294
3 商店街活性化を取り巻く環境	296
3.1 商店街活性化の現状	296
3.2 商店街活性化のトレンド	297
4 現代の商店街活性化の成功事例（北九州・魚町商店街）	299
4.1 北九州市の経済	299
4.2 魚町商店街の概要	301
4.3 魚町商店街でのリノベーション	302
4.4 リノベーションを継続して行うための取り組み	304
4.5 エリアマネジメント	305
4.6 活性化事業の成果	308
5 魚町商店街のノウハウを活かすためには	310
おわりに	312
参考文献	313

はじめに

近年、日本各地で中心市街地の商店街が衰退し、シャッター街化が相次いでいる。商店街の活性化のために国や地方自治体は様々な種類の補助金を準備しているが、継続して補助を受けることが難しいなど多くの課題を抱えている。この課題の解決策として民間が主体となって商店街活性化をする手段が挙げられる。

本稿では各地の商店街が抱える課題を述べたのち、民間が主体となって商店街活性化を成功させた商店街として、中小企業庁から「がんばる商店街」に認定されている高松・丸亀町商店街（以下、丸亀町商店街）と北九州・魚町商店街（以下、魚町商店街）を事例として挙げ、成功の要因や課題を分析する。

第1章では商店街とは何かを簡単に定義した後で、全国の商店街が抱える課題や商店街を活性化させる必要性について記述する。

第2章では商店街活性化の成功事例として知られる丸亀町商店街について概要を説明したうえで、活性化が成功した要因を分析する。

第3章では全国の商店街が活性化に失敗しやすい要因を述べたのち、補助金に頼らず、小さな事業から始められるリノベーションを用いた活性化を紹介する。

第4章ではリノベーションを取り入れた商店街活性化の成功事例として魚町商店街を取り上げる。まず、魚町商店街が属する北九州市の経済について概観したのち、梯氏へのインタビュー調査回答も交えながら、魚町商店街の活性化が成功した要因をまとめる。

第5章では他の商店街が魚町商店街の活性化のノウハウを活かすために必要な点、見習うべき点を述べる。なお、本研究は、主に魚町商店街振興組合理事長の梯輝元氏への聞き取り調査（2023年9月5日）から多くの示唆を得ている。そのため本文中では、当該調査回答からの引用を「梯氏発言」と表記することをあらかじめお断りしておく。

1 商店街の現状

1.1 商店街とは

まず商店街がどのようなものであるかを述べる。商店街に関する法律上の明確な定義はないが、経済産業省は商店街を「中小商業者及び中小サービス業者が近接して営業することにより区域性をもって形成されるそれらの者の集積を指すもの」としている。次に商店街の分類について概観する。中小企業庁は商店街の分類について以下の図表1のように分類している。

図表1 商店街の分類

①近隣型商店街	最寄品※中心の商店街で地元主婦が日用品を徒歩又は自転車などにより買物を行う商店街
②地域型商店街	最寄品及び買回り品※が混在する商店街で、近隣型商店街よりもやや広い範囲であることから、徒歩、自転車、バス等で来街する商店街
③広域型商店街	百貨店、量販店を含む大型店があり、最寄品より買回り品が多い商店街
④超広域型商店街	百貨店、量販店を含む大型店があり、有名専門店、高級専門店を中心に構成され、遠距離から来街する商店街

※最寄品：消費者が頻繁に手軽にほとんど比較しないで購入する物品。加工食品、家庭雑貨など。

※買回り品：消費者が2つ以上の店を回って比べて購入する商品。ファッション関連、家具、家電など。

「令和3年度全国商店街実態調査」p.2より引用

1.2 時代の変化と商店街の衰退

2000年に大規模小売店舗立地法が制定され、大型店舗の立地が原則自由に建設できるようになった。また、乗用車普及率の上昇に伴い、郊外に商業施設が多く開業し、中心市街地商店街の衰退の兆しが現れた。中小企業庁の「令和3年度全国商店街実態調査」によるとアンケートに回答した5105の商店街のうち、商店街の最近の景況について36.5%が「衰退している」次いで30.7%が「衰退の恐れがある」と回答している。また、過去3年間の来街者数が「減った」と回答した商店街が過半数を超える68.8%であった。来街者数が減少した要因の主な3点は「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」、「地域人口の減少」が挙げられている。その中でも「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」に関しては郊外の商業施設に人が集まってしまう大きな要因であるといえる。

MS&Consultingが2022年に行ったショッピングセンターを利用する理由について1045名のアンケートによれば、上位5つの要因として「買い物がしやすいから」、「店舗のバリエーションが多いから」、「買い物や食事以外でも楽しめるから」、「飲食店やカフェが充実しているから」、「家族で利用しやすいから」が挙げられている。以上から商店街や利用者は買い物をする場所に「自動車アクセスの良さ」「豊富な業種の店舗」「家族での利用のしやすさ」を求めているといえる。

全国に存在する約9割の商店街が近隣型・地域型商店街に該当し、来街者の減少や空き店舗の増加の問題の多くは近隣型・地域型商店街で表れている。しかし、畢（2002）は広域型・超広域型商店街の課題について

「近隣型・地域型商店街と比較して大型店や高級店があるため、来街者の減少という問題は表面化しづらいかもしれない。しかし、大型店や高級店の集客力で中小店舗に訪れる機会は減少することが考えられる。この点から広域型・超広域型商店街に属する中小店舗においては近隣型・地域型商店街と同じ課題を抱えている。」

と指摘している。その結果、広域型・超広域型商店街においても中小店舗の閉業が相次ぎ、空き店舗が増加し、エリアの価値が低下している地域があることが考えられる。

「地域人口の減少」については商店街の来街者数の減少だけでなく後継者不足の問題にも関連している。「令和3年度全国商店街実態調査」では72.7%の商店街が「経営者の高齢化による後継者問題を抱えている」と回答している。そのうちの96%の商店街が「対策を講じていない」と回答している。そのため外部から後継者を募集するなどの対策を取らなければ、衰退する商店街はさらに増加することが考えられる。

1.3 商店街活性化の必要性

前述したように近年の社会環境の変化の中で中心市街地の空洞化が進行し、中心市街地のまちづくりが社会課題となっている。中心市街地の空洞化の問題点として全国商店街振興組合連合会（1998）は3点挙げている。

1点目は「都市の魅力の低下」である。自分たちのまちの中心と思う中心市街地があり、ショッピングの選択性があり、生きた情報があり、レジャーや文化にも接触できるということは都市魅力の重要な部分である。これを失うことは、都市全体の魅力の喪失につながる。

2点目は「地域コミュニティの維持が難しくなる恐れがある」点である。コミュニティは英語では「共同体」を意味するが、本稿では全国商店街振興組合連合会（2016）の「同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり（社会）のこと」と定義する。商店街は地域コミュニティの中核として、誰もが意識するまちの中心を持つことは地域の連帯感を保つ上からどうしても必要である。

3点目は「高齢者、障害者にとって生活上の不便が出る」ことである。郊外型のショッピングモールや郊外店、郊外の公共施設ばかりに生活を依存する今の地方都市のありようは、高齢化社会においては、交通弱者に犠牲を強いる社会といえる。

また中心部の雇用の減少や資産価値の下落などに繋がり更なる衰退につながってしまう。渦原（2004）は「商店街に対して郊外型ショッピングセンターはチェーン店や広域に運営している店舗が多いため商品を全国に流通させようとする」として地域内での経済の循環が絶たれるとしている。そのため中心市街地に人を呼び戻し、地域の価値を上げ、地域経済の循環を促すためにも商店街の活性化・再興は必要であるといえる。

近年、地域における商店街への期待が変化している。中小企業庁の2020年「地域コミュニティにおける商店街に期待される新たな役割と交流のあり方」において2014年の小売全体の年間販売額における商店街と商店街以外の割合が商店街は1979年の50%から37%に減少している。また同調査での「商店街を含む中心市街地に対する地方公共団体の期待」において「小売商業等の拠点」になることを期待していると回答した割合は34.5%である。

一方で「コンパクトシティの拠点」として期待している自治体は60%である。国土交通省によるとコンパクトシティとは「一般的には、高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサ

ービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造」としている。中心市街地の商店街がコンパクトシティの拠点となることで福祉・商業等の生活サービスが向上するとともに、福祉や地域交通の効率化を図ることができる利点がある。また、国土交通省はコンパクトシティ政策のためには、「ある程度の人数の居住」が必要であるとしており、商店街の周辺に住まいや働く場を設ける必要がある。商店街のコミュニティを活かし、住まいや商業の場を整備し、多世代が行きかう商店街へ再興した先進事例として次章で丸亀町商店街を紹介する。

2 商店街活性化の成功事例（高松丸亀町商店街）

2.1 丸亀町商店街の概要と活性化事業の成果

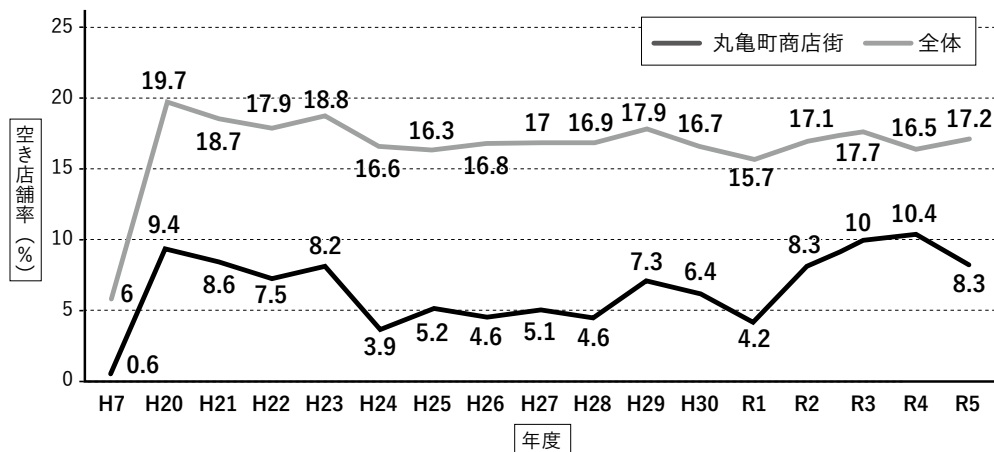
丸亀町商店街がある香川県高松市は人口約42万人の地方都市であり、国の出先機関や企業の支店などが多く、四国の玄関として発展してきた。丸亀町商店街は高松市の中心部にあり全長470mの商店街である特徴としては商店街北側に百貨店や高級ブティック店があり、高松の流行をけん引してきた。丸亀町商店街は周辺の兵庫町商店街、片原町西部商店街、片原町東部商店街、ライオン通商店街、南新町商店街、常葉町商店街、田町商店街と合わせて高松中央商店街振興組合連合会に属している。

丸亀町商店街は1988年に瀬戸大橋の開通による交通網の変化、バブル経済崩壊後の衰退を見越して、民間主体で活性化を行ってきた。

2023年6月に高松市商工会議所が行った「高松中央商店街店舗立地動向調査」の「空き店舗率の変動」においては図表2のような結果であり、周辺の商店街と比較して空き店舗率が低い^{【1】}^{【2】}。また、「令和3年度全国商店街実態調査」で算出された全国の商店街の空き店舗率13.59%を下回る結果となっている。

1日当たり通行量は図表3である。2007年に郊外で大規模商業施設が開業したにもかかわらず、通行量は横ばいを維持している。2012年には一連の再開発の最後の事業であるホテル、広場、マンション、ショップを備えた「丸亀町グリーン」が開業し、通行量が増加し、その後も多少の増減はありつつも横ばいを維持している。丸亀町商店街活性化の特徴として店舗の上層部に高齢者向けマンション、商店街内に診療所、子育て支援施設を等のライフインフラを設けることで多世代が暮らしやすい環境を整備している。

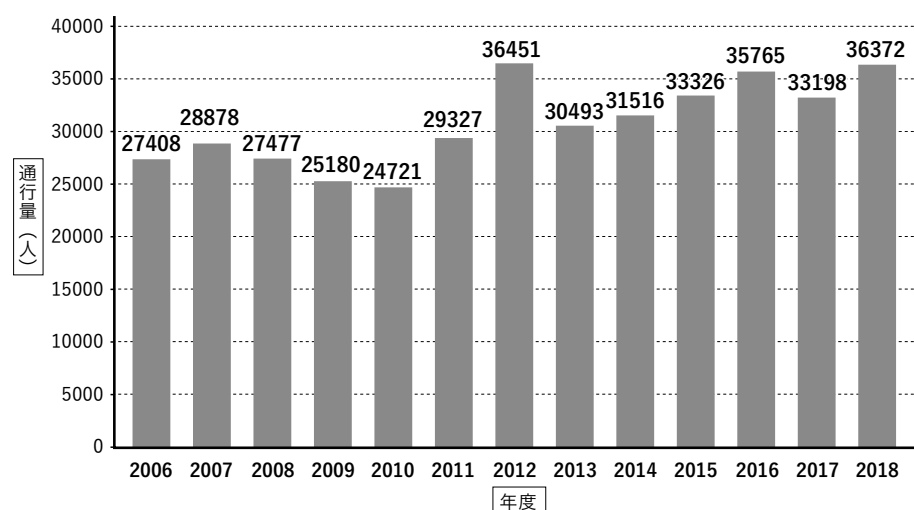
図表2 丸亀町商店街空き店舗率の変動



高松市商工会議所 「2023年6月高松中央商店街店舗立地動向調査」p.2を基に筆者作成

- 【1】 図表2「全体」は丸亀町商店街と周辺の兵庫町商店街、片原町西部商店街、片原町東部商店街、ライオン通商店街、南新町商店街、常葉町商店街、田町商店街の空き店舗率の平均値
- 【2】 令和2年度の調査ではコロナウィルスの影響による商業需要の低下などで空き店舗率が増加している。

図表3 丸亀町商店街通行量



高松市,2019,「高松市中心市街地活性化計画」をもとに筆者作成

2.2 成功要因の分析

ここでは丸亀町商店街の活性化が成功した要因を①まちづくり会社など民間主体の再開発、②定期借地権を活用したテナントミックスの2点から分析する。

①まちづくり会社など民間主体の再開発

まず、丸亀町商店街の活性化の流れについて図表4にまとめる。

図表4 丸亀町商店街の再開発の流れ

年度	出来事
1972	丸亀町不動産株式会社の設立
1987	高松商業近代化計画（高松商工会議所）
1990	高松丸亀町商店街再開発計画（高松丸亀町商店街振興組合）
1991	高松市中心商業地区地方更新企保運計画（高松市） 高松丸亀町商店街再開発計画（高松丸亀町商店街再開発計画事業策定委員会）
1992	高松地域商店街等活性化実施計画（高松商工会議所）
1993	高松市中心商業地区市街地総合再生計画 大臣認定 高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業基本計画（高松市）
1998	高松丸亀町まちづくり会社（第3セクター）設立

高松丸亀町商店街振興組合ホームページを参考に筆者作成

丸亀町商店街の民間主体による事業は1972年に将来の自動車普及率の上昇を見越して町営駐車場の運営を行うことを目的とした丸亀町不動産株式会社を設立したことから始まった。現在では多くの商店街が駐車場を有していないことにより自動車での来街者が伸び悩む中で「駐車場がある」という点は丸亀町商店街の強みである。その後、再開発計画や活性化計画が策定され、1993年から商店街を7つの街区ごとに分けて事

業を進行させる。1998年には第3セクターである丸亀町まちづくり会社を設立した。

丸亀町まちづくり株式会社は、当時の鹿庭幸男高松丸亀町商店街振興組合理事長が、バブル崩壊後の経済の衰退や瀬戸大橋開通による交通網の変化によるまちの衰退への懸念から改革の必要性を提唱したことがきっかけとなった。その後、青年会が中心となって再開発委員会を立ち上げたのち、地元住民が中心となって設立した。

国土交通省によるとまちづくり会社とは中心市街地の活性化を目的として公共性、企業性を併せ持ち、地域に密着しながらソフト面、ハード面の両面から中心市街地の再生に取り組む団体である。まちづくり会社の役割としては図表5のことが挙げられる。

図表5 まちづくり会社等の主な活動の類型化

大分類		No	中分類	主な事業内容
ハード	施設整備	1	施設整備事業	商業施設整備事業、住宅整備事業、福祉施設整備事業、駐車場・駐輪場整備事業、街路・広場整備事業
	施設管理運営	2	公用公益施設の活用・管理運営事業	公共施設の活用・維持管理事業、公共公益施設の管理運営事業(指定管理制度等)、地域の清掃・緑化事業(アドプト制度等)
		3	民間施設の管理運営事業	商業施設の管理運営事業、住宅の管理運営事業、オフィスの管理運営事業、福祉施設の管理運営事業、駐車場・駐輪場管理運営事業、空き店舗再生・活用事業
ソフト	サービス(役務)の提供	4	地域交通サービス関連事業	コミュニティバス運行事業、レンタサイクル事業、共通駐車券事業、パークアンドライド事業
		5	店舗運営事業(直営)	店舗運営(直営)事業(物販店舗経営、飲食店舗経営、その他店舗経営等)
		6	イベント企画・運営事業	イベント事業(祭り、各種教室・講座、体験事業等)
		7	情報発信・提供・広告事業	広告事業、情報発信・提供(含む広報事業)
		8	人材育成・中間支援事業	人材育成支援事業(生涯学習、ボランティア育成、企業支援等)、中間支援事業(タウンマネージャー派遣、官民コーディネート、NPO・支援活動支援、まちづくりファンド等)
		9	地域づくり・まちづくり関連事業	まちづくり計画・調査事業、防災・防犯活動、歴史・景観・街並保存事業
		10	その他事業	地域特産品の開発事業、クレジットカード事業、地域通貨・ポイント事業、観光舟運事業、エージェント事業等

国土交通省「まちづくり会社等の活動事例集」より引用

丸亀町まちづくり会社の特徴は行政からの出資比率が5%と低い点にある。国土交通省の「まちづくり会社の設立の手引き」によると最も多い行政の出資比率は50%以上70%未満である点を考慮すると低い数値であることが分かる。またイニシャルコストでは行政の支援を一部受けているが、運営コストは自主財源で賄うように収支計画を立てている。丸亀町まちづくり株式会社は商店街全体をマネジメントし町全体を活性化する役割を担っている。また、まちづくり会社は企業デベロッパーと同じく利益を上げることができるが利益については地元へ還元することを目的にしている点で企業デベロッパーとは異なる。

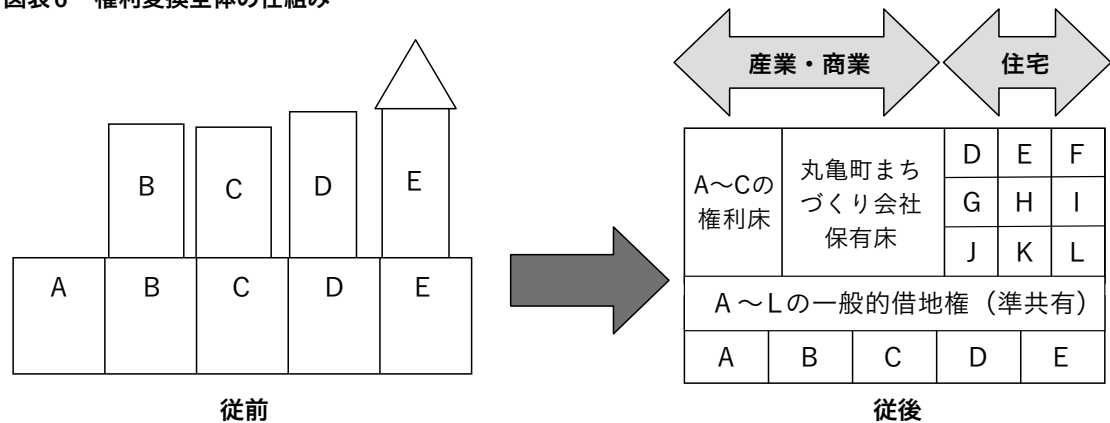
丸亀町まちづくり会社は活性化を一括して行うことができ、利益を地元へ還元し、さらなる活性化につなげることができる点で商店街活性化の成功の要因の一つといえるのではないかな。

②定期借地権を活用したテナントミックス

定期借地権は土地にかかる地権者の権利はそのままにして街区ごとにまちづくり会社と地権者が定期借地

権契約を結ぶものである。そしてまちづくり会社が再開発事業で建設したビルの経営・管理を行い、家賃や管理コストを差し引いた分が地権者に還元される。結果として土地を買い取るわけではないので費用を抑えて再開発事業を進めることができた。次にテナントミックスについて概説する。テナントミックスとは商店街の店舗状況を適切に分析し、適切な店舗配置を行うことである。この仕組みにより地権者と建物の経営・管理を分離し、まちづくり会社が一括して適切なエリアマネジメントを行うことができるようになり、エリアの魅力向上につながっている。多くの商店街の再開発は土地の利活用に失敗するケースが多い中でテナントミックスが再開発事業を成功に導いた一つの要因であるといえるだろう。

図表 6 権利変換全体の仕組み



高松市都市整備部まちなか再生課, 2007, 「香川県高松市・高松丸亀町商店街A 街区、市街地再開発、第 450 号」を基に筆者作成

2.3 丸亀町商店街活性化手法の汎用性

前述したように丸亀町商店街の活性化が成功した要因として地元住民が中心となって設立したまちづくり会社が主体となって活性化を行った点、定期借地権を活用したテナントミックスを行ったことで適切な店舗配置ができる点の二点が挙げられる。しかし丸亀町商店街の活性化のノウハウを全国で活かすことは難しいのではないかな。そのように考える理由は以下の3点である。

①商店街のコミュニティが機能していない場合は丸亀町商店街活性化の手段をとることは難しい

従来、商店街は地域住民の「買い物の場」だけではなく、町会・自治会の祭りや伝統芸能、趣味のためのコミュニティの中心としての役割を果たしてきた。しかし、近年、商店主の高齢化、空き店舗が増加するなどして商店主や来街者の交流が減少し、コミュニティの結束力が弱くなっている。

丸亀町商店街の活性化はバブル期に計画されたものであり、当時の鹿庭幸男高松丸亀町商店街振興組合理事長のバブル崩壊後の経済の衰退や瀬戸大橋開通による交通網の変化がもたらすまちの衰退への懸念から改革の必要性を述べ、それに危機感を持った青年会が結束し、地元住民を巻き込んで事業を行ってきた。一方で既に衰退してコミュニティが機能していない商店街にノウハウを活かすことは難しいのではないかな。丸亀町商店街振興組合理事長古川耕造氏は中小企業庁（2018）で

「商店街の再生計画が軌道に乗った最たる要因は、400年間脈々と、地域のコミュニティが現存していたからです。どれだけ優れたリーダーがいても、行政の支援があっても、地域のコミュニティが崩壊していれば再生は不可能です。」

と回答している。また2000年に全国商店街振興組合連合会が行った「商店街近代化研究報告書」では商店街組織の諸問題として自店舗の経営不振による人材不足、組合員の加入脱退が自由なことにより事業の足並みが揃わないなどが挙げられ、商店街で新たに強固な活性化主体をつくることは難しいことであるといえる。

②長期的に事業に関わることができる運営主体が必要

丸亀町商店街の活性化の主体は前述したように振興組合の計画に青年会が結束し、長期的に事業に関わることができる存在がいたことが考えられる。この点は20年以上にわたる活性化を成功に導いた一つの要因であるといえる。しかし全国の商店街では青年会の動きが活発でないことが実状である。

全国商店街振興組合連合会（2014）においては青年会の課題として活動時間の制約や将来ビジョンの欠如、弱いコミュニティを挙げている。その理由については厳しい経済状況の中で自店の経営に精いっぱい商店街の青年会活動に割く時間がないことである。また青年会活動が活発でないことで青年会部員の減少やリーダー不足、青年同士のつながりが無くなり、コミュニティが機能しなくなるケースも出てきている。また青年会は従来、「後継者の育成組織」という位置づけであるため青年会が主体となって事業を行うことは稀である。振興組合の組合員の高齢化・後継者不足と、青年会の結束力の低下による次世代の担い手不足が同時に起こっている点が各地の商店街の衰退を加速させている要因の一つである。

③商店街でテナントミックスは困難

丸亀町商店街の成功要因として定期借地権を活用したテナントミックスを挙げた。しかし中小企業庁の「令和3年度全国商店街実態調査」では全体の79.4%の商店街が「テナントミックスを行っていない」と回答した。この点については、後述する魚町商店街振興組合理事長の梯氏発言で「従来、他の店舗と飲み会程度のつながりはあっても、商売に口出しすることはほとんどないはないため、テナントの最適化をすることは難しい」という指摘がある。また、他の店舗の商売に口出ししない理由は「業種や店主の価値観が異なるため、その道の素人が口出しできない」という人間関係の問題が挙がっていた。

3 商店街活性化を取り巻く環境

3.1 商店街活性化の現状

近年、商店街や地域を活性化させようと試みるが、失敗する事例が散見される。第3章では、商店街活性化が失敗する要因を先行研究から明らかにされた以下の3点から考える。

(1) 成功事例だけを見て補助金頼みにしがち

毎年、他地域の成功事例を視察し、それを行政が国から模倣するための予算を取り込み、失敗するとまた他地域の事例を視察するというループに陥っている地域が多くある。この取り組み方の問題点を木下(2021)は2点指摘している。

① 補助金制度が全国一律である点

そもそも先行事例はどこかの地域を模倣している訳もなく、国からの補助金も出ない状況で事業を開始しているため、「常に仮説を立て、検証する」というトライ・アンド・エラーを繰り返しながら事業を成功に導いている。支援制度ありきで成功事例から模倣する後発地域は最初に成功を収めた地域と事業のスタートが異なるため、事業が滞った際に、試行錯誤して事業を再び動かす能力や手段がない。そのため、他地域の活性化手段が上手いかなければ「地域に手段が馴染まなかった」ことを言い訳にして、他地域の視察へ再び出かけるというループに陥っている地域が多い。

② 成功事例は民間から借り入れることを基本に計画を組んでいる

成功事例は前述のように補助金が頼りにならない状況で事業を進めてきた。成功事例の場合、イニシャルコストは補助金に頼ることがあっても、市中銀行から借り入れや自主財源で運営することを中心に計画を立てている。またトライ・アンド・エラーを繰り返しながら事業を進める中で、事業が滞った際に柔軟に資金調達をしやすいという利点がある。その他、補助金に依存しすぎるものの問題として行政の人事異動で行政からの支援が終了してしまうこともある。そのため「人の切れ目が縁の切れ目」といったように補助金による支援がなくなったために活性化事業が終了してしまう地域も見られる。

(2) 「お金がない」と言いながら大きな事業を考えがち

「お金があれば事業は成功する」と思い込んでいる地域が見られるがそれは間違いなのではないか。先行事例や地域活性化を成功させている地域では、短期間で投資が回収できる小さな事業を育て、一定の成果が出て、周囲の信用を得ることで市中銀行からの融資を得ている。小さな事業を軌道に乗せるまでは「仮説を立てては検証する」というトライ・アンド・エラーの繰り返しをしなければならない。また、木下(2021)は小さな事業を始める際に注意すべきこととして顧客を明確にしておくことを挙げている。あらかじめ、現地調査を行い、顧客のターゲット層を明確にしておくことでいきなり事業を始めるよりも失敗するリスクが低くなり、入居者や内装などをターゲット目線に合わせて決められる利点がある。

(3) 出る杭は打たれる組織的な問題

商店街の活性化を阻む問題として意思決定機関である振興組合の組織的な課題がある。木下(2021)は

「地方の商店街振興組合員は高齢者が多く、地域の未来に対して非常に悲観的な意見を持っている人が多い」という点を課題に挙げていた。そのような状況にもかかわらず、若者や地域外から来る人が新しい事業を起こそうとすると「成功するはずがない」と賛同しないことが多く、組織が活性化事業に踏み出せない地域が多い。また、梯氏発言で「商店街で店主をしている人は毎日同じことをしたが、変化を好まないため新しい事業を起こす際に賛同してもらうことは難しい」と回答しており、商店街活性化の最初の一步を踏み出すことが大変である。

次項では補助金に頼らず、小さな事業から始められる活性化の手段としてリノベーションを用いた手法を紹介する。

3.2 商店街活性化のトレンド

2000年代に入り、各都市で建物や公共施設の利用方法が課題となっている。そのストックを歴史、人などの地域の潜在資源をフルに活用し、地域課題を解決する手段として「リノベーションまちづくり」がある。従来のまちづくりとリノベーションまちづくりの大きな違いは行動主体である。清水（2014）によれば、従来の商店街活性化は、行政や商店街振興組合などが主体であったが、リノベーションまちづくりの主体は不動産オーナー、事業オーナー、大学関係者、家守、行政であるとしている。ここでの家守とは江戸時代の職業で長屋の大家の呼称であり、借家管理や家賃徴収のみならず、借家人の生活面の面倒や地区のマネージャーのような雑事に至る仕事をしていた人である。そこで現代に家守の手法を活かして行政、地域住民等と連携し空き物件をオフィスなどに転用し、「現代版家守」として地域に起業家や個人事業者を迎え入れ、地域を支える新しい産業や賑わいを起こす人を育成する。「現代版家守」は人物だけでなくまちづくり会社や再開発委員会などエリアの活性化全体をマネジメントする組織も当てはまる。

リノベーションまちづくりはたった一つの小さな民間事業を軌道に乗せることで周囲に連鎖して広がっていく。清水（2014：p 15）は軌道に乗せるまでのプロセスは以下のようにまとめている。

リノベーションのプロセス

① 志のある不動産オーナーを見つける

まずは不動産オーナーを見つけなければならない。中心部の不動産は家賃設定が高く、遊休化していることが多い。そのため土地に魅力を感じて出店しようとしても資金力不足で事業を起こすことができない人がある。そのような人に対して、リーズナブルな家賃設定を行うことで、出店しやすい環境が整う。まちを愛し、志のある人を見つけることが必要である。

② 家守チームをつくる

不動産オーナーを見つけていきなりリノベーションに入るのではなく不動産オーナーに代わって運営を行う家守チームを立ち上げ、継続性のある運営主体をつくることが望ましい。

③ リノベーション事業プランをつくる

リノベーション計画は暫定的なものが多いため長くても5年で投資額を返済できる額に設定しておく。

④テナントを見つけ、リノベーション工事に着手する

先にテナントを見つけておくことでリノベーション後に空き物件になることを防ぐ。またあらかじめテナントを見つけておくことで出店者に適切な床面積を配分できる。

⑤運営管理を継続する

適切な運営管理を行わなければ物件が空き空間に戻ってしまう。適切な運営管理を行うことで成功事例として取り上げられ、エリアで小さな民間事業が次々と起こるようになる。

このように小さな事業が次々と起こることで多種多様な事業オーナーが集まり、魅力的なまちができ始める。民間での動きが活発になると行政との関わりが徐々に増えてくる。そこで行政は都市政策や都市のビジョンを練り、不動産オーナー、家守、専門知識を持つ大学関係者が一堂に集まる場をつくる役割を担う。

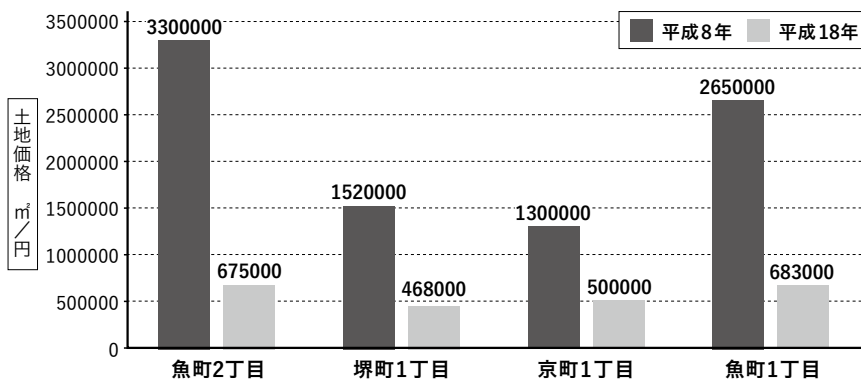
ここまで言及してきたのは、「リノベーションまちづくり」のプロセスや活性化主体の役割、リノベーションの効果をエリアに波及させるために必要なことであるが、これを各個店が、バラバラに事業を取り組んでいっても成功はない。リノベーションまちづくりはまちづくりのリノベーションプランに沿った事業を行い、ビジョンを実現することが目的である。また、そのまちにはない時代の変化に沿った新しい業態を取り入れることでまちが刺激を受け、変わり始め、エリアでリノベーションが次々と起こるようになる。次の章ではリノベーションまちづくりを取り入れた商店街活性化の成功事例として魚町商店街を取り上げる。

4 現代の商店街活性化の成功事例（魚町商店街）

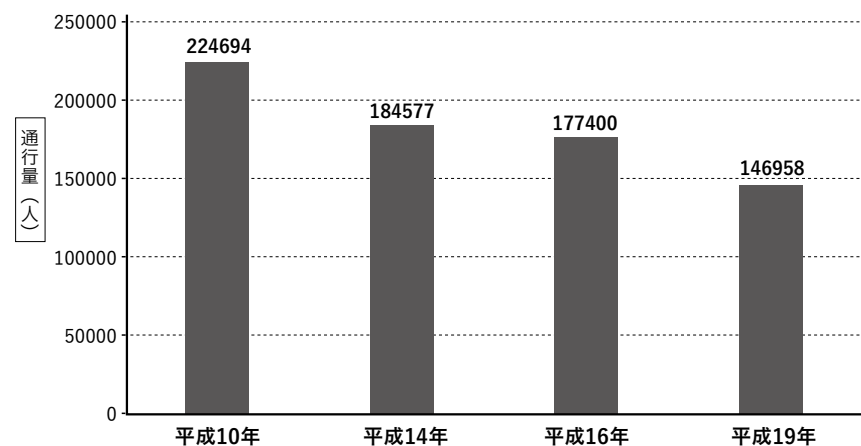
4.1 北九州市の経済

福岡県北九州市は1963年に北九州工業地帯の中核であった門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市が合併し、政令指定都市となった街である。1970年代までは工業を中心に栄えたが経済成長による産業構造の高度化に伴う第二次産業から第三次産業への産業構造の移行、福岡市の発展などから人口が流出し、1980年から衰退が徐々に始まった。2020年の人口は939,029人であり、毎年5000人程度の人口減少が続いている。

図表7 小倉地区の土地価格



図表8 小倉中心市街地主要11点通行量



図表7・8共に「北九州市中心市街地活性化基本概要」p.2を基に筆者作成

小倉中心市街地では2006年までの10年間で図表7から地価が急激に下落したほか、図表8から歩行者通行量が約8万人減少するなど急速に衰退していることが分かる。

また公益財団法人アジア研究所（2022）によると2017年の北九州市の産業構造は第二次産業が27%を占めており、第三次産業の割合が90%を占める都市型の産業構造である福岡市と比較して17%高い割合である。さらに図表9の事業所数の一覧からも福岡市は1999年から2016年にかけて事業所数は横ばい、直近

4年は増加しているが、北九州市の事業所数は減少を続けていることが分かる。そのうえ、図表10の従業者数の変化からも北九州市は1999年から2016年にかけて横ばいにあるにもかかわらず、福岡市は約10万人増加している点で北九州市は時代の変化による産業構造の変化にうまく対応できていない。

図表9 全国・福岡市・北九州市の事業所数

	1999	2001	2004	2006	2009	2012	2014	2016
全国	6,203,249	6,304,299	5,728,492	5,869,339	6,002,730	5,393,180	5,649,632	5,336,083
福岡県	235,819	241,154	223,964	223,769	226,803	209,689	222,465	212,447
北九州市	52,332	52,063	47,997	47,089	47,064	42,823	43,997	41,728
門司区	5,855	5,870	5,281	5,088	5,080	4,576	4,585	4,285
若松区	4,057	4,232	3,966	3,916	3,936	3,606	3,658	3,478
戸畑区	3,919	3,965	3,463	3,383	3,319	2,988	3,027	2,868
小倉北区	15,750	15,092	14,386	13,814	13,292	11,948	12,393	11,812
小倉南区	6,707	7,008	6,619	6,755	7,061	6,584	6,861	6,463
八幡東区	4,593	4,498	3,970	3,930	3,878	3,546	3,421	3,266
八幡西区	11,451	11,398	10,312	10,203	10,498	9,575	10,052	9,556
福岡市	73,351	74,912	70,373	70,146	73,601	68,180	74,987	72,203

公益財団法人アジア成長研究所「北九州市における産業構造の変化と将来性」p.6より引用

図表10 全国・福岡市・北九州市の従業員数

	1999	2001	2004	2006	2009	2012	2014	2016
全国	53,807	58,280	52,067	56,782	60,992	55,177	59,892	56,819
福岡県	2,063,283	2,183,974	2,013,973	2,143,541	2,267,485	2,150,958	2,315,569	2,234,269
北九州市	444,814	456,040	414,716	435,414	464,212	436,388	455,038	434,293
門司区	44,586	44,480	39,793	40,444	42,531	40,657	41,871	39,388
若松区	32,050	35,418	32,619	35,368	36,642	34,530	36,546	35,275
戸畑区	36,438	39,704	31,667	33,525	37,973	36,229	39,465	37,868
小倉北区	148,082	142,255	137,310	138,151	142,181	128,990	134,407	132,760
小倉南区	54,270	60,842	56,536	61,799	66,020	63,845	65,707	61,240
八幡東区	33,565	32,439	28,795	35,331	38,547	36,467	35,582	33,801
八幡西区	95,823	100,902	87,996	90,796	100,318	95,670	101,460	93,961
福岡市	765,258	791,129	743,074	787,393	871,197	818,909	884,411	866,275

公益財団法人アジア成長研究所「北九州市における産業構造の変化と将来性」p.6より引用

さらに北九州市は5つの市が合併してできた市で、公共施設が旧各市にあり一人当たりの公共施設保有率が高いにもかかわらず、市民一人当たりの収入が低く市民税が得にくいいため、不健全な財政状況が続いている。磯道（2022）「2022年貧乏自治体ランキング（市区編）」では全国ワースト3位となっている。

以上のように北九州市が産業構造の変化に対応できず、不健全な財政であるため梯氏発言で「先行事例のない事業に対して継続して補助金が出づらいので北九州市を頼りづらい」と認識していた。不健全な財政で補助金に頼りづらい環境にあったことで、民間主体で事業を進めざるを得ない状況に置かれた。それが魚町商店街において民間主導の活性化事業の成功につながった要因であるともいえるのではないかな。

4.2 魚町商店街の概要と変遷

魚町商店街は福岡県北九州市小倉北区にありJR小倉駅から南に徒歩3分の距離に位置する商店街である。ファッション、サービス、飲食店など幅広い店舗が約160店舗立ち並んでおり、古くから小倉地区の商業・にぎわいの中心としての役割を果たしてきた。

図表11 魚町商店街の位置



国土交通省 地理院地図より引用

戦後からリノベーション事業開始までの魚町商店街の変遷は図表12の通りである。

図表12 魚町商店街の変遷（戦後～2010年代）

年度	出来事
1951年	日本で初めて公道上にアーケード設置
1960～1970年代	一日の通行量が約3万9千人を超え最盛期に入る
1990年代	バブル崩壊、都市の衰退により空き店舗が出始める
2010年	通行量が1万人程度に落ち込む 「小倉家守構想」検討委員会設立
2011年	「小倉家守構想」策定
2011年～	中屋ビルで第1回リノベーションスクール開催

梯輝元, 2022, 『減びない商店街のつくり方』, 学芸出版社を基に筆者作成

1951年には公道上に日本で初めてアーケードを設置し、以降も先進的な取り組みを行い、昭和40年代には一日の平均通行量が3万9千人に上っていた。しかし、魚町商店街もバブル崩壊による経済衰退、後継者不足などの影響で来街者数の減少、地価の低下の問題に直面し、2010年には通行量は1万人ほどに減少し

ていた。そこで2011年に北九州市が「小倉家守構想」という都市政策を策定し、リノベーションによる商店街活性化が行われた。詳しくは4.3で述べる。空き物件をオフィスなどに転用するための手段としてリノベーションが活用された。2011年にはリノベーションスクールが魚町三番街中屋ビルで初めて行われた。リノベーションスクールは4.4で述べる。

4.3 魚町商店街のリノベーション

ここでは魚町商店街のリノベーションが起こった流れについて第3章2節で紹介したリノベーションのプロセスに沿って分析する。

①志のある不動産オーナーを見つける

魚町商店街では梯輝元氏が当てはまる。梯氏は魚町商店街に中屋ビルを所有していたが、2009年に1棟借りしていた婦人服店が撤退し、後継テナント探しに苦戦していた。2010年に北九州市からオファーを受ける。また同時期にかつて中屋ビルの地下でゲームセンターの店長をしていた一級建築士の嶋田洋平氏に「コクラメルカート計画」を提案された。「コクラメルカート計画」は商店街から新しい価値を発信し、各地の事例を参考に北九州の観光の核を担えるような若い商売主を育成しようとする計画である。梯氏が自身のビルの存続に悩む中で北九州市と嶋田氏との出会いがリノベーション事業に賛同した要因である。また梯氏発言の中でシャッター街になる魚町商店街の現状を見て、誰かが動かなければさらに商店街が衰退してしまうという危機感も動機になったと回答していた。

②家守チームをつくる

魚町商店街のリノベーションに際して検討委員会を設立した。委員会を動ける組織とするために梯氏を含む志のある不動産オーナー3名と学生からの信頼が厚く、フットワークが軽い大学准教授をメンバーに組み込んだ。ここでは家守講座を行い、「家守とは何か」や「自立したまちづくり」に関して意見の共有を行い、「小倉家守構想」の策定を行った。

③リノベーション事業プランを組む

委員会を設立後、「小倉家守構想」を策定することになった。「小倉家守構想」は遊休不動産の活用を行うことで高い雇用創出を実現し、小倉都心地区においてデザインやコンサルタントなどの業種からなる都市型ビジネスの集積させることが目的である。「小倉家守構想」では目標の実現に向けて、リノベーションまちづくりを実現するためのプランとプロセスが記されている。リノベーションプランで特に注目する点は事業収支である。リノベーションプランは5か年計画で策定された。なぜなら短期間で大きな投資は失敗した際のリスクが高いため、望ましくないためである。プランの軌道からずれかけた際に、修正しやすくするためにも時間をかけて行う必要がある。「小倉家守構想」の5か年計画の概要は図表13である。

図表13 「小倉家守構想」5か年計画の概要

年度	出来事
2010	・小倉家守構想検討委員会の設置、構想検討、立案
	・リノベーション対象エリアの策定
	・リノベーション可能性案件の調査
	・家守講座開催
	・不動産オーナー探し
	・大学との連携
	・5か年計画作成
2011	・全体プロデュース
	・リノベーション案件フォロー
	・リノベまちづくり推進協議会 ^{【3】} 設立準備
2012	・全体プロデュース
	・リノベーション案件フォロー
	・リノベまちづくり推進協議会設立
	・北九州家守舎 ^{【4】} 設立
2013	・全体プロデュース
	・リノベーション案件フォロー
	・オーナー啓蒙活動
	・都市型産業育成
	・空き物件イベント
	・起業支援
2014	・全体プロデュース
	・リノベーション案件フォロー
	・オーナー啓蒙活動
	・都市型産業育成
	・空き物件イベント
	・起業支援

清水義次, 2014, 『リノベーションまちづくり』, 学芸出版社p.98を基に筆者作成

④テナントを見つけ、リノベーション工事に着手する

最初にリノベーションが行われることになったのは梯氏が所有するビルである。テナント募集は2010年10月から2011年2月末まで4か月間で行われた。テナントは嶋田洋平氏の紹介で、45歳以下でテナントのターゲットを絞り、同じ志、意識を持った人が入居できるように設定した。また退去と投資回収のリスクに備え、一棟貸しではなく床を分割して貸し出した。入居したテナントの業種はカフェやアトリエなどである。2011年3月からリノベーション工事に取掛かった。テナントに払えるだけの家賃を聞いてから床面積を割り振った。周辺の平均家賃相場が坪8500円～1万円のところ中屋ビルでは坪6600円と周囲よりも安い家賃設定を行った。また敷金・礼金をゼロに設定したため、若い世代が入居しやすい環境を整えた。工事の際、オーナーは内装・外装工事を行い、入居者は壁の塗装、壁紙の張替え、家具の配置などを行った。2012年に中屋ビルはリノベーション工事を終え、メルカート三番街として生まれ変わった。メルカート三番街は北九州エリアで初めて補助金を使わない民間主導のまちづくりとしてメディアに取り上げられるようになり、

【3】 半官半民の組織で不動産オーナー、家守、大学教授と学生たちがフラットに 集まる組織

【4】 民間の自主自立型まちづくり会社であり、リノベーションの実施企画、プロジェクトマネジメント、完成後の運営管理を行う組織。必要に応じて内装や設備に投資を行い、リノベーションしたスペースのサブリースも行う。

周辺の不動産オーナーに意識の変化をもたらした。

⑤運営管理を継続する

入居テナントはメル会と呼ばれるコミュニティ組織を形成した。メル会では月1回顔を合わせを設け、メル会会長が入居者の苦情や意見を集約し、不動産オーナーに申し出る機会がある。このように自主運営を行い、不動産オーナーの負担を軽減している。またメル会に嶋田洋平氏や大学教授をアドバイザーとして招くなどメル会が暴走しないような仕組み作りも行われた。さらにメル会発足当初はコミュニティを深めるために小倉駅前での弁当販売などが行われていた。



画像：リノベーションして開業したメルカート三番街
小倉経済新聞2019年6月18日号より引用

以上のように魚町商店街の最初のリノベーションは、清水（2014）がまとめたリノベーションのプロセス通りに行われた。魚町商店街では中屋ビルのリノベーションだけで終わらせず、連続的に行ったことで商店街が活性化した。継続的に事業を行うことができた要因としてリノベーションスクールが行われたことが挙げられる。次の節では魚町商店街で行われたリノベーションスクールについてまとめる。

4.4 リノベーションを継続して行うための取り組み

魚町商店街の活性化事業が成功した要因の一つとして継続的に事業を行ったことが挙げられる。魚町商店街では継続して事業を行うための取り組みとして2011年8月から計13回開催されたリノベーションスクールがある。リノベーションスクールは空き物件を題材としてリノベーション事業の提案を不動産オーナーに行うものである。参加者は8人程度のユニットに分けられ、各ユニットに専門家がユニットマスターとしてつく。リノベーションスクールを開始した当初、受講者はFacebookと企業や大学からの薦め、講師陣のつながりで集めた。

第1回リノベーションスクールは一般社団法人HEAD研究会が主催となって行われた。HEAD研究会は21世紀に入り新築物件が減少する中で専門家や建築学生を中心に国内の建築と部品の潜在能力を最大化することを目指した研究を進めている組織である。第1回では5つの空き物件が題材としてあがった。しかし、事業化した物件は1件にとどまった。理由としては、不動産が大きすぎたこと、歴史的建造物であること、不動産オーナーとの話し合いが不十分であったためである。また、リノベーション事業の成功例が少なく、リノベーションに対してのリスクが高かったことも挙げられる。

そこで第2回は、梯氏が知人の不動産オーナーに自身のビルをリノベーションの題材として取り上げてもらえるように頼み込んだ。結果として不動産オーナーのリノベーションへの理解が深まり、事業化するケースが増加した。そのほかりノベーション事業を促進するために既述の通り北九州家守舎を設立した。リノベーションの企画・立案から運営管理まで行う集団があることでリノベーションへのリスクが下がり、題材の事業化が増加した。さらに1か所でリノベーション事業が成功するとエリア内で成功事例として取り上げられ、不動産オーナーがリノベーションに興味をもち、持ち込みの物件が徐々に増加した。

2012年8月に開催された第3回からは北九州市の交付金を得て梯氏が代表を務める「北九州リノベーションまちづくり協議会」に主催が移り、2013年には北九州市の成長戦略に「リノベーション」が加えられた。

2014年8月には国土交通省が魚町商店街のリノベーションプロセスを全国の空き店舗が増加している商店街で活用することを目指し、リノベーションスクール卒業生を中心に、和歌山県田辺市や静岡県熱海市でリノベーションスクールの水平展開が始まった。

第9回からの題材は小倉エリアの物件だけでなく、北九州市内の団地リノベーションや再生、門司区、八幡東区、若松区の商店街リノベーションを行ったが新たな事業は行っていない。このようにリノベーションスクールを軌道に乗せたことでエリア内に空き物件が出るとリノベーションが続々と起こるようになった。

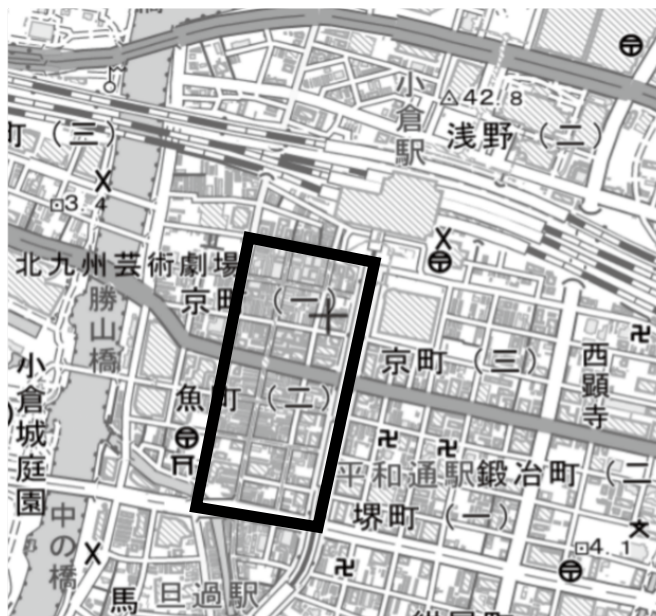
そして遊休不動産が少なくなってきたこと、エリアの価値が高まり、空き店舗が出ると外部資本が買い取り、ビルの建て替えや再開発が行われるようになったことで2018年3月に開催された第13回をもって北九州でのリノベーションスクールは終了している。結果として北九州市内で24物件（小倉エリアでは15件）のリノベーション案が事業化された。

リノベーションスクールはリノベーション事業を継続して行うための一つの手段に過ぎない。全国では現在70都市でリノベーションスクールが行われているが、中にはリノベーションスクールを開催せず、講師1人と地元協力者でリノベーションまちづくりを行っている場所も数多くある。リノベーションスクールを開催するために1か所1回につき1000万円かかることもあるため、財政状況や事業規模を考慮したうえでリノベーションによる活性化の手段を選択する必要がある。

4.5 エリアマネジメント

商店街でのリノベーションの効果を周辺エリアに波及させるために、魚町商店街ではリノベーション事業と並行して周辺のエリアマネジメントを行った。ここでは4つの事業を紹介する。エリアマネジメントは図表14の枠内のエリアを中心に行われた。

図表14



国土地理院 地理院地図より引用

(1) ジョイントアーケード事業

ジョイントアーケード事業は2010年に魚町商店街を南北に分断している国道199号上にアーケードを設

置した事業である。設置費の9050万円のうち3分の2を中小企業庁の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（以下、戦略補助金）、残り3分の1のうち半分を福岡県と北九州市の補助金、全体の6分の1を魚町商店街が出費し、事業を行った。ジョイントアーケードには「魚町エコルーフ」という愛称がつけられた。アーケード上部には太陽光パネルが設置され、毎時5kw発電され、魚町商店街の電力に一部活用されている。夜間の電源はLEDやエバーライトを活用するなど省エネルギーで環境にやさしいものになっている。ジョイントアーケードの設置後、「雨の日の来街者が増加し、来街者の微増が続いている」（梯氏発言）。



画像：ジョイントアーケード（愛称：魚町エコルーフ）
2023年9月6日 筆者撮影

(2)北九州市ユビキタスマール構築モデル事業

「北九州市ユビキタスマール構築モデル事業」は、ジョイントアーケード事業と同時期に、総務省の「地域情報通信技術活用推進交付金」を活用して行った事業である。魚町商店街のIT化を目指し、魚町商店街で利用できるポイントカードを発行したほか、アーケードにデジタルサイネージを吊り下げた。しかし、ポイントカード、デジタルサイネージのどちらも既に終了している。梯氏に終了した理由を尋ねたところ、ポイントカードについては「QR決済などの決済手段の多様化で現金支払いにポイント付与は時代遅れであると判断した」と回答していた。また、デジタルサイネージについては「アーケードの電灯の明るさで視認性が悪かったため撤去した」とのことであった。

(3)魚町サンロード商店街アーケード撤去事業

魚町サンロード商店街は小倉駅から南に徒歩8分、全長105m、全盛期には35店舗で構成されていたが、2013年には営業している店舗が10店舗ほどにまで減少していた。アーケードは1980年に建設されたが、修繕費の積み立てをしていなかったため、老朽化が進んでいたにもかかわらず、改修工事を行うことができなかった。2012年にアーケードの改修のための補助金が撤去の際にも使えるようになり、魚町サンロード商店街でのアーケード撤去が決定した。アーケード撤去後、滑りにくい路面への改修と電柱地中化も行われ、2016年に事業を完了している。

事業終了と合わせて魚町サンロード商店街は「歩いて楽しい公園のような通り」だけでなく若者の集まる芸術性にあふれた通りにしようとする「魚町サンロードカルチャータン構想」を宣言した。これにより民間のリノベーションだけでなく公共空間も含んだエリアマネジメントが行われるようになった。また、2016年4月に北九州市が国家戦略特区に認定されたことで警察の道路規制が緩和され、夜市などを開催できるようになり、路面店でにぎわいを見せるようになった。



画像：賑わいを見せる魚町サンロード商店街
商店街支援センター「リノベーションのその後新たな創造の場では人が躍動」より引用

(4)SDGs事業

2018年に北九州市が国からSDGs未来都市に選定されたことを契機に「SDGs商店街」を目指す宣言がなされた。これまでも魚町商店街ではアーケード内のホームレス支援や、ジョイントアーケードで発電した電力の使用などSDGsの目標達成に向けた取り組みを行っていた。この取り組みを体系化し、来街者のSDGsへの認知度を高め、社会問題に関心を持ってもらうことを目的にしている。魚町商店街がSDGsの認知度を高めること、目標達成に向けた取り組みを3点紹介する。



参考：SDGs17の達成目標 国際連合広報センターより引用

①各商店の取り組み

魚町商店街が「SDGs商店街」を宣言したことで店主の意識も変化した。例としては、北九州市内でとれた規格外の野菜を販売することでフードロスを目指す取り組み、プラスチックストローからステンレスストローに変更することでごみの削減を目指す店舗が現れた。SDGs商店街が浸透した要因として梯氏は聞き取り調査で「来街者の方の『どうせ買うなら環境にいい買い物をしたい』というニーズに合ったためである」と回答していた。

②うおゼミ

「うおゼミ」とは2003年から愛知県岡崎市で行われていた「街ゼミ」のノウハウを魚町商店街で活かしたものである。「街ゼミ」とは店主が講師となり、来街者に店主の専門的な知識を伝える少人数制の講座である。商店側は新たな顧客との出会いがある、来街者側は質の高い知識が得られるという利点がある。このことはSDGsの達成目標である「質の高い教育をみんなへ」に該当する。魚町商店街では2013年から毎年6月と11月に開催している。

③メタバース商店街事業

魚町商店街は2022年から「メタバース商店街」事業を大日本印刷株式会社、東武トップツアーズ株式会社と協同しながら行っている。この事業は三次元空間に魚町商店街を再現し、最新技術を活用しながら商店街、商店の魅力を伝える取り組みである。この取り組みのきっかけとして、「SDGs商店街」を宣言してから修学旅行などの視察が増加した中で街歩きと座学だけで面白みが無くなっていたことが課題としてあがっていた。また、アフターコロナでの顧客ニーズの変化に合わせるために店主の意識改革、ITリテラシーの向上を目指す必要があった。この取り組みは店主の協力なしではできないため、商店街振興組合にとっては店主の連携を深められる点、店主にとっては最

図表15



全国商店街支援センター「支援メニュー」より引用

新技術を活用して楽しく自店の魅力を伝えられる点で商店街の結束力を高めることにつながるのではないかと考えられる。

以上の魚町商店街の活性化事業の特徴として全国商店街支援センターの支援メニュー（図表15）をすべて受け、新しい事業に挑戦するなど「とにかくやってみる」というスタンスがとられている。この点について梯氏発言で「まちを守りたい、廃れさせたくない」という商店街理事長としてのまちの活気を取り戻したい思いが事業として次々と実現していることが分かった。

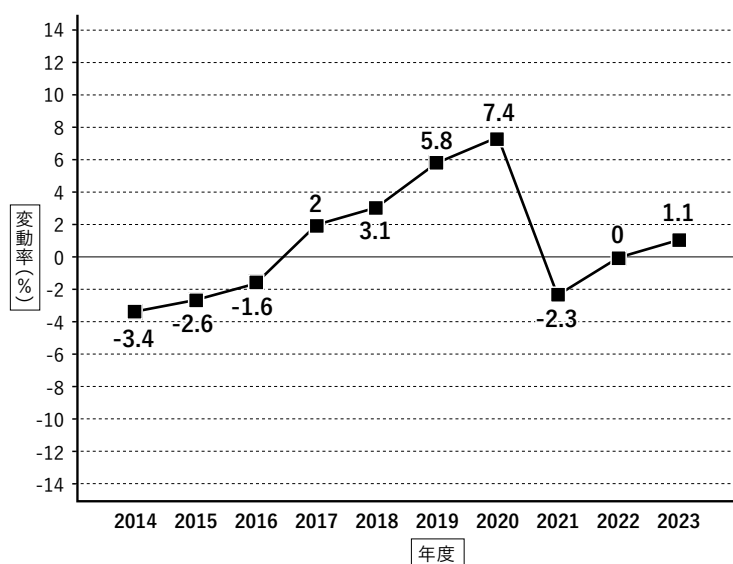
4.6 活性化事業の成果

500人以上の新規雇用を創出したリノベーション事業とエリアマネジメントの成果について2点挙げられる。

①エリアの価値向上

魚町商店街のリノベーションや周辺のエリアマネジメントを行ったことで2021年に北九州市商業総連合会が行った調査「令和3年度 組合加入事業者等の集計表」では魚町商店街、魚町サンロード商店街を含む図表14（4.5）の赤枠内^{【5】}の空きは9.4%であった。この数字は「令和3年度全国商店街実態調査」で算出された全国の商店街の空き店舗率13.59%を下回り、北九州市の商店街全体の空き店舗率18.4%を10ポイント下回る結果となった。また梯氏発言では2015年ころから「通行量が毎年1万4千人程度を維持していて、微増を続けている」と回答していた。さらに図表16から国土交通省が行っている魚町地区の地価公示では2017年度から変動率がプラスに転じていることが分かる。^{【6】}

図表16



国土交通省 土地情報総合システムより引用

【5】 図表14赤枠内の魚町商店街、魚町サンロード商店街、魚町一丁目商店街、小倉魚町二番街、小倉駅前商店街、小倉中央銀座商店街、京町駅前商店街、京町銀天街を対象とする。

【6】 2021年度の調査では前年度からのコロナウィルスの影響で商業の需要低下により変動率がマイナスに転じている。

また梯氏発言ではリノベーションを行ったことで「以前は空き店舗で飲酒や喫煙をする人がいたが、現在は見られなくなった」と回答もあり、治安が向上したこともリノベーションやエリアマネジメントの効果として挙げられていた。

リノベーションやエリアマネジメントで空き店舗が減少し、治安が良くなり、通行量が増加し、エリアに賑わいが戻ったことでエリアの価値も上昇した。エリアの価値が上昇したことで空き物件が出て外部資本が買い取り、ビルの建て替えや再開発が行われるようになり、まちづくり会社や商店街振興組合が介入しなくともまちの活気を維持できるようになっている。実際に魚町商店街では2017年に第一交通産業株式会社が食をテーマにした「ウオマチヒカリテラス」を開業させ、2020年には北九州市が再開発を行うことを決めている。



画像 ウオマチヒカリテラス
2023年9月5日 筆者撮影

②成功事例として視察の増加

2018年に北九州市が「SDGs未来都市」に認定されてから修学旅行などでの北九州市への視察が増加している。実際に北九州市によると2021年度の観光客のうちの修学旅行生が前年比123%となっている。東武トップツアーズ株式会社では「北九州市SDGs視察旅行」というプランを発売し、プランの中でSDGsに取り組む商店街として魚町商店街を訪れ、前述したエリアマネジメント事業のノウハウを学ぶ。梯氏発言では「今後は外国人個人観光客誘致に力を入れ、商店街の売上向上に繋げたい」と回答していた。

5 魚町商店街のノウハウを活かすためには

魚町商店街のリノベーションやエリアマネジメント事業はターゲットを定めて、小さな事業から育て、リノベーションのプロセス通りに行われてきたことが成功の要因として挙げられるが、筆者は事業資金の活用方法が優れていた点に注目する。

魚町商店街の事業資金の活用の特徴としてリノベーションといった継続的に事業を行う必要があるものには民間主体で運営できるような仕組みづくりを、エリアマネジメントのジョイントアーケードの設置や魚町サンロード商店街のアーケード撤去のように一度きりで終わるハード面の整備には補助金を活用していることが分かる。

民間主体で事業を行うことができる体制の事例として第2回リノベーションスクールで事業化された「MIKAGE1881」を紹介する。この事業は15年間空き物件となっていたビル4階をシェアオフィスにリノベーションした。リノベーション前までは月の賃料が30万円であったが、事前に入居したいテナントに「月額でいくらまで払うことができるか」をヒアリングし、リノベーションの投資額を逆算した。その後、不動産オーナーに月の賃料を5万円に引き下げてもらい、北九州家守舎が内装費に400万円の投資を行った。リノベーション後は入居テナントの月の総家賃が35万円となり、5万円が不動産オーナーに、10万円が北九州家守舎のリノベーション費用の返済に、10万円が家賃を引き下げてもらった不動産オーナーの補填に、残りがまちへの再投資に支払われる仕組みが作られた。この仕組みにより、北九州家守舎は継続的にリノベーションに投資ができ、不動産オーナーも空き物件が減少させ、家賃収入を得ることができ、まちにも活気が出る好循環が生まれた。この事業が成功したことにより小倉エリアでリノベーションが相次いだ。



画像 リノベーションして開業した「MIKAGE1881」
MIKAGE1881webページより引用

一方で、3.1では多くの地域で地域活性化が失敗している要因として「補助金に頼っている」点を挙げたが、魚町商店街が活用した補助金制度は十分な検討が必要なものであった。事例として、4.5で紹介したジョイントアーケード事業が挙げられる。この事業では先述の通り全費用3分の2を中小企業庁の戦略補助金を受けて行われたが、補助金の交付を受けるためには交付を受ける団体が法人化する必要があった。当時は魚町1丁目商店街が任意団体であったため、商店街のエリアを設定して魚町1丁目商店街振興組合に法人化した。また魚町商店街が出資した比率は6分の1であると前述したが、この出資分も福岡県の高度化資金を活用している。高度化資金の補助を受けるためには事業を行う前年の2月に申請が必要であり、商店街振興組合理事の全員の連帯保証が必要であるため活用するために非常に手間がかかるものであった。高度化資金の補助を受ける利点として長期、低利息で借入れができる点、専門家からのアドバイスを受けることができる点が挙げられる。

その他にもリノベーションスクールを開始し、軌道に乗せるまでは国土交通省の「新しい公共」の予算から出資されていた。内閣府によると「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方である。商店街活性化のためには中小企業庁の商店街関連予算も存在するが、年間の予算規模が「新しい公共」は約90億円であるのに対して、中小企業庁の商店街関連予算

は30億円から50億円程度と少なく、1回で250万円から400万円かかるリノベーションスクールを連続的に開催し、軌道に乗せることは難しかったと考えられる。また中小企業庁の商店街関連予算から継続的に補助を得るためには事業に先進性、モデル性、継続性があるかが判断されるというデメリットがある。

梯氏は「一番覚悟を持って取り組んだことは何か」という質問に対し「投資」と回答しており、交付を受ける補助金の種類、効果を入念に検討したうえで活性化事業を進めてきた。

このように魚町商店街では、投資の効果の検討を重ねながら活性化事業を進めてきたことが結果として商店街活性化に繋がった。他の商店街は、魚町商店街の活性化のプロセスをまねることや、魚町商店街と同じ補助金の交付を受けるだけでは商店街活性化は成功しないと考えられる。梯（2022）においても「リノベーションは商店街活性化の手段ではない。結果的に北九州市では魚町商店街が活性化できた」という見解を示しており、リノベーションを行うことが必ずしも商店街活性化に繋がるわけではない点を留意しておく必要がある。商店街活性化を行う際にはそのエリアの特性や課題を明確にして、投資の効果を検討したうえで、その地域の事情に即した活性化手段を選択する必要があるのではないかと。

また、リノベーションやエリアマネジメントによるまちづくりの課題が2点ある。

1点目は3.2のリノベーションのプロセスで挙げた「志のある不動産オーナー」がなかなか見つからない点である。魚町商店街のリノベーション事業では梯氏の自社ビルのテナントが撤退し、危機感を覚えていた時期が北九州市のリノベーションを活用した都市計画を策定した時期と重なっていた点、梯氏の知人が小倉エリアでビルを保有していた点が次々とリノベーション事業を起し、軌道に乗せた要因であると考えられる。しかし、木下（2021）は他の地域の商店街では「エリアで成功事例がないと動こうとする人がいない」ことを指摘している。また「令和3年度全国商店街実態調査」では空き店舗が増加する要因として、「家賃の折り合いがつかない」「所有者に貸す意思がない」といった課題を抱えている場合が多いとしている。その場合の解決策として梯氏は、まず、リノベーションスクール開催することを挙げている。多様な立場、経験を持つ人が集まることでエリアの特性や課題を明確にして、不動産オーナーへエリアの衰退の危機感とリノベーションに興味を持ってもらうことから始める必要がある。

2点目は1.2で現在の全国の商店街の課題として挙げた「経営者の高齢化による後継者問題を抱えている」の解決策ではない点である。梯氏発言で実際に魚町商店街においてはリノベーション事業終了後も「青年部が壊滅状態である」点を課題として挙げており、青年会の人数が10年間で20人から5人に減少し、そのうち家業を継いでいる者は1人のみである。しかし、梯氏は「商店街はやりたいことがある人がやりたいことをやる場所である」という考えをもっており、働き方が多様化する中で必ずしも「子供が家業を継ぐ」という考え方は時代に合わないのではないかと。また、梯氏は「商店街は変化型産業である」という考え方を持っている。このことから、固定概念に囚われずに時代に合わせた商店街運営をしていく必要があるのではないかと。

おわりに

本稿では民間が主体となって商店街の空き店舗を減少させ、まちに活気を取り戻した商店街として丸亀町商店街と魚町商店街の事例を分析した。その中で、民間主体の商店街活性化の利点として継続的に事業を行うことができる点を挙げた。そのためには活性化の主体になる団体やキーパーソンが必要であることも明らかになった。しかしながら、現状は多くの地域が活性化の主体となる団体やキーパーソンが現れずに、活性化事業の第一歩を踏み出せていない。そのような地域ではリノベーションスクールでキーパーソンを育成することや、返済できる範囲で投資を行い、小さな事業から活性化を始めることが必要であることを指摘したい。

参考文献

- 磯道真, 2022, 「2022年貧乏自治体ランキング市区編」最終閲覧日2024年2月15日
<https://president.jp/articles/-/65582?page=1>
- 渦原実男, 2004, 「商店街の再生とコミュニティビジネス」最終閲覧日2023年10月30日
<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/528/co-n51v1-p105-135-uzu.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
- MS&Consulting, 「【消費者のホンネ】ショッピングセンターに行く理由は？」 最終閲覧日2023年10月30日
<https://www.msandc.co.jp/info/column/ms/sc/case259>
- 梯輝元, 2022, 『減びない商店街のつくり方』, 学芸出版社
- 北九州市, 2013, 「北九州市中心市街地活性化基本計画の概要」
- 北九州市商業総連合会, 2021, 「令和3年度 組合加入事業者等の集計表」
- 木下斉, 2021, 『まちづくり幻想—地域再生はなぜこれほど失敗するのか—』, SB新書
- 経済産業省, 2020, 「商店街の現状等に関する基礎資料」
- 公益財団法人アジア成長研究所, 2022, 「北九州市における産業構造の変化と将来性」
- 国土交通省「コンパクトシティ政策について」
- 国土交通省「まちづくり会社の設立の手引き」
- 国土交通省「まちづくり会社等の活動事例集」
- 国土交通省, 2017, 『「民間の担い手によるまちづくり」の重要性』
- 国土交通省 土地情報総合システム 最終閲覧日2023年11月23日
<https://www.land.mlit.go.jp/webland/servlet/PopLandPriceDetailsServlet?LNO=3028952&LM=0&LY=2023>
- 国土地理院 地理院地図 最終閲覧日2023年11月23日
<https://maps.gsi.go.jp/#16/33.885024/130.881157/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1glj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0>
- 小倉経済新聞 2019年6月19日号 最終閲覧日2023年11月3日
<https://kokura.keizai.biz/photoflash/2155/>
- 国際連合広報センター 最終閲覧日2023年11月23日
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
- 清水義次, 2014, 『リノベーションまちづくり—不動産事業でまちを再生する方法—』, 学芸出版社
- 全国商店街支援センター「支援メニュー」最終閲覧日2023年11月15日
<https://www.syoutengai-shien.com/support/>
- 全国商店街支援センター「リノベーションのその後新たな創造の場で人が躍動」 最終閲覧日2023年11月15日
<https://www.syoutengai-shien.com/case/rpt-4937/>
- 全国商店街振興組合連合会, 1998, 「商店街近代化研究会報告書」
- 全国商店街振興組合連合会, 2000, 「商店街近代化研究会報告書」
- 全国商店街振興組合連合会, 2014, 「商店街青年部・女性部による商店街活性化」
- 全国商店街振興組合連合会, 2015, 「商店街とまちづくり会社との協働」
- 全国商店街振興組合連合会, 2016, 「商店街とコミュニティ」
- 高松市商工会議所, 2023, 「令和5年6月度高松丸亀町商店街店舗立地動向調査」
- 高松市都市整備部まちなか再生課, 2007, 「香川県高松市・高松丸亀町商店街A 街区、市街地再開発、第 450 号」
- 高松丸亀町商店街振興組合 最終閲覧日2023年10月30日
<https://www.kame3.jp/redevelopment/outline.html>
- 中小企業庁, 2018, 「はばたく商店街30選 高松丸亀町商店街」
- 中小企業庁, 2022, 「令和3年度全国商店街実態調査」
- 中小機構, 2019, 「高度化事業ハンドブック」
- 辻井啓作, 2013, 『反映している商店街はなぜ1%しかないのか』, 阪急コミュニケーションズ
- 寺島正尚、都留信之、竹内千草, 2021, 「高松丸亀町商店街にみる生活者志向のまちづくりに関する研究」最終閲覧日2023年10月30日
<https://www.sanno.ac.jp/undergraduate/library/cpir4n0000005s3x-att/a1614919856994.pdf>
- 内閣府, 2012, 「新しい公共に関する取り組みについて」
- 畢滔滔, 2002, 「広域型商店街における大型店舗と中小小売商の共存共栄」最終閲覧日2023年12月30日
https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20120906_atarashii.pdf
- 福田敦, 2008, 「地域社会の変容と商店街の機能革新—先進事例に見る商店街の戦略視点と中間支援組織の役割—」最終閲覧日2023年10月30日
https://kguopac.kantogakuin.ac.jp/webopac/bdyview.do?bodyid=NI20000211&elmid=Body&fname=fukuda.pdf&loginflg=on&block_id=_296&once=true
- MIKAGE1881
<http://www.mikage1881.jp/about/>

宮本光貴, 2018, 「商店街活性化の成功事例～高松丸亀町商店街～」最終閲覧日2023年10月30日

https://soar-ir.repo.nii.ac.jp/records/21340/file_details/geography2018-07.pdf?filename=geography2018-07.pdf&file_order=0

フェイクニュースを身近に感じる
ワークショップの提案

内田 響

【目 次】

第1章 はじめに	319
第2章 社会背景	320
2.1 フェイクニュースの拡散	320
2.2 フェイクニュースの接触、拡散の実態	320
2.3 学校教育での取り組み	322
第3章 問題意識	323
第4章 先行研究	324
4.1 フェイクニュースの要因	324
4.2 教育での課題	324
4.3 フェイクニュースに関する参加型学習の実践例	325
4.4 まとめ	326
第5章 調査概要	328
5.1 目的	328
5.2 ワークシート	328
5.3 進め方	328
5.4 対象	329
5.5 アンケート	330
第6章 調査結果	331
6.1 「理由記入シート」の結果	331
6.2 「感想シート」の結果	333
6.3 まとめ	336
第7章 考察	337
7.1 目的の達成度について	337
7.2 改善点について	337
参考文献	339

第1章 はじめに

高校生3年生の時、文化祭の準備をクラスメイトと3人で進めていた。初めは仲良く進めていたのだが、自分以外の2人の空気が徐々に悪くなるのを感じた。後になり、2人の間でTwitter（現X）上のトラブルが起きていたことが分かった。

トラブルについて担任教師から注意を受けたクラスメイトは「鍵アカウントで外にも漏れない状況で話していたのに、どうして怒られないといけないんだ」と言っていた。それを聞いた私は「インターネットの使い方はいつも注意されているのに、どうして投稿するんだろう。そんなことをする人もいるんだ」と、トラブルを起こす人と自分は違うのだと感じるようになった。

こういったインターネットでの問題が起こると、教師からホームルームの時間を取って注意が行われる。「インターネットは誰でも見られる場所なので気を付けましょう」「インターネットはいつまでも情報が残るから投稿する内容を考える」「学校名や個人名を出してSNSを投稿していると事件に巻き込まれる」といった注意を何度も受けてきた。

情報の授業でも、インターネットの使い方の注意は行われていた。授業では「情報源を確認しよう」「本当かどうか確認せずに発信をしない」と言われていた。どれも言われなくとも分かっているようなことばかりで、私は興味を持つことができなかった。

このような高校生時代に学校で教えられたインターネット利用の注意は、自分とは関係がないことだと思っていた。その理由として、これまで自分自身の個人情報が出たことやネット詐欺の被害に遭うことはなかったからである。教師の注意を聞かない人や、情報を見分けられない人が悪いのであって、自分とは関係のないことだと思っていた。

大学に入り3年生になった時に、ゼミでフェイクニュースの研究を行うことになった。フェイクニュースについて調べる中で、印象に残っていることがある。それはIT企業のDeNAが運営する健康や医療に関するまとめサイト「WELQ（ウェルク）」の記事内容が間違っているという指摘が相次ぎ、記事の公開を停止したという事件である^{【1】}。

この事件について知った時に、フェイクニュースは私にも関係のある問題だと感じた。私も何か気になることがあればスマートフォンで検索し、「WELQ」のような検索結果の上位にあるまとめサイトの情報を参考にすることが多い。もしも自分の体調に不安な部分があり、このサイトの記事と出会っていたら、疑わずに信じていたと思う。この経験をきっかけにフェイクニュースに騙されることは、誰にでも起こりうる問題だと感じるようになった。

今思えば高校生の時からインターネットを使っていたため、気づかないうちに誤った情報に騙されていたのかもしれない。フェイクニュースは、これまで巻き込まれていなかったから関係のない問題ではなく、誰にでも起こる問題だと早めに知っていればよかった。誰もが騙される危険性があるからこそ、高校生のうちからフェイクニュースは関係のないことと思わずに、自分事として考えてほしいと思うようになった。

【1】 「DeNA 医療サイト停止 「WELQ」 記事誤り指摘相次ぎ」『読売新聞』2016.11.30朝刊

第2章 社会背景

2.1 フェイクニュースの拡散

インターネットの普及により、一人一人がたくさんのニュースやコンテンツを自分のスマートフォンから受け取ることができるようになった。その一方、フェイクニュースの問題が起こっている。2020年から世界に広がった新型コロナウイルス感染症に関しては、さまざまなフェイクニュースが飛び交った。「新型コロナウイルスの感染者が世界で増大している中、誤った治療法や感染事例などのフェイク（偽）ニュースがインターネット上で拡散するのを抑えるため、フェイスブックやグーグルなどの米IT企業が虚偽の情報を検索しにくくさせたり、削除したりする対応を始めた」というように、コロナ禍で生まれたフェイクニュースはIT企業により対策が取られるほどの大きな社会問題となった^{【2】}。

フェイクニュースによる問題は他にも起こっている。2023年11月には岸田首相の音声を生成AI（人工知能）に学習させるなどして作られた偽動画がSNS上で出回った。「首相にそっくりな声で卑わいな発言をさせたもので、日本テレビのニュース番組のロゴなども表示されている。海外では、政治家の偽動画が世論操作に悪用される事態も起きていて、日本でも今後、対策を求める声が高まりそうだ」と伝えている^{【3】}。フェイクニュースはより巧妙になっており、ニュース番組のロゴがあれば信じてしまう人も多いだろう。

フェイクニュースは政府も問題視している。総務省では研究者らによる「プラットフォームサービスに関する研究会」を立ちあげ、フェイクニュース対策を検討してきた^{【4】}。

2.2 フェイクニュースの接触、拡散の実態

実際のところ、人々はフェイクニュースにどれくらい接触しているのだろうか。国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）の『Innovation Nippon 2022 偽・誤情報、陰謀論の実態と求められる対策』報告書（2023）の調査で、ファクトチェックを行った合計18個の偽・誤情報、事実のニュース、陰謀論を見聞きしたことがあるかアンケートを実施した。結果は図1のとおりである。全体では事実のニュース（48.8%）、偽・誤情報（26.4%）、陰謀論（19.1%）の順に見聞きした人の割合が大きくなっている。事実のニュースを見聞きした人が多かったものの、偽・誤情報、陰謀論に関しても見聞きしている人は少なくない。

偽・誤情報は特に10代や20代の見聞きしている割合が高かった。事実のニュースに関しては年齢が高くなるほど、見聞きしている割合が高い。そのため他の世代と比較しても若い世代は偽・誤情報や陰謀論に出会いやすいことが明らかとなった。

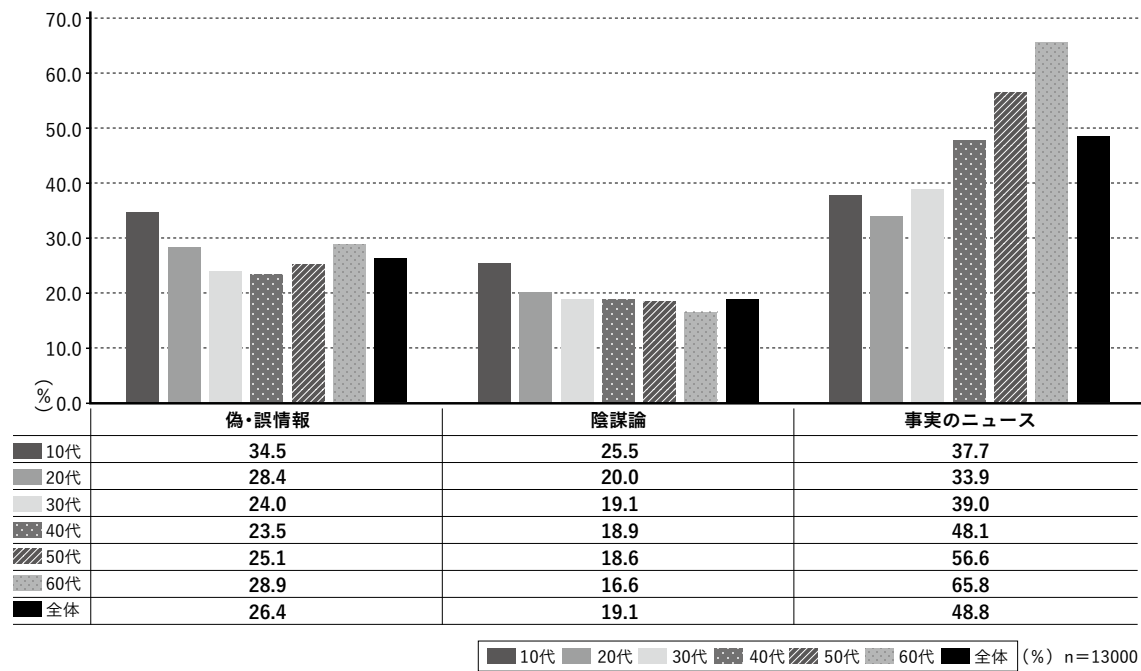
【2】 深津誠、「新型肺炎：新型肺炎 「東京五輪中止」などデマ拡散 巨大IT、虚偽情報ブロック」『毎日新聞』2020.2.5朝刊

【3】 「生成AIで首相偽動画 SNS拡散 番組悪用か」『読売新聞』2023.11.4朝刊

【4】 総務省、2023、「インターネット上の違法・有害情報に対する対応」,総務省ホームページ

(2024年1月14日取得, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_05.html)

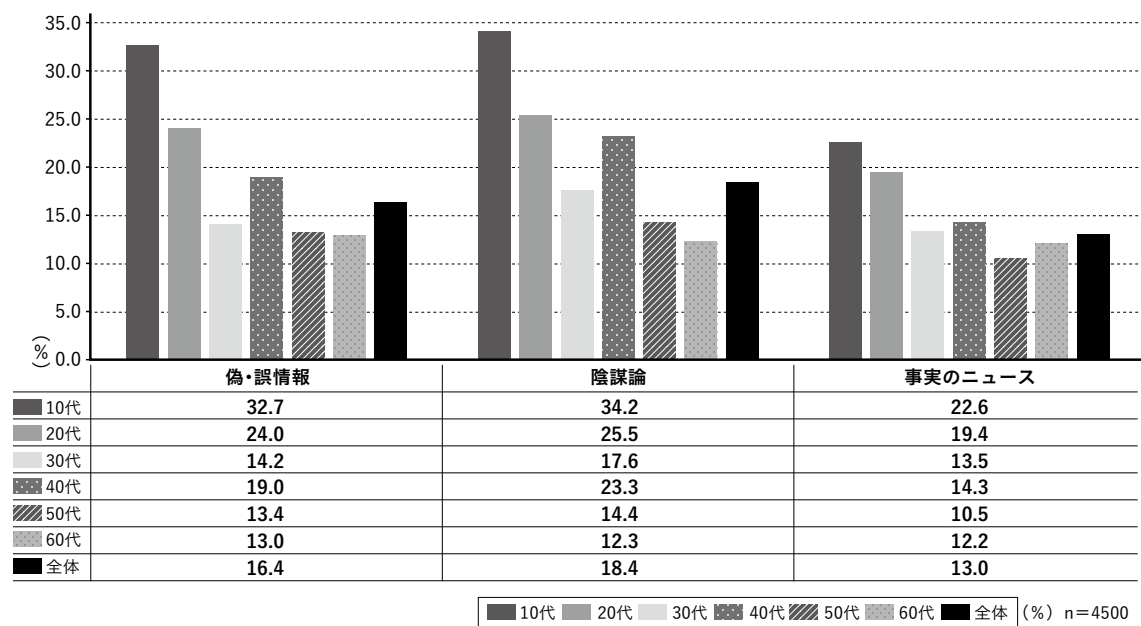
図1 各分野の情報の中で1つ以上見聞きした人の割合(年代別) [5]



同調査において、見聞きした情報を拡散したかどうかについてもアンケートを行っている。1つ以上の情報を拡散した人の割合については図2のとおりである。

全体として、偽・誤情報(16.4%)の方が事実のニュース(13.0%)よりも拡散される傾向にある。年齢別に見たところ、偽・誤情報は他の世代と比べても10代と20代が拡散する割合が高いことが明らかになっている。

図2 情報を見聞きして、1つ以上拡散した人の割合(情報分野別・年代別) [6]



【5】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) が行った『Innovation Nippon 2022 偽・誤情報、陰謀論の実態と求められる対策』報告書(2023)の調査より筆者作成

【6】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) が行った『Innovation Nippon 2022 偽・誤情報、陰謀論の実態と求められる対策』報告書(2023)の調査より筆者作成

みずほリサーチ&テクノロジーズの『国内外における偽・誤情報に関する意識調査ー令和4年度国内外における偽・情報に関する意識調査よりー』（2023）では、インターネットやメディアで流れる情報全般に対して「あなたは情報を見分ける自信はありますか」というアンケートを行っている。結果は30代から60代は「自信がない」の割合が高くなった。20代に関しては自信あり、なし、どちらでもないが同じ程度の割合であったが、10代においては「自信がある」（44.0%）が最も高くなった。

これらの調査から若い世代はフェイクニュースに出会いやすく、拡散もしている一方で、フェイクニュースを見分けられる自信はあると分かる。

2.3 学校教育での取り組み

学校教育でもフェイクニュースが扱われることは増えてきている。その背景として、文部科学省が取り組むGIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想が挙げられる。GIGAスクール構想は「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」（文部科学省，2020）ことである^{【7】}。

これにより学校教育でもICTを積極的に利用し、その資質や能力を高めていくことが方針として示されている。このような背景からも、フェイクニュースが教科書で扱われるようになっている。中村（2022）の行った教科書分析からは、フェイクニュースが国語科を中心に、社会科や情報科においても扱われるようになっていることが分かる^{【8】}。高校国語の教科書では、第一学習社の『高等学校 標準現代の国語』に東京大学林香里教授による「現代の『世論操作』」、筑摩書房の『現代の国語』にはNHKクロズアップ現代のキャスターであった国谷裕子による『ポスト真実時代のジャーナリズム』（2018）、三省堂の『新 現代の国語』に映画監督の押井守『ひとまず、信じない 情報氾濫時代の生き方』（2017）が掲載されている。

読売新聞は2022年度から高校生が利用する教科書について「「フェイクニュース」を載せたのは、国語や公民、情報など7教科24点で、高校生にSNSとの付き合い方を考えさせる」と報じており、教科をまたいでフェイクニュースが扱われていることが分かる^{【9】}。

【7】 文部科学省，2020，『GIGAスクール構想の実現へ』，文部科学省ホームページ（2024年1月15日取得，https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf）

【8】 中村純子，2022，「第7章 学校教育におけるメディアリテラシーの位置付け」坂本旬・山脇岳志編著，『メディアリテラシー 吟味思考を育む』時事通信社

【9】 「教科書検定 高校「主体的学び」重視 「公共」「情報1」新設」『読売新聞』2021.3.31朝刊

第3章 問題意識

フェイクニュースの拡散は大きな社会問題であり、フェイクニュースの接触や拡散の状況からは若者にとって深刻な問題であることが確認できた。それに対して、教科書という形で学校教育も対策に乗り出していることは確認できる。しかし、私が高校生の時に授業を受けていても、フェイクニュースが身近な問題であると感じられたことはなかった。どうしてこのように取り組みがされていても、生徒が身近に感じることはできなかったのだろうか。

第4章 先行研究

4.1 フェイクニュースの要因

藤代（2021）は、メディアリテラシーは重要ではあるが、フェイクニュースは情報汚染からなる生態系の問題として捉える必要があり、取り巻く状況はもはや個人で対処できる範囲を超えていると指摘している。同じように鳥海・山本（2022）は、フェイクニュースの要因にアテンション・エコノミーという構造の問題があると指摘している。

アテンションエコノミーとは、ノーベル経済学賞を受賞した心理学者であり経済学者であるハーバード・サイモンの考え方を基礎として、1997年にアメリカの社会学者であるマイケル・ゴールドハーバーが提唱した。情報が溢れる社会においては私たちの情報に割くことのできる注意や時間の方が貴重となる。そのため人間の注意自体が通貨のように扱われていることをいう。

このようなアテンション・エコノミーの下では、売り上げを確保するために「こたつ」記事なる質の低い記事が大量に生成され、フェイクニュースの原因となっている。宮本（2022）は「スポーツ紙などのウェブ配信記事に顕著に見られる、ワイドショーの出演者の発言や俳優、タレントのツイートやインスタグラムを引用し書き起こしたいいわゆる『こたつ』記事である。著名人の名前と見出しや、その写真で気を引いて読んでもらおうという手法で、人件費を除くと生成のコストはほぼゼロになる。数多く記事を生成して複数のプラットフォームに送り出して少しずつでもページビューを積み上げて、売り上げを確保しようというものだ。ただこの手法では、ツイートの内容に誹謗中傷や誤りがあっても、それが事実確認されないまま記事化されることもある」と指摘している。

アテンション・エコノミーの構造により、記事のURLをクリックしてもらうことがニュースメディアの収益を得るための方法になっている。その結果、「こたつ」記事といった生成のコストが低く取材を行っていない記事が大量に作られるようになり、事実確認がされない記事がニュースプラットフォームを覆い尽くしている。藤代（2021）はフェイクニュース対策のために、ニュース記事の制作過程から「こたつ」記事を根絶する必要があるとしている。

4.2 教育での課題

教育ではGIGAスクール構想によってインターネットの積極的な活用を進めている過程だが、課題も指摘されている。

村上（2023）は「日本のメディア情報リテラシー政策は従来の情報倫理を主とした保護主義的な政策からデジタルの利活用を積極的に行う政策へと方向転換がなされた。これまでの府省庁が発行する教育用コンテンツ等は、インターネットの危険性やいわゆる情報モラルを喚起する教材が多かった」とする。

これまでの教育は、インターネットの危険性や情報モラルといった保護主義的なリスクを遠ざけるための解決策としての側面が強かった。私が高校時代に受けたインターネットの利用に関する注意は、問題にならないための解決策を教えるという部分でいえば、村上（2023）の指摘する情報モラルを喚起するものであったといえる。

こういった学校教育における変化の中、現場にいる教師は課題を抱えている。総務省とみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社が共同で行った『メディア情報リテラシー向上施策と課題等に関する調査結果報

告』(2022)では有識者、構成員に対して学校現場の状況についてヒアリングしている。教育現場での問題として「先生も困っているが「何をやればよいかわからない」状況にある。一方で「リテラシーを高めるべきだ」と言う人がいて、もう一方では、「情報モラル教育を実施して、(守らない人は)罰するべきだ」と言う人もいて「どっちなのか」と質問される」ため、学校現場でも何を教えたらいいいのか分からないという現状となっている。

イギリスのメディア教育の第一人者デビッド・バックingham (2019) は、メディアリテラシーの重要度が高まり、メディアリテラシーが解決主義的に扱われることが問題だとしている。バックinghamは「フェイク・ニュースには懸念があります。だから、虚偽 (lies) と真実 (truth) の違いを子どもたちに話して教えましょう、と。そんなに単純ならよいのですがそうではないのです」と問題の原因に目を向けることが必要であると述べている。

つまり、現在の教育の状況としてメディアリテラシーが推進されていく動きの中でも、解決策ではなく問題の起こる根本の原因である背景構造について教える必要があるということだ。バックinghamの指摘のような原因や問題の構造が教えられないことは、中村 (2022) も指摘している。中村は「どの教科でも、デジタルメディアに関わる産業構造や収益に関わる部分が扱われない」という。

中橋 (2021) は、バックinghamと同じく、イギリスのメディア教育学者のレン・マスタートマンの提唱した「メディアリテラシー18の原則」を整理し「メディアリテラシーに関わる教育は、『教え込み型の教育方法では身につかない』ということである。対話や探求における思考や判断を通じて知の創造を促すために、他者との学び合いが生じるような学習参加型の活動を通じて育む必要がある」と解説している。

4.3 フェイクニュースに関する参加型学習の実践例

続いて、フェイクニュースについて取り扱った参加型学習の事例を確認する。本郷中学校・高等学校教諭の横山は、コロナ禍に実際に流れた情報の真偽を考える授業を行った^[10]。5つにまとめた情報を見分けるポイントを教え、情報の真偽を話し合う。その後、今後の情報の受け取り方、発信の仕方をワークシートに記入する授業である。この授業における目標は以下の3つであり、情報を受け取った際の行動や個人の姿勢について学ぶことを目標としている。

- ・新型コロナ禍において実際に流れた情報の真偽を考えることを通じて、情報リテラシーを養う。
- ・真偽が疑わしい情報を受け取った時、どのように行動すべきかについて理解を深め、適切に判断・行動できる 能力を養う。
- ・市民の一員としての適切なSNSの利用法や、情報との関わり方とはどのようなものか、考えさせる。(横山, 2022)

海外の事例では「LAMBOOZLED!」という対戦型のカードゲームがある^[11]。このゲームは架空の物語環境を舞台にしており、中高生に誤情報を見分ける方法を教えることを目的としている。架空の物語にすることで、複雑な政治の問題について考えることなく、ニュースの見分け方を学べるようにゲームデザインさ

【10】 横山省一,2022,『メディアリテラシー授業実践例 ～ それ虚偽ニュースかも。さて、どうする?～ 情報リテラシーを養う 』, スマートニュースメディア研究所

(2024年1月14日取得, https://smartnews-smri.com/wp-content/uploads/2021/06/yokoyama_2106.pdf)

【11】 Teachers College Press, 2024,「LAMBOOZLED!」, Teachers College Pressホームページ

(2024年1月15日取得, <https://www.tcpress.com/lamboozled>)

れている。また、ただ架空のニュースを見分けるだけでなく、証拠を書かれたカードを場に出しながら数人で真偽を話し合いながら戦略的に取り組むことができる。この事例においても、構造に関する言及よりも、いかに情報の真偽を見抜く力を養うのかを目標にしている (Yoo Kyung Chang et al., 2020) ^[12]。

同じゲーム形式でフェイクニュースを扱ったものだと、梁・大川 (2019) の開発した「Brain Company」という中高年向けのパーティーゲームがある。これはフェイクニュースを見分けるほかに、広めることによる社会的影響についても学ぶことができ、フェイクニュースへの意識向上を目的にしている。この事例では見分けるだけでなく社会の影響を知ることによってフェイクニュースの意識向上を目的としているが、フェイクニュースの構造を学ぶことはできない。

フェイクニュースに関わる参加型学習は情報の真偽を見分けること作業として行い、見分けるためのスキルを身に付けることを目標とされる傾向がある。バッキンガムが指摘するように解決策として学んでいる側面が強い。

スマートニュースメディア研究所の宮崎・中井は、法政第二中・高等学校でニュースの見出しを作ることによって情報の発信者側になって考える授業を行った ^[13]。この授業では「スマホを授業で活用することへの賛否」について賛成か反対かの意見を記事に載せる想定で記事の見出しを考える。この授業における目標は以下の4つである。

- ・発信を体験することで、メッセージは制作者によって構成されている点に気づく。
- ・自分とは違う意見の人の立場から考えてみるなど、多面的に思考する力を養う。
- ・インターネットの実践的活用を体験する。
- ・結論の出ていない事象について自分で思考する過程を体感する。(宮崎・中井, 2020)

目標においても構造に関する記述は見られないが、作業後のまとめでは検索エンジンやソーシャルメディアにコンピューターのアルゴリズムについて説明し、フィルターバブル現象や虚偽のニュースのほうが早く拡散することを伝えている。メディアの収益や産業に関することは言及されていないものの、使われているシステムの仕組みが要因であることを伝えているため、解決策をただ教えるよりも一歩踏み込んだ内容に取り組んでいる事例である。

4.4 まとめ

ここまでをまとめると、フェイクニュースの要因にはアテンション・エコノミーという構造の問題があり、注目を集め収益を得るための「こたつ」記事が作られることによってフェイクニュースが生まれているという現状があることが分かった。しかし、教育の現場では解決策を教えることが中心で、フェイクニュースの背景にある産業構造や収益に関しては教えられていない。またフェイクニュースに関する参加型学習の事例でも真偽を見分けることが目標とされる傾向がある。

また私が自分には関係がないと感じていたメディア教育は、問題を回避するための解決策を教えていた授

【12】 Yoo Kyung Chang et al., 2020, 「News literacy education in a polarized political climate: How games can teach youth to spot misinformation」, SHORENSTEIN CENTER on Media, Politics and Public Policy (2024年1月15日取得, <https://misinforeview.hks.harvard.edu/article/news-literacy-education-in-a-polarized-political-climate-how-games-can-teach-youth-to-spot-misinformation/>)

【13】 宮崎洋子・中井祥子, 2020, 『メディアリテラシー授業実践例 ニュースの見出しを作ってみよう』, スマートニュースメディア研究所 (2024年1月14日取得, https://smartnews-smri.com/wp-content/uploads/2021/03/jissen_hoseinichu_210323.pdf)

業であることが分かった。アテンション・エコノミーの問題は教えられていない項目であるものの、インターネットの構造の基盤となっている。つまり、知らないだけでアテンション・エコノミーは常に触れている問題であり、非常に身近な問題であるといえる。そして「WELQ」の事件でも明らかなように、フェイクニュースにおいてもアテンション・エコノミーは大きな原因となっている。

そのため参加型学習によって、アテンション・エコノミーを学ぶことができれば、フェイクニュースを身近に感じることができるのではないだろうか。

第5章 ワークショップ

5.1 目的

目的は、アテンション・エコノミーの構造を知ることにより、フェイクニュースを身近に感じてもらうことである。そこで高校生を対象にインターネットメディアの収益を上げるためにページビューを稼ぐ「こたつ」記事のタイトルを作るという参加型学習のワークショップを提案する。

5.2 ワークシート

「こたつ」記事は宮本（2022）が指摘するように、タレントのツイートやインスタグラムといったSNSの投稿を基に作られる。そのため本ワークショップでは、「こたつ」記事タイトルの基となる架空のSNSの投稿とコメント欄を作成した。

記事タイトルの基となる投稿はヤフーニュースに配信されているインターネットメディアやスポーツ紙による「こたつ」記事を参考にし、インフルエンサーが災害の寄付金を募る投稿とした。「こたつ」記事の特徴である有名人の投稿として、注目度の高いインフルエンサーによる投稿を選び、投稿の内容もお金と災害という注目度の高いトピックを選んだ。インフルエンサーによるこのような投稿はSNS上にも散見されるため、高校生でも普段から目にしている可能性が高いと考えたためである。

「こたつ」記事ではタレントのSNS投稿に対する反応が書かれることが多い。そのため本ワークショップでもコメント欄を作成している。コメント欄も実際の「こたつ」記事に取り上げられている反応を参考にし、投稿に対する賛成と反対の意見を計24個のコメントを用意した。また、実際の「こたつ」記事で多くのアクセスを集めたタイトルを参考として記載した。

参加者には、インフルエンサーのSNS投稿とネットの反応の2つを組み合わせ「こたつ」記事のタイトルを考えてもらう。ワークシートには空欄を作り、記事作りの話し合いのメモ代わりに使えるように工夫した。ワークシートは巻末に添付する。

5.3 進め方

ワークショップの時間は、高校の授業時間を参考に50分を目標とした。今回のワークショップは試験的な取り組みのため、説明10分、班に分かれての議論30分、解説10分で本編は50分以内と設定し、参加者にワークショップに関するアンケートの記載を含めた振り返りを15分確保するため65分とした。

説明では、インターネットニュースのビジネスモデルについての話をする。無料の記事がクリックされることにより収益を得る広告収入型と記事を読むためにお金を支払うサブスクリプションモデルがあることを紹介し、今回は広告収入型の立場で取り組んでもらうことを説明する。そのためページビューを稼ぐため、クリックされること記事タイトルを作ることが重要であると参加者に共有する。

続いて2つの目標に分かれてワークを行うことを説明する。ここでは記事を作る上で大切とされる収益と正確性を2つのグループに分けることで再現した。記事タイトルを作る際に「クリックされること」と「的確に内容が伝わること」という2つの目標を掲げた班に分かれて議論し、記事タイトルを作成する。

タイトル作成後の解説では、ページビューを稼ぐような記事はアテンション・エコノミーと呼ばれるイン

ターネットの構造的な問題から起こっており、フェイクニュースの要因であることを説明する。これは実際に「こたつ」記事タイトル作りを体験してもらってから解説を行うことにより、フェイクニュースの背景を理解しやすくするためにこの流れとした。

5.4 対象

ワークショップの参加者は、会場である新聞博物館や法政大学附属高校に告知を依頼し一般公募した。当日の参加者は予約した高校生14名であった。1班における定員を3名とし、3人班5つと2人班1つに分けた。班には藤代ゼミの学生を1人ずつ配置し、高校生のワークの補助を行った。

高校生には「クリックされやすいタイトル」と「内容が的確に伝わるタイトル」のどちらかを作ってもらった。どちらを作るかはこちらで指定し、対象の5班を「クリックされやすいタイトル」を3班（8名）、「内容が的確に伝わるタイトル」を2班（6名）に分けた。

補助についたゼミ生は、ワーク中に高校生からの質問に答えることと、議論が円滑に進むように話していない高校生に会話を回すことなどの手助けを行った。

図3 ワーク中の様子(新聞博物館)



図4 作成した記事タイトルを共有する様子(新聞博物館)



5.5 アンケート

ワークショップの難易度や参加者の理解を確認するため、「理由記入シート」と「感想シート」を作成した。「理由記入シート」と「感想シート」も、巻末に添付する。

「理由記入シート」は、ワークショップで作ったタイトルとその理由、ワークの難易度確かめることを目的とした。「タイトルをつけるときに工夫したところを教えてください」「タイトルをつけるときに難しかったところは何ですか？」を自由記述で回答してもらう。

「感想シート」は、アテンション・エコノミーという構造を理解できたかを確認することを目的とした。「フェイクニュースがどうして広まるのか教えてください」「もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？」「今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください」を自由記述で回答してもらう。

「フェイクニュースがどうして広まるのか教えてください」という問いでは、ワークショップを通してアテンション・エコノミーという構造がフェイクニュースの要因であるということを理解できたかを確認する。つまり、フェイクニュースという問題を構造という視点から考えることができているかを確認するものである。「もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？」という問いでは、アテンション・エコノミーを学ぶことで「こたつ」記事の問題点に対して、自分事に考えることができるかを確認する。「今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください」という問いでは、面白かった部分や改善点を聞き、全体を通した個人の感想を収集する。

第6章 結果

6.1 「理由記入シート」の結果

各班が考えたタイトルは表1のとおりである。

表1 各班による記事タイトル

班	記事タイトル
クリックA (2名)	フォロワー100万人超の人気インフルエンサー 被災地の寄付に賛否の声「1000万すぎすぎ」「どうせバズりたいだけ」
クリックB (3名)	金釣りおじさん、信者に金を要求か 【お金送ります！】VS【自分の金でやれ】
クリックC (3名)	コウキ社長、視聴者に寄付強制「炎上商法だろ」「またウソだろ？」と批判の声
的確A (3名)	人気インフルエンサー、被災地に募金呼びかけ「尊敬する」「賛同の声集めたいだけだろ」
的確B (3名)	登録者100万人のインフルエンサー 被災地に1000万円寄付 被災地喜びの声 「政治家より有能」

次にタイトルをつけるときに工夫したところについて確認する。「クリックされやすい」を意識した班は表2のとおりである。

表2 「クリックされやすい」を意識した班のタイトルをつけるときに工夫したところ

班	タイトルをつけるときに工夫したところ
クリックA	あえて名前を付けないことで食いつくようにした 語尾に「か」「も」をつけると興味が引けそう 寄付金の額をタイトルに入れず、ネットの反応にいい興味を引いた
	人名を載せずに誰なんだろうと興味を持たせる なぜ人気インフルエンサーなのに批判的な声があるのかに注目させる
クリックB	炎上しそうなタイトルにし、好奇心をくすぐることでクリック数を上げる 名前を直接出さない 支持者を信者と表記する→宗教的な言葉を使えば現代社会では問題視されそうな悪いことが連想されみんな気になりそう
	対比させたネットの反応を最後に着けることで、人物の印象が残りやすいようなタイトルにした。
	人物に匿名性を持たせる 善い人よりも悪い人に見えるようにした
クリックC	いい意見か悪い意見のどちらかに寄せる 「強制」「炎上」などインパクトの強い言葉を使う
	人名をはっきりと書いた方がクリック数が増えると考えた。 「寄付強制」という強い言葉をいれてついクリックしてしまうタイトルを意識した
	ネガティブな記事に注目してしまう若い世代に付け込んだような記事

工夫したポイントは3つに分類できる。一つ目にタイトルで全てを伝えずにクリックに誘導する工夫で「人物を匿名にすることで誰なのか興味を持たせる」「人物に匿名性を持たせる」との回答がある。

二つ目にインパクトのある表現を使うことである。「強制」「炎上」などインパクトの強い言葉を使う」や「いい意見か悪い意見に寄せる」などがあり、クリックC班ではSNS投稿にはない「寄付強制」という誇張した表現をタイトルに入れている。

三つ目にネガティブな話題として扱うことである。「炎上しそうなタイトルにして好奇心をくすぐる」「善い人よりも悪い人に見えるようにした」「支持者を信者と表記することで、社会で問題になった宗教の問題を連想させる」というように意図的にネガティブな話題に見えるような工夫が見られた。

タイトルを作る上で難しかったところとして、どのネットの声を全面に出すかということに悩んだ参加者が複数おり「どの立場の意見を採用するかで印象が変わってくると思ったから」と言う理由が挙げられた。また、「悪いところばかりではなく、いい面も一緒にさしながらクリック数を増やすことは無理だということ」が理解できたとの回答もあった。

「的確に伝わる」を意識した班がつけるときに工夫したところは表3のとおりである。

表3 「的確に伝わる」を意識した班のタイトルをつけるときに工夫したところ

班	タイトルをつけるときに工夫したところ
的確A	できるだけわかりやすく事実を絞った
	登録者100万人と書いてあるけど別にYouTuberとは限らないから代わりに人気インフルエンサーとした
	ネットの反応から何を取り上げるべきか厳選した
的確B	ニュースは正確性を求めているため、正確にやったことを捉えるタイトルにした 記事をすべて読まなくてもタイトルだけで内容が分かる
	正確な内容かつ興味を引くようなタイトルにした マイナスな内容は書かない方がいいと思った
	人物のことがすぐにわかるように実際のコメントも入れた

「記事をすべて読まなくてもタイトルだけで内容がわかる」「マイナスな内容は書かない方がいいと思った」という記述が見られた。難しかったところに「読者にコウキ社長を疑うことを促すようなタイトルをつけそうになった」との回答や「ネットの反応を見ても印象に残らなかったので、架空のコメントを入れた。コメントはいくらでもあるので架空のコメントを入れてもバレない」と、的確に伝わることを意識している班でもクリックを求めたことがうかがえた。

6.2 「感想シート」の結果

続いて感想シートの回答に対する内容について記述していく。「フェイクニュースがどうして広まるのか」に対する回答は表4のとおりである。

表4 「フェイクニュースがどうして広まるのか」の回答

班	フェイクニュースがどうして広まるのか
クリックA	こたつ記事は手軽に簡単に書いてしまい、1人で完結してしまうから
	新聞やテレビの報道よりも早く伝わるため嘘かどうか分からないまま情報を信じて伝えるから
クリックB	コメント数が多くなったりするとオススメやトップニュースに上がることで多数の人の目に留まるから
	インフルエンサーが拡散してしまったりするから。 教えてあげなきゃという善の気持ち広がってしまう。だからこそより早く、事実を確認せずに送ってしまう
クリックC	本当そうな声を入れたり、インパクトのあるタイトルだからこそ、そのニュースを見て信じてしまうから
	名誉のある人の光のイメージが持たれている人の陰の一面が垣間見えたニュースであればそのギャップを面白がって飛びつく人が多いから ネットの声や意見にどれほどの信頼性があるのかほとんど吟味せずにインパクトがある内容や自分の好きな著名人に批判や悪評がついていたら過剰に反応してしまうところにあると思う
的確A	直感的に見てしまうから
	他人に自分の書いた記事を見てもらいたいという承認欲求や自分にとって不都合なものはフェイクニュースを流して隠蔽したいという思いが原因 フェイクニュースを見たマスメディアが真偽を確かめずに（あるいは嘘と知りながら視聴率のために）拡散してしまうため
的確B	スマホでいろんな記事を見ることができるが、その記事が正確なのかフェイクなのかを判断することや確定することは難しい
	興味を引くようなタイトルで書かれているから 根拠を確かめずにフェイクニュースを容易に真実だと信じ込み拡散してしまうから

14名中4名が真偽を確かめないまま広めてしまうということを理由に挙げており、ニュースの受け手側の問題として捉えていることが分かる。アテンション・エコノミーやメディアの収益に関する記述は見られなかったが、「コメント数が多くなったりするとオススメやトップニュースに上がることで多数の人の目に留まるから」「インフルエンサーが拡散してしまったりするから」「興味を引くようなタイトルで書かれているから」といった回答があった。

「もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？」に対する回答は表5のとおりである。

表5 「もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？」の回答

班	もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？
クリックA	こたつ記事を作らず、しっかり取材をしたり事実に基づいて記事を作りたい
	できるだけ正確な情報のみを読み取り、誤った情報を読者に伝えないようにする、確認を忘れない
クリックB	取材を大切にする。コメントを信用しすぎない 聞いた言葉をそのまま使う、無理に言い換えたりせずに違う意味にとられないようにする
	きちんとした根拠を残す。自分の目を見たこと、聞いたことを記す
	広めてしまった人の気持ちも尊重しながら、真実を述べ、次回以降起こらないように啓蒙する
クリックC	具体的な数字や言葉、単語を入れる
	偏ることなく誰かを陥れるような文章は書かないようにしたい
	真偽を確認して各意識はどうしても必要
的確A	事実を第一にする
	書くテーマに関して本やSNSなどで調べたりして誤解を生まない記事にしたいと思います
	根拠の乏しい情報をとりあげるのを避ける
的確B	正確性を第一に考える。その記事に対して責任を持って取材や記事を書くことを正確にやりたい
	事実を述べつつも言い回しを変えて、見る側にインパクトを与えるようなものを作る
	確実に真実なものだと客観的に見てわかる部分だけを取り上げて、ネットの声には十分に気を付ける

14名全員が取材や客観性、事実を確認した正確な記事を書くという回答をしている。そのうち4名が「『こたつ』記事を書かない」「取材を大切にする」といった「こたつ」記事における問題点を踏まえて回答している。1名が「事実は述べつつも、インパクトを与えるようなものを作る」といった回答をしている。

「今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください」に対する回答は表6のとおりである。

表6 「今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください」の回答

班	今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください
クリックA	ワークに取り組んでからのレクチャーで分かりやすかった
	自分たちでいつも見ている記事なのにタイトルづくりは割と難しかった もう少しニュースに触れて、いかに見てもらえるか考えたい
クリックB	どっちの記事を書きたいかでチーム分けをした方がいいかも 私はクリック数が楽しかったからよかった
	ニュース記事のタイトルがこんなに簡単に作られてしまうんだという驚きと恐ろしさがあつた。 ネットの情報は簡単に信じないことが大切と感じた。実際に作る立場に立つことがないため新鮮で、緊張したけど楽しかった
	人と話し合うことで自分にはない意見が聞けて面白かった ふわっとした意見でも話し合うことで具体化されて面白かった
クリックC	自分と違う考えを知れた。自分の思っていた方法以外でも見る人の目を引くことができる 同じ高校生でもこんなに意見が違うのかと驚いた
	普段は見るだけですが、初めてタイトルを作ってみて少ない時間でも作れてしまう怖さが実感できて面白かった
	どのような視点で何を伝えるために記事を書くのか、また誤解を与えずに偏りのない情報の記事をどうつくるのか、記事を作るのってこんなに難しいんだというのが第一印象 記事を作る側がこれだけ苦勞して作っているなら読み手側の騙されない工夫も必要
的確A	伝えることの難しさが分かった 普段あまりにニュースについて深く考えることがなかったので勉強になった
	他人と自分の意見が異なっていたり、どういう記事が人に興味を持たすことができるか調べるところが面白かった
	難しいワークだったが、ゼミ生が主導してくれたおかげで、円滑に進めることが出来た
的確B	自分で記事タイトルを作ることが面白かった。新聞記者としてタイトルを正確に作るのと同時に人々が見てくれるタイトルを考えることが難しいが面白いと思った
	いつもは見る側だったところから作る側になってみて、人を言葉で操作することの面白さが分かった
	自分もよく利用するネットが題材だったことが面白かった

「自分もよく利用するネットが題材だったことが面白かった」「自分たちでいつも見ている記事なのにタイトルづくりは割と難しかった。もう少しニュースに触れて、いかに見てもらえるか考えたい」「普段は見るだけですが、初めてタイトルを作ってみて少ない時間でも作れてしまう怖さが実感できて面白かった」といった回答からはフェイクニュースを身近に捉えていることが分かった。

また「ニュース記事のタイトルがこんなに簡単に作られてしまうんだという驚きと恐ろしさがあつた」といったように「こたつ」記事の作り方への理解や「タイトルを正確に作るのと同時に人々が見てくれるタイトルを考えることが難しいが面白いと思った」というような注目を集めることと的確に伝えることのバランスの難しさを理解したという回答もあった。その他には「人と話し合うことで自分にはない意見が聞けて面白かった」「同じ高校生でもこんなに意見が違うのかと驚いた」「他人と自分の意見が異なっていたり、どういう記事が人に興味を持たすことができるか調べるところが面白かった」といったように、異なる意見に触れたことが面白かったという意見が得られた。

6.3 まとめ

「理由記入シート」と「感想シート」の回答結果からは、フェイクニュースの問題を自分にも起こりうる問題だと身近に感じてはもらえたことがうかがえた。インターネットのニュースではアテンション・エコノミーにおける注意を集めることが重視されるという点は伝わったように見られるが、フェイクニュースの背景にある産業構造や収益の理解に至ったかは十分に確認できなかった。

第7章 考察

7.1 目的の達成度について

今回のワークショップの目的はアテンション・エコノミーの構造を知ることにより、フェイクニュースを身近に感じてもらうことである。「理由記入シート」と「感想シート」の回答結果から、アテンション・エコノミーについては学習が十分ではないものの、フェイクニュースを身近に感じてもらうことはおおむね成功したといえる。

「感想シート」の「フェイクニュースがどうして広まるのか教えてください」に対して、「コメント数が多くなったりするとオススメやトップニュースに上がることで多数の人の目に留まるから」「インフルエンサーが拡散してしまったりするから」「興味を引くようなタイトルで書かれているから」といった部分はインターネットニュースの構造や特徴を捉えたものである。インターネットのニュースの運営においてはページビューを稼ぐために注意を集めることが重視されるという点は伝わっており、産業構造や収益への理解に近づいている。

その一方でニュースの受け手が見分けることをしないまま拡散するからだという意見も見られる。真偽を見分けることが重要だとの回答は、解決策を教える形に結びつくものである。これは、解決策を教える教育が高校生に意識されていることが考えられる。フェイクニュースの背景にある産業構造や収益の理解するためには、ワークショップの工夫が必要となるが、その際は高校生がこれまで受けてきた教育の影響を考慮する必要があるといえる。

「今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください」の質問において「こたつ」記事が簡単に作れてしまう怖さや驚き、注目を集めることと見てもらえることのバランスの難しさの理解といったフェイクニュースを自分事として考えて取り組む回答があることから、フェイクニュースの問題を身近に感じているといえる。

7.2 改善点について

「フェイクニュースという課題に対して自分事としてより深く考えてもらうことにはさらなる工夫の余地があるといえる。「感想シート」の「もし自分が記者だったらどうするのか」という質問項目では参加者のほぼ全員が正確な記事を作ることが大事だと回答している。この質問ではフェイクニュースがただ情報の発信者から起こるという表面的な課題だけでなく、アテンション・エコノミーの構造によるメディアの収益確保という背景から記者としての行動を考えた回答があると想像した。しかし参加者には「こたつ」記事の問題点が強く伝わり、正確な記事を出すことも、もちろん重要ではあるが収益を得ることも重要であると伝わりきらず、正確な記事を作るという回答が多くなったと考えられる。高校生によって正確であることが「正しい」と考える部分もあるのかもしれない。正解がない問題であることをワークショップ実施時に説明することも必要であろう。

この問題に対するワークショップの改善案として、自分が普段見ている情報に「こたつ」記事のようなアテンション・エコノミーの構造は見られるか、議論する時間をワークの中に組み込むことが挙げられる。これにより自分のメディア利用とアテンション・エコノミーを結び付けることで、より自分事になり、理解度も上がると考える。今回扱ったワークにおいてもディスカッションは新たな意見に気づくことができたとい

う感想も多かったことから、ワークで得た認識を共有し、話し合う時間を増やすことで考えを深めることができるだろう。

参考文献

- 鳥海不二夫・山本龍彦, 2022, 『デジタル空間とどう向き合うか 情報的健康の表現をめざして』日本経済新聞出版
- 中橋雄, 2021, 『【改訂版】メディア・リテラシー論—ソーシャルメディア時代のメディア教育』北極出版
- 中村純子, 2022, 「第7章 学校教育におけるメディアリテラシーの位置付け」坂本旬・山脇岳志編著, 『メディアリテラシー 吟味思考を育む』時事通信社
- 藤代裕之, 2021, 『フェイクニュースの生態系』青弓社
- デイビット・バックingham, 2018, 「デジタル資本主義時代のメディア・リテラシー教育」, 『メディア情報リテラシー研究』1 (1) :4-19
- 宮本聖二, 2022, 「急増する情報とメディア空間の“ゆがみ”: アテンションエコノミーとフェイクニュース」, 『21世紀社会デザイン研究』21:75-89,
- 村上郷子, 2023, 「日本のメディア情報リテラシー教育の政策と課題」『メディア情報リテラシー研究』4 (1) :60-72
- 梁夢韻・大川恵子, 2019, 「フェイクニュースへの意識を高めるパーティーゲームのデザイン」『修士学位論文, 2019年度メディアデザイン学』(783)
- 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター, 2023, 『偽・誤情報、陰謀論の実態と求められる対策』(2024年1月14日取得, http://www.innovation-nippon.jp/reports/2022IN_report_full_FN.pdf)
- 総務省, 「インターネット上の違法・有害情報に対する対応」, 総務省ホームページ (2024年1月14日取得, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_05.html)
- 総務省・みずほリサーチ&テクノロジーズ, 2022, 『メディア情報リテラシー向上施策と課題等に関する調査結果報告』(2024年1月14日取得, https://www.soumu.go.jp/main_content/000820476.pdf)
- みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社, 2023, 『国内外における偽・誤情報に関する意識調査 ー令和4年度 国内外における偽・情報に関する意識調査よりー』 (2024年1月14日取得, https://www.soumu.go.jp/main_content/000882502.pdf)
- 宮崎洋子・中井祥子, 2020, 『メディアリテラシー授業実践例 ニュースの見出しを作ってみよう』, スマートニュースメディア研究所 (2024年1月14日取得, https://smartnews-smri.com/wp-content/uploads/2021/03/jissen_hoseinichu_210323.pdf)
- 文部科学省, 2020, 『GIGAスクール構想の実現へ』, 文部科学省ホームページ (2024年1月15日取得, https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf)
- 横山省一, 2022, 『メディアリテラシー授業実践例 ～ それ虚偽ニュースかも。さて、どうする? ～ 情報リテラシーを養う』, スマートニュースメディア研究所 (2024年1月14日取得, https://smartnews-smri.com/wp-content/uploads/2021/06/yokoyama_2106.pdf)
- Teachers College Press, 2024, 「LAMBOOZLED!」, Teachers College Pressホームページ (2024年1月15日取得, <https://www.tcpspress.com/lamboozled>)
- Yoo Kyung Chang et al. , 2020, 「News literacy education in a polarized political climate: How games can teach youth to spot misinformation」, SHORENSTEIN CENTER on Media, Politics and Public Policy (2024年1月15日取得, <https://misinfreview.hks.harvard.edu/article/news-literacy-education-in-a-polarized-political-climate-how-games-can-teach-youth-to-spot-misinformation/>)

フェイクニュースを身近に感じる ワークショップ

チーム名

氏名

動画投稿者の寄付を呼びかける投稿がSNSで話題となっています。
ニュースサイトの記者として、記事のタイトルを作ってください。

投稿



コウキ社長【成功させるカリスマ】@koki_channel

成功者になるテクニックを動画で発信しています。／お金配りおじさん
人気インフルエンサー／登録者100万人／「人生逆転」したい人向け

12万フォロワー 120万フォロワー

投稿

返信

メディア

いいね



この前の大雨やばかったよね。被災地からヘルプDMきたから1000万寄付した。
もっと助けたいからお金送ってくれ！普段はお金配ってるけど、こういうときに何も
やらない奴はカッコ悪いぜ。詳しい理由は明日アップする動画を見てくれ。

午前10時10分 2023年8月11日 79万件の表示

69万件のリツイート 150万件のいいね

ネットの反応

印象変わった！	やっぱり天才！！	またウソだろ？
災害支援なかなかできない	どうせバズりたいだけ	被災者ですが嬉しいです
いつもと違うけど大好き！	政治家より有能	神対応
友達が被災しました	普段の行動がアレだからな	アンチ乙
本当に寄付しているの？	炎上商法だろ	自分の金でやれ
尊敬してます。憧れです	お金送ります！	動画に誘導したいんだろ
1000万円すごすぎ	信者がまた騙されてるよー	市長やってください
動画が楽しみです	先週炎上したばっかじゃん	理由気になる……

このワークシートは法政大学社会学部藤代裕之研究室が制作しています

タイトルの参考

- ・元迷惑系YouTuber、生活保護への持論に賛否「これには賛同!」「浅い回答」(ENCOUNT 2023年4月25日)
- ・サッカー系YouTuber、試合内容に納得がいらずモニターを蹴り飛ばす「それはダメだろ」「気持ちちはわかる」と視聴者から賛否両論の声(モデルプレス 2023年4月18日)
- ・登録者200万人超のYouTuber、結婚していたことを発表 お相手も明らかに「今までで1番衝撃」「バレてなかったの凄」(ねとらぼ 2023年2月9日)

【タイトルの公式】

人物×出来事×ネットの反応

タイトルをつくろう!



理由記入シート

チーム名

氏名

チームでつくったタイトル

--

タイトルをつけるときに工夫したところを教えてください。

--

タイトルをつけるときに難しかったところは何ですか？

--

感想シート

チーム名

氏名

1. フェイクニュースがどうして広まるのか、教えてください。

2. もしあなたがニュースサイトの記者だったら、どうしますか？

3. 今日のプログラムで、面白かった部分や改善点があればぜひ教えてください。

このワークシートは法政大学社会学部藤代裕之研究室が制作しています

以下の論文は執筆者の意向により Web 版には掲載されません。

- ・北川博子「関西人と関東人では意思決定方法が異なるのか？～プロスペクト理論による検証」
- ・ browse 沙和「コミットメントデバイスとしてのリビング学習～「ソフト」か「ハード」か～」
- ・高安美月「学業成績が大学生の幸福度に与える影響～GPA と経済状況、幸福度の関係～」

法政大学社会学部

優秀卒業論文集 2023

2024年3月31日 発行

編集 法政大学社会学部

発行 法政大学社会学部

〒194-0298 東京都町田市相原町4342

電話 042-783-2351

制作協力 株式会社 ふ こ く 出 版

印刷 株式会社 ヒラツカ印刷社

©法政大学社会学部